





持続可能な 地域コミュニティづくりに 向けた取り組み



～町内会に関する考察を中心に～



発行にあたって

近年の北海道では、各地において、過疎化や高齢化世帯の増加などが進む中、行政も民間セクターも必ずしも十分にその動きに対応しきれていないことなどを背景に、地域コミュニティによる共助の取り組みやセーフティネットの役割が増大してきています。しかしながら、一方で、地域コミュニティの代表的組織である町内会は、その数の減少や加入率の低下等の課題に直面している現状にあります。

こうしたことを踏まえ、当研究所では、令和5年度に、日ごろから地域コミュニティの研究をされている四名の研究者にご参加いただき、「北海道における地域コミュニティに関する研究会」を立ち上げました。以後、地域におけるコミュニティの活性化に必要とされる取り組みや、町内会を中心とした地域コミュニティのあり方について、調査研究を進めてきたところです。

本報告書は、こうした調査研究の成果を踏まえて、研究会各委員が、これからの時代に求められる地域コミュニティのあり方について考究して執筆したものを、提言として取りまとめ、これに若干の参考資料を付したものです。

日ごろから、地域づくりに関わっている全ての方々に手に取っていただきたく、特に、本研究会が町内会に関する調査研究を中心に進めてきたことから、道内各地の町内会関係者には是非ご一読いただきたいと願っております。

北海道における地域コミュニティに関する研究会

- | | | |
|----|-------|-------------------|
| 委員 | 武岡 明子 | 札幌大学地域共創学群 教授 |
| 〃 | 林 琢也 | 北海道大学大学院文学研究院 准教授 |
| 〃 | 小内 純子 | 札幌学院大学 名誉教授 |
| 〃 | 片山めぐみ | 札幌市立大学デザイン学部 准教授 |

令和8年2月

北海道における地域コミュニティに関する研究会事務局
(一般財団法人北海道開発協会 開発調査総合研究所)

目次

発行にあたって

第1章 地域コミュニティの中核となる町内会

- 1 地域コミュニティの中で大きな役割を果たす町内会のこれからの姿 — 2
～ほどほど、そこそこゆるい町内会のススメ～
北海道における地域コミュニティに関する研究会事務局
- 2 持続可能な町内会のあり方について ————— 12
札幌大学地域共創学群 教授
武岡 明子

第2章 町内会やその他の多様な主体が築く地域コミュニティ

- 1 新たな地域コミュニティ組織づくりに向けて ————— 26
札幌学院大学 名誉教授
小内 純子
- 2 地域づくりを支える仕組みと人材 ————— 40
北海道大学大学院文学研究院 准教授
林 琢也
- 3 持続可能な地域コミュニティデザインのヒント ————— 54
—ゆるやかな連携を基盤とする新たな仕組みの探求—
札幌市立大学デザイン学部 准教授
片山 めぐみ

第3章 座談会

- 「これからの地域コミュニティづくり—地域との新しいつながり方—」
————— 68

関連資料

- 1 研究会関連資料 ————— 82
 - 2 農山漁村における地域コミュニティ関連資料 ————— 91
- 研究会委員プロフィール ————— 155

第1章

地域コミュニティの 中核となる町内会



1 地域コミュニティの中で大きな役割を果たす 町内会のこれからの姿 ～ ほどほど、そこそこのゆるい町内会のススメ～

北海道における地域コミュニティに関する研究会事務局

はじめに

地域コミュニティの問題に詳しい四名の研究者に研究会委員にご就任いただいて設置された「北海道における地域コミュニティに関する研究会」では、2023年8月22日に第一回目の研究会を開催して以来、累次の議論を重ねてきたところ、今般、それを踏まえての研究会各委員の論考がまとまった。

各委員のご執筆の掲載に先んじて、ここでは、研究会として行った関係者へのヒアリングや研究会での議論の様子を明らかにするため、それら内容を集約して、町内会のこれからの姿をどう考えるべきかについての文章にしてみた。

各委員の論考は、この内容を基本的認識として、その発展形として展開されているので、まずは本報告書を本稿から始めることとしたい。

1. 基本となる考え方

1.1 なぜ町内会の組織率が低下しているか

北海道の都市部においても農村部においても、これまで、町内会は、地域コミュニティを支える上で必要不可欠な基本的組織として、長く安定的に存在してきた。しかるに、近年、その組織率の低下が指摘され、従来の存在感が失われつつあるような状況である。

地域住民がなぜ町内会に加入しなくなってきたかについては、通常、役員になることへの負担感等いくつかの理由が指摘されるが、町内会に加入しなくても生活に支障はなく、入会のメリットが薄い、とする人が増えてきたことも挙げられよう。最近では、独身者など子どものいない現役男性勤労者も増えてきているが、そうした人には、いくら町内会主催のイベント等が活発に行われていても参加する機会がないし、仮にあったとしても、男性は自発的にイベントに参加することが苦手であるから、ますます町内会は縁遠いものになってしまう。

一方で、道路除雪の町内会負担や街路灯の電球交換等は町内会ならではの重要な役割ではあるが、これは、非町内会員も便益を受けるから、それなら町内会費を払うだけ無駄という思いを抱かせてしまうことになるのかもしれない。町内会の活動の便益を受けるというのは、フリーライド（ただ乗り）であり、それはそれで問題ではあるが、実態としてそうさせない対策を取るのには難しく、根本的には、誰もが町内会に加入することが当たり前になれば解決はしないということになる。そうであれば、どうすれば、未加入の住民が町内会の必要性を理解して、入会するかを考えなくてはならない。

1.2 町内会の役割の考察

このような状況を踏まえて、これからの町内会が進むべき方向を考えると、それは、イベント開催にかなりの重きを置いている現状から、不便や困りごとの解消などを通じた住民生活の安定化や快適化に取り組む方向へシフトすることだといえるのではないか。これは、一般には、「イベント型から課題解決型へ」といわれるようであるが、その結果、活動の内容はある程度スリム化の方向に進むことになるであろう。

災害避難時を想起すれば明らかなように、困った時ほど、近隣の助け合いが必要とされる場面はない。不便や困りごとの解消があれば、町内会の存在感も有難みも増すというものだ。もちろん、助け合いの多くはもっと日常的な小さなことかもしれないが、その助け合いを効果的に進めるために機能する組織が町内会である、ということである。ちなみに、先に挙げた「住民生活の安定化や快適化」だが、決して難しいことをいっているわけではない。ごみステーションの管理などもその立派な一例であり、こうした面での町内会の機能の充実を図っていくべきではないかということだ。

隣人同士が協力し合うことで、「地域住民が、身の回りに支援を必要とする人々がいることを知り、彼らのニーズを知り、自分自身や家族にもいざという時があることを知り、互いに支え合える地域社会を創造」(当研究会片山委員)する。そのために機能する一つの存在、それが町内会だということになる。

もちろん、町内会が「住民生活の安定化や快適化」以外のことをしてはいけないということではない。町内会の中にお祭り好きの人がいて、企画から準備まで率先して行う結果、盛大な町内会祭りが開催されるということもあるだろう。ただ、イベントというのは一過性のものであり、町内会に継続性や持続性を求めるのなら、基本は「住民生活の安定化や快適化」に戻ってくるのではないか。

1.3 新しい町内会像

もっとも、祭りの開催はもちろん、ごみステーションの管理でさえすべての町内会が必ず行うべきとはならない。マンション全体が一つの町内会になっていて、ごみステーションの管理は管理会社が行うので町内会の関与は不要という場合もあるだろう。つまりは、何が不便や困りごとなのかは、住民の中の高齢者や子育て世代の多寡等も含めて、様々な事情により、町内会ごとに異なる。

そうだとすれば、「住民生活の安定化や快適化」に共同で取り組む町内会をベースにするというコンセプトをとるにしても、何かを、最初から町内会としてこれをしなければならぬと決めることは適当ではない。むしろ、これをやりたい、これをやれば便利になる、という発想から、町内会が行うことを決めていくということになるだろう。

そう考えた時には、これからの持続的な発展可能性を有する町内会のあり方として、ほどほどの距離感で「ゆるやかなつながり」に基づく組織体、という発想を土台に、「やりたい人がやりたいことをやる」「できる人ができることをやる」という意識が大切になってくる。「やりたいこと」や「できること」を「そこそこやる」でいいのである。旭川市立大学の出口教授が地域運営組織の議論で指摘されている「この指とまれ」方式というものがあるが、町内会も「この指とまれ」でよいのだ。

「最近、地震が多いし、町内の防災体制をつくりたいな」

「テレビで防災対策をしている町内会を見たけど、俺たちには、とてもできないよ」

「あそこは、たまたま住民の一人が大学の防災の先生だったらしい。あのレベルはムリさ。でも、この街でも、俺たちができることだけでもやろうや」

「そうだな、防災訓練もしたいな。防災食を味わうところまでを訓練にするか」

このような軽い調子で始めても、何もしないよりはるかにいいことはいうまでもない。

町内会に加入しない人がその理由として挙げるものの中に、役員をやりたくないというものがあるが、「やりたいこと」や「できること」を「そこそこやる」のでいいならば、そういった拒否感も薄らぐであろう。特に、現状では、仕事を退いた比較的高齢の人が役員の主な担い手になっている中で、活動が行き詰まってしまっている例も少なくはないが、これを解消するためには、より年齢の若い層の人たちを町内会活動に巻き込むことが肝要である。そして、若い層であればあるほど、「やりたいこと」というような自由な発想で活動できるということがモチベーションを高めることになるのであり、それは後述するいくつかの事例にも示されている。

そして、「やりたいこと」や「できること」を「そこそこやる」ということは、その行うことが時に応じて突如現れてくることもあるというわけであり、その結果、組織的にも既存の部では対応できずに、その都度特例的な部やセクションが実施の任を担うことになるのかもしれない。つまりは、町内会が最初から緻密な組織となっていては、かえって機動性を欠く。これからの町内会が目指すのも、規約で役員や行うべきことをこと細かく決めておく固定的（言いようによっては、硬直的）な組織とは対照的な「ゆるい組織」だということになる。活動を続けている中で結果的に組織力を強化した町内会へ移行することもありえようが、最初はこのような「ゆるい組織」でいいとしてハードルを下げるのが肝要なのである。つまりは、ほどほど、そこそこの町内会を目指したい、ということである。

これらは、当研究会が重点的にヒアリングを行った都市部の町内会には特にいえることと考えているが、農村部の町内会の場合でも基本的には同様に考えてよい。

ただし、町内会の存在がなくても生活への支障が明確には見えにくい都市部では、「やりたいこと」や「できること」であれば何でもいいという考え方が町内会加入を促す方向に作用するという点でも意味があると考えるが、農村部においては、町内会がもう少し実生活に密接に関わっているという実態もあるので、地域の課題や問題を整理して、そのことと「やりたいこと」や「できること」との擦り合わせを行った上で、活動内容を決めていくということにはなるだろう。

2. 具体的改革案

2.1 本項の位置づけ

「ゆるい組織」という発想に基づく町内会を目指すとしても、具体的な組織づくりや活動内容はどうなるのか。この点でも、すべての町内会が同じように取り組むべきというわけではなく、以下に例示することなども参考にして各町内会がそれぞれのあり方を考えていきたい。

2.2 組織・運営面の改革

2.2.1 町内会執行部組織の人的資源の充実

昨今、多くの町内会で、役員の担い手不足や高齢化等の問題が指摘されており、要すれば、執行部の町内会をけん引する機能が必ずしも十分ではない状況が見られる。将来的な展開を考えていくのなら、以下のような取り組みなどを通じて、執行部組織の人的資源の充実を図っていきたい。

① 役員の担い手の確保

ア 現役勤労者の中でも中堅若手世代の人々は、本来なら町内会活動の中心になってしかるべき存在であり、役員等としてのより多くの積極的な参画が期待される。

一般には、これらの人々は、仕事に忙しくて町内会活動に関わることは難しいと思われがちだが、昨年（2025年）、札幌市の新琴似三番中央第二町内会では、30代半ばから40代の5人が役員に就任したという（新琴似連合町内会機関紙「新琴似」2025年8月1日付）。

同紙上で西山哲志会長が語ったところによると、最初は従来の発想でシニア世代に役員を打診したものの、仕事、自身の健康、介護を理由に次々と即座に断られたようだ。しかし、中堅若手世代だと、「何をするのか」などの質問をした上で熟考してくれた、とのことで、それゆえ、役員就任を打診する側も、こういう人材が欲しいなど具体的な説明をするべきだという。これらの層が加わったことで、町内会のホームページの制作に取り掛かることができ、また、他の場面でも、発想が新鮮でよい案が出てきているとのことだ。

イ こうした町内会の中核として活躍する中堅若手役員の予備軍として、将来を見据えて社会経験を求める若年者、特に大学生を役員に登用する、あるいは、彼らに活動の場を提供することも重要である。実際にも、若者に地域活動に参加してもらい取り組みをしている例が各地で見られるが、当研究会が現地調査に赴いた中でも、たとえば、苫小牧市拓勇東町内会では、高校生を役員に登用しており、また町内会ではないが、函館市社会福祉協議会では、高齢者等の地域住民が集まるサロンの運営を行う地域福祉コーディネーターに地元の教育大学の学生を任命するなど、若い力の活用を図っている。

なお、やはり当研究会が訪問した鷹栖町の地区住民センターでは、地域おこし協力隊等の若い人たちが地域プロジェクトマネージャー等として、地域づくりに積極的に関与していたが、その活動には本人たちの創意と自主性に任されている部分が大いとの印象を受けた。函館市での大学生の地域福祉コーディネーターにもそうした面が見られたが、両者とも役所から委嘱を受けた役職であり、町内会のような組織とは立場は別ではあるものの、特に若い人たちが活動する際には、「やりたいこと」や「できること」を基調とすることが大切であるということは、ここでも確かめることができる。

ウ 育児のために会社を辞めたことで社会との関わりが希薄になったと不満に感じているような子育て中の母親も、町内会活動に参加してくれる可能性がある。社会的には、母であるがゆえに育児のため会社を辞めなくてはならないということ自体が解消されていかななくてはならないし、また、これらの人々は、子育てが一段落すると社会復帰して、そのために地域での活動には疎遠になってしまう可能性もなくはないのだが、一定期間でも町内会活動に関与してくれば意義は大きい。将来的に、何かの機会に活動に復帰してくれることも期待できる。

エ 現役の市役所職員や公務員OBは、行政的知識も豊富で町内会活動の運営に力を発揮できるものと考えられ、今後ともそれらの人々の活躍を期待したい。

オ 専門性を持つ何らかの人々にその得意分野を活かして町内会活動に関わっていただくことも考えていきたい。たとえば、会計関係を町内在住の税理士等をお願いするといったことである。

② 役員への謝金

町内会活動への無関心層が多い現状では、役員の人たちの無料奉仕には酷な面もある。頑張っ取り組もうと思える程度の謝金を支給することは当然に考えてよい。ただし、その支給の実態をガラス張りにすることで、仮にも、役員が町内会費を流用して甘い汁を吸っているといった疑いを抱かれないようにすることが肝要である。

③ 軽量級の役割を可能とする体制

可能な範囲で町内会を手伝える地域住民を発掘して、いわば役員未満一般町内会員以上といった位置づけの軽量級の役割（サポーター等の名称）を設けることも考えてよい。実際、札幌市内にはこの手法を用いて、大きな効果を挙げている町内会がある。

④ 専任職員の配置

事務執行能力の向上のため、フルタイムは無理にしても、定年退職後の人をパートの専任職員として活動してもらい、といったことなら可能性もあるかもしれない。特定の時間帯だけでも町内会の事務所に担当者が常駐しているとわかれば、住民も相談等に訪れやすい。

2.2.2 業務効率化

① 連絡手段の近代化

回覧等の代替としてLINEや他のSNSの活用を進めることは、今やどの町内会においても必須の検討課題であるといっている。ただし、その導入の壁となるのが、町内の高齢者が電子機器の操作に習熟していないという問題である。町内の若者が高齢者に使い方を教える講習会を開催しているところもあるようであり、そういった工夫と併せて考えていきたい。

② 町内会費収受の効率化

会費徴収を、役員が戸別訪問にて対面で徴収するのではなく、振込や電子決済にて実施することも増えてきている。振込手数料が町内会財政にどの程度の負担になるのかといった必要な検討を行った上で、実現を考えていきたい。

③ デジタル化の推進

以上とも重なることではあるが、町内会も積極的にデジタル化を推進していくべきであり、町内会のホームページを開設するといったこともあっていい。あるいは、町内会総会は全員が参加すべき、あるいは全員が参加しうる唯一のイベントであり、極力多くの町内会員が関わるができるように、総会のオンライン傍聴・録画といった環境整備を進めることも考えていきたい。

2.2.3 組織の見直し

町内会の組織は、多くの場合、会長・副会長といくつかの部から構成されているが、先に「ゆるい組織」でいいと指摘したことの裏返しで、その組織がいつまでも同じままである必要は全くない。むしろ、町内会活動の実態に応じて、部の統廃合は常に行っていくべきである。

この際、組織のあり方として特に強調したいのは、少なからぬ町内会に設置されているだろう女性部のあり方の検討についてである。前述の新琴似三番中央第二町内会では、「女性部（の役割）は夏祭りの調理がメイン」であり、年間を通じた活動がほとんどなかったことから、福祉厚生部に改組したという。昨今、マスコミ等でも、夏祭りが開催されると、男性陣が飲んで騒いでいる中、女性はひたすら料理をして（させられて）、果てはお酌までしなければならない、というのが、地方の後進性や男尊女卑の現れだとのトーンで報じられることがある。町内会でも、女性部を廃止しようとすると、「そうしたらお茶は誰が淹れてくれるか」といった発言が飛び出すとはよく聞く話だが、当研究会の「やりたいこと」や「できること」をするというスタンスからいっても、雑事を

女性に押し付けるための女性部であれば、即刻見直しの対象にすべきと考えたい。

一方、町内会の内部組織のあり方に加えて、町内会自体が、その目指すあり方に沿って、法人化（認可地縁団体）やNPO化等、適切な組織体に変えていくことも、必要があれば検討したい。

2.3 活動の方向性

基本認識のところで述べたとおり、本稿の主張は、「やりたい人がやりたいことをやる」、「できる人ができることをやる」「（何かをやりたい人の呼び掛けに共感する人は）この指とまれ」というようなゆるい組織として出発することを考えようということであるが、そうはいつでも、それで何をやればいいのかということになる。そこで、以下に、これからの町内会が何にどう取り組んで行ったらいいのか、考えられることをいくつか例示してみたい。

2.3.1 町内会の最も基本的な活動

不便や困りごとの解消などを通じた住民生活の安定化や快適化のために、どうしても必要な地域の共同活動というものがある。そうしたことを町内会活動の基本にしたい。具体的には、ごみステーション管理・リサイクル、除雪、街路灯の電球交換等である。とはいえ、前述のとおり町内会ではなく管理会社のごみステーションの管理を行うマンションがあるなど、こうした活動でさえ、すべての町内会がやらなくてはならないものではない。あくまでも、それぞれの実情に応じて実施すればいいのである。

町内会のなかった新興住宅地や一度町内会が解散した住宅地で、ごみの問題から町内会を新設・再興したという例がいくつかあるが、この場合も、まずは、「できること」をやるという考え方の下、町内会がなくなった時に困ったごみ処理のことだけでもキチンとやっていきましょうという気持ちで取り組んでいけばいい、ということになる。

また、ごみステーション管理の延長線上の事柄として、自治体のごみ回収の範囲に入っていない廃油の回収や、換金できるアルミ缶や瓶等の回収を町内会独自の取り組みとして行うことも、それをしなければならなかったら負担になるが、「やりたい人がやりたいことをやる」取り組みの一つとして始めるなら、それが担当者のやりがいや満足感になっていくだけでなく、活動全体が住民や町内会自体の利益になっていく。

ごみステーション管理一つを取って見ても、このようにいろいろなことが考えられるが、ともあれ、特に町内会の役割が看過されがちな都市部において入会を勧誘する際には、町内会があって、そのごみステーションの管理などがあって住民の生活が成り立っているということを強調し、入会することが自分のためになるのだということを意識してもらうことは有効なことであろう。

2.3.2 住民の安全を確保するための活動

次に住民生活の安定化や快適化のための活動として考えられるのは、住民の安全を確保するためのものである。特に、津波への警戒の取り組みが強化されている太平洋沿岸地域等にあっては、防災は、むしろ、町内会の最も基本的な活動の一つになるものといってもいいかもしれない。とはいえ、繰り返しになるが、これらについても、自らの町内会ではどんなことが必要なのか、それぞれが実情に即して考えていくべきである。

その例としては以下のようなものが挙げられる。

① 住民一般の安全に関わること …… 防災（大地震等の時の安否確認、熊出没時の町内会としての取り組み、近所で発生した事故への対応）と防犯（防犯カメラ設置、不審者徘徊時の対処、DVや虐待の把握・予防）、高齢者の見守り

② その中でも特に子どもたちに関わること …… 「孤」育て支援、通学時パトロール、子ども食堂、行政に対する歩道防護柵の設置等の要望活動

2.3.3 参加率の低いイベントの見直し

今日では、地域の居住者がこぞって参加するイベントが考えにくくなっており、一部の人しか参加しないイベントに町内会費が投入されるなら、イベントに関心のない町内会員は、そのために町内会費を払いたくないという思考になる。であれば、会員の参加率の低いイベントは思い切って廃止して、同時に、そのイベントの担当組織も改廃して、町内会組織のスリム化を図ることを考えてもよい。部があるから、何かイベントをしなければならないとなるので、イベント自体をやめたら、部自体も廃止するということになるかもしれない。つまりは、前述した組織の見直しということにもつながる。イベント開催こそが町内会の存在意義と考えている人も多いかもしいが、その発想の転換をすることが重要である。

ちなみに、岩手県のある町内会の総務部長は、町内会の活動について、「新しい活動を一つ始めれば、これまでの活動を二つ減らす」とも語っている。

2.3.4 財政基盤の強化につながる活動

財政基盤が弱ければ町内会活動も停滞してしまうので、町内会費以外の収入源を求めていきたいところであり、以下のようなことが考えられる。

① 収益事業の実施

駐車場やカフェを運営している町内会があるという話を聞くことがある。

イベントにしても、これまでのような参加費無料の祭りだけでなく、ビアガーデンのような収益の上がるものにして、多くの町内会員の参加を得るとともに、町内会財政の潤沢化を図ることは考えられる。飲食したい人は代金を払うので、町内会員でない人が来場しても、町内会の活動にフリーライドするという問題も発生しない。

収益事業の実施は、高校や大学の学園祭における出店のような感覚で、運営に関わりたいという人が多数名乗り出てくることも期待できる。

② アルミ缶等の資源回収

アルミ缶や瓶等の資源回収は、すでに実施している町内会の例も多いようだ。リサイクルのような取り組みは、最近の環境意識の向上もあって、やりたいと思う人たちも多いかもしれない。

③ 手を挙げる人たちを募っての活動

これは、何をやるかというより、どうやるかという話であって、活動の内容としてはこれまで述べたことと重複するかもしれないが、何かの活動をする時に、たとえば、子育て中の母親を町内会活動に勧誘したり、特定のイベントの開催に際して運営をする希望者を募集したりするのである。

まさに、「やりたい人がやりたいことをやる」というスタイルの貫徹である。

2.4 活動強化のための他の主体との連携

町内会が、地域コミュニティにおいて重要な役割を果たすことが期待されているのは当然としても、オールマイティーの活躍を求められているわけではないし、またそのようなことができるはずもない。したがって、地域コミュニティにおいて活動している他の主体との連携を行って、活動領域の重複を避けるとともに互いの活動の補完を行っていくような関係性をつくりあげることが大切である。そのような他の主体としては、以下のようなものが挙げられる。

2.4.1 連合町内会

個々の町内会にあっては、その所属する連合町内会（以下「連町」）と緊密な関係性を維持していくのは当然ではある。ただ、たとえば、ある町内会（いわゆる単町）が、連町内の中の他の町内会の役員と連絡を取りたくても連絡先がわからないという声も聞かれており（御多分に漏れず、個人情報保護という事情が障害となっているようである）、連町として各町内会同士の連携を深めるために取り組むことは有用と思料される。

2.4.2 NPO法人

町内会自体のNPO化もありうるが、ここでは、町内会と町内の地域活動を進めるNPO法人との連携ということを考えたい。既存のNPO法人との連携のほか、委託を受けて町内会業務の一部を行うような業務の受け皿的なNPO法人を新たに設立するということも考えうる。実際にも、苫小牧市拓勇東町内会は、NPO法人が町内会業務の一部を請け負っているということである。

2.4.3 マンション管理組合・管理会社

マンションの場合、一棟全体として地元の町内会に未加入という事例も見受けられるが、そうなるのには、ディベロッパーや管理会社の姿勢による部分が多いとの指摘もある。町内会活動における連携ということとは次元が異なるが、町内会への加入促進に向けて、マンション管理組合や管理会社の協力を求めていくことも重要である。

2.4.4 その他の多様な地域内主体との連携

以上のほかにも多様な主体と連携していくことが必要だが、まだその具体例は多くないようだ。

その中で、札幌市北区新川の夜ざくらライトアップ事業は、企業・行政（警察）、町内会等地域の多様な主体が連携して実施されており、地域の一大イベントとして認知されている。町内会がそのエリア内にある商店や企業との関係を持つことは、一般にもある程度行われているようであるが、その関係性の深度化については、今後も様々な可能性があると考えられる。

また、近隣に大学や高校があるような地域では、それらと連携することがあってもいい。直接は町内会が主体となって参加しているわけではないが、札幌市南区芸術の森地区の札幌市立大学で開催される「八百カフェ」は、大学と地域の人たちが連携したイベントとして広く知られている。

3. 行政に期待されること

3.1 基本的考え方

市町村行政にとっては、町内会は管内の地域コミュニティ活性化の担い手という位置づけにあるというだけでなく、人的資源の制約等により行政だけでは遂行できない行政的な事務を委託する相手方であるという実態にあることから、その存続や活性化に対しては相応の果たすべき義務や責任があるというべきである。

町内会の加入率が低下してきている今日、これまで以上に、町内会に対する支援を強化していくことが期待されている。

3.2 具体的な支援の方向性

3.2.1 行政側の姿勢の明示

- ① 行政として、町内会の位置づけを明確化していくことが重要である。すなわち、町内会は行政の下請け機関などではなく、行政措置の効果を浸透させるためのパートナーなのであり、そのことを明確にして町内会との協力体制を築き上げたいとの姿勢を示すことが求められている。
- ② 行政と町内会との間の対話の深度化を進めたい。現状でも、町内会側からは対話の機会はあるとの評価もあるが、それによって町内会の声がどの程度行政に反映されているかは不明なので、そうしたフィードバックまでも考えていくことが望まれる。

3.2.2 町内会の業務負担軽減のための配慮

- ① 区のまちづくりセンターや福祉のまちづくりセンターなど目的も内容も似通った組織が錯綜し、同様のイベントなど類似の業務を進めている状況があり、場合によっては労力の浪費にもなるので、それらの業務の整理統合が必要である。このことは、当研究会の議論でも度々話題に上がったところであり行政側の積極的な取り組みが待たれる。

札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例においても、「市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする」(第8条)としており、関係部局間の連携を進めて、類似の業務の整理を図ることの重要性は認識されているものと思われるので、そのさらなる推進を求めたい。

- ② 行政からのチラシの配布依頼等に対し、町内会の関係者からはそのための作業が負担との声が多く、改善方策の検討が望まれるが、従来同様に依頼する場合にも適正な委託費の設定などの措置が必要である。実態を十分に把握して、的確に対処されることを期待したい。

なお、改善方策の一案として、札幌市のある現役の町内会長は、行政が回覧に替わる方法を取ることも考えてほしいと語っていた。町内会経由で連絡するのではなく、町村レベルでの防災無線の代替機能として、技術的には簡単ではないことはわかるが、情報の一斉送信のようなことを考えてもよいのではないかという。

- ③ 昨今は、何ごとにも個人情報保護という条件が付きまとい、そのために、町内の住民情報についてもなかなか得られないことが、町内会にとって最大の悩みだという声もある。独居高齢者

の見守りを行いたい、住民の年齢や家族形態を知ることができないことが、その障害になるといったことである。現状では町内会では取りうる手段がないので、こうした穴を埋めるべく、行政の適切な対応がとられることを期待したい。民生委員等との適切な役割分担等がなされることが重要だと考えられる。

- ④ そのほか、住民への町内会入会のための勧誘としての広報や財政支援の積極的な実施が待たれる。

3.2.3 新たな発想に基づく町内会への支援

- ① 町内会に特典を与えたり、町内会のみを対象としたりといった仕組みづくりが検討されてよいと思料される。たとえば、町内会だけに除雪機の貸与を行う函館市のスノーボランティアサポートプログラムはその一例といえよう。
- ② 当研究会の有識者ヒアリングの中で、町内会活動の活発なところは不動産価格が上昇する傾向にあるという指摘があり、そのことを可視化する取り組みを行うことも、いささか突飛ではあるが、考えられていいのかもしれない。要するに、町内会活動の活性化に向けた支援は、あらゆる面から検討がなされてしかるべきである。

おわりに

今日の高度化・複雑化する社会において、地域全体を揺るがすような一大事が発生した時に、その事態への地域全体での対処に動けるのは、まずは何よりも町内会である。近隣を走る路線バスの廃止とか、大掛かりな開発計画による周辺の問題の表面化とかいった時に、そうした事態に即時に的確に対応できる組織としては、町内会をおいてほかにない。だが、町内会のないところで、そうした事態が発生してから町内会を設立しようとしても遅いのである。

普段は、「やりたいこと」や「できること」を「そこそこやる」という「ゆるい組織」であっても、そうした形で存続し続けることが、いざという時には地域を守るために欠かせない存在になる。本来は来ない方がいいかもしれないはずのいざという時のためにも、普段から「やりたいこと」などによって、活性化した町内会であり続けることが大切である。

(執筆：一般財団法人北海道開発協会 開発調査総合研究所 所長 目黒聖直)

2 持続可能な町内会のあり方について



札幌大学地域共創学群 教授
武岡 明子

はじめに

町内会は不思議な組織である。ある人は生きていくために絶対必要だと言ひ、またある人は入らなくても何も困らない、なぜ必要なのかわからない、とまるで反対のことを言う。民間組織であるにも関わらず、まるで何らかの公的な組織であるかのように思われている節もある。このような二面性を持ち、毀誉褒貶の激しい組織は他にないと言ってよいだろう。

近年、人口減少や高齢化が進む中で、町内会に対する期待が高まる一方、町内会は存続をかけた転換点を迎えている。この不思議な組織が今後も持続していくためには何が必要だろうか。本稿では、町内会の特徴と起源、現状と課題を整理したうえで、ごみとリサイクルを「仕掛け」として町内会の必要性を高めることを提案してみたい。なお、地縁に基づく住民自治組織は自治会、町内会、町会、区など様々な名称があるが、本稿では以下、原則として「町内会」とする。

1. 地域コミュニティと町内会

1.1 町内会の特徴

社会学者の鳥越皓之は、町内会の特徴として次の五点を指摘している。世帯単位制（加入単位が世帯であること）、地域占拠制（領土のようにある地域空間を占拠し、地域内に1つしかないこと）、全世帯加入制（特定地域の全世帯の加入を前提としていること）、包括的機能（地域生活に必要なあらゆる活動を引き受けていること）、行政の末端機構（市町村などの行政の末端機構としての役割を担っていること）である¹。これらは自治体の特徴と相似していることから、町内会は「準自治体」とも呼ばれる。民間の組織でありながら自治体とよく似た特徴を有しているというのは、町内会の非常にユニークで不思議な点であるが、これは後で述べる町内会の起源とも関わっていると考えられる。

また、行政学の分野では、むらまつみちお村松岐夫が日本の行政の特徴として指摘した「最大動員のシステム」が知られている。これは、公務員数、予算、法的権限等といった行政内部の少ないリソースで目的を能率よく達成するために管理下にあるリソースを最大動員しようとするというものであるが、村松は地方レベルで動員されている例として町内会を挙げている²。さらに金井利之は、住民には地方参政権を持ち、自治体を統制する「市民」と、自治体から公共サービスを受けたり、規制や負担を求められたりする利害関係者としての「対象住民」としての側面とともに、第三の側面として、自治体とともに公共サービスの提供を担う「公務住民」としての側面があると指摘している³。町

1 鳥越皓之（1994）、9-10頁。

2 村松岐夫（1994）、30頁。

3 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次（2020）、248-250頁。

内会は、まさにこの「公務住民」としての機能を担っている。

家庭ごみの収集を例にとって考えてみよう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、家庭ごみの収集、運搬および処分は市町村の事務とすること、住民は家庭ごみを適正に分別し保管するなど市町村に協力しなければならないことを定めている。自治体が行っているごみの収集方式は大きく分けて2種類ある。複数の世帯で共同のごみ集積所（ごみステーション）を利用する「ステーション収集」と、利用者の玄関先からごみを収集する「戸別収集」である。国立環境研究所が2020年に全国の自治体を対象に行ったアンケート調査によると、回答自治体のうち、ステーション収集のみを行っているのは56%、高齢者のごみ出しを支援する等の目的のために一部地域・世帯で戸別収集をしつつステーション収集を行っているのは35%、そして戸別収集のみが8%で、ほとんどの自治体がステーション収集をベースとした収集システムを選択している⁴。そして、ステーション収集においては、町内会がごみ集積所の設置申請、設備の購入・更新、ごみ出しルールを守るための呼びかけ、掃除当番の調整等、大きな役割を果たしている。家庭ごみの収集という市町村の重要な事務は、ステーション方式を取る場合、町内会がごみ集積場の管理を引き受けることによって成り立っていると言える。このようなやり方が全国的に普及している国は世界にもあまり例がなく、地域社会における住民相互のつながりを前提とした日本独特のシステムとされる⁵。

他にも、町内会は自治体の広報誌の配付、防犯灯の設置、民生委員や国勢調査員の人選・推薦、各種募金への協力など、様々な事項で「動員」され、「公務住民」としての機能を果たしている。このように、町内会には住民自治組織でありながら行政の末端機構としての役割を持つという二面性がある。

また、町内会は非公式ながら、自治体に対して交渉力と影響力を持つ。地域開発や施設誘致などの際に、まず町内会に話を持っていき、そこから地元の合意を調達していくという手法がよくとられる。これは先に述べた町内会の特徴のうち、地域占拠制と全世帯加入制から、町内会が一種の地域代表性を持ちえていると言えるであろうし、町内会が「公務住民」として実働することへの見返りということも言えよう。

1.2 町内会の起源

このような不思議な組織はどのようにして生まれたのか。町内会の起源には諸説あるが、有力なのは、いわゆる明治の大合併に際し、市制・町村制（1889年施行）において規定された「区」を町内会の原型のひとつとする見方である。明治の大合併では江戸時代から引き継がれた自然集落（いわゆる自然村：ムラ）を合併させて新しい市町村（行政村）とした。合併前に7万を超えていたものを、わずか1年で39市15,820町村と、およそ5分の1にまで減らすという大掛かりなものであった。それまでの行政単位としてのまとまりを失うことになる旧村の反対や抵抗は大きく、合併後の新市町村の行政運営が困難になることが予想された。市制・町村制には、「処務便宜ノ為メ」に区域を複数の区に分けて、名誉職の区長と区長代理を置くことができるとの規定があり（市制第60条、町村制第64条）、これに基づいて多くの地域で旧村（合併後の大字）単位に区が設置された。これが、その後様々な経緯を経て町内会に衣替えされているケースが見られる。

法社会学者の名和田^{なわた}是彦^{よしひこ}も、町内会の起源をこの明治の大合併後の状況に求める。そして、町内会の本質は生活に必要な共同組織であることを強調したうえで、国が市町村合併による制度的空白

4 国立環境研究所（2021）、2-1頁。

5 同上、同研究所資源循環・廃棄物研究センターの大迫政浩センター長の「発行にあたり」による。

を放置したのに対し、町内会は「ただ乗りを防ぐため、そしてみんなの合意と納得のもとに活動のあり方を決めるため、全員加入の地域組織を作」⁶ってその空白を埋めたとする。

社会学者の玉野和志も、住民に政策の執行過程への協力を求めつつも、政治的意思決定への関与は巧妙に避ける日本型統治の本質の原理は明治地方自治制で成立し、町内会体制の原型はその後も受け継がれているとする⁷。ただし、都市部での町内会の起源については村落とは違う事情があると指摘する。すなわち、大正から昭和にかけての時期に、都市化がもたらした人口の流動性とそれに対する住民の不安が、町の人が誰でも入れる新しい組織を必要とし、全く新しい住民組織として町内会は成立したのであり、全戸加入は決して強制ではなく、町に住む者なら誰でも参加できる、または参加するべき組織として成立したとする⁸。

町内会の「全世帯加入制」については、「自動加入制」や「半強制加入制」と呼ばれることもあり、否定的に見られることも多いが、以上のような学問的見地を踏まえると、国家権力による一方的な強制としてではなく、制度的空白や生活上の必要に直面した住民自身が選択して形成してきた仕組みとして理解することができる。2005年の最高裁判決で、町内会（本件では県営住宅の自治会）は強制加入団体ではなく、いつでも一方的意思表示により退会することができるとされ、加入を強制することはできないことは広く知られるようになっていく。しかし現在でも、国・自治体を含む町内会関係者は、全世帯は難しいとしてもできるだけ多くの加入をめざすようである。一方、住民は、かつては町内会には入るものだという考えが共有されていたが、現在ではそのような意識は薄れてきている。

1.3 町内会が乗り越えた二回の危機と直面する第三の危機

このように、明治以降、村落において町内会の原型が誕生し、その後、大正から昭和にかけて都市部でも町内会が成立していった。国は当初、近代的な地方自治体としての市町村の育成に力を注ぎ、町内会については住民の自主的な組織としてその存在を認めるだけにとどまっていたが、1930年代に入ると町内会の機能や役割が注目され始め、市町村の下部組織としての利用価値が認識されるようになってきた。そして戦時下に入ると積極的な整備が行われ、国策協力の末端行政組織として全国的に再編成・制度化された⁹。玉野は、町内会は近代の都市化という危機的状況の中で住民たちが共同防衛のために一部の地域で自発的に結成されたが、それが戦時体制という日本全体が危機的な状況に陥るといふ歴史の偶然の中で国家や自治体によって発見され、全国に広められたとする¹⁰。

しかしその後、町内会は二回にわたり、存亡の危機を経験する。終戦後、連合軍総司令部（GHQ）は町内会を禁止し、解散を命じた。これが第一の危機である。これは類似組織も含めて禁止するという厳しいものだったが、実際には、配給や情報の伝達などは市町村だけではできないため、町内会に代わる類似の組織が存続していたと言われる。1952年に講和条約の発効に伴い禁止令が失効すると、町内会は復活した。国は町内会の復活を積極的に奨励する意図はないとしたが、自治体によっては積極的に推進したところもあった¹¹。

6 名和田是彦（2021）、20頁。

7 玉野和志（2024）、90-92頁。

8 同上、112-119頁。

9 横道清孝（2009）、1-2頁。

10 同上、121-124頁。

11 同上、3頁。

1969年に国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の報告『コミュニティ生活の場における人間性の回復』が出され、旧来の地域共同体は崩壊しており、これとは違う新しい「コミュニティ」の構築の重要性が指摘された。当時は高度経済成長に伴う都市化と人口移動の急増により、都市部を中心に居住年数の短期化や単身・核家族世帯の増加が確認され、町内会への加入率の低下が進んでおり、ここで崩壊しているとされた「旧来の地域共同体」は、町内会を指していることは明らかだった。これが第二の危機である。これを受けて、自治省（当時）は「モデル・コミュニティ政策」（1971～73年度）に乗り出した。①地区（概ね小学校区程度）を指定し、②各地区にコミュニティ・センター（コミセン）を整備し、③町内会だけでなく様々な組織や個人が加わる「コミュニティ組織」がコミセンを自主管理するというやり方は「三点セット」と呼ばれた。小学校区は昭和の大合併（1953～61年）前の旧町村を単位としていることが多く、連合町内会の区域と一致する場合も多かった。その後、自治省は「コミュニティ推進地区（1983～85年度）、コミュニティ活動活性化地区（1990～92年度）」と、計3次にわたりコミュニティ政策を行った。結果として、新しくつくられたコミュニティ協議会等の「コミュニティ組織」の多くには、町内会が主な構成団体として含まれており、コミュニティにおいては依然として町内会が重要な役割を果たしていた¹²。このような地味な仕事に住民の関心を集めるのは容易ではなく、町内会でないと支えてくれないことが徐々に明らかとなり、町内会を中心としてコミュニティ組織を運営していくという方針がとられるようになったという¹³。

こうして二回の危機を乗り切った町内会は、わが国において地域コミュニティを代表する組織と見なされるようになった。しかし、町内会の加入率は低下しており、担い手の不足や高齢化、活動のマンネリ化などの課題が指摘されて久しい。若年層を中心に、町内会が何をしているのかわからないとか、町内会がなくても困らないから町内会には入らないと言う人が増えており、中高年層も町内会の仕事が負担という理由で退会する人が増えている。統合や解散も増えてきている。現在は三回目の危機に直面していると言える。次節で町内会の現状と課題をみていこう。

2. 町内会の現状と課題

2.1 全国の町内会の現状

総務省は前身の自治省の時代から、概ね5年おきに全国の町内会の数を調査している。その推移は表1のとおりである。各年で増減はあるものの、およそ30万弱で推移している。2013年以降は10年間で2,862減少しており、割合としてはまだ多くはないが、減少傾向にあることが確認できる。

表1 町内会の数の推移

調査基準日	1992.7.1	1996.8.1	2002.11.1	2008.4.1	2013.4.1	2018.4.1	2023.4.1
町内会の数	298,488	293,227	296,770	294,359	298,700	296,800	295,838

（出典）総務省「地縁団体認可状況等調査結果」（1993年3月）および「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査結果」各年版を基に筆者作成。

¹² 横道清孝、前掲書、5頁。

¹³ 玉野和志、前掲書、141頁。

一方、加入率については、これまでに研究者や民間のシンクタンクによる調査はあったものの、国による調査は行われてこなかった。総務省は2021年7月に設置した「地域コミュニティに関する研究会」における調査の一環として、全国1,741市区町村を対象に「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」を実施し、全市区町村から回答を得た。国が初めてこのような全国調査に乗り出したこと、回収率が100%であったことは、国や自治体が町内会の現状に強い危機感を持っていることの表れであると言えよう。

このアンケート調査によれば、町内会の平均加入率の推移は表2のとおりである。2010年の78.0%から、2020年は71.7%と、10年間で6.3ポイント低下している。

表2 町内会加入率の推移

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
加入率	78.0%	77.6% (▲0.4)	77.2% (▲0.4)	76.5% (▲0.7)	75.9% (▲0.6)	75.3% (▲0.6)	74.7% (▲0.6)	74.0% (▲0.7)	73.3% (▲0.7)	72.4% (▲0.9)	71.7% (▲0.7)

(出典) 総務省『地域コミュニティに関する研究会報告書』(2022年4月)の参考資料9-3(自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケートとりまとめ結果)191頁に掲載の表を基に筆者作成。

(注) 2010年から2020年まで町内会加入率を世帯単位で毎年把握していた624市区町村の結果をまとめた結果である。加入率の下端カッコ内の▲は前年からの減少ポイントを示す。

2.2 北海道の町内会の現状

北海道の町内会については、北海道町内会連合会が5年おきに「市区町村町内会・自治会連合組織基本調査」を実施している。直近20年間の調査結果における加入世帯数および加入率は表3のとおりである。直近10年間で加入世帯数は16万以上減少しており、加入率は直近のデータで全国平均よりも10ポイント以上低い。年度は違うものの直近10年間で加入率6.5ポイントの低下は、ほぼ全国並みである。自治体の種類別にみると、政令指定都市である札幌市よりも、むしろそれ以外の市の方が減少幅が大きいこと、かつて相対的に高い加入率を有していた町村についても近年は加入率の低下が進んでいることがわかる。

表3 北海道における町内会の加入世帯数と加入率の推移

	2004年度	2009年度	2014年度	2019年度	2024年度
全道の加入世帯数	1,885,626	1,808,606	1,845,044	1,773,123	1,683,208
全道の加入率	75.2%	71.5% (▲3.7)	68.0% (▲3.5)	64.3% (▲3.7)	61.5% (▲2.8)
札幌市	69.3%	67.6% (▲1.7)	64.8% (▲2.8)	63.3% (▲1.5)	65.8% (△2.5)
市(札幌市以外)	73.6%	68.6% (▲5.0)	65.1% (▲3.5)	60.4% (▲4.7)	56.7% (▲3.7)
町村	89.0%	86.6% (▲2.4)	82.2% (▲4.4)	77.7% (▲4.5)	73.6% (▲4.1)

(出典) 北海道町内会連合会『市区町村町内会・自治会連合組織基本調査報告書』各年版を基に筆者作成。

(注) 加入率の右のカッコ内の▲は前回調査からの減少ポイントを、△は増加ポイントを示す。

2.3 加入率の低下の原因

町内会の加入率が下がり続けている原因について、名和田是彦の論考をもとに検討してみたい¹⁴。

14 名和田是彦、前掲書、21-37頁。

名和田によれば、町内会の本質は「生活のための共同組織」だが、高度経済成長を通ずる社会の変化によって、それまで町内会が提供してきたサービスが個人的に市場で購入可能になったり（例：町内会での団体旅行から個人旅行へ）、行政が提供する公共サービスになったり（例：町内会の道普請から行政の道路事業へ）した結果、地域における町内会の存在感が薄まった。さらに今世紀に入ると、三つの歴史的危機に直面しているという。

第一は、世帯規模の縮小による世帯会員制の危機である。先に述べたように、名和田は町内会が地域住民全員を会員にすることによって、通常なら市町村でしかできない地域運営の機能を可能にしたとする。そうは言っても地域住民全員を会員にするのは大変だから、個人ではなく世帯単位で人々を把握するという「工夫」を行ってきたが、それが、世帯がだんだん個人と一致し始めている状況の下で失われつつある。『令和7年版厚生労働白書』によれば、平均世帯人員は、1953年には5.00人だったものが2023年には2.23人となっている。また単独世帯の割合は1975年には18.2%だったが、2023年には34.0%となっている。

第二は、若年層の未加入と「自動加入」文化の危機である。若い人たちを中心に、町内会の活動を知らない、その重要性がわからないという人が増え、町内会には入るのが当たり前という「自動加入」文化が失われているという。

第三は、担い手の縮小とボランティア原理の危機である。これまでボランティアとして町内会活動を支えてきたのは主に自営業者、専業主婦、リタイアした高齢者であったが、こうした人たちが減少し、ボランティアで町内会活動を支える人材が減少している。『令和7年版男女共同参画白書』によると、専業主婦世帯と共働き世帯の数は1985年にはそれぞれ936万世帯と718万世帯だったが、2024年には398万世帯と1,222万世帯となっている。また女性の就業率は2005年の58.1%から2024年には74.1%となっている。『令和6年版高齢社会白書』によると、65歳以上の就業者数および就業率は上昇傾向にあり、特に就業者数は20年連続で前年を上回っている。就業率を2013年と2023年で比較すると、65～69歳は38.7%→52.0%、70～74歳は23.3%→34.0%、75歳以上は8.2%→11.4%と、いずれも上昇している。かつては、定年退職後は町内会の役員をして地域貢献をしようとする人が一定数いたが、定年延長と高齢者の就業率の上昇で、そうした人材が見つけにくくなっている。

これらに加え、町内会の運営方法や活動内容が今の社会や住民のニーズの変化に対応していないという点もあるだろう。

2.4 町内会の課題

内閣府が2016年度に全市区町村を対象に実施したアンケート調査によると、町内会の課題は「役員・運営の担い手不足」86.1%、「役員の高齢化」82.8%、「近所付き合いの希薄化」59.2%、「加入率の低下」53.3%、「行政からの依頼事項が多い」36.2%、「行事（祭り等）の参加者が少ない」33.6%などとなっている¹⁵。

こうした課題は以前から指摘されてきたが、近年は統合や廃止に至るケースが増えてきている。統合や廃止のデータはなかなかないが、北海道町内会連合会では、2014年の「市区町村町内会・自治会連合組織基本調査」から、町内会の統合・解散を調査項目に追加した。過去3回の調査結果をまとめたものが表4と表5である。

¹⁵ 内閣府男女共同参画局（2017）、27頁。

表4 北海道内における町内会の統合の推移

	2014年度		2019年度		2024年度	
	数	内訳	数	内訳	数	内訳
札幌市	1	(1区)	8	(4区)	2	(2区)
市(札幌市以外)	62	(19市)	57	(14市)	23	(12市)
町村	28	(15町村)	34	(19町村)	31	(17町村)
全道	91	(1区34市町村)	99	(4区33市町村)	56	(2区29市町村)

(出典) 北海道町内会連合会『市区町村町内会・自治会連合組織基本調査報告書』各年版を基に筆者作成。

表5 北海道内における町内会の廃止の推移

	2014年度		2019年度		2024年度	
	数	内訳	数	内訳	数	内訳
札幌市	3	(3区)	24	(7区)	29	(8区)
市(札幌市以外)	45	(14市)	70	(16市)	81	(17市)
町村	2	(2町村)	14	(9町村)	18	(10町村)
全道	50	(3区16市町村)	108	(7区25市町村)	128	(8区27市町村)

(出典) 北海道町内会連合会『市区町村町内会・自治会連合組織基本調査報告書』各年版を基に筆者作成。

この調査では、町内会の統合・解散の理由も記述式で調査している。統合の理由として多いのは、会員数の減少や役員の担い手不足である。統合により、会員や役員を確保して町内会活動を継続できるというメリットはあるが、区域が広がったことで活動に負担が生じるとか、会費や活動ルール等を統一するための調整が必要になるといった課題も挙げられている。廃止の理由も、集合住宅の閉鎖を除くと、統合と同様に会員数の減少や役員の担い手不足が多い。町内会側も、行政側も、町内会がなくなるのを避けるために、まずは次善の策として統合を選択することが多く、廃止は最終手段と考えられているようだが、近年は廃止が増加傾向にある。

2.5 町内会に入らないことで起こる問題

住民が町内会に入らない、あるいは退会することで困ることのひとつが、町内会が管理しているごみ集積所を使えなくなることである。すでに述べたとおり、多くの自治体で採用されているステーション方式の家庭ごみ収集においては、町内会が大きな役割を果たしている。複数世帯のごみを一定箇所まとめて出してもらい、定期的に収集する方法は、1964年の東京オリンピックの前後に始まったとされる¹⁶。ごみは生活するうえで必ず出るものであり、誰もが関係する。そこで全世帯加入制という特徴を持つ町内会がその仕事を引き受けたのであろう。町内会は会員から徴収した会費を使ってごみ集積所の設備の購入等を行い、会員が掃除当番等を担うことから、非会員がこうした負担をせずにごみ出しをするのは「ただ乗り」となり、受け入れがたいこととなる。そこで、町内会が退会希望者に対し、町内会を辞めたらごみ出しができなくなると説明することが多いようである。先述の国立環境研究所のアンケート調査によると、町内会未加入者がごみ集積所を利用できない等のトラブルが、回答した自治体のうち70%で発生している¹⁷。

¹⁶ 国立環境研究所、前掲書、2-2頁。

¹⁷ 同上、2-7頁。

訴訟となるケースも出てきている。管見の限り、神戸市と福井市でそれぞれ、町内会を退会した住民がごみ集積所を利用できなくなり、これを利用する権利の確認を求めて町内会を提訴した。福井市のケースは原告の住民が年1万5千円を払うことでごみ集積所を利用する権利があると認めた一審判決の後、2025年10月に和解が成立している。神戸市のケースでは、一審の神戸地裁は、原告がごみ集積所を利用することを認めたが、二審の大阪高裁では利用権を認めなかった。現在は最高裁で争われている。

住民が町内会に入らなくても、あるいは町内会がなくても、ごみ捨てに支障がない場合もある。まずは自治体が戸別収集を行っている場合である。町内会がごく一部にしかないことで知られる東京都武蔵野市は、戸別収集を行っている。また、近年、町内会未加入者がごみ集積所を利用できないトラブルの増加を受けて、ステーション方式から戸別収集に切り替える自治体も出てきている。ただし戸別収集はコストがかかる¹⁸ので、これが今後増加するかどうかは見通せない。

また、賃貸の集合住宅に住む独身の若年層がごみ出しのルールを守らないことで戸建ての住民との間でトラブルになるなどの事態を受けて、集合住宅に専用のごみ集積所の設置を奨励したり、義務付けたりする自治体が出てきている。これにより、町内会に入らずともごみを出すことができるようになる半面、町内会に加入する必要性が低下することは否めないだろう。

3. 持続可能な町内会のための提案

3.1 町内会の存在理由

名和田が指摘するように、町内会はそもそも必要があって生まれた。しかし、社会の変化により、必要性を感じにくくなっている。町内会が今後も存続していくには、町内会が日常の生活において必要な役割を果たしていることをいま一度住民に認識してもらうことが重要である。では、必要な役割とは何か。よく言われるのは、災害時や非常時への備えである。非常時にはまず自分で自分の身を守る「自助」、それから隣近所で助け合う「共助」が大事であり、そのうえで自治体や国による「公助」を待つのがよいとされる。しかし、いつ来るかわからない災害に備えて町内会に入っておこうという実践に結び付けるのは難しい。やはり平時からの活動を活発にしておくことが大事ではないか。

また、まず何かイベントを行って親睦を深めてから具体的な活動につなげようという考えもよく耳にする。一概に否定はしないが、先述の内閣府のアンケート調査で町内会の課題として「行事(祭り等)の参加者が少ない」が33.6%あったように、そもそもイベントを行っても参加者が少ないことも多い。むしろ生活に必要な活動から親睦が生まれることを指摘したい。ここで想起していただきたいのは井戸端会議である。かつて各家庭に水道が行き渡っていなかった時代、人々は共同で井戸を利用していた。井戸端会議とは、住民、とりわけ女性が井戸に集まり無駄なおしゃべりに興じるさまを表す言葉としてとらえられており、あまり良い印象は持たないかもしれない。しかし、視点を変えれば、一見無駄に見えるこのおしゃべりが、人々の生活を支える大切な井戸を監視し、小さな子どもたちを見守り、ひいては地域の絆を深めるという大きな役割を果たしていたという見方もできる。そしてそれは、生活に欠かせない水を得るために井戸に集まる必要があり、井戸を協力して管理し譲り合って使用するという行為を通じて、親睦を深めるという結果につながったと考えられる。決して、おしゃべりをするために井戸端に集まっていたわけではなく、必要があって井戸端に集まることでおしゃべりが生まれ、親睦が深まるのである。つまり、親睦を深めることを目的とするのではなく、その地域の課題や必要なことをきっかけにして住民が集まり、その解決のため

18 2013年に戸別収集を導入した東京都立川市では、収集車と収集員が1.5倍必要になったという(中日新聞2022年7月31日)。

に取り組めば、結果として親睦も深まる。「現代版の井戸端」が必要ではないだろうか。

3.2 「仕掛け」としてのごみとリサイクル

どうすれば住民に「町内会が必要」と思ってもらえるだろうか。そのための「仕掛け」として、筆者はごみとリサイクルが有効であると考える。繰り返しになるが、ごみは生活するうえで必ず出るものであり、誰もが関係するからである。ごみ出しは曜日や時間帯が決まっているため、顔を合わせる機会が生まれやすく、挨拶や短いやり取りを通じて無理のない形で人と人とのゆるやかなつながりが育まれやすい行為である。こうした日常的で負担の小さい接触の積み重ねが、見守りや情報共有、トラブルの予防といった地域の基礎的な機能を下支えする点に、ごみ出しを媒介とした地域交流の意義がある。ごみ捨ては、上記に述べた「現代の井戸端」になりうる。住民の中には、住民がごみの回収に協力しなければならないこと、町内会がごみ集積所の管理を行っていることを知らない人も少なくない。まずはこのことを知ってもらう努力が必要であろう。会員が輪番でごみ集積所の掃除当番を担ったり、資源の集団回収を行っている町内会も多いと思われるが、掃除当番を決めたり、集団回収で得た報償金の使い道を話し合ったりという機会は、ゆるやかなつながりを補強する効果を持つ。一部の住民がごみ出しルールを守らないとか、事情があって掃除当番ができなくなったなど、ごみ出しをめぐるトラブルが起きることもあるが、これは住民の生活実態や地域の変化が可視化される契機でもある。これを単なるルール違反として処理するのではなく、住民が集まり、話し合い、役割を見直す「危機バネ」として活用することができれば、町内会活動を再活性化する糸口となりうる。そのうえで、さらに一歩進んで、ごみ出しをきっかけに住民同士で交流するような「仕掛け」ができないだろうか。全国で行われている実践例を以下に紹介する。

3.2.1 ごみ出しを活用した地域交流の実践

奈良県生駒市では、2019年度に環境省の補助金を活用して、日常のごみ出しを活用した地域コミュニティ向上モデル事業を2カ所の自治会で行った。これが地域住民から大きな反響を呼んだことから、その後、生駒市は「複合型コミュニティ支援補助金（まちのえき）」という独自の仕組みを整備した。まちのえきは、地域の人が歩いて集える自治会の集会所や公園などの地域拠点を活用し、住民が主体となって様々な取組・サービスを複合的に展開する、地域の交流拠点と位置付けられている。2025年10月時点で20自治会・16拠点を実施中であり、そのうち3自治会がごみ出しを活用した活動を行っている（表6）。

生駒市広報広聴課が運営している生駒市ポータルサイト「グッドサイクルいこま」(<https://goodcycleikoma.jp/>)に3自治会の活動レポートが掲載されている。その中から萩の台住宅地自治会の活動を見てみると、この自治会では、自治会の集会所とその横の緑道を活用した「こみすて」（コミュニティステーションとごみ捨てをかけた造語）と呼ばれる活動拠点に生ごみ資源化装置を設置した。すると、ベンチが置かれ、子どもたちが看板を描き、近所の農家の野菜直売ブースやカフェが開かれるようになった。子どもたちが宿題をすることもあるという。活動の場を常設的な拠点とすることで、イベント型の交流に比べて平時からの関係形成を可能にしていると評価できる。ごみ出しという日常行為を起点に、交流・福祉・商業的サービスを重ね合わせることで、住民が無理なく関われる接点を創出している点に特徴がある。さらに、町内会が単独で担うのではなく、事業者や他団体と役割を分担していることは、担い手不足が進む中での持続可能性を高めている。

表 6 生駒市の複合型コミュニティ（まちのえき）でゴミ出しを活用した活動

	萩の台住宅地自治会	ひかりが丘自治会	西菜畑町自治会
拠点	自治会館・緑道・公園	自治会館・緑道・公園	自治会館・広場・畑
概要	廃油、切手などの資源回収を実施し、簡易なカフェや事業者の移動販売などを複合化することで、住民が自治会館を訪れるきっかけを作っている。	ゴミを回収する場を中心に、カフェや不用品交換コーナー、子ども向けの漫画図書室を併設。さらに健康教室やキッチンカーの呼び込み等と同時開催している。	常設型の資源ゴミ回収ステーションと図書室サービスを中心に、イベントとして本のおはなし会を開催。日曜日には健康体操やサロンを定期開催。
工夫	自治会だけが活動を担うのではなく、他団体や企業とも連携して活動内容を多様化している。	廃棄するゴミ・不用品は事業者へ回収を依頼。拠点に集まる住民のスキルを活かし、新しい企画も自然と生まれている。	地域の特性を考え、今後は地域の畑で生産した野菜を使った「具沢山の味噌汁会」による交流を計画中。

(出典) 生駒市ウェブサイト「複合型コミュニティ（まちのえき）づくり」
 (<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000039216.html#link-2>) に掲載の情報から筆者作成。

3.2.2 生ごみ処理を活用した例

町内会や集合住宅の管理組合単位で大型生ごみ処理機を設置する際に支援を行っている自治体もある。東京都町田市では大型生ごみ処理機の貸与を行っている。町内会等は設置場所を確保し、市が設置費用や電気代を負担している。また、東京都小金井市や静岡県富士市では、大型生ごみ処理機の購入費・設置費の一部を補助している。

また、地域ぐるみで生ごみなどを集め、自分たちで堆肥(コンポスト)に変えて再利用する「コミュニティコンポスト」という取組みが少しずつ広がりを見せている。福岡市東区の香住丘校区では、町内会(自治協議会)や公民館と連携して、生ごみや落ち葉を使って堆肥を作り、コミュニティガーデンで野菜を育て、収穫し、味わうという体験を通じて多世代交流と食循環を進める取組みが実践されている。他にも、SNSでは町内会にコンポスト部を作ったという投稿なども散見される。コンポスト自体は一人でも取り組めるものであるが、コミュニティレベルで取り組むことで新たな可能性が広がる。今後の展開に期待したい。

3.3 町内会の内部改革

町内会が持続していくためには、町内会自身の内部改革も必要である。かねてより町内会の事務処理や会計には不透明なところがあることが指摘されてきた。総務省が設置した先述の「地域コミュニティに関する研究会」の構成員を務めた地域活性化コンサルタントの水津陽子¹⁹は、規約を持たない、あるいは会計書類を作成しない町内会が一定数存在することを指摘し、こうした非常識を改め、組織やルールをアップデートする必要性を強調している¹⁹。同研究会では、「自治会等の活動の持続可能性の向上」のひとつとして「透明性の確保(活動内容や会計情報の構成員への周知)」の検討を行うこととしていたが、報告書ではほとんど触れられていない。水津は「正直、本質的な問題に切り込めていない部分も多い」「本来はこの本丸に切り込むことこそ問題の本旨であった」とも述べている²⁰。

19 水津陽子(2022)、34-35頁。

20 同上、155・156頁。

また、渡辺たま緒によると、会費の着服、使い込み、横領などで警察沙汰になっている事案は全国で起きており、確認できただけで2008年から2022年の間に5億741万8,000円に上るという²¹。このような事件が町内会に対する住民の印象を悪化させていることは否めない。各種アンケートでは会費を払いたくないから町内会に入らないという意見が一定数を占める。お金の使い方には厳しい目が注がれており、透明性を高めることが重要である。この他にも、個人情報の取り扱いを適切に行うことや、寄付や募金、神社費等については個人の意思により負担すべきものなので町内会費とは分けること、イベント等に際し女性だけに飲食物の準備や配膳等をさせるのはジェンダー平等の観点から好ましくないことなど、留意すべき事項は多い。いずれも重要なことであるので、町内会自身がしっかりと取り組むとともに、自治体も支援することが求められよう。

4. 今後の展望

今後の町内会は、大きく分けて、これまでどおりあれもこれもやる「フルセット型」の町内会を維持しようというものと、思い切って住民にとって必要な活動に絞り、できる人ができることをやる、サイズダウンした町内会へ移行するものに分かれるのではないか。前者をプランA、後者をプランBとして、それぞれ検討してみたい。

4.1 プランA

国と自治体は、これまでどおりの町内会をできるだけ維持してほしいと考えているだろう。自治体は町内会を動員し「公務住民」として協力してもらっているので、町内会が機能を縮小しては困るのである。市区町村がいわゆる町内会条例を制定して町内会を支援するのはまさにその表れである。デジタル化で負担を減らそうという取組みも始まっている。

ここで気になるデータがある。先述の内閣府アンケートにおいて、自治体が今後取り組むべきことの中で「行政からの依頼事務の見直し（役員等の負担軽減）」の割合が高かったことから、総務省のアンケートでどのような取組をしているかを尋ねたところ、「取組の必要性を感じるが、実施していない」が31.5%、「取組の必要性を感じていない」が4.7%を占めた²²。町内会から聞こえてくる悲痛な訴えと自治体の対応に大きなギャップがありはしないだろうか。負担を軽減しなければ担い手はいなくなり、統合や解散につながる。いま一度、町内会の声に耳を傾けることが大切である。

国も積極的な支援を行っている。総務省が2014年頃から提唱している地域運営組織は、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」であるが、総務省作成資料によれば、その持続的な運営に向けては「既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとしての役割」があるとされている。総務省の2024年度調査では、全国893市区町村において8,193団体が確認され、そのうち町内会が構成員となっている地域運営組織は78.5%と最も多い。かつてのモデル・コミュニティ政策との類似性を感じさせる。さらに、2024年地方自治法改正により、「指定地域共同活動団体」制度が創設された。これは、地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が条例に基づき指定する制度である。指定を受けると、市町村から活動資金の助成や情報提供などの支援を受けたり、行

21 渡辺たま緒（2023）、24頁。

22 地域コミュニティに関する研究会（2022）参考資料9 - 3、192頁。

政財産の貸付けや関連事務の随意契約による委託を受けたりすることができる」とされている。行政学者の日高昭夫は、この制度創設の基本的なねらいは地域コミュニティ活動の再生・活性化の支援にあり、その支援には地域コミュニティの多様な主体による連携を促すベクトルと、町内会の活動への行政支援に法的正当性を付与するというベクトルがあるが、後者こそこの制度創設の最大の論点であるとしている²³。町内会の加入率が低下すると、地域代表性に基づく行政支援や行政への働きかけの正当性が揺らぎかねないが、本制度は市町村による条例指定という法的枠組みによってその正当性を制度的に担保する仕組みと理解できる。こうした点で、本制度は地域運営組織や認可地縁団体といった従来の制度を補完する新たな支援策として位置づけられよう。一方、指定を受ける団体に法の特例や特権的な地位を与えることに対する疑問や、特定の企業や法人に利用される懸念等も示されている²⁴。

では、肝心の町内会側はどうだろうか。住民がフルセット型の町内会を維持する動機づけとしては、生活するために町内会が必要だとか、自治体に物申す際には地域の代表性を持たなくてはいけないので加入率は高いほうがよいという認識が地域で共有できている場合があるだろう。超高級住宅街として知られる兵庫県芦屋市六麓荘町や東京都世田谷区成城地区の町内会は、環境と資産価値の保全のために活動しているというが、町内会があることで自らの資産価値が上がるのが実感できれば、住民が進んで町内会に入り、活動に参加するかもしれない。しかし、現実には、プランAをめざす町内会はそう多くないのではないか。

4.2 プランB

より現実的な選択肢が、サイズダウンした町内会へ移行するプランBである。町内会の最も大きな課題は担い手の不足である。かつての「フルセット型」の町内会をほぼボランティアで担ってくれた層はもういない。各地域が町内会の存在理由を自ら検討し、活動を見直すことが必要である。そのうえで、それなら協力しようという人材を発掘する努力が欠かせない。

今の時代、強制や義務は敬遠される。必要性がよくわからない活動を昔からの慣習で続けていると「やらされ感」につながり、入会の忌避や退会につながる。思い切って、住民にとって必要な活動に絞り、できる人ができることをやるという転換が必要である。別稿で紹介したとおり、東京都港区のお台場合同自治会は、会費も活動の義務もないユニークな町内会として注目されている²⁵。また、山梨県甲府市の桜北自治会は住民の高齢化などを理由に2019年5月に解散した後、新たに防災に活動を絞った住民組織「桜盛会」を有志で立ち上げた。防災マニュアルを作成し、高齢者が行きやすい場所に避難所を独自に確保した。会費は徴収せず、有志の役員のみで運営している。札幌市東区のいすゞ町内会は、以前の町内会組織が解散後、アンケート調査等により「町内会は必要である」という住民の意向があったことから、小規模で役員の負担が少ない新たな体制での町内会運営へ移行した。これらの事例は、いったん組織としては解散しつつも、住民が町内会の必要性を認識したことを起点として、その地域に必要な活動を、できる人ができることを担うという持続可能な形で再出発したものと言える。

メンバーシップのあり方に工夫を凝らす町内会も出てきている。東京都中央区日本橋に位置する「中州町内会」は、イベント運営を担う青年部に、住民でなくても地域のファンであれば誰でも参加資格がある「準部員」を設けている。準部員は総会での意思決定には参加できないが、祭りなど

23 日高昭夫 (2024)、5-6 頁。

24 今井照・自治総研〔編〕(2024)、83-91頁。

25 武岡明子 (2024)、25頁。

の活動では中核を担っているという。また、岐阜県岐阜市のある町内会では、共同住宅に住む世帯については、賛助会員として自治会連合会費のみを徴収し、役員を免除することにした結果、加入率が上昇したという。従来は、町内会には誰もが入会し、同等の立場で参加するものとされてきたが、それぞれの事情に合わせた多様な関わり方を認め、ゆるやかにつながっていくことが、町内会の持続性を高めるのではないか。

おわりに

本稿では、町内会を取り巻く環境の変化を踏まえ、従来の「フルセット型」の町内会を維持する方向性と、活動を必要最小限に絞り込んだサイズダウン型の町内会へ移行する方向性の二つを整理した。それぞれの地域によって町内会に求められる役割は異なり、住民の考えも多様化している。各地域が自らの実情に即して町内会の存在理由や活動内容を再検討することが求められる。

その際、ごみやりサイクルといった日常的な活動を通じて、町内会の役割や必要性を住民が実感できるかどうか重要である。こうした平常時の取組みの積み重ねが、地域におけるゆるやかなつながりを形成し、結果として非常時の対応力を下支えする基盤ともなる。

自治体においても、町内会の活動規模や役割の多様化を前提とした支援のあり方が問われている。町内会を固定的な制度として維持することを目的とするのではなく、地域の課題や住民意識の変化に応じて柔軟に再編されうる仕組みとして捉えることが、今後の持続可能性を考えるうえで重要である。本稿が、地域に即した持続可能な町内会のあり方を検討する一助となれば幸いである。

<参考文献>

- ・ 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次（2020）『ホーンブック地方自治（新版）』北樹出版。
- ・ 今井照・自治総研〔編〕（2024）『「転回」する地方自治<2024年地方自治法改正（下）【警鐘の記録】』公人の友社。
- ・ 植田昌也（2022）「令和時代の地域コミュニティを考える」（『地方自治』895号、2022年6月）。
- ・ 国立環境研究所（2021）『高齢化・地域コミュニティの弱体化に対応するごみ集積所管理支援の事例集』。
- ・ 水津陽子（2022）『めざせ、担い手不足解消！自治会・町内会負担軽減&IT活用事例ブック』実業之日本社。
- ・ 武岡明子（2024）「町内会の課題と今後のあり方について考える」（『開発こうほう』No.726、2024年2月）。
- ・ 玉野和志（2024）『町内会－コミュニティからみる日本近代』ちくま新書。
- ・ 地域コミュニティに関する研究会（2022）『地域コミュニティに関する研究会報告書』。
- ・ 鳥越皓之（1994）『地域自治会の研究－部落会・町内会・自治会の展開過程－』ミネルヴァ書房。
- ・ 内閣府男女共同参画局（2017）『持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について』。
- ・ 名和田是彦（2021）『自治会・町内会と都市内分権を考える』東信堂。
- ・ 日高昭夫（2024）「地域コミュニティ政策と自治体」（『地方自治』919号、2024年6月）。
- ・ 村松岐夫（1994）『日本の行政 活動型官僚制の変貌』中公新書。
- ・ 横道清孝（2009）「日本における最近のコミュニティ政策」自治体国際化協会。
- ・ 渡辺たま緒（2023）「自治会・町内会の役割と、まちづくりをめぐる新たな展開」（『都市問題』2023年5月号）。

第2章

町内会やその他の
多様な主体が築く
地域コミュニティ



1 新たな地域コミュニティ組織づくりに向けて



札幌学院大学 名誉教授
小内 純子

はじめに

わが国の地域コミュニティは、これまで町内会を中心に展開してきた。町内会の特徴は、①一定の領域を排他的に独占する、②半強制加入の面を持つ、③世帯を単位に構成される、④地域の諸課題に包括的に対応する、⑤住民自治的機能と行政補完的機能の2つの機能を持つ、というものである。加えて、歴史的経緯から、全国津々浦々に、同じような組織が存在しており、これらが日本の町内会の特徴とされてきた（中田・山崎・小木曾 2017, 日高 2018）。この町内会が現在危機に直面しているといわれる（玉野 2024）。この危機への対応策の1つとして、総務省が力を入れているものに地域運営組織の設立がある。本稿では、町内会と地域運営組織の関係性に注目し、新たな地域コミュニティの組織化過程の特徴と課題について検討する。

1. 町内会と基礎自治体の現段階

1.1 町内会をめぐる状況の変化

町内会が住民自治的機能と行政補完的機能の2つの機能を持つ組織であることから明らかなように、町内会と自治体の活動は強い結びつきを持って今日に至っている。そこでまず、両組織それぞれの内部で起きている変化について確認しておきたい。

町内会の特徴の1つに、地域の諸課題に包括的に関与するという点があるが、包括的に関与する内実は大きく変化してきている。筆者の経験からみても、1990年代前半に一軒家を購入し町内会に加入した頃は、お葬式の手伝い（町内会長が葬儀委員長）、地域運動会の開催、子ども会の行事、総会の後の懇親会など、様々な行事への関わりが求められていた。過去に遡れば、このような関わりはさらに多く、住民生活において町内会という地縁組織が果たす役割は多方面に及び、存在意義も大きかった。

しかし、交通手段の発展もあって、人々の行動範囲は広がり、「職縁」や「選択縁」の重要性が増していくに従い、「地縁」の持つ意味は低下していく。葬儀に関しては外部の専門業者に任ずることが一般化し、他の行事の多くも敢えて町内会で取り組む必要性が低下してくる。こうした傾向は、コロナ感染症の影響を受けた時期を経てより顕著になってきており、それまでなんとか維持していた町内会の行事の多くが中止となり、コロナ禍収束後も再開できないという声はよく聞く。

ただし、そこに居住していることが持つ固有の意味が、完全に失われたわけではない。高齢者支援、防災・減災の取り組み、ごみステーションの管理など、ご近所さんであるからこそ担う役割は

少なくとも、とりわけ高齢単身世帯が増える中で、最後のセーフティネットとしての町内会が果たす役割への期待は大きい。

このように町内会の存在意義が低下していく中で、町内会への加入率の低下が進んできている。北海道全体の加入率は、2004年から2024年までの20年間に75.2%から61.5%へと13.7%も減少している（第1章の2 表3参照）。同時に、この間、町内会組織内部の脆弱化が進んでいる。表1は、帯広市が2024年9月17日～10月25日に実施した「町内会に関するアンケート集計結果」から作成したもので、「町内会の運営において困っていること」について753人の町内会長に質問した結果である（複数回答、回答数365、回収率48.5%）。それによると、87.1%の町内会長が、「役員のなり手が不足している」と答えている。次いで、「役員が高齢化している」が77.8%、「特定の人しか参加していない」が72.3%と高く、「住民の関心が低い」「未加入の世帯が多い」などの回答も6割近くとなっている。まさに町内会活動の空洞化が進行しつつあることがわかる。こうした傾向は、帯広市に留まるものではなく、多かれ少なかれ他の自治体でも進んでいるものと考えられる。「危機的な状況」にあることは間違いない。

表1 町内会の運営において困っていることは何か (MA)

	実数 (人)	比率 (%)
役員のなり手が不足している	318	87.1
役員が高齢化している	284	77.8
特定の人しか参加していない	264	72.3
住民の関心が低い	217	59.5
未加入の世帯が多い	210	57.5
活動内容が慣例化している	158	43.3
世代間の交流が難しい	121	33.2
新旧の住民の交流が難しい	108	29.6
市などからの依頼事が多い	54	14.8
その他	29	7.9
回答者数	365	

資料：帯広市市民活動課『町内会に関するアンケート集計結果』
(2024年11月)より作成

注：回答者数 (NAを含む) を母数としている。

1.2 自治体をめぐる状況の変化

一方、町内会が補完してきた自治体の側でも厳しい事態が進行している。

1990年以降、財政削減の圧力が強まる中で、自治体は厳しい行政運営を強いられるようになる。とりわけ2000年代前半の小泉政権のもとで進められた「三位一体改革」により、自治体の財政状況は悪化し、赤字自治体が急増する。同時に、正規職員の削減と非正規職員の増加が進み、全体的に行政サービスの低下が進行したといわれる。

また、1995年の地方分権推進法の施行に伴って、地方に移譲される政策の受け皿づくりとして進められた「平成の大合併」の影響も大きい。この合併により全国の自治体数は3,232から1,727に減少したが、人口1万人未満の自治体が500弱も残る一方で、10前後の自治体が合併して広大な面積を持つ新たな自治体が誕生している。その結果、後者の大きな自治体の住民からは、旧自治体の役場機能の廃止・縮小により、庁舎・窓口が遠くなり、居住地域が「周辺化」したことによる行政サービスの低下に対する不満や将来の生活に対する不安の声が上がっている。

さらに、1999年の地方分権一括法により機関委任業務が廃止され、自治体の裁量権は大きくなり、責任も重くなっている。自治体が担うべき仕事は多様化・重層化してきており、首尾よく対応できる自治体とそうでない自治体の間の格差が生まれてきている。いわゆる「むら・むら格差」の拡大である（小田切 2024）。

1.3 現状と課題

以上みてきたように、町内会の弱体化が顕著に進んできている一方で、自治体側でも、財政面と人材面の両方で縮小傾向が顕著に進んでおり、従来の住民サービスを維持することが困難な状況となってきた。

こうした現状下で、行政側からは、高齢者福祉、防災・減災、防犯などの面で町内会が果たす役割への期待が高まっている。とりわけ、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災以降、防災・災害面を中心に町内会への期待が過剰ともいえるほど大きくなってきている。しかし、これまでみてきたようにその期待に応えるだけの体力が残っていないというのが町内会の現状である。だからといって、町内会の側も、「本来行政がやるべきことだから、行政に任せておけばよい」という立場をとる段階にはない。「自分たちの地域は自分たちでつくる」というスローガンを掲げ、住民の主体的な地域づくりの重要性が指摘されてからすでに30年近くが経過している（小内 2007）。現状で、住民側が、「行政にお任せ」という立場をとるならば、結果として行政サービスの低下を甘んじて受けざるを得ない状況に置かれることになる。

従って、現在は、弱体化した町内会と弱体化した自治体が協力することで、安全で豊かな住民生活をどうやって維持していくのか、その仕組みづくりが問われている段階にある。つまり新たなコミュニティ・ガバナンスを構築していく必要性が高まっているということである（森 2017）。

2. 新しいコミュニティ組織づくりの推進と現段階

2.1 地域運営組織の推進

以上のような事態が進展する中で、2000年代に入ってから総務省を中心に取り組まれているのが地域自治組織や地域運営組織（RMO）の結成を進める動きである。当初は、合併を実施した自治体において、合併前の町村単位に地域自治組織を結成し、合併により住民自治や行政サービスが後退することがないようにするという役割を担っていた。その後、2014年から始まる地方創生政策において地域運営組織という名称が採用され、合併自治体に限らず、すべての自治体においてその結成が奨励されるようになる。それは、町内会と自治体がそれぞれ弱体化するという問題を、新たな

コミュニティ組織を形成することで乗り越えようとする試みであるとみることができる。

総務省の定義によれば、地域運営組織とは、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」であり、その活動範囲には、顔が見える範囲、すなわち概ね「小学校区（旧小学校区）」が想定されている（総務省HP）。また、2022年には、地域運営組織の一形態として、農村型地域運営組織（農村RMO）という概念が導入される。こちらは、「複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織」と定義されている。

2.2 地域運営組織の現状

ここでは、金川幸司らの研究グループが、2020年8月7日～9月11日に実施した「基礎的自治体における地域自治組織に関するウェブアンケート調査」（調査対象1,741市町村、回収数939件、回収率53.9%）を参考に、地域運営組織の現状について確認しておく¹。

このアンケート調査結果によると、地域運営組織（地域自治組織）を設置している自治体が39.6%、設置していない自治体が60.4%である。比較的人口規模が大きい自治体で設置されており、平成の大合併の有無との関係では、合併を経験した自治体の設置率の方が高い（合併した自治体の50.5%、合併しなかった自治体の32.3%）。

設置していない自治体が約6割を占めるが、設置していない理由（複数回答）は、「行政と自治会等の地縁団体との関係が円滑だから」（51.7%）、「自治会等の地縁団体の活動が充実しているから」（49.8%）、「自治体の人口規模が小さいため、設置の必要がないから」（23.8%）となっている。設置することができないのではなく、設置する必要がないというのが主な理由である。

一方で、設置した自治体の設置目的（複数回答）は、「まちづくりにおける住民の主体性を確立すること」（94.9%）、「集落機能の維持のみではなく、地域の活性化を積極的に展開すること」（88.7%）、「1つの自治会等の地縁団体を超えて、他の地縁団体、企業、NPOなど、多様化する地域ないし住民のニーズに応えること」（80.6%）を挙げる自治体が多い。「住民の主体性」「地域の活性化」「多様化する地域ないし住民への対応」を主な目的として設置に至ったことがわかる。

表2は、地域運営組織を構成する団体等についてみたものである。「連合組織を含む自治会などの地縁団体」が88%と最も多い。50%を超えるのは、「地域民生委員・児童委員協議会または民生委員」（62%）、「老人クラブ」（59%）、「PTA」（59%）、「地域婦人会・女性会等の女性団体」（53%）となっている。従来からの地縁組織を中心に、これまでも関係が密であった地域の団体や個人の参加が多い。「ボランティア団体」や「NPO法人」の参加は30～40%で、決して少ない数字ではないが、やはり中心は従来型の地縁団体である。

¹ この調査の名称には「地域自治組織」が用いられている。金川・後・森・洪（2021）によれば、地域運営組織の中に含まれる民間による任意組織は除外し、自治体が何らかの関与（条例等での制度化、資金交付、認証など）を行っているものを「地域自治組織」と定義し、調査対象としたという。

表 2 地域運営組織の構成員・構成団体（複数回答）

構成員・構成団体	実数	比率（%）
自治会等の地縁団体（連合組織も含む）	329	88
地域民生委員・児童委員協議会または民生委員	232	62
老人クラブ	218	59
PTA	217	59
地域婦人会・女性会等の女性団体	199	53
ボランティア団体	142	38
NPO法人	120	32
学識経験を持つ専門家	47	13

注：金川ほか編『協働と参加』の42頁を参考に作成

2.3 地域運営組織活動が抱える課題

2.3.1 2つの自治体の概要

ここでは、地域運営組織を導入している2つの自治体を取り上げ、新たに構築しようとしているコミュニティ・ガバナンスの特徴と課題を検討する。

取り上げるのは、宮城県大崎市と北海道鷹栖町の取り組みである。大崎市は、2006年3月末に1市6町で合併して誕生した自治体で、2025年現在人口約12万人の地方都市である。合併と同時に、大崎市まちづくり協議会条例を制定し、地域自治組織（地域運営組織）を創設しており、すでに約20年の歴史がある²。これに対して、鷹栖町は、旭川市の郊外に位置し、稲作を中心とした農業が盛んな地域であり、人口は約6,500人の小規模自治体である。第8次鷹栖町総合振興計画に基づき2020年から地区住民センターごとに地域運営組織を結成し、協働のまちづくりの取り組みを始めており、比較的最近スタートした試みである³。

以下では、新たなガバナンス構築に際してとりわけ重要と考えられる次の2つの点に焦点を当てて考察を進める。1つ目は、地域運営組織の結成は、「住民主体のまちづくり」や「住民参加による地域活性化」を目指して行われているが、そもそも自治体が主導して住民主体の活動を生み出そうという政策は大きな矛盾をはらむものである。その矛盾をどのように解決しようとしているのかという点である。2つ目は、「弱体化した町内会」と「弱体化した自治体」の協働を効果的に進めるためにどのような方法が採用されているかという点である。弱体化した2つの組織が単に協働するだけでは大きな成果は期待できず、そこには何らかの仕組みが必要と考えるからである。

2 宮城県大崎市の地域自治組織について、詳しくは小内（2024b）を参照のこと。

3 北海道鷹栖町の取り組みについては、2025年7月15日に、本研究会（北海道における地域コミュニティに関する研究会）が実施した鷹栖町ヒアリング調査の結果とそれ提供された資料に基づいている。

2.3.2 宮城県大崎市の取り組み

① 地域自治組織の結成まで

大崎市は、2006年3月末の1市6町の合併により誕生している。様々な歴史的個性を持った旧市町によって結成されたこともあり、それぞれの個性を尊重した「大崎市流」の地域自治組織の設立が目指された。合併直前の2005年12月に提出された「地域自治組織（大崎市流）のあり方に関する最終報告書」には、合併後の組織づくりの方向性が示されている。そこには、将来的に地域自治組織に公共サービスの一部を分担してもらうことを目指すという行政側の立場が明確に述べられている。そのために、①住民主体の組織を創造すること、②分権型社会の構築を目指すこと、③行政は、側面的支援に徹し、必要に応じて適切な財政支援や人的支援を行うこと、④旧市町単位に「まちづくり協議会」を、その内部に「地域づくり委員会」を置くことが掲げられた。

ここでいう「地域づくり委員会」の多くは、(旧)小学校区単位で結成されており、本稿でいう地域運営組織にあたる。大崎市では、53ある「地域づくり委員会」を住民自治の根幹と位置づけている。

② 行政主導で住民主体の活動を生み出すために

自治体が主導して住民主体の活動を生み出すための基本的な姿勢については、先の最終報告書に、「行政は、側面的支援に徹し、必要に応じて適切な財政支援や人的支援を行う」と述べられている。そのほかに大切にされている点として、住民の取り組みを尊重する点がある。例えば、「地域づくり委員会」を組織する際に、名称は統一しても、具体的な組織編成は、地域側の考えを尊重する姿勢を貫いている。その結果、地域づくり委員会の体制は、地縁型をとるものと分野型（専門部制）をとるものがあり、地域づくり委員会の下部にある行政区の区長（市から委嘱され、通知・連絡、広報紙の配布などの業務を担当）についても、町内会長を兼ねるところと兼ねないところがあるなど、実態は様々である。そこには、行政主導で無理に統一した場合、住民の当事者意識が損なわれてしまうという判断がある。

また、地域自治組織活性化事業交付金制度を設立し、一律の基準で配分される基礎交付金と提案型（手上げ方式）の交付金の2つを設けている。提案型は、住民自らが主体的に判断し応募することで、住民の事業立案能力を高めたいという行政側の意図から生まれている。しかも、住民組織が使いやすいことが優先され、申請回数を年3回としている。財源は、2007年に合併特例債を用いて地域自治組織支援基金を創設し、そこから生まれる利息を地域自治組織の活動資金に用いる仕組みを整備し、持続可能な財政的支援体制を確立している。

さらにもう1つ、話し合いを非常に重視している点が挙げられる。話し合いのプロセスこそが市民協働を育むという考えにたち、住民と職員による「パートナーシップ会議」を積み重ね、その実績の上に、2014年には、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」というユニークな条例を制定している。

③ 弱体化した 2 つの組織の協働を効果的に進めるために

弱体化した2つの組織の協働に関しては、財政的支援と人材支援が行われている。財政支援としては、前述した地域自治組織活性化事業交付金制度に加え、地区公民館に指定管理制度を導入している。すなわち、2012年から7つの基幹公民館を除く18の地区公民館の管理運営を地域づくり委員会に委託している。18の地区公民館はいずれも周辺部に位置しており、周辺部の活動拠点となっている。指定管理料は1館あたり約1,200万円で、そこから活動費を捻出することができる。指定管理制度は、市役所職員と地域住民の距離を遠くするなどのデメリットがあり、その点に留意する必要があるが、住民組織の活動の幅を広げるという点では大きなメリットがある。

また、指定管理料のうち800万円が人件費として使用することができるため、予算の範囲内で複数の人材を雇用することが可能で、人的支援という点でも大きな意味を持つ。加えて、地域支援コーディネーターや生活支援コーディネーターとして新たにマンパワーを加えることが検討されている。これはまだモデル事業や実証事業の段階で、財政的な課題もあり全市的な取り組みには至っていないが、住民組織と自治体を「つなぐ人材」を豊かにすることに力を入れていることがわかる。地縁組織の役員や行政職員ではない人材を加えることで、弱い組織と弱い組織の協働を活性化しようという意図がみられる。

2.3.3 北海道鷹栖町の取り組み

① 地域運営組織の結成まで

『第8次鷹栖町総合振興計画（2020～2029年度）』の冒頭で、町長は、「活力を失わずに未来へ希望が持てるまちづくりを持続していくために、今がまさに大きな転換点であり」、「今回の計画策定にあたっては、町民の皆さんとともに創り上げる住民参加のプロセスを最重点コンセプトとして掲げて取り組みました」と述べている。担当職員の報告でも、覚悟を持って住民主体の地域づくりへシフトしていくことを目指していく決意が語られた。「住民参画」と「自分ごと」をキーワードに、地域づくり活動へ関わる人を増やすとともに、住民1人1人の参画総量を高めることで、地域の活性化を図っていくという方向性が示されている。

② 行政主導で住民主体の活動を生み出すために

行政主導で住民主体の活動を生み出していくという点に関して、鷹栖町では、住民の中に「やらされ感」を生まないように様々な配慮がなされている。

第1に、話し合いを大切にして、話し合いを通じて地域の課題や魅力に気づき、それを共有化し、まちづくりを「自分ごと」と捉えるようになってもらうことを心掛けている。それは「話し合いの文化」を根づかせることにも繋がっている。

第2に、全地区一斉に進めることをせず、事業に賛同し自ら手を挙げた地区からスタートする方法をとる。鷹栖町は5つの地区から構成されており、うち2つは市街地を含む人口が多い地区（約2,500～3,300人）で、残り3つは農村部の人口が少ない地区（約100～300人）という違いがある。行政の提案に対して手を挙げたのは農村部の2地区だったため、最初はその2つから地域運営モデ

ル地区事業をスタートさせている。先行する2地区の事業の成果を積極的に広報することで横展開につなげており、次年度に農村部のもう1つが、その後、市街地を含む2つの地区でも同様の事業がスタートしている。最初から全地区一斉に進めようとする、強制的にやらされているという感情を生み、住民主体の活動にはならないという判断がある。

第3に、地区ごとに地区計画を策定しトライアル事業を実施する際、「できることからちょっとずつアウトプット」していくことを基本的な方針とする。行政から協力を依頼する際も、「分野を絞ってスモールスタート」という姿勢で臨む。できるだけ住民の負担感を軽減し、小さな成功体験を積み上げていくことを重視している。

③ 弱体化した2つの組織の協働を効果的に進めるために

弱体化した2つの組織の協働を効果的に進めるために、最初に実施したことは、住民組織体制の見直しである。鷹栖町では、従来1つの活動拠点を2つの住民組織（地区住民センター管理団体と地区公民館運営委員会）が運営しており、住民にとってわかりにくい面があるということで、地区住民センターに一元化する組織改革が行われ、地区住民センターごとに地域運営組織が立ち上げられた。なお、地区住民センター管理団体は、2008年から町の指定管理を受けており、それは地区住民センターに引き継がれている。

第2に、新しくできた地区住民センターの運営に対する人的支援が行われている。組織の一元化と同時に、各地区住民センターの事務局体制の強化が図られた。それ以前は事務局員1名体制であったが、各地区に1名ずつ集落支援員が配置され、2名体制になっている。2025年段階の事務局員は、20代1名（女性）、40代1名（女性）、50代2名（女性）、60代1名（男性）で、集落支援員は50代2名（男性1、女性1）、40代3名（女性3）と、いずれも女性比率が高く、地域活動に新たな活力をもたらしている。

第3に、町は、町外から大学生等の関係人口を積極的に受け入れ、地区の活動に繋げている。慶応大学と域学連携をして大学生と一しょに地域づくりに取り組んだり、札幌市に拠点を置くNPO法人ezorock⁴を呼び込み、ezorockの中に誕生した“たかすチーム”が定期的に鷹栖町に通いお祭りの手伝いなどを行っている。若者が吹き込む風が、地域づくり活動に新たな刺激を生み出している。

第4に、長期的な視点にたって、人材育成（人づくり）に力を入れている。具体的には、2021年からスタートした「まちLabo（まちづくり研究会）」という活動がある。若者が同世代とつながりを広げて、仲間と一緒に楽しみながらまちづくりにチャレンジしていく取り組みである。毎年、10～40代の30人前後が参加し、グループに分かれて思い思いのプロジェクトを実施している。この活動は、地域運営組織の活動とは別に行われており、上の世代に縛られることなく自由に活動してい

⁴ ezorockとは、北海道各地で、若者とともに地域の課題解決に向けて取り組んでいる団体で、2001年に設立され、2013年にNPO法人化している。活動の1つに、「関係人口創出プロジェクト“179リレーションズ”」という道内179市町村とつながることを目指す活動があり、鷹栖町との関係もそのプロジェクトの中で生まれてきたものである。なお、本研究では、2025年8月21日にezorockのスタッフも交えて座談会を開催している。

る。これには、若者が、「まちLabo」の活動を通じて相互に繋がり、地域に対する愛着や理解を深め、将来の地域づくりの担い手に育ててほしいという思いが込められている。長い目で、住民組織の弱さを克服する試みといえる。

2.4 2つの自治体の課題

以上、大崎市と鷹栖町の取り組みについてみてきた。両方とも、将来への危機意識を持ち、真摯に「住民主体のまちづくり」に取り組んでいる自治体である。取り組みには共通点も多く、①行政は支援するという立場に徹すること、②住民が「やらされ感」を持たないように主体的な取り組みを重視すること、③指定管理制度や集落支援員制度などを活用し、“つなぐ人材”を増やすこと、④住民が状況を理解し、「自分ごと」として捉えることができるように、話し合いを重視すること、などである。

とはいえ、先進的に取り組んでいる2つの自治体においても課題は少なくない。大崎市が合併から10年ほど経って実施した評価（ふり返し）において、住民側に「協働させられている」感情が生まれていること、「地域の役所化」ともいえる事態が進行していること、などが課題として指摘されている。大崎市は、ある程度行政組織の規模が大きいこともあり、縦割りの弊害もみられ、協働の重要性を担当部署（まちづくり推進課）以外と共有することが難しい状況にある。それに対して、小規模自治体の鷹栖町では、担当部署を超えた横連携は比較的スムーズに行われているようだが、それでも全人口の9割を占める市街地を含む2つの地区では、住民主体の活動の重要性についての理解がなかなか浸透しないという現状がある。

こうした現実は何を意味するのであろうか。行政主導で住民主体の活動を生み出すことは容易でないこと、そして、行政だけが変わろうとしても無理があり、住民組織側も変わる必要があることを物語っていると考える。そこで以下では、住民組織側の課題について考察する。

3. 住民組織側からみた地域運営組織

先に、表2において地域運営組織を構成する団体等についてみたが、約9割の地域運営組織には、連合組織を含む町内会などの地縁団体が参加していることがわかった。また、そのほかもこれまで地縁団体と関係が密であった団体や個人の参加が多く、ボランティア団体やNPO法人の参加は3割程度にとどまっている。こうした状況を考えると、単に地域にある組織・団体を集めて地域運営組織を結成するだけでは、これまでの活動が持っていたマイナス面をそのまま継承することになる可能性が高い。将来に向けて、新たな関係を自治体との間に築いていくためには、住民組織側も従来の組織づくりの理念を問い直すことが必要である。以下では、筆者が、これまでの調査研究を通じて考えてきたことについて指摘してみる。

3.1 世帯主義からの脱却

第1に、町内会の特徴の1つである世帯主義からの脱却を図ることである。世帯主義は1世帯1票制の原則にたっており、意思決定の際、1票の権利を持つのは世帯主＝男性であることが多い。

そのため町内会の意志決定場面から女性や若者が排除されてしまい、組織運営も性別役割分業に基づいて運営されることになる。女性は、女性部の活動や行事の際の食事づくり・接待を担当することが多く、こうした固定的役割分担が活動に対する意欲を失わせている場合も多い⁵。新しく結成される地域運営組織では、個人参加を原則とし、1人1人が能力をいかんなく発揮できる体制であることが望ましい。

筆者らが調査研究をしてきたスウェーデン北部には、古くからビアラージと呼ばれる日本の町内会によく似た組織が存在している（小内・吉澤 2012, 小内 2021）。地域の諸課題を包括的に担う地域を代表する組織であり、会費や負担金の徴収は世帯や不動産単位となっている点は日本の町内会と共通している。しかし、意思決定の際の資格は、個人にあり、1人1票制が定着しており、投票権は、15歳以上や16歳以上といった成人前の子どもにも認められている。高齢者も女性も若者も子どもも、すべて組織の構成員として尊重されているのである。このような姿勢から学ぶべき点は多い。

3.2 活動（事業）内容の再検討

第2に、これまでの活動（事業）内容を再検討する必要がある。1年交代で役員を順番にまわし、「これまでやってきたからとりあえずやる」という形で活動し、任期を終え、次の役員に送るというやり方では、活動はマンネリ化し、組織が惰性で続いていくことになる。新たに地域運営組織を結成するのであれば、こうしたマンネリ化から脱却することが重要である。もちろん、地域を代表する組織として地域運営組織を維持していくためには、総会開催やそれに伴う事業報告・会計報告の資料づくりなどの地味な業務は必要不可欠である。

しかし、それ以外は、できるかぎり「やりたい活動」「楽しい活動」を優先することが求められる。小山（2025）では、これまで地域の担い手となってきた人が減少していく中で、「各自の関心や利害で動く人々をどのように地域活動に振り向けることができるのか。地域の課題に合わせて、多様な関わり方のメニューを模索していくことが必要である」と指摘している（小山 2025:140）。例えば、札幌市手稲区の町内会では、札幌市のアドバイザー派遣制度にエントリーし、アンケートを実施してサポーター（役員はできないけどお手伝い程度ならできると回答した人）を発掘し、サポーターチームをつくり、新たな活動の実施を試みている。サポーターチームには、30～40代の子育て期の人が集まり、ハロウィーンのイベントを企画し、約90人の参加を得て、大成功を取めたという。このように地域の活動に関わるのが「楽しい」と感じられることが重要である。こうした試みは、多様な関わり方のメニューを増やしていく1つの方法として参考になる⁶。

また、事業内容の再検討に際しては、行政から要請される仕事の必要性について改めて吟味して

5 こうした活動スタイルが、若い女性が地方から都市に流出していく要因にもなっている。例えば、NHKのクローズアップ現代「女性たちが去っていく 地方創生10年・政策と現実のギャップ」（2024年6月17日放送）の中で、地方を去っていく理由の1つに、町内の集まりで、「男性は絶対動かなくていい席に座りっぱなしで、女性ももっぱら台所で働いている姿をみると、自分の将来の生活に希望が持てない」ことを指摘した若い女性の声が紹介されている。

6 手稲区の町内会の事例は、2023年12月18日に、本研究会が実施した札幌市の町内会アドバイザー派遣制度等の企画運営業務を受託する企業（㈱グローバルデザイン（現・㈱KITABA））に対するインタビュー調査結果とその後提供された資料に基づいている。

みることも大切である。活動がマンネリ化する要因の1つに、行政から降りてくる仕事に対応することに時間を取られてしまうという点もある。必要度が低いと判断した場合には、断るという選択をすることも必要であろう（玉野 2024）。

3.3 依存しない仕組みづくり

第3に、活動の負担が特定の人に偏らないように配慮することが大切である。その際、特に重要なことは、できるだけお互いに「依存しない仕組み」をつくることである。この依存しない仕組みに関しては、北海道池田町の社会福祉協議会（以下、社協）の取り組みが参考になる（小内 2024a）。

池田町は、2023年1月現在の人口が6,123人で、高齢化率44.2%、後期高齢化率25.9%と、道内でも高齢化率が高い自治体である。池田町では、社協を中心とした実践を通じ、介護予防サービスを実践し、給付金や保険料の減額に確実な成果を上げている。その実践には、いくつかの特徴があるが、その1つに、人と人とをつなぎ、互助の仕組みをつくる際に、誰かに過度に依存する構造をつくらないという点がある。例えば、社協では、“ふまねっと”を指導するサポーター（インストラクター）をボランティアとして採用しているが、サポーターに受講者への指導を委ねるため、社協の職員は敢えて指導に関わらないことを徹底している。依存する関係が固定化すると、疲労や不満が蓄積し、活動の継続を難しくすることになるからである。

本稿で取り上げた2つの自治体の実践事例に即していえば、「住民組織・住民」と「自治体」とその両者を「つなぐ人材」の関係についても同様のことがいえる。それぞれが自立した関係に関わることによって、円滑な活動を継続することが可能になる。「住民組織・住民」に関していえば、このことは自分ごととして考えて活動するということを意味している。

3.4 地域社会を外部に対して開いていく

第4に、地域社会を外部に対して開いていくことの重要性である。伝統的な地縁組織は、どちらかという閉鎖的で、よそものを排除する傾向が強いとわかれてきた。もちろんよそものを受け入れることで、時としてトラブルが生じることもあり、その点に対する配慮は必要である。しかし、鷹栖町の取り組みからも明らかなように、大学との域学連携やNPO法人との交流、あるいは集落支援員や地域おこし協力隊の導入などによって、地域の外から人材を迎え入れることで、地域に活力をもたらす場合も少なくない。新しいマンパワーが加わることで、従来の地域活動に新たな視点が加わり、活性化する効果がみられる。いわゆる触媒効果である。

こうした外から来て地域の人との間に多様な関係を取り結ぶ人たちを「関係人口」と総称するが（田中 2021）、関係人口のあり方は、当然地域ごとに異なっている。例えば、本研究会で訪問した函館市社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターとして市内の大学生を採用し、月1回程度、福祉サロンの運営（メニューづくりや司会進行など）に関わってもらっている⁷。この取り組みは

7 函館市社会福祉協議会への訪問は、2024年12月18日に実施した。

2023年から始まり、5人の地域福祉コーディネーターのうち、2023年は1人、2024年は2人が大学生となっている。これは市内に大学があるからこそ実現した試みである。重要なことは、その地域の資源を活かし、その地域にもっともふさわしい関係人口との関わり方を模索することであろう。

3.5 デジタル化の推進

最後に、将来を見据え、デジタル化の方向を検討することの重要性について指摘しておきたい。本研究会の調査でもデジタル化に積極的に取り組む町内会として、苫小牧市拓勇東町内会を訪問した⁸。この町内会は、加入世帯1,100世帯と大きな町内会であるが、コロナ感染症の広がりの中で、ZoomやLINE等を活用し、「デジタルとアナログを合わせたハイブリットな町内会活動」に挑戦し、今日に至っている。町の世帯平均年齢が35歳ということもあるが、シニア役員たちにもタブレットを購入してもらい（町内会で費用の一部を補助）、研修を行ってZoomによる役員会を実現している。また、釧路昭和中央6丁目町内会（220世帯）では、「町内会公式LINE」を立ち上げ、回覧板の簡素化を図るとともに、町内会費の支払いにコンビニ払いを導入している⁹。こちらも平均年齢36.6歳という若い会員が多い町内会である。やはり、積極的な取り組みは、若い会員が多い町内会で先行して行われている。

自治体は、町内会のデジタル化への支援にあまり積極的ではない。総務省自治行政局市町村課「自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケートとりまとめ結果」（2022年2月）によると、町内会のデジタル化に関して「支援をしていないし、予定もない」が84.9%を占めている。その理由としては、町内会の会員が高齢化しており、デジタル機器への対応が難しい点が挙げられる。

しかし、高齢者にもITを得意とする人もいるし、拓勇東町内会のように研修を行うことでハードルを低くすることもできる。また、今後、ITに慣れ親しんだ高齢者の比率が高まってくることは確実なので、できるところから準備を進めておくほうが賢明である。デジタル化に反対する意見の中には、回覧板の方が対面で安否確認ができるというものがあるが、北海道の冬道を高齢者が歩いて回覧板をまわすことは大変な作業であるし、加齢により自由に外出ができなくなった際、LINEが外の世界と繋がる唯一の手段となる可能性もある。

デジタル化は、町内会活動の負担軽減に加え、新たなつながりを生み出す可能性も秘めている。まだまだ費用負担などの面で大きな課題も残るが、できるところから取り入れていく姿勢は大切である。

おわりに

以上、地域運営組織の結成の動きを、自治体側と住民組織側から検討してきた。「弱体化した町内会」と「弱体化した自治体」の協働によって、新しいコミュニティ・ガバナンスを構築する営み

8 苫小牧市拓勇東町内会に関しては、2024年8月22日に、本研究会が実施した拓勇東町内会の役員に対するインタビュー調査結果とその後提供された資料に基づいている。

9 釧路昭和中央6丁目町内会の活動については、自治会町内会情報誌『まちむら』165（2024年2月発行）の10-12頁を参照のこと。

は、様々な地域で取り組まれている。冒頭に述べたように、これまで、日本の町内会が持つ特徴として、全国津々浦々で共通している点が指摘されてきた。しかし、今後は、共通する部分は少なくなり、それぞれの地域が、その地域に適したガバナンスを構築し、それに相応しい住民組織を形成していくことになると考えられる。本稿で検討することができたのは限られた点であるが、新しいガバナンスのあり方を検討する際のヒントになれば幸いである。

<参考文献>

- 日高昭夫, 2018, 『基礎的自治体と町内会自治会』 春風社.
- 金川幸司・後房雄・森裕亮・洪性旭, 2021, 『協働と参加：コミュニティづくりのしくみと実践』 晃洋書房.
- 小山弘美, 2025, 「地域社会と町内会の変容」 森岡清美編『新・地域の社会学』 123-143.
- 森裕亮, 2017, 「ローカル・ガバナンス—地域コミュニティと行政」 坂本治也編『市民社会論—理論と実証の最前線』 法律文化社, 226-240.
- 中田実・山崎丈夫・小木曾洋司, 2017, 『改訂新版 地域再生と町内会・自治会』 自治体研究社.
- 小田切徳美, 2024, 『にぎやかな過疎をつくる—農村再生の政策構想』 農文協.
- 小内純子, 2007, 「大規模酪農地帯・標茶町虹別における地域づくり運動の展開とその要因」 光武幸・小内純子・湯川郁子『釧路内陸部の地域形成と観光マーケティング』 創風社, 107-176.
- 小内純子, 2021, 「【スウェーデン】“個”を基礎とするコミュニティ活動」 大内田鶴子・鯨坂学・玉野和志編『世界に学ぶ地域自治 コミュニティ再生のしくみと実践』 学芸出版社.
- 小内純子, 2024a, 「人のつながりの創出を軸とした“老々予防”の試み—池田町の取り組みを事例に—」 『開発こうほう』 731号, 23-26.
- 小内純子, 2024b, 「大崎市合併と地域自治組織活動の現段階」 西村雄郎・岩崎信彦編『地方社会の危機に抗する〈地域生活文化圏〉の形成と展開』 東信堂, 413-440.
- 小内純子・吉澤四郎, 2012, 「スウェーデンの集落自治会（ビアラグ）活動と住民自治」 中道仁美・小内純子・大野晃『スウェーデン北部の住民組織と地域再生』 東信堂, 183-213.
- 玉野和志, 2024, 『町内会—コミュニティからみる日本近代』 ちくま新書.
- 田中輝美, 2021, 『関係人口の社会学—人口減少時代の地域再生』 大阪大学出版会.



2 地域づくりを支える仕組みと人材

北海道大学大学院文学研究院 准教授
林 琢也



はじめに

本節では、農村において地域づくりを支える仕組みと人材について、関連する研究の成果や議論をもとに整理するとともに、具体的な事例を通して、多様な人材が地域づくりに関わる中で、地域を維持していくための可能性と課題を展望する¹。

1. 地域づくりを進めるコミュニティの特性と連携のあり方

地域づくりにおいては、地域の経済的、文化的活性化と同時に、新しい仕組みを住民自ら創造することが重要とされる（筒井 2008）。こうした仕組みは、地域内での諸活動や議論の成果を様々な形で制度化したり、組織化したりする中で強化されるケースも多く、外部との連携・協働や交流を含む形の重要性も指摘されている。

特定の社会や組織（コミュニティ）に属するメンバーは、集団内の成員と同質的な特徴を有する場合が多いが、目新しい情報や知識の獲得においては、他のコミュニティに属する者から手に入れるものの方が有益なことも多い（Lin 2001）。この点に関連して、マーク・グラノヴェターは、アメリカ・ボストン郊外のニュートン市在住の男子ホワイトカラー（専門職・技術職・管理職）労働者（282人）を対象に面接法と郵送法によってジョブ・マッチング過程の研究を行い、弱い紐帯の強さ（the strength of weak ties）の特徴/意義を見出している。グラノヴェターは、転職する際に、労働者は強い紐帯をもつ（いつも会う）人よりも、弱い紐帯をもつ（たまにしか会わない）人から役に立つ就業情報を得るという傾向に注目した（Granovetter 1973, 2017）。すなわち、いつも会っている人々は、既に知られている同じ情報を共有する傾向があるため、労働者はかえって、たまに会う人から多くの新しい情報を入手することになるというものである。さらに、弱い紐帯は、集団の成員相互が皆知り合いであるような密度の高い集団の間を「橋渡し」する傾向をもつ。この弱い紐帯の強さの視点を発展させたものが、ロナルド・S・バートによる構造的空隙（structural holes）の議論である。これは、ネットワークにおける重複の少ない繋がり的重要性を示したもので、自分自身が構造的空隙を埋めるような位置を占める、あるいは、それを利用して仲介役となることで、ビジネスマンや起業家が利益を得やすくなることを論じた（Burt 1992）。弱い紐帯や重複の少ないネットワークの存在は、自分の日常とは異なる生活習慣や価値観のコミュニティと接することを可能とするため、

1 本稿の中心となる郡上市和良町での現地調査は、JSPS科研費JP24K04415の助成を受けたものである。

知らない知識や価値のある情報を手に入れる機会を増やすことに繋がると考えられる。弱い紐帯をもつことは、得られる情報の多様性という点において、強い紐帯よりも優れている面もある。

こうした外部との連携やネットワークの開放性による多様な情報や利益の獲得は、日本の農村における内発的発展論の進化/深化という文脈においても指摘されている。例えば、日本の農山村における地域づくり論の理論的構築を牽引してきた地理学者の宮口侗^{みやぐちとしみち}は、異なるものとの交流から新しい価値や方向性が創造されるとし、地域間交流の意義を示しており、地域にどのような新たな視点や刺激をもたらすか、すなわち、地域の内発力を高める上での外部人材の役割・効果として、移住者や新規就労者（農林業など）、若者、ボランティア、インターンシップ事業、地域内外で農村に関わるNPOなどの存在を挙げている（宮口 2007；宮口ほか編 2010）。また、農学者の小田切徳美も外部との交流やネットワークのもつ意味に高い関心を示し、内発的とはいえども、人的な外部アクターの力を利用することを強調している（小田切 2009, 2013）。

これらの議論と関連して、イギリスのニューカッスル大学・農村経済センターを中心とする研究グループは、どの地方でも外来的な力と内発的な力は存在しており、地方レベルでは地方と外部が相互に関係し合わなくてはならず、重要なポイントは、こうした広範囲に及ぶプロセス、資源、行動を自分たちのためにハンドリングできるような能力を地方自らがいかに高めていくかにあるとし、それをネオ内発的発展論と称している（安藤・ロウ編 2012）。すなわち、日本の農山村再生や地域づくりの現場で試行錯誤する中で既に実践されている、内発的発展論をベースに外部人材を組み入れる、もしくは連携する形で進めていく方法は、近年のネオ内発的発展論の議論と重なる部分も多く、内部の人材が中心となりながらも、新たな人材（移住者）や外部の有志（関係人口）と協働しつつ活動していくという仕組みの有効性を示している。

2. 地域づくり活動の内容と多様な担い手の存在

上記の議論を踏まえると、地域づくり活動に関わる担い手は、当該地域にもともと暮らす住民のみならず、移住者や関係人口など、多様な人材を想定することが可能である。

本項では、筆者が長年、地域づくり活動の実践および調査に携わっている岐阜県郡上市和良町^{ぐじょうし わらちょう}を事例に地域づくりに参画する多様な担い手について考える。

郡上市は、2004年に郡上郡7町村の合併により誕生した。和良町は市の南東部に位置する（図1）。町の中心部は和良川に沿って水田地帯が広がる。水質の良さから、天然記念物であるオオサンショウウオの生息地としても有名であり、2008年には環境省の平成の名水百選にも認定されている。2020年の人口は1,536と、合併直後（2005年の2,151）と比較して、およそ30%減少している。他方で、同期間の世帯数は708世帯から656世帯と7.3%の減少にとどまっており、15年間で高齢化率が36.5%から48.6%に上昇していることも踏まえると、世帯の縮小化が進み、高齢の独居世帯や夫婦のみの世帯が増加していることがわかる。こうした中で、2010年頃から地域づくり活動を積極的に行ってきたのが、今回取り上げる和良おこし協議会（以下、協議会と称す）である。協議会は、地域内外の有志によって構成される。協議会の活動は、大きく分類すると、①暮らしを守るための活動、②和良を知ってもらうための活動（交流事業・体験メニューの提供）、③仲間を増やすための

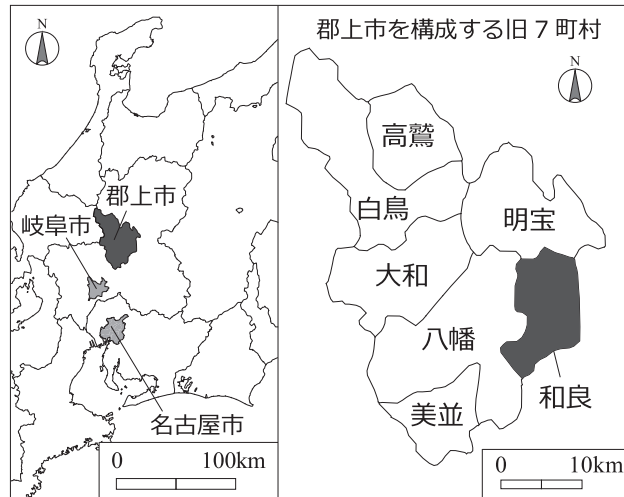


図1 岐阜県郡上市和良町の位置

活動（空き家を活用した移住促進事業）が中心となる。

2.1 暮らしを守るための活動

①暮らしを守るための活動としては、T型集落点検を踏まえた集落づくりと町内15自治会²の集落支援、郡上市市民協働センター³のサブセンターとしての相談業務などが挙げられる。T型集落点検とは、人口減少を前提に、世帯の分離と縮小化の背後に潜む家族機能の実態に焦点を当て、集落の維持と諸問題の解決を図るための調査手法で、社会学者の徳野貞雄により考案された（徳野 2008, 2011）。地域内のコミュニティ活動や付き合いの見直しに加え、他出した息子や娘、その配偶者や子どもも家族の一員であることから、この他出子世帯も含めて、ムラの暮らしを守っていくための方法を住民が主体となって考え、行動に移すことを促すための実践活動である。農山村の抱える問題は、地域の課題であると同時に家族の問題でもあることを住民が自分事として捉え、空き家や屋敷・農林地の維持などについて対応を進めていくための動機づけとなるワークショップを各集落の集会所に住民を集めて行い、その後も定期的に集まる中で、具体的に誰がどんな活動や役割を担うのかを明確にし、実行していくという流れになる⁴。和良町では2011年度よりT型集落点検を取り入れた地域づくり活動を実践しており、集落（地域）づくりの担い手としては、当該地域に暮らす住民に加え、進学・就職・結婚等を機に転出した子ども世代（他出子）の参加（活用）も念頭に置いた取り組みを模索してきた。例えば、町内の集落Xでは、T型集落点検のワークショップおよびその後の話し合いを重ねる中で、集落の住民間の交流機会が減少していることから、一緒に地区内を散歩す

2 地域住民組織の呼称は、町内会や部落会、自治会、町会、区会など、時代や地域によっても異なる（玉野 2024）。郡上市では自治会、後述する苦小牧市では町内会が使用されているため、本稿では、それぞれの表記に従う。

3 郡上市市民協働センターは、郡上市より委託を受けて住民自治を推進するため、市民協働の拠点として市民団体、地域団体及び地域コミュニティの活動支援、各種相談など市民の公益的な活動をサポートしている。また、市民やNPO、市民団体、地域団体、事業者及び市相互のコーディネート、各種研修会、イベント等の開催及び市民活動の情報受発信を行い、市民協働のまちづくりを推進するための業務を行っている。https://www.gujo-siminkyodo.org/（最終閲覧日：2025年12月25日）

4 和良町におけるT型集落点検の具体的な方法やワークショップ等の流れは、林（2015）を参照。

る会やハイキング、芋煮会を開催した。また、他出子の子どもを1人、祭の舞^{まいこ}児に選出した。これは、集落X出身で県内の美濃加茂市在住の他出子に依頼し、その子どもに参加してもらったものである。承諾してくれたのが春休みであったこともあり、集中的に集落Xに来てもらい、踊りの練習などをした。また、集落X周辺の見どころを訪問者に案内する看板を住民有志により設置した。こうした動きは、T型集落点検を踏まえ、地域内外の住民や有志との交流や連携を意識した活動といえる。

2.2 和良を知ってもらうための活動

②和良を知ってもらうための活動としては、和良鮎のブランド化、田んぼオーナー制度による都市農村交流、ホテル・オオサンショウウオ等の勉強会/観察会、これらの資源を活用した体験観光などが挙げられる。和良川の鮎は、2002年に全国清流めぐり利き鮎会で初めてグランプリ（日本一）を受賞して以降、2025年現在までに全国最多4度のグランプリを獲得している。2003年には住民有志によって「和良鮎を守る会」が組織され、鮎で地域を盛り上げるための活動を進めてきた。こうした地道な取り組みが奏功し、2015年に「和良鮎」は、地域団体商標に登録された。地域団体商標は、地域ブランドの保護によって、地域経済を活性化しようと、特許庁が2006年に導入した制度であり、和良鮎は現在、全国各地の料亭やホテル、飲食店などで高級鮎として取引がなされている（林編著2025）。毎年10月最終週の日曜には、和良鮎まつりが開催され、多い時は町内外から3,000人を超える来場者が訪れるイベントとなっている（写真1）。



写真1 和良鮎まつりの様子

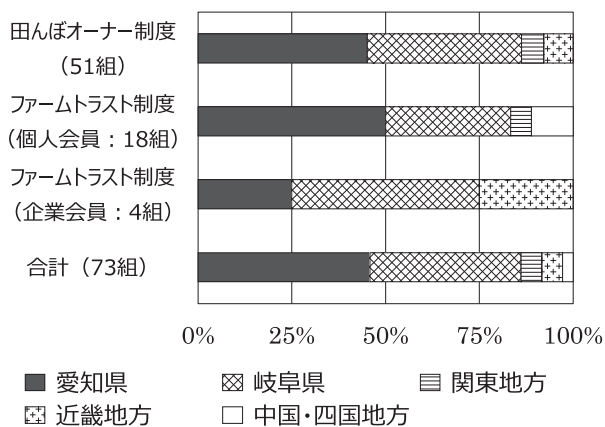
（出典）筆者撮影（左写真2023年10月、右写真2022年10月）

さらに、田んぼオーナー制度は、遊休農地の活用、耕作放棄地対策として始まり、交流人口の拡大に貢献してきた。2つの形態があり、1つは個人（世帯や友人グループ等を含む）でオーナーとなり、田植えや草取り、稲刈り、収穫祭に参加するものであり、もう1つがファームトラスト制度となる。

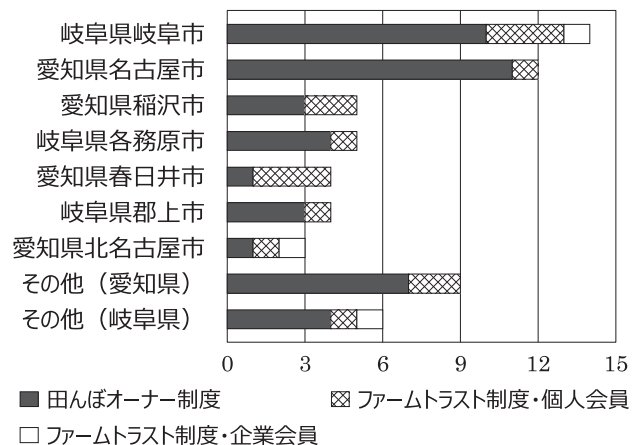
ファームトラスト制度とは、会費を支払った会員の代わりに地元の農家が水稻を作付けし、収穫した米を会員へ還元する方式である。2025年度の一般会員の場合、年間1口35,800円で、減農薬栽培の奥美濃清流米（コシヒカリ）の玄米1俵（60kg）と道の駅 和良で使用できる商品券が特典となり、

オーナー名の名札が施設の壁面に設置される⁵。また、企業会員の場合、年間1口248,000円で、減農薬栽培の奥美濃清流米（コシヒカリ）の玄米7俵（420kg）と道の駅 和良で使用できる商品券が特典となり、企業名の入った看板を現地（耕作する水田）に設置し、Facebookでオーナー企業のPRがなされている。なお、オーナー制度・ファームトラスト制度と同じ奥美濃清流米（コシヒカリ）を使用した日本酒「和良おこし」をオーナーは4合瓶（720ml）1本から購入することが可能である。これは、オーナーとの交流を商品開発へ発展させた企画となる。

a) 全体（岐阜・愛知以外は地方単位で集計）



b) 岐阜・愛知のみ市町村で集計し上位を表示



※ 企業会員は、所在地のある地方・都道府県・市町村で集計。

図2 和良町の田んぼオーナー制度・ファームトラスト制度会員の居住地（2022年度）

（出典）和良おこし協議会提供資料により作成

図2-aは、2022年度の田んぼオーナー制度とファームトラスト制度会員の居住地を集計したものである。愛知県在住者が33組（田んぼオーナー23組、ファームトラスト個人会員9組、企業会員1組）と最多で、岐阜県の29組（田んぼオーナー21組、ファームトラスト個人会員6組、企業会員2組）が続くことから、両県で全体の8割以上を占める。さらに、岐阜県と愛知県のオーナーの居住地を市町村単位で整理すると（図2-b）、両県都（岐阜市・名古屋市）とその周辺都市（稲沢市、かかみがはらし各務原市、春日井市、北名古屋市）に暮らすオーナー、すなわち名古屋大都市圏の都市住民が中心となっていることがわかる。オーナーは田植えや稲刈りで和良町を訪問し、作業を通して協議会のメンバーや住民有志と交流し、良好な農村景観や自然環境を体感することで、毎年、オーナーを続けるリピーターも少なくない。その後の和良町への移住に繋がったオーナーも存在する。さらに、和良町へ転入後に田んぼオーナーとなって和良の米や農業に触れる移住者もみられる。

ホテルについては、地域外からの訪問者による駐車場の問題や車のライトによるホテルへの悪影響（光害）などが懸念される中で、ホテルを守っていくための活動が協議会や住民有志によって行われてきた。そして、2017年には「和良蛍を守る会」が設立され、ホテルの生態に関する観察調査や自家用車による訪問者の誘導（違法駐車防止）、観察マナーのレクチャー、鑑賞スポットの案

⁵ この特典および参加費は、田んぼオーナー制度も同様となる。その他、田んぼオーナーの場合、別途料金はかかるものの、希望者は、田舎料理・食の体験教室や野菜の収穫体験に参加することができる。

内など、ホタルの生息環境を守るための活動とホタル観賞の共存が図られている。

オオサンショウウオは、一般向けの観察会や勉強会も企画され、さらに、はざこ⁶シンポジウムの開催や和良川はざこ調査隊の結成、岐阜大学地域科学部の向井貴彦教授の研究室やバックネル大学（アメリカ）等との連携による調査・研究活動も行われている。

2.3 仲間を増やすための活動

②和良を知ってもらうための活動で示したような地域資源の存在は、自然の豊かさを基盤とした住環境の良さを移住希望者に知ってもらう機会にも繋がっており、③仲間を増やすための活動の中核である移住支援事業にも相乗効果をもたらしている。転入後に移住者が和良を守る会のメンバーとなって、来訪者を誘導するボランティアをしたり、協議会のメンバーとして地元の住民や先輩移住者と交友を深めたりする事例も少なくない。

移住支援は2015年度から本格化した事業で、特徴は、集落内の空き家を家主の協力・同意の下で預かり、移住希望者に仲介する方法を採用している点にある（黒川ほか 2019）。協議会の移住支援を担う事務局長のA氏⁷は、単なる移住者獲得のためのセールストークではなく、生活上のマイナス面も伝えた上で、移住の可否を考えてもらっている。

移住実績として、2015年4月～25年3月の10年間で、延べ52世帯111人が移住している。転入時の世帯主の年齢は、30～50歳代の壮年期を中心に定年直後までの幅広い世代の移住が多い（図3-a）。移住者の前住地は、岐阜県が20世帯（38.5%）と最も多く、愛知県の12世帯（23.1%）が続く（図3-b）。岐阜・愛知のみ市町村単位で集計すると、郡上市内からの転入、岐阜市・名古屋市周辺の都市部からの移住が多い（図3-c）。これは、和良町を何度か訪問する中で、移住を決断するケースもみられるため、身近な都市部（名古屋大都市圏内）からの転入が多くなる。

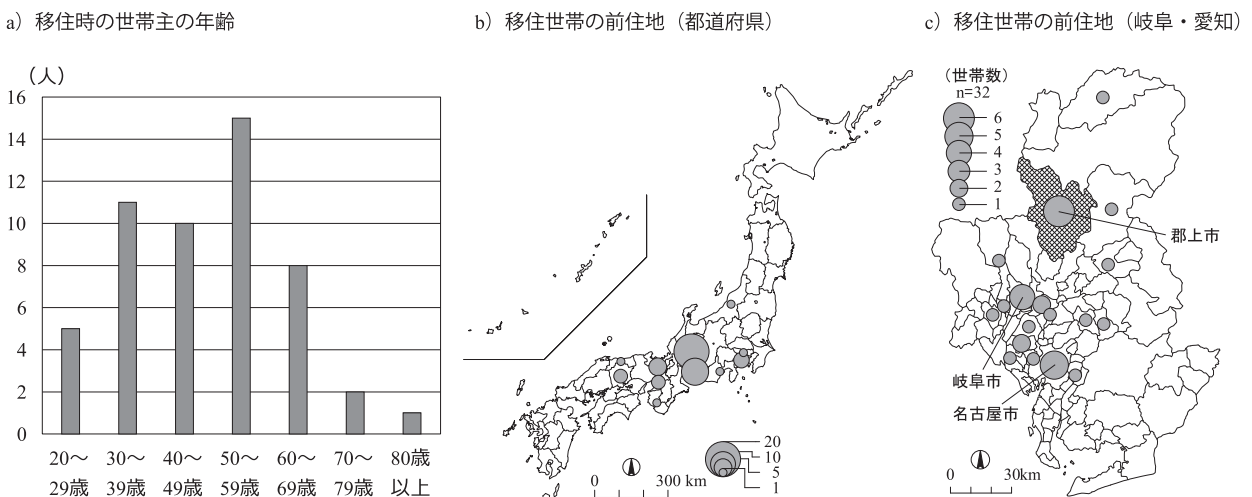


図3 移住時の世帯主の年齢と移住者の前住地（2015年4月～2025年3月）

（出典）和良おこし協議会提供資料により作成

6 「はざこ」とはオオサンショウウオの地方名である（向井 2025）。

7 A氏は名古屋市から和良町へのUターン者であり、2014～16年度に郡上市地域おこし応援隊の隊員を務め、それ以降も協議会の事務局長として和良町の地域づくりを牽引している（林 2023）。

2.4 和良おこし協議会のメンバー構成、大学との連携

前述の活動（①～③）を進めてきた協議会メンバーの属性について整理したものが図4である。2018年の26人から21年の35人、23年の39人と、この間にメンバーが増加していることがわかる。町外居住者は、いずれの年においても20%前後で推移している。和良町内に暮らすメンバーが最も多いが、これは地元住民のみならず、移住者を含む値である。事務局長のA氏が和良町に転入した移住者の中で活動に積極的に関わってくれそうなメンバーを勧誘していることもあり、町内に暮らすメンバーの数が図中の3か年では増加基調にある。A氏の人脈やネットワークにより町外から様々な人が和良町を訪問するようになっており、関わる人材の多様性が担保されている面も大きい⁸。

このため、2023年の協議会メンバーの出生地をみると、和良町出身者は15人（38.5%）に過ぎず、それ以外のメンバーは、他地域で生まれ育ったメンバーとなっている。その意味では、2010年代後半から2020年代初頭においてA氏は他地域と和良を繋ぐ「橋渡し役」として、この地域に関心や愛着をもつ多様なメンバーを仲間として協議会に引き入れながら活動を展開してきたことがわかる。

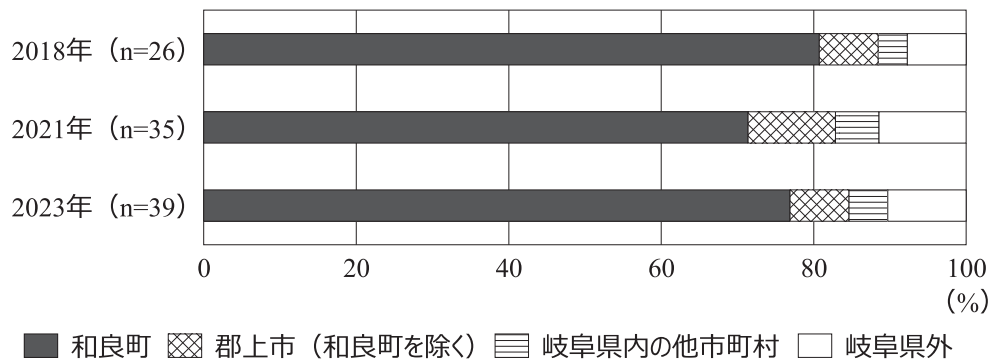


図4 居住地別にみた和良おこし協議会メンバーの推移

(出典) 和良おこし協議会提供資料および聞き取り調査により作成

その他にも協議会では、大学との連携も積極的に行っており、A氏の言葉を借りるならば、「学術的な知見を現場に活かす」ため、「外からの視点を地域へ、地域の実践を研究へ」という有機的な連携・結合が意識されている。

例えば、筆者の研究室では、ゼミの調査実習（6月）として学生を和良町へ引率して（写真2）、移住者や地域づくり活動に関わる住民有志への聞き取り調査を継続的に行っている（林 2016、黒川ほか 2019）。

8 A氏の趣味でもある音楽を活かしたLIVEイベントは、1年間に数回の頻度で開催され、全国各地のライブミュージシャン/ツアーミュージシャンが和良でイベントを行うようになってきている。参加者とミュージシャン、ミュージシャン同士、参加者同士の親交も深まっている。また、「地方でこそ生きる人さがしと人づくり」の推進を目的に活動する、岐阜県地域おこし協力隊ネットワークの設立にもA氏は深く関わっており、県内各地の地域づくりやコミュニティ実践に携わる人達の交流の場づくりを通し、本来は接点をもたなかった（であろう）人同士が知り合いになる機会を創出しており、社会ネットワークにおける構造的空隙（Burt 1992）を埋めるような役割をA氏が果たすことで、地域外の様々な人々を和良町へ繋げている。



写真2 林ゼミの調査実習の様子

(出典) 筆者撮影 (2024年6月)

また、2016年度からは、調査実習の成果やゼミ生の研究報告を和良町で行う、出前の卒論・修論発表会(写真3)を毎年開催している(林 2019)。さらに、2022年度からは、前述の和良鮎まつりに出店し、ゼミで開発した商品を販売している。



写真3 林ゼミによる出前の卒論・修論発表会の様子

(出典) 筆者撮影 (2025年1月)

出前の卒論・修論発表会は、2025年度で10年となるが、多い時で40数人、平均すると20~30人が参加する。協議会のメンバーを始め、和良町の住民、行政関係者に加え、周辺市町村で地域づくりやコミュニティ実践に関わる人、地域おこし協力隊員、公務員、大学関係者(他大の研究者・学生)などが、各自の興味や関心、経験に基づいて自由に質問し、議論できる場となっている(林 2019)。

和良鮎まつりでの林ゼミの開発商品の販売実績をみると、2022~24年の3年間の購入者数は1日平均70人に上る。写真4のように、ゼミ生が商品のアイデアを出し合い、地元の稲藁を用いたミニぼうきや、鮎をデフォルメしたイラストに「和良鮎」を英語表記のようにした言葉遊び「Wara

are you?」のロゴが入ったバッグ類やコースター、Tシャツ、その他にもステッカーや缶バッジ、キーホルダー、靴下等を開発した。2022年度は、ほうき作りを体験するワークショップ、2023～24年度は和良町に関する知識や情報を祭りの参加者に知ってもらうための「和良テスト」や「クイズ大会」も含めた企画を実施した。



写真4 林ゼミで開発した商品の例 (2022～25年度)

和良町を想起させる商品やアイテムを開発し、地元の祭りで実際に販売するという経験は、ゼミ生にとっても、座学やフィールドでの聞き取り調査とは異なる刺激や感覚を得る機会となっている。参加した学生に感想を聞くと、和良町への訪問・滞在を何度か繰り返す中で、多くのことを経験させてもらった和良の住民への感謝から、その次に和良町を訪れた時の活動に一層、力が入るといった効果が生まれている。

もちろん、林ゼミと和良町との関わりは、学術調査、祭りへの出店、研究発表会と年3回の活動(滞在)に過ぎず、卒業後に和良を再訪するOB・OGは、居住地や勤務地の問題もあって限られる。しかし、協議会としては、その他にも岐阜大学や大阪産業大学、四天王寺大学、バックネル大学などと交流を継続しており、1年を通してみると、文系理系を問わず、様々な分野の教員や学生が訪問・滞在していることになる。林編著(2025)でも述べているが、色々な「よそ者」が楽しく充実した顔で町内を「ウロチョロしている」ことが、和良町には多くのファンやサポーターがいるということを知ることが住民が認識することにも繋がり、外部者と関わりをもつことへの心理的なハードルを下げることにも寄与するといえる。

こうしたことの積み重ねや、交流・協働の質を高めていくことは、小田切(2024)にある「にぎやかな過疎」をつくることにも繋がる。にぎやかな過疎とは、地域住民や移住者・関係人口等の地域外由来の人々など、多様な主体が関わり、交錯していることで、人口減少は進むものの、地域にはいつも新しい動きがあり、人が人を呼ぶ、しごとがしごとを作るという流れや、そうした多彩な人々が気兼ねなく訪問し、交流し、時には新しいアクションの出発点となる拠点があることで、多様な主体の対話をもたらす熱量が生まれて、「にぎやか」になるということを示したものである。

また、関わりをもつ人の分だけ、互いに多くの刺激や気づきが生み出される。秋津（2023）は、農村ツーリズムによる人との出会いとそこで発生する共感が農村と都市の断絶を乗り越える大きなきっかけになると指摘しているが、ツーリズムにとどまらず、ゼミで関わりのある農村を継続的に訪問する大学生の場合も、訪問先の人と接し、そこにある暮らしと人生に共感することで、学生が個人的に未来の地域社会や、そのあり方を考えるための契機となるならば、これは広い意味で、協議会やA氏が実践してきた「仲間」を増やすということにも繋がっていく。一つ一つの効果やインパクトは大きくなくても、「塵も積もれば山となる」である。

3. 今後の展望

3.1 地域づくり活動の継続における課題

和良町では、協議会が中心となりながら、「みんなで楽しく集落づくり」を合言葉に、ふるさとの持続を目指した多くの活動やイベントの開催、移住促進事業や集落の支援を行ってきた。他方で、これらの活動には問題も散見される。以下では、その点について整理する。

①暮らしを守るための活動において、協議会は2011年以来、T型集落点検を踏まえた集落づくりと町内15自治会の集落支援を進めてきた。その中で、当初、協議会は、毎月の定例会議（和良おこし会議）のたびに、2～3人の自治会長を招待し、集落活動の近況について話を伺うことで、サポートの質を高めようとしていた。そうした中で時間が経過するとともに1つの問題が生じた。和良町において自治会長は、年齢による持ち回りのような形で決められている集落も多く、交代に伴い、それまでの活動の引継ぎはもちろん、集落によっては、実践の意義や目的が十分に伝わっていない事態が生じたのである。このため、次の自治会長は就任直後に「何か大変なことをやらされるのではないか」と警戒感を強め、「そんな大層なことはやれん」と身構え、本来は集落の課題を各世帯や住民が自分事として捉え、実践を通して、少しでも望ましい方向へ歩を進めていくための活動であったものが、協議会によって自治会が「やらされている」活動のように誤った形に変換されてしまうケースが生まれてしまったのである。

こうした状況に陥る背景には、協議会のカバーする活動範囲が平成の大合併以前の旧村（和良村）全域（15自治会全てが含まれる）と広いことが挙げられる。協議会は和良町を活動拠点として、各自治会（コミュニティ）活動をサポートするという形であるため、自治会長の交代によってゼロベースに近い形に集落活動が後退してしまうことは、協議会の努力だけでは防ぐことが構造上、難しい。このため、本来的には地域を代表し、地域問題への対処や管理に当たる自治会と協議会の情報共有や意見交換の質を高めることで、地域課題を自分事として認識する住民層を地道に増やしていくことや住民間での集落活動への認識や理解の差を埋めることが必要である。

②和良を知ってもらうための活動に関してみると、和良鮎は、町外での知名度や評価も高く、住民の地域に対する誇りを醸成することに寄与している面は大きいものの、和良川やその支流を含む河川での地元の若年層（子ども含む）による鮎釣り文化の継承は限定的である。協議会メンバーで、当初から和良鮎のブランド化に関わってきた元行政職員のB氏によれば、漁協の組合員数も地元の鮎釣りをする人もかなり減り、30歳代以下となると数える程しかいないという。③仲間を増やすた

めの活動とも関連するが、和良に転入してきた若い移住者の方が地元の若年層よりも鮎釣りやホテルの保全活動等にも関心を示すことが多いのが現状である⁹。

3.2 地域づくり団体のメンバー・住民の意識

3.1の内容とも関連するが、居住する地域への関心や当事者意識という点について少しクリティカルにみていきたい。筆者の和良町での10数年間の観察調査によると、2010年代半ばから後半にかけては、協議会のメンバー全体が地域づくり活動やイベントを定期的に行う中で経験やノウハウを蓄積させ、自信を増しているような雰囲気が感じられた。他方で、地域づくりのイベントや活動は、有志によるボランティアに近く、日々の仕事や家庭の事情等もあり、常に全力投球できるメンバーも限られる。また、様々な理由で、打ち合わせや意見交換に労力を割けない時もある。例えば、コロナ禍のリモート会議や「和良の郷 総合開発株式会社¹⁰」設立の話題が出る時期（2020～21年度）を境に意思決定や運営に関する議論に対し、メンバーの傍観（静観）するような場面が増え、自由に意見を表明する頻度が低下していったように感じられた。

2021年6月の協議会の各メンバーへの聞き取りでは、A氏を評価しつつ、「同じことを自分はやれない」と語るメンバーもみられた。また、2010年代後半から20年代前半に聞き取りを行った和良町民の大半は、A氏の実践を「非常によくやっている」と好意的に捉えつつも、「今度は後継者を育てんと」という言い方をしていたことも印象的である¹¹。これは一見すると正論のように聞こえるが、見方を変えると、自らはそこにコミットせず、他人任せになっているとも解釈できる。もちろん、当人たちは悪気があるわけではないが、A氏の経験値やスキルが増し、存在感を増していく中で、無意識のうちに多くを委ねてしまうような雰囲気が強くなっていったのである。協議会の活動が軌道に乗り、事務局長（A氏）もメンバーも成長し、やれることやキャパシティが大きくなることで、外（町民）からはもちろん、内（協議会メンバー）からみても中心を担うことのハードルは上がり、結果、住民の依存度は高まり、メンバーもこれ以上の労力負担は厳しい状況や全ての活動・事業に常に携わることが難しい中で、事務局長の代替不可能性が増し、さらにその中でもA氏が活動を次々と進めていくことで、メンバーの当事者意識も弱化するという流れが生まれてしまっ

9 この10数年における協議会の活動は、旧郡上郡の各町村に設置された郡上市役所の支所にあたる振興事務所と協力しながら行われてきた。とくに①のT型集落点検では、当時の和良振興事務所所長の裁量経費の一部がワークショップ等の費用に充てられ、官民連携の形で進められた。2025年現在の和良振興事務所所長もA氏とは小学校からの同級生で、緊密にコミュニケーションを図りながら事業やイベントを支えている。一方で、振興事務所の職員数は合併後20年で大きく減少しており、マンパワーが足りていないことも事実である。また、本庁に機能や権限が集中する中、旧町村の地域づくりやコミュニティ再生に係る活動や事業に対し、市の財政が厳しいことを理由に補助（予算や人員）を渋る本庁側と現場の温度差も大きくなっている。市町村合併の弊害として、広域合併した自治体における中央と周辺の関係については別稿で詳しく議論したい。

10 2022年に和良町内の観光関連の組織の運営を一体化する形で事業者が合流して設立されたのが「和良の郷 総合開発株式会社」である。和良おこし協議会が企画・運営していた、体験型観光のプログラムは、それ以降は、新会社の事業として催行されている。

11 これは、住民が地域づくり活動の重要性や協議会/A氏の存在を認識し、受容していった結果でもある。2010年代初頭から半ば頃に、筆者が住民と雑談する時などには、「和良おこし（協議会）の名前は最近、聞くようになったけど何をしている団体かは、よく知らない（分からない）」という回答に出くわすこともあった。それが数年の間で、地域に不可欠な存在と認知されるようになったのは、空き家を活用した移住支援や各種イベント等を通して、着実に成果を積み上げていったことを示している。

たともとれる¹²。このことは、特定の意欲的な人物の存在や、そうした人材のさらなる成長が、場合によっては、協議会メンバーや町民の意識や関与を減退させるリスクを強化する可能性があることを物語っている。

また、和良鮎の保全に関する担い手の問題として、鮎釣りを日常的に楽しむ若年層が少ないことを挙げたが、この点は、各集落の自治会活動や協議会の活動においても同様である。和良町の地域づくりに関わる世代は、一部の移住者を除くと、大半は40歳代以上であり、地元の若年層は、あまり関与していないのが実情である。もちろん、特定のテーマやトピックに関心をもった者同士が地域づくり活動を進めていくという意味においては間違いではないし、20～40歳代の移住者も関与しているため、若い世代が完全に不在というわけではないが、より広く地域の将来像を展望・共有しつつ、地域ぐるみで活動を企画・提案していくためには、若年層の取り込みや参画は必要である。

3.3 担い手の確保・育成

上記の課題に対し、筆者が一般財団法人 北海道開発協会の「北海道における地域コミュニティに関する研究会」の委員として2024年8月に現地調査を行った「苫小牧市拓勇東町内会」の事例を取り上げ、若干の考察を行いたい。

住民基本台帳（2023年12月末）によると、拓勇東町の人口は、7,844と市内の町別で最も多い。世帯の平均年齢は35.93歳（市平均48.43歳）と若く、子どものいる家庭の多い新興住宅地である（佐藤 2024）¹³。ここには高校生の町内会役員が存在する。これは、人口増を背景に2009年にそれまでの町内会から拓勇東町内会が分離・新設された際、役員の子どもの手伝ってもらっていた関係から、その友人も活動に参加するようになり、中学校を通じ、ボランティアを募って関わってもらうようになったことがきっかけである。その後、進学とともに高校は別々になっても町内会の活動には継続的に関わりたいと言う中学生たちがいたことで、高校生役員が誕生した。現在、高校生役員の枠は5人全て埋まっている。活動費としてスマホ代の補助として年間5,000円が支払われている。高校生役員を務めるC氏は、小学生の時に町内会のキャンプや勉強会に参加し、小さい子や年上の人と交流を深めることが楽しくて興味をもったこと、C氏の姉も高校生役員をしていたこともあり、姉のように高校生役員になりたいと思うようになった。高校生の役員同士は高校が異なるため、いつも一緒にいるわけではないが、町内会の行事や準備に際して顔を合わせるため、進学先が違う子とも仲良くなれると語っていた。また、町内会の行事に参加する子どもも年齢の近い高校生がいると喜ぶようで、大人よりも高校生の言うことをよく聞くことも多く、大人と子どもを繋ぐ存在でもある。町内会（副会長）のD氏は、活動を通して高校生役員のリーダーシップ力も育まれていっているのではないかと述べている。高校生役員の姿をみて、自分もなりたいた「予約する」子どもも少なくないという。また、社会人になってからも町内会の活動を気にかけて、帰省の際や祭りなど大きな行事の時に手伝いに来てくれる高校生役員のOB・OGもみられる。

12 こうした事態をふまえ、筆者はA氏の地域づくり活動や移住支援の現場における役割を暗黙知や属人的なスキルにとどめないよう、具体的な「働きかけ」として抽出し、可視化することに努めている（林 2023）。

13 同年月の拓勇東町の年少人口（15歳未満）の割合は、19.59%と、苫小牧市全体の平均（11.41%）を大きく上回っている。

拓勇東町内会の高校生役員の事例は、当事者（高校生）も楽しむとともに、成長の糧にもなっており、大人にも気づき与え、多世代交流の意義を集団内にもたらしめている。さらに、高校生役員の背中を見て育った小・中学生が次の高校生役員を目指すケースや、役員の任期を終えた元高校生役員が社会人になっても手伝いに来るといった循環も生まれていることは、新興住宅地が「新しいふるさと」としての価値を高め、高校生の記憶に残る経験を彼ら彼女らに与えていることが背景にあるといえ、次代の担い手や地域コミュニティに関心をもつ若年層を生み出していく際の効果的な方法の1つにもなっている。

さらに、町内会（自治会）のみならず、個別のテーマや問題関心のもとで活動を行う地域団体等にも応用可能であり、人材の育成はもちろん、担い手の固定化を緩和し、流動性や循環を生み出すことで、自分事の延長として各自が居住する地域や周囲の住民に関心をもつための機会にもなり得る。

おわりに

本稿では地域づくりを支える仕組みと人材について、岐阜県郡上市和良町を事例に多様な人材を現場に巻き込みながら活動を進める様子と其中で生じる課題についてみてきた。そして、苫小牧市拓勇東町内会の事例を紹介し、若年層の参加、後続者の確保・育成という部分についても考察した。

地域づくりを進める上でのキーパーソンの存在が大きくなればなるほど、他者（関係者も含め）の当事者意識が減退してしまうリスクに繋がり得る点は十分に留意する必要がある。その意味では、歴史的に行政（自治体）から当該地域の住民を代表する組織とみなされ、暮らしに身近な存在として多世代の構成員を有する町内会（自治会）を主体とした活動の方が、やり方次第では、特定のテーマや課題を通して地域活動に取り組む団体・組織よりも、新たな人材の育成や循環という場面で優位性を発揮するケースもあるといえる。とはいえ、地域の課題解決や将来展望は、そこに暮らす住民の手にかかっており、その場所の置かれた状況に合わせて、自治会であれ、地域づくり団体や市民団体であれ、どのように周囲の賛同を得ながら活動を広く展開し、地域（コミュニティ）を支えることが可能なのか、仲間や後続者を確保/獲得していくことができるのか、そして当事者意識を行動に結びつけるための動機づけや継続するためのフォローアップの充実も含め、実践ベースで考え続けていくことがきわめて重要となる。

<参考文献>

- ・秋津元輝 2023. 共感する農村と都市. 河村律子・中村均司・中村貴子・高田晋史編著『共感の農村ツーリズム－人の流動・経済循環を創りたい－』6-15, 昆洋書房.
- ・安藤光義・ロウ, F. 編2012. 『英国農村における新たな知の地平－Centre for Rural Economyの軌跡－』農林統計出版.
- ・小田切徳美2009. 『農山村再生－「限界集落」問題を越えて－』岩波書店.
- ・小田切徳美2013. 地域づくりと地域サポート人材－農山村における内発的発展論の具体化－. 農村計

画学会誌32(3):384-387.

- 小田切徳美2024. 『にぎやかな過疎をつくる－農村再生の政策構想－』農山漁村文化協会.
- グラノヴェター, M. S. 著, 大岡栄美訳2006. 弱い紐帯の強さ. 野沢慎司訳『リーディングス ネットワーク論－家族・コミュニティ・社会関係資本－』123-154, 勁草書房. Granovetter, M. S. 1973. The Strength of Weak Ties. *American Journal of Sociology* 78: 1360-1380.
- グラノヴェター, M. 著, 渡辺 深訳2019. 『社会と経済－枠組みと原則－』ミネルヴァ書房. Granovetter, M. 2017. *Society and Economy: Framework and Principles*. The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, and London, England.
- 黒川真由・河合美歩・本木彩未・藤井真奈美・中西一矢・橋本実紅・細川 瞬・林 琢也 2019. 郡上市和良町における移住者と地域住民の交流に伴う意識の変化－共生社会を考える－. 地域生活学研究 10: 22-37.
- 佐藤一美 2024. 町内会デジタル化. まちむら 166: 43-45.
- 玉野和志 2024. 『町内会－コミュニティからみる日本近代－』ちくま新書.
- 筒井一伸 2008. 農山村の地域づくり. 藤井 正・光多長温・小野達也・家中 茂編『地域政策 入門－未来に向けた地域づくり－』191-209, ミネルヴァ書房.
- 徳野貞雄 2008. コンピュータに頼らない「T型集落点検」のすすめ－他出した村人を含めて集落の将来計画を立てる－. 現代農業2008年11月号増刊(「限界集落」なんて呼ばせない 集落支援ハンドブック): 110-120.
- 徳野貞雄 2011. 『生活農業論－現代日本のヒトと「食と農」－』学文社.
- バート, H. 著, 安田 雪訳2006. 『競争の社会的構造－構造的空隙の理論－』新曜社. Burt, H. 1992. *Structural Holes: The Social Structure of Competition*. Harvard University Press.
- 林 琢也 2015. 「取り残される農村」は消滅していくのか?－郡上市和良町での「経験」とそれをもとにした「反証」－. 地理空間 8: 323-338.
- 林 琢也 2016. 故郷に思いを馳せる－岐阜県郡上市和良町の地域づくり活動を手がかりに－. 地理 61(12): 32-39.
- 林 琢也 2019. 地域づくりの現場で学ぶフィールドワーク教育の成果と課題－郡上市和良町を事例に－. 経済地理学年報 65(1): 45-60.
- 林 琢也 2023. 農村への移住・定住に果たす仲介者・支援団体の役割－岐阜県郡上市「和良おこし協議会」と移住者の関係に注目して－. 一般財団法人 北海道開発協会『北海道における移住・定住に向けた取り組み』: 19-25.
- 林 琢也編著 2025. 『田舎は、消えない～地域づくりの最前線から～「書香の森」企画展 特別ブックレット』北海道大学大学院文学研究院.
- 宮口侗廸 2007. 『新・地域を活かす－地理学者の地域づくり論－』大明堂.
- 宮口侗廸・木下 勇・佐久間康富・筒井一伸編著 2010. 『若者と地域をつくる－地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働－』原書房.
- 向井貴彦 2025. ぎふの動物たち④ オオサンショウウオ. ぎよぶる13: 82-83.
- リン, N. 著, 筒井淳也・石田光規・桜井政成・美輪 哲・土岐智佳子訳2008. 『ソーシャルキャピタル－社会構造と行為の理論－』ミネルヴァ書房. Lin, N. 2001. *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press.

3 持続可能な地域コミュニティデザインのヒント

— ゆるやかな連携を基盤とする新たな仕組みの探求 —

札幌市立大学デザイン学部 准教授
片山 めぐみ



はじめに

「やりたい人がやりたいことをやる」、「できる人ができることをやる」「(何かやりたい人の呼び掛けに共感する人は) この指とまれ」というようなゆるい組織にはどういった意義があるのだろうか。どのように創出できるのだろうか。筆者の研究や実践から見てきたコミュニティデザインの事例を挙げて考えてみよう。

1. 地域コミュニティの成立条件

1.1 バンコクの屋台から学んだ人と人がつながる対等な関係

筆者は学生時代にバンコクに1年間留学したことがある。その頃から地域コミュニティに関心があり、バンコクの街角に夜な夜な出現してバンコクっ子の舌（食事とおしゃべりの場を提供）を満足させている露店文化について調査した。

バンコクは貧しい地域から出てきて露店から生計を立てる人が多く、特に東北部のイサーン地方の料理は大変人気がある。昼間は何の変哲も無いただの歩道が、夜になると歩くスペースもないほど露店が所狭しと出現する（写真1）。露店の出現からほどなくしてスーツ姿のサラリーマンたちが足早に席を確保し同僚と乾杯を始める。大学病院の前に並んだ机には白衣を着た医者とパジャマ姿の患者が向かい合って談笑する。有名会社社長がロールスロイスを乗り付ける店が新聞記事に取り上げられるなどリアル店舗に負けない名店が存在する。毎日家族で露店を利用しても安価なため、タイの主婦は家庭料理にはこだわらない。露店で購入した惣菜をぶら下げて帰る女性が「プラスチックバックワイフ」と称され、料理や団欒を一家の主婦の役割と考える文化もない。同じ場所に30年間出店する店があり、そこに30年間通う客もいるほどだ。

こういった背景から、バンコクの露店は地域コミュニティ文化であろうという仮説を立てて市内の露店をインタビューする調査が始まった。半年後分かったことは、期待していたようなコミュニティにはなっていないことだ。その理由は、バンコクでは格差と差別意識が大きく、貧しい地域から出稼ぎに来ている露店主とは一般的に互いを知り合うような会話をしていないことが分かった。30年通っていても名前も知らないという調査結果に驚いた。

会社帰りに一杯ひっかけながら会社や家庭の愚痴を聞いてもらえるといった新橋のガードレール下で目にするような人間関係は、日本の誇るべき居酒屋文化なのかもしれないと感じた。ある程度対等と思える相手としか楽しくことができず、どんなに美味しい料理の腕前があっても親しい関係に



写真1 露店で活気づくバンコク市内の夕景（2003年に筆者が撮影）

は発展しないことに愕然とし、そういった意味で日本に生まれて良かったと思ったことを覚えている。コミュニティは格差のない対等な関係性の中に生まれることが分かった。

1.2 コミュニティマルシェ「八百カフェ」に見る自発性

筆者が教鞭をとる札幌市立大学では、学生サークルが主体となり地域住民と連携して開催している「コミュニティマルシェ八百カフェ」¹⁾がある。2026年度で5年目を迎え、毎回200～400人の地域住民が集まる継続イベントとなった（写真2）。夏場に月1回、年に6回ほど開催し、学生も地域住民も「やりたい人がやりたいことをやる」、「できる人ができることをやる」「（何かやりたい人の呼び掛けに共感する人は）この指とまれ」を実現している。出店のハードルが低く、出店料が売上の5%、備品は全て無料貸出になっている。世の中自分の趣味でお店を出してみたい人は大勢いるもので、八百カフェを経て様々な自己実現に結びついた事例も出てきた。

日本茶の魅力を伝えたいと2年前から夫婦で八百カフェに出店している「和こ茶」は、美味しい日本茶とお茶の淹れ方の実演販売だけでなく、出廻らし（茶葉）を使ったレシピも開発してあつという間に八百カフェ以外のマルシェや地域イベントにも顔を出すようになった。いよいよリアル店舗を開業するのかと思っていたところ、自分たちの希望はお店を出すことではなく、お茶を介して福祉活動がしたいとのこと。そこで、本学のデザイン学部と看護学部が連携して地域課題の解決に



写真2 コミュニティマルシェ八百カフェの様子 (筆者撮影)

取り組む授業で「お茶にまつわるアートと健康時間」というテーマの介護予防教室を学生たちに企画させた。「和こ茶」さんにはお茶の健康講座をご担当いただき、学生たちは参加者全員に自分のMy茶托を作成してもらったワークショップを開催。頭と手と口（おしゃべり）と舌（お茶とお菓子をいただく）で楽しむイベントは大変盛り上がり、次年度から定期開催することになった。

八百カフェが大人のチャレンジの場になったところで、次は学校に通っていない子どもたちの得意を活かしてお店を出すサポートを始めた。筆者が運営する「フリースクールみっけば」²⁾の子どもたちとの活動である。どんなお店を出したいか、どんな商品なら喜んでもらえるかを考え形にするプロセスは、自然と自己理解や自己表現を引き出す。学校のルールや時間割に馴染みにくかった子が、開店に間に合うように準備ができるようになったり、約束を大切にできるようになったり、売上計算に夢中になったり、お客さんと積極的にやりとりする姿も珍しくない。初対面の人と出会い自分のアイデアが買われるといった体験は、大きな自己肯定感につながる。また、売上は出店メンバー全員で合算し、「どう使う？」をみんなで考える。努力をねぎらいながら意見を出し合い、ときにぶつかり、合意をつくりあげる。この一連の体験が、協働する力やコミュニケーション力をぐっと伸ばす。ここでの体験は子どもが自分の“好き”や“得意”に気づくきっかけになっている。

2. 持続可能なコミュニティを支える仕組み

2.1 「バディ」で支え合う新しい運営

八百カフェの運営はどうなっているのかと言うと、出店者募集、備品貸し出し、ちらし作成、周辺1,000世帯のポスティングといった町内会並みの地道な作業を学生サークルが担っているのだが、彼らの工夫が面白い。仕事は「企画」と「運営」の2部門に分かれている。「企画」は、商品開発・販売などの自主的にやりたいことをやる部門。「運営」は、マルシェ開催に必要な事務・運営作業の部門である。基本的に趣味趣向が一緒のメンバーで結成する「企画」グループに「運営」の仕事を割り振り、楽しい活動をやるついでに比較的つまらない運営の仕事を紐づけてこなしてもらおうというアイデアが学生の中から生まれた。

また、サークル代表と副代表は「運営」の管理はせず、「バディ」という相談役に徹して横のつながりの組織化を試みている。八百カフェ立ち上げに尽力し今も運営をサポートする卒業生がサークルを「ティール組織」に育て上げながら自立分散の組織運営を支え、これを修士課程の研究として論文にまとめている³⁾。フレデリック・ラルーが提唱する「ティール組織」とは、管理職や役職のないフラットな組織構造で、メンバーが自主的に意思決定を行い、組織の目的達成に向けて進化していく次世代型の組織モデルである。人類が辿った組織化の方向性を衝動型（レッド）、順応型（アンバー）、達成型（オレンジ）、多元型（グリーン）、最新段階（ティール）に分類している⁴⁾。

八百カフェでは、4年間の実践を対象とし、1年目はトップダウンによる効率的な運営（オレンジ型）を実現したがメンバーの受動性が課題となった。そこで、2年目はリーダーの交代制による役割付与（グリーン型）を試みたがやらされ感が払拭されなかったため、3年目は「企画」の自由化を進めた結果、主体性は向上したが「企画」が中心となってしまい「運営」業務へのモチベーション低下が生じた。これらの課題を踏まえた4年目は、リーダーが指示者ではなく伴走者として振る舞う「バディ制」を導入したところ、メンバーの内発的動機と組織運営の責任感が統合される兆しが見えてきた。組織の成熟度に合わせてリーダーが「指示する人」から「伴走者」へと役割を意図的に変化させ、メンバーの主体的な行動を支援する機能が不可欠であるとの研究結果が見えてきている。この成果は、学生団体のみならず強制力を持たない多くの市民活動組織における持続可能な運営体制の構築に寄与するものと考えている。

2.2 住民の力を集め、活かす「とくいの銀行」

八百カフェの持続性を支えるのは、学生や地域住民、フリースクールの子どもたちの創意工夫が不可欠である。これには一人ひとりの得意をどのように見つけるかが鍵となる。人は誰しも日常の中に小さな得意を持っており、その得意が地域にとって資源となる場合がある。このような住民の力に見える化と地域での共有を実現する「とくいの銀行」という仕組みを紹介したい。

「とくいの銀行」⁵⁾とは、住民が自分の得意を預け、地域活動で必要になったときに“引き出す”ことができる仕組みである。得意といっても特別な技能が必要なわけではなく、料理が得意、子どもと遊べる、読み聞かせができる、写真撮影が好き、ちょっとした修理ができる、といった“生活に根ざした力”が中心である。こうした小さな得意を地域に共有することで、住民は地域との関わ

りを実感し、他者とつながるきっかけを得る。

公式には2011年、茨城県の団地（取手井野^{とりでいの}団地）で最初の「井野本店」が開業されたことがきっかけで、その後、商店街支店や都市中心部出張所、さらには期間限定の地方展開など多様な形で支店・支店的拠点がつくられてきた。道内では、白老町で子ども連れの家族や地域の高齢者など、年齢・背景を問わない様々な人が参加し、地域の中で得意を交換する場として活かされている。「消しゴムハンコづくり」の得意を預け入れた人は、「自分の描いた絵がスタンプになるなんて」と趣味がさらに別の形になったと感想を述べている。

この仕組みがもたらす最大の価値は、地域参加のハードルを大幅に下げる点にある。住民は自分にできる範囲で、必要なときにだけ関わることができる。この柔軟性は、特に子育て世代や若い世代の参加を促す上で非常に有効である。さらに、地域の中で“助けて・助けられた”という関係を可視化する機能を持つ。人間関係は、見えないところでの相互作用が積み重なることで深まっていく。「とくいの銀行」を通じた小さな関わりは、住民同士の信頼関係を育て、地域にゆるやかなつながりを広げていく。このことは、地域福祉の視点から見ても極めて重要であり、地域力を底支えする役割を果たす。

また、町内会との相性も良い。町内会の役員や活動を細分化し、小さな得意に分解して住民が関わりやすい形に変換できるため、従来のような負担の偏りを防ぐことができる。役員の仕事を全て背負わせるのではなく、「ベビーカーをおすのが得意」「広報チラシをデザインするのが得意」「会議室の片づけが得意」など、多様な力を持つ住民が少しずつ関わる仕組みをつくれば、町内会の運営は持続可能なものになる。

このように、「とくいの銀行」は住民参加を促す柔軟な仕組みであり、地域に眠る多様な力を引き出す装置として機能し、地域コミュニティはより開かれ、包摂的なものとなる。

2.3 コミュニティデザインワークショップに見る資質と環境のマッチング

八百カフェは筆者の受け持つ「コミュニティデザイン」という授業などが基盤となって産声を上げた。この授業の初回では人の資質（得意）と社会環境の関係を考えさせる一風変わったワークショップを試みている。

ワークショップのテーマは、原始的な社会環境を舞台に、ある資質を持った人が生まれた環境でどのように人生を歩むか考えさせるというものだ。ガチャガチャの透明カプセルに以下の「人の資質」と「生まれた環境」を入れて、グループにひとつずつ引かせる（写真3）。



写真3 人の資質と生まれた環境の偶然の組み合わせ (筆者撮影)

人の資質：

100m 9秒台「瞬足の持ち主」/100mの距離から獲物に矢を命中させる「投てき手」/歌で誰をも魅了する「美声の持ち主」/誰よりも物知り「賢者」/世界中の物語を知る「語り部」/禍を予言できる「シャーマン」/追いかける獲物にいつも逃げられる「鈍足さん」/獲物の居所の勘がはたらかない「鈍ちんさん」/小さな物音にも飛び上がっちゃう「臆病さん」/狩の道具づくりが下手「不器用さん」

生まれた環境：

植生が豊かで狩や採取に困らない村に生まれました/長い間戦乱がなく、食べるものや仕事にも困らず、教育機会にも恵まれた村に生まれました/親の代から旱魃が続き、作物が採れない時代に生まれました/親の代から戦乱が続き、住む場所が持てない村に生まれました/女は勉強してはいけないという価値観の村に女性として生まれました/足の速い人が偉くなるルールがある村に生まれました。

グループディスカッションは以下の2テーマである。

- ① 手元に引いた「人の資質」と「生まれた環境」の組み合わせでこの人はどう生きていくだろうか？
- ② あなたが「村長」だとしたら、村のまちづくりやルールづくり、このようなヒトの役割創出にどんな工夫をしますか？

学生たちのディスカッションは大いに盛り上がる。一見アドバンテージがありそうな個人の資質も時代によっては活かされないことがあることに気づく。例えば、「シャーマン」と「長い間戦乱

がなく食べるものや仕事にも困らず、教育機会にも恵まれた村に生まれました」の組み合わせは、災難がない社会では神がかった言動が不信を招き得意を発揮できない。逆に運が悪いような資質も時代によって生きる道がある。例えば、小さな物音にも飛び上がっちゃう「臆病さん」が「植生が豊かで狩や採取に困らない村」に生まれたら狩の能力で秀でることは絶望的だが、狩の道具を発明したり「苦手」であることを活かして誰もが一定のパフォーマンスを上げられる狩の教育を開発、普及したりするなど、文化面で貢献することが考えられる。このワークショップは、人の幸福はその人の資質と環境との相互作用で決定づけられる可能性があることに気が付いてほしいと考えたことから考案した。

ポジティブでもネガティブでも関係性（仕組み）しだいでどちらも活かす（生きる）ことが可能なこと。この活かす＝生きることはコミュニティデザインそのものであること。そして、解決策（人を生かす道）は自明ではなく、常に人が集まって相互作用しあうところにその人らしい資質が見えたり、たまたま居合わせた相手との関係性が見えたりするので、社会環境の運営者（村長やコミュニティデザイナー）はじっとその場において観察することや対話を促すことが仕事とも言える。

3. 地域に新風を巻き起こす意外な人々

3.1 子育て中の母親コミュニティ

人生にはいろいろなフェーズがあり、生まれ持った資質は、環境によって開花したり、時代が悪かったとしか思えない不遇に見舞われたりすることは先述した通りである。地域活動の主体としては一見頼ることができないようだが、人生のそのタイミングだからこそ力を発揮する存在を紹介したい。

そもそも本人が支援を必要としながら地域との関わりが断たれやすい「子育て中の母親」である。彼女たちは地域に対して無関心なわけではない。むしろ未来を担う子どもを授かった今だからこそ、「地域や社会とつながりたい」「子育てを共有したい」「誰かの役に立ちたい」「仕事を辞めたことで社会と切り離されてしまった」という潜在的な参加意欲を持つ場合がある。母親たちが安心して関わるができる場が存在すれば、彼女たちは自然に地域活動の担い手へと成長していく。

2017年に筆者の大学に当時25歳の子育て中のお母さんから、札幌市南区藤野の地域活動の相談に乗ってほしいと電話がかかってきた。最初は、坂の多い藤野地域にじょうてつバスが走らせた循環バス「ふじの〜る」をもっと地域住民に使ってもらってまちづくりの機運としたいので大学生にマップを描いてもらえないだろうかという相談だった。筆者としては絵が上手な学生が描いたマップを撒いても地域の機運は盛り上がりがないので、自分たちで取材をして子どもたちに絵を描かせ、地域の多世代を巻き込んだ活動にした方がよいとアドバイスし、まちづくりマップの作成が始まった。

情報収集は子ども連れのお母さんたちが「ふじの〜る」の車内で乗客に話しかけるところから始まった（写真4）。昔の思い出や隠れた名店、散歩道など住民ならではの視点で情報が集まった。それと同時にバス車中での対話の場を持ったことが活動の理解を得て彼女たちが認知されることにつながった。



写真4 「ふじの〜」車内で乗客にインタビューする様子

まちづくりマップ（図）の完成を機に、2～4歳の子どもを育てる5人のママ友によって任意団体「札幌藤野多世代交流ラボ WAO!」⁶⁾が結成された。その後は月1回の子ども食堂や農家と連携した田んぼ体験など、次々と子どもや子育て中の母親を対象としたイベントを企画し運営していった。当時を振り返ると、会議中は乳幼児が泣き叫んだり、周りを走り回ったり、泣く子をあやしに誰かしらが席を外している状況だったが、全員がワクワクした雰囲気や地域社会とのつながりを楽しんでいるような雰囲気があった。

2023年まで継続した後、子育てに手がかからなくなって再就職するメンバーが出てきたことから現在は活動を一時休止している。団体を結成した代表は、「当時はまだ遊んだり思い切り仕事をしたい盛りに子育てが始まり、家で子どもと二人きりの状況でパニック障害になった。もともと近所のおじさんやおばさんに可愛がられて育ったことから、自分の子どもにもそんな地域社会を取り戻したいと思っていたこともあったので、その一端を実現できたことが自信につながった。子育て中のあの時期だったからこそ、そういった地域に対する思いが生まれたし、同じような気持ちの仲間ができた」と語り、退職した後はWAO!を再開したいと意気込む。おそらく地元町内会がこういったママたちを応援していれば、将来の中核として活躍する中堅若手役員の予備軍となったことだろう。



図 WAO!のママたちが取材を重ねて作成したコミュニティマップ

3.2 忙しい日常の中でも「できる範囲で」関わるヒント

子育て中の母親は、地域とのつながりを求めているにもかかわらず、その参加を妨げる様々な障壁が存在する。では、どうすれば母親たちを自然に地域活動へと巻き込むことができるのか。

まず、「役割を前提としない参加の入口」をつくることである。子育て中の母親にとって、決まった曜日や時間に参加すること自体がハードルとなる。そこで必要なのは、来られるときに来て、できる範囲で関わるのが許容される柔軟な場である。例えば、「今日は子どもを遊ばせるために来ただけ」という滞在でも歓迎されるような場があると母親たちは負担を感じずに関わるができる。

次に、「母親の持つ力を可視化し、地域に活かせる形に翻訳する仕組み」を整えることである。ここで「とくい銀行」が有効に機能する。母親たちが日常的に持っている力——お菓子を作るのが好き、写真を撮るのが得意、SNSで情報発信ができる、パソコンを使える、手芸が得意——といった小さな得意を地域活動に紐づけることで、母親たちは「自分にもできることがある」という自信を持つ。また、地域の側も母親を単なる“支援対象”ではなく“コミュニティを支える一員”として位置づけることができる。

最後に、母親同士や子育て先輩（高齢の女性）との関係性を育てる場を用意することである。人は信頼できる人が地域に一人でもいると地域との関わり方が大きく変わる。母親コミュニティで

は、同世代の仲間づくりが育つと自主的に何かを始めようとする。これが地域活動への最も自然な入口となる。

また、地域側が母親を巻き込む際に気をつけるべきは、「母親は忙しい」という固定観念である。確かに育児は多忙だが、だからといって母親が地域に関心がないわけではない。その意欲を引き出すためには、「短時間でも大歓迎」「子ども連れで来てOK」「役割を持たなくてもいい」といった柔軟な関わり方を提示する必要がある。

母親たちが地域活動に参加すると、地域には新しい視点と活気が生まれる。育児により日常生活の感覚が豊かなため地域の困りごとに敏感である。それゆえに「場の空気を整える」「他者の変化に気づく」といったコミュニティ運営に不可欠な力を持つ場合がある。母親が地域活動に参加することで、地域全体の包容力が増し、多世代が安心して住めるまちへと変わっていくことを期待したい。母親を地域活動に巻き込むためのポイントは、負担を最小限に抑え、自然に関われる余白をつくり、母親同士の関係性を育てることである。

4. やさしいまちの育て方

4.1 「縁側町内会」のススメ

ここまでに紹介したコミュニティデザインの事例を踏まえ、ここでは「縁側町内会」という概念を提案する。縁側とは、特定の使い方や機能から解放された自由な空間を指し、多様な行動や活動が受け入れられる場である。町内会を誰でも気軽に出入りできる“ゆるやかな場”として位置づける発想だ。「縁側町内会」の根本は、「来たいときにふらっと来て帰りたいときに帰ることができる」「靴も脱がずに座り込んで気が向けば奥（居間）まで上がりこんでもよい」という自由度の高さである。この柔軟性が、多様な住民を巻き込む第一歩となるのではないか。人は、自分の生活リズムや感情に負担をかけずに参加できる場にこそ長く関わることができる。逆に、一度参加したら役割や義務を求められるような場には慎重になりやすい。「縁側町内会」は、こうした心理的ハードルを取り除き、住民が地域に自然と足を向けられる土壌をつくる。

具体的には、日常の延長として気軽に集まることができる場を町内会が育てることが重要である。例えば、何か特別な企画がなくても立ち寄って話ができる「おしゃべりスペース」や子どもたちが自由に遊べる「子ども広場」、高齢者が日向ぼっこをしながら交流できる縁側の空間などが挙げられる。こうした場が町内会館や公園の一角に常設されるだけで地域内の日常の動きは大きく変わるのではないか。住民は「何となく立ち寄る」ことができるようになり、そこから自然な交流が生まれ、地域の関係性がゆっくりと育っていく。

さらに「縁側町内会」が担うべき役割は、「地域の困りごとが見える化される場」として機能することである。雑談や日常的な接点があると、住民は自分の困りごとや不安を言語化しやすくなる。また、地域にいる誰かがそれに気づき、必要に応じて助けたり、福祉サービスなどにつなげたりすることができる。この気づきの循環は、コミュニティソーシャルワークにおける「早期発見・早期介入」において極めて重要であり、形式的な会議やイベントでは生まれにくい価値である。

「縁側町内会」が成功するためには役割を押しつけないことが必要である。運営を担う側は、“お

願い”や“勧誘”の前にその人の自己実現を聞き出したほうがよい。住民が主体的に動き出す前に役割を与えてしまうと、参加の楽しさよりも負担感が先立ってしまう。まずは参加するだけで価値がある場として育て、徐々に住民の主体性が芽生えるのを待つ姿勢が求められる。

このように、「縁側町内会」は、地域コミュニティに新たな入口をつくり、住民が自分のペースで関われる余白をデザインするものである。その余白が、地域に新しい風を呼び込み、従来の町内会には参加しにくかった若い世代や子育て世代を自然に巻き込む力となる。多様な人々が出会い、助け合い、ゆるやかにつながる場を現代に蘇らせることが「縁側町内会」の目指すところである。

4.2 地域コミュニティを持続させるための新しい地図

最後に、縁側町内会には何が必要か整理してみたい。

- ① 町内会は「生活の中にあるコミュニティの入口」として再定義される必要がある。従来の町内会は、イベント運営や防災活動といった限定された機能に偏りがちだった。しかし本来、町内会は地域住民同士の自然なつながりを促し、生活の質を高める役割を持つ。町内会館や公園、集会所を人々が日常的に立ち寄れる「まちなかの縁側」として整えなおすことで、住民が気軽に関われる場をつくることができる
- ② 町内会は「役割の分散」を進めるべきである。限られた役員に負担が集中すると世代交代が進まず活動が停滞する。とくいの銀行を活用し、町内会の仕事を細分化して住民の小さな得意とマッチングさせれば、若い世代や母親世代も無理なく関われるようになる。特に、忙しい世代を巻き込むためには、5分だけの手伝い、SNS発信だけの参加、イベント当日の“見守り”だけなど多様な参加方法の試行錯誤が必要である。
- ③ 町内会は「場による支援生成」を意識した運営に舵を切るべきである。支援とは専門職だけが担うものではなく、日常の関係性の中から自然と生まれる。町内会が縁側的な柔軟な場を作れば、雑談の中から住民の困りごとが可視化され早期の支援につながる。また、この仕組みは高齢者だけでなく、子育て中の世代や外国人など多様な人々にとっても有効に働くと考えられる。現在、支援の専門家はなるべく初期段階で支援対象に出会える場を探している。専門家が状況把握や対象者に接触するために町内会を頼るといった構図ができると地域福祉は大変進めやすい構図ができあがるのではないかと考える。

おわりに

本稿で紹介した様々な取り組みの根底にあるのは、「地域は人がつくり、人は場によって育つ」という普遍的な原理である。八百カフェであれ、札幌藤野多世代交流ラボWAO!であれ、そこには共通して安心して居られる場、無理なく参加できる場、多様な人々を受け入れる場が存在する。町内会がこの原理を再構築し住民の生活に寄り添ったコミュニティづくりを進めることができれば、地域は確かな持続性のもとに誰もが安心して暮らせるまちへと変わっていくのではないだろうか。

<参考文献>

- 1) 八百カフェ学生実行委員会, コミュニティマルシェ八百カフェ, <https://yaocafe.jp> (2025年12月31日参照)
- 2) 地域ケアコミュニティ研究所, フリースクールみっけば, <https://katakamamegumi.zohosites.com/フリースクール-1> (2025年12月31日参照)
- 3) 大村莉乃, 地域活動を行う学生団体における自律分散型組織の発展プロセス—八百カフェ学生実行委員会におけるアクションリサーチ, 札幌市立大学デザイン研究科修了研究, 2026年
- 4) フレデリック・ラルー, ティール組織—マネジメントの常識を覆す次世代型組織の出現, 英治出版, 2018年
- 5) とくいの銀行, とくいの銀行井野本店, <https://www.tokuinobank.net> (1月31日参照)
- 6) 札幌藤野多世代交流ラボWAO!, 札幌藤野多世代交流ラボWAO!, <https://wao-smile.crayonsite.com> (2025年12月31日参照)

第3章

座談会



座談会

「これからの地域コミュニティづくり

— 地域との新しいつながり方 —



参加者

活動報告者

- NPO法人ezorock コーディネーター **水谷 あゆみ氏**
- (株)まめーず 代表取締役 **今村 智之氏**
(更別村コミュニティナース)
- 更別村企画政策課政策調整係スーパービレッジ担当
上席主査 **八木 俊宏氏**

研究会委員

- 札幌大学地域共創学群 教授 **武岡 明子氏**
- 北海道大学大学院文学研究院 准教授 **林 琢也氏**
- 札幌学院大学 名誉教授 **小内 純子氏**
- 札幌市立大学デザイン学部 准教授 **片山 めぐみ氏**

研究会事務局

- (一財)北海道開発協会開発調査総合研究所 所長 **目黒 聖直**
- (一財)北海道開発協会開発調査総合研究所 参与 **黒崎 宏**

司会（開発調査総合研究所長 目黒 聖直）

本日の座談会は、「これからの地域コミュニティづくり－地域との新しいつながり方－」をテーマに、地域コミュニティが持続的に機能していくためのヒントについて、NPO法人ezorockの水谷さんと更別村コミュニティナースの今村さんそれぞれの活動から探っていきたいと考えています。また、お二方にご報告いただいたあとは、研究会委員の先生方を交えての意見交換を行いたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、水谷さん、今村さん、ご報告をよろしくお願ひいたします。

『関係人口創出プロジェクト「179リレーションズ」について』



水谷 まず、私がNPO法人ezorock（以下、「ezorock」という）に入った経緯と入職してから感じたことをお話しします。私は京都出身ですが、自然環境や野性動物の勉強がしたかったので、北海道の大学に進学し、その時にボランティアとしてezorockの活動に関わったことが最初のきっかけになります。そして大学を卒業して、ezorockの事務局スタッフに就いた2018年に北海道胆振東部地震が発生しました。発災から2日後、私はezorockメンバーらと共に被災地へ向かい支援活動を行

いました。私はこの被災地での支援活動を通して、「多くの若者に地域との関わりを持ってほしい」という思いがより一層強くなりました。

ezorockは、北海道最大級の野外音楽イベント「RISING SUN ROCK FESTIVAL（以下、「RSR」という）」でのごみ問題をきっかけに2001年4月に設立されました。設立当初は、RSRに興味がある高校生や大学生のサークル活動のような形ではじまりました。6～7万人の来場者があるRSRでは、毎年約200人の若者がボランティアとして、ごみの分別やポイ捨てをしないよう来場者に呼びかけています。はじめはごみ拾いのボランティアをすれば、RSRに参加できると軽い気持ちで来ていた若者たちが、会場で出る大量のごみを目の当たりにし、自らがごみの分別を呼びかける立場になったことで、しだいに社会問題や地域課題へ関心を持つようになっていきました。ezorockはこの活動を契機として、徐々に活動分野を広げていくことになります。

札幌に拠点を持つezorockは、現在、職員5人とインターンを含めた中心メンバーは10人ですが、ボランティア活動に参加したいという人には会員登録をしてもらい、主に高校生から30代くらいまでの200～300人が会員になっています。私たちは会員の若者たちと一緒に道内のさまざまな地域に赴いて、地域づくりや環境に関わる活動をしています。私たちが地域で活動する上で大事にしている二つの軸は、「社会課題解決のための活動の創出・展開」と「次世代の育成」です。高校を卒業して大学進学のために札幌圏に集まってくる若者たちを、活動を通して道内各地に送り返すことは

私たちの大切な機能と考えていますし、また、その活動によって得た知識や経験から若者たちが成長していくことを実感しています。

ここで若者たちと取り組んだいくつかのプロジェクトを紹介します。今回のタイトルにある関係人口創出プロジェクトの発端になった活動ですが、東日本大震災の被災地で支援活動を行いました。まず、甚大な津波被害を受けた岩手県釜石市に、週に1回フェリーで若者たちを送り出し、現地で支援活動にあたる「ボランティア便」を定期的に行いました。そして、「ふくしまキッズ」は、原発事故により外で遊ぶことができなくなった福島の子どもたちを全国の保養キャンプで受け入れるという取り組みですが、中でも北海道は一大拠点でした。ふくしまキッズに参加したいという子どもや、子どもたちを受け入れたいという地域は沢山ありましたが、その子どもたちを24時間体制で面倒をみる人材が必要になってきます。そこで、ezorockがボランティア事務局となって全国の大学をまわり、この活動にボランティアとして参加してくれる大学生を募りました。ボランティアの大学生には、子どもたちの面倒をみてくれるお兄さん、お姉さんとして、1～2週間、地域に滞在して活動してもらいました。現地で活動にあたった若者の中には、地域の方々との関わりを通じて、その地域への愛着が深まり、「また、あの地域に行きたい」という人がいたり、そのまま地域に移住した人もいて、こうした活動は被災地支援や子どもたちのためというだけでなく、若者の意識に大きな変化をもたらすことを感じました。

そこで北海道でもこうした活動をしていこうと、ボランティアをしながら北海道を旅しようをコンセプトにした「ボラ旅北海道」を、2011年からスタートさせました。スタート当初はまだ「関係人口」という言葉が存在していなくて、教室で学んだ知識やスキルを、地域社会での活動に活かすことで、市民性や社会性を育む学習方法「サービスマーケティング」をキーワードに、道内各地の担い手を必要としているNPOや団体に若者を送り込み、そこでの活動やイベントに参画してもらいました。このあと、冒頭の北海道胆振東部地震での支援活動へとつながっていきますが、この頃から私たちは、ただ一方的に地域に若者を送り込むのではなく、地域とのつながりや、地域にいる若者との交流にも目を向けて活動を進めていくこととなります。総務省が「関係人口創出事業」を開始し、関係人口の創出と拡大に取り組む地方自治体への財政支援が本格化したのもこの頃からになります。

私たちは、さらにこの関係人口を全道各地で増やしていこうと、2020年から関係人口創出プロジェクト「179リレーションズ」の活動へと展開していきます。この活動は、全国各地の主に大学生から30代の社会人メンバー10～15人と運営しており、大きく四つの取り組みに分けて活動しています。

まず一つ目は、関係人口創出WEBマガジン「179RELATIONS.net」の運営です。このサイトは、道内各地で地域づくりや環境活動に関わった若者たちが、活動を通して感じた生の声を掲載しており、現在、約300本の記事を紹介しています。

二つ目は、若者たちを送り込む地域での活動です。年間延べ600人以上の若者たちが地域を訪問し、地域の人と一緒に活動しています。この活動には、おためし地域おこし協力隊や地域おこし協力隊インターンといった国の制度を活用したり、他のNPOと連携したりして、まちづくりやお祭りのお手伝いなどを行っていますが、その一つに鷹栖町での活動があります。2020年に私たちが札

幌市から受託した関係人口創出事業をきっかけに、町から何か一緒に取り組みませんかとお声がけをいただき、関わりがスタートしました。2021年からは町の事業として、地域おこし協力隊が企画する「空き家活用DIYプログラム」や、町の若者たちと協働でイベント運営を行うなどして、関係を深めています。

三つ目は、地域に関わる人のためのゲストハウスの運営です。石狩市浜益区にある旧職員住宅を活用したゲストハウス「はまますベース」は、ここで活動する若者たちの滞在場所となっているほか、ezorock第二の拠点でもあります。人口が1,000人を切り、高齢化率55%以上のこの地域では、年間延べ200人以上の若者が関係人口となっており、最近では、ここに関わった若者が地域おこし協力隊になって、移住するケースもでてきています。

四つ目は、「関係人口フェスティバル”リレフェス”」で、2022年度に内閣府の関係人口創出・拡大事業の補助金を活用して取り組みはじめた活動です。これは、「地域との関わり方を学び、地域との繋がり方を考える」を目的としたオンラインによるイベントで、全道各地の自治体、NPO・団体や企業等がバーチャル空間でブースを出展し、そこで参加者と交流ができるようになっています。このイベントは、地域活動がしたいと考えている若者にとって、地域の情報を得られる場であり、さらにブースを出展している地域や団体、企業などにとってのつながりの場でもあります。このバーチャル空間での交流は、2024年に内閣府主催で行われた関係人口全国フォーラムのオンライン会場としても採用されました。

こうしてさまざまな地域で活動を続けていく中で、私自身は、「どのまちも、かかわりをもつと、おもしろい」と日々感じています。しかしだからといって、地域のいいところばかりに目を向けるのではなく、地域に暮らす人たちの地道な活動があるので、そうした活動を地域の人と一緒に取り組みながら信頼関係を積み重ねていくことが大事だと考えています。

『 地域とのつながりを深めるための取り組み —更別村コミュニティナース活動について— 』



八木 今村君の活動報告の前に、更別村がコミュニティナースを導入した経緯について、お話します。更別村の基幹産業は農業で、じゃがいも、小麦などの畑作を中心としており、農家一戸あたりの耕地面積は約50ha、中には170haを超える農家もあり、食料自給率は6,800%を誇ります。しかしながら、他の農山漁村と同様、いろいろな課題を抱えています。例えば、主要産業が農業であるにもかかわらず、農業に従事する人口は2015年に約2,000人であったのが、2040年ではわずか1,200人になると推計されており、このままでは、家族経営を中心とした村の基幹産業は、成り立たなくなってしまう。

そこで、行政では豊かな農村をどうやって維持していくかを重要課題の一つと位置づけ、国

の交付金を活用して、スマート農業やデジタル化等、さまざまな取り組みを行ってきました。

しかし、このような持続可能な農業に向けた機械化が進むにつれ、昔の農村で見られたような支え合いや人と人とのつながりは薄れ、コロナ禍もあり高齢者をはじめとした村民の生活への不安が以前より増していくようになりました。そこで、村民同士のつながりづくりの担い手としてコミュニティナースを導入し、村民への日常的な声かけや見守り活動のほか、村民のニーズに寄り添った活動を通じて、地域に暮らす人たちが安心して楽しく暮らし続けられるように支援していこうと取り組んでいます。

今村 私からは、まず、コミュニティナース（以下、「コミナス」という）について説明します。コミナスは、ナースとついているので看護師をイメージする方が多いですが、職業や資格の名称ではなく、実践のあり方のことをいいます。具体的にいうと、地域の人の暮らしの身近な存在になって、「毎日の嬉しいや楽しい」「心と身体の健康と安心」を、地域の人と一緒にやっていくことをコンセプトとしています。



私を含めて3人のコミナスが更別村で活動しています。村での私たちの役割は、人と人をつなぐこと、あるいはデジタルと人をつなぐことですが、私たちから何か一方的に地域の人に与えるのではなく、地域の人との日常の関わりの中から、さまざまなニーズを引き出して、それを一緒に実現していくことを目指しています。

私たちの活動拠点は二か所あって、まず一か所目は、村の市街地にある福祉の里温泉です。こちらのロビーの一角を借りて、コミナス着任当初から活動しています。この温泉は、村に住んでいる65歳以上の人は入浴料金100円で利用でき、回数券を買えば90円で入浴できるので、多くの高齢者が利用しています。二か所目は村役場の近くにあるリノベーションした民家「みどりの家」の一角を借りて、今年3月から活動しています。

私たちは2022年にコミナスに着任しましたが、3人とも村外出身者だったので、更別村のことを全く知りませんでした。ですので、まずは「村のこと、地域に住んでいる人を知ること」、それと同時に、「私たちのことも地域の人に知ってもらうこと」、この二つに時間をかけて丁寧に取り組みました。具体的には、地域の人に私たちの顔を覚えてもらうために既存のイベントに参加したり、着任から2年目までは高齢者を対象に活動していたので、介護予防教室に参加したりしていました。ただ、こうしたイベントや教室に参加している人は、大体いつも同じメンバーだったので、普段外に出てこない人たちへのアプローチとして、私たちから直接お宅を訪問してみることにしました。まずは、移動する足がなくてイベントに参加できない人が多いような農村部を中心に、一軒一軒お宅を訪問していきましたが、私たちが健康を謳って訪問していたせいか、詐欺や宗教の勧誘に間違われてしまい、最初はなかなか対応してもらえませんでした。そこで、以前からつながりのある方をお願いして、一緒にお宅を訪問してもらうという方法に変えたことで訪問先の範囲を少しずつ広げていくことができました。

ここで少し事例を紹介したいと思います。地域主体で行われている散歩の会に参加した時に出会ったSさん80代 男性は、毎日、福祉の里温泉に来ているので、挨拶を交わしているうちに顔見知りになりました。ある時、Sさんが自宅の庭がデコボコしているのでなんとかしたいということで、どういう状態か見せてもらうためにお宅に伺いました。腰が悪いSさんの代わりに私たちが庭を整備してあげたいと思いましたが、スコップなどをつかったことがなかったので、Sさんにどうやって庭を整備したらいいですかと聞くと、自分のスコップと小さなホイールローダーを持ってきて一人で庭を整備してしまいました。そして、きれいになった庭を見てSさんが「せっかくきれいにしたのに、何もつかわないのはもったいないな」というので、私たちがその庭で野菜づくりをしていいですかと聞くと、Sさんは快く承諾してくれました。こうしてSさんの庭で野菜づくりをはじめたところ、近所の人が私たちの代わりに水やりをしてくれたり、苗を分けてくれたりと、Sさんの庭はいろいろな人たちが関わる場になっていきました。これをきっかけにSさんは、今度は村をイルミネーションでキラキラさせたいと、さらにやりたいことが増えていきました。後に村の診療所の先生から以下のことを聞きました。実は、Sさんは認知症を患っていて、診察日を間違えたり、服薬のタイミングを間違えたりすることが多かったけれども、私たちと関わるようになってから、Sさんの認知症の症状に改善が見られたそうで、先生から「コミナスは、その人の得意なことを引き出して何か一緒にやってみる。親しくなり一緒にお出かけして人と関わる時間を増やしてくれた」と評価していただきました。

続いて、お宅訪問の際に会ったKさん 80代 女性は、村でのイベントなどで何度も会っているうちに顔見知りになりました。Kさんのお宅に伺った時に、「もう一度、パークゴルフがしたい」と相談を受けました。Kさんは5年前に脳梗塞で倒れて右半身が不自由になりました。そして、そんな自分がパークゴルフに行くと他の人の迷惑になってしまうからとあって、だんだんと足が遠のいてしまったそうです。そこで私たちが「隣でずっとサポートしますから、一緒にパークゴルフに行きましょう」と約束をして、Kさんとパークゴルフに行くと、その話を聞きつけたパークゴルフ仲間や近所の人がパークゴルフ場に顔を見に駆けつけてくれました。こうしてパークゴルフをすることができたKさんは、来年も挑戦したいと話していましたが、残念なことに足を痛めてしまい、次の年はできなかったものの、2年後に、今度は病院の先生からリハビリの一環でパークゴルフをしましょうと提案を受けて、またできることになりました。

今紹介した二つは、個人のやりたいことをコミナスと一緒に行って実現した事例ですが、次は、そこから少しステップアップさせて個人がやりたいことを周りにいる人も巻き込んで行った事例を紹介します。Aさん90代 女性は、福祉の里温泉ロビーによく遊びに来てくれて、何度も会っているうちに顔見知りになりました。Aさんから「車を運転していた時はあちこち行けたけれど、家族から車を手放すようにいわれて車を手放してから、どこにも行けなくなってしまった」と相談を受けました。ちょうどコロナ禍ということもあって、地域の人からも「どこか行きたいけど行けない」「もし行けたとしても、飛行機に乗るのは体力的にきつい」という声が上がっていたので、何か旅行気分が味わえるような企画を考えることにしました。そこで、コミナスの本社が島根県雲南市にあるので、現地のコミナスに協力をしてもらい、雲南市のお花見ツアーをオンラインで行うことに

しました。当日は、現地のコミナスに雲南市内の桜をライブ配信してもらい、それを、Aさんをはじめ地域の人たちと、事前に現地から送ってもらったお菓子を食べながら見ました。このツアーは、参加者から次が楽しみだと期待されるほど大好評だったので、この後、2回目のお花見ツアー開催に続き、村の社会福祉協議会と共催で行う紅葉ツアーへと発展していきました。この企画を通じて、参加者からは「実際に旅行がしたいから、そのために運動を頑張ろう」や「もう少し外に出る機会を増やして体力をつけよう」という声があり、外出頻度の向上や運動意欲の向上にもつながっていることを実感しました。

このように私たちコミナスは村で活動を続けていますが、更別村は人口約3,000人の小さな村ではあるものの、3人ですべての村民に対応することは限界があるので、村民にも協力してもらおうと考えました。そこで、私たちと同じように活動してくれる村民コミナスの発掘と育成に力を入れています。6年前に奥さんに先立たれひとり暮らしになったおじいちゃんHさんが「一人になってから煙草の本数が増えてしまった」と寂しそうに話すので、地域の人から「皆でゆっくり話ができる場がほしい」という声があるし、私たちがHさんのお宅を訪問するといつも美味しいコーヒーを入れてくれるから、一緒にカフェをしてみませんかと誘いました。すると、Hさんが「じゃあ、1回だけやってみようか」といってくれたので、1日限定カフェをすることになりました。カフェの開店当日は50人ものお客さんが来たこともあってか、Hさんが「来月はいつカフェをしようか」と意欲的なので、現在、サンデーズカフェという1か月に1回、カフェを開店するまでになっています。サンデーズカフェは、Hさんがコーヒーを入れるのだったら、「私はお菓子をつくって持っていくよ」「私は食器洗いをするよ」「私は準備と片づけをするよ」と、いろいろな人が協力してくれて運営が行われています。続いて、麻雀クラブは、一人のおじいちゃんが、麻雀大会がしたいといっではじめた企画で、約3か月に1回行っています。はじめこそ私たちが運営をサポートしていましたが、今では、おじいちゃんたちで事務局を担い、会長や会計係などを決めて会議も行っています。村が行っている介護予防教室の参加者は7～8割が女性であるのに対して、麻雀クラブの参加者は9割が男性という珍しい企画です。また、「うちの主人を外に連れ出してくれて、ありがとう」と、奥さんたちから好評の企画でもあります。

昨年、日本郵便と更別村、コミナスで三者連携を結んだことから、村にある二か所の郵便局「更別郵便局」と「上更別郵便局」の一角を活用して、「まちの保健室」を月1回ずつ行っています。郵便局は、荷物を送りに来たり、ATMを利用しに来たりと、さまざまな人が訪れる場所なので、これまで私たちが対象としている高齢者だけではなく、多世代にもコミナスの活動を知ってもらう機会になればと考えています。また、冒頭で紹介した活動拠点「みどりの家」では、この場所をどのように活用していくかについて、地域の人と考えるワークショップを行いました。この中で、地域の人から斜めの関係が持てるようにボードゲームがしたいという提案あったので、その提案してくれた方に当日の指揮をとってもらいボードゲームを行って、多世代が関わる企画をすることができました。

私たちコミナスは活動を通して、人は社会とのつながりがあってこそ本当の健康があると感じています。そして、そのつながりをつくるおせっかいをすることがコミナスの役割だと考えています。

社会からの孤独や孤立の解消と、健康寿命の延伸を目指して、これからも活動を続けていきたいと考えています。

研究会委員との意見交換



武岡 私は2006年に東京から札幌に引っ越して来たのですが、こちらに来てすぐに北海道で興味深い活動をしているezorockという団体があることを知りました。早速、代表の草野さんに連絡をとって、私の大学の授業で団体の活動について話をしてもらったり、学生にRSRでの活動に参加してみたらと勧めたりして、これまで沢山の学生にezorockの活動に関わってもらっています。あとから学生に、ezorockの活動に参加してみてもう良かったと聞くと、皆、目を輝かせて「すごく良かった」といいます。

私は彼らの表情をみて、学生たちにとってezorockの活動は、大学での学びとはまた別の学習の場、いわゆる第三の場所になっているのだと感じました。

草野さんはよくezorockは来るもの拒まずなので、どんな若者でも受け入れますといっていますが、それは口でいうほど簡単なことではないと思っています。現にezorockのHPに掲載されているezorockスタッフと若者との対談記事で、若者が「人付き合いなんて面倒くさい」「自分は人見知りの極みのような人だ」といっていて、世間一般的にも若者の多くはこうした考えを持っていると認識しているように思います。でも、そうした若者がezorockの活動を通して、意識が変わっていき、さらに活動にのめり込んでいく、そういう若者を惹きつける力がezorockにはあると感心していました。

今回のサブテーマは「地域との新しいつながり方」ですが、私たちの研究会では、旧来の地域のつながりである「町内会」について調査してきました。町内会の多くは担い手不足が深刻な課題となっていて、その担い手である若い世代の町内会への関心が低いことが問題視されています。ezorockでは、さまざまな地域に若者を送り込み活動を行っていますが、そうした若者の中に、自分の住んでいる地域にも関心を持つようになったという人は見られますか。

水谷 札幌のある町内会から「なんとかして若者を地域活動に巻き込みたいけれど、どうしたらいいだろう」と相談を受けたことがあります。率直にいうと、若者に自分の住んでいる地域の町内会活動に関わってもらうことは、なかなか難しいと思います。

ただ、何かきっかけがあれば、若者が地域に関わってくれるのではないかと考えています。札幌市内の中で一番人口減少が進んでいて、担い手不足などの地域課題に直面している南区は、芸術に関する施設や、アーティストの居住が多いことから、「南区＝アートのまち」と題し、区が実行委員会を立ち上げて、アートイベントを開催することをはじめました。このイベントには、地域にあ

る大学の学生だけではなく、ボランティアとして、延べ130人以上の若者が関わっているということです。

小内 ezorockが若者を送り込んだ地域には、町内会のような既存の自治組織があると思いますが、そうしたところとの関係は、どのように築いているのですか。関わる上でのポイントがあれば教えてください。

水谷 地域に若者を送り込む際に気をつけていることが二つあって、一つは、活動にはじめて参加する若者だけでなく、必ず経験を積んだ人とセットにして、その地域の活動にあたるということです。もう一つは、地域に受け入れ窓口をつくってもらっています。

ezorockは、その地域の教育委員会や企画課等役場の窓口や地域のキーパーソンを窓口として、若者を送り込み、そこから徐々に地域の中での関わりを広げていくようにしているので、いきなりその地域の自治組織と一緒に活動はしていません。

林 ezorockでは、若者たちと一緒にいろいろな地域での活動を並行して進めていますが、そうした中で、活動していた地域のことが好きになり、そこに移住した若者がいるというお話でした。それは、どのような理由からですか。

水谷 私たちは継続しているプロジェクトについて、毎年、これからどうあるべきか議論していますが、毎回、この話題が上がります。結論からいうと、その地域の人に惹かれてだと思っています。若者たちが地域での活動を通して「あの人に会いたい」「あの人が大切にしている場所だから、自分にとっても大切な場所だ」という気持ちになって、移住しているのだと思います。



林 水谷さん自身は大学生の時からezorockに関わっていて、さらにezorockスタッフになってからは地域活動を通して、そこに参加する大学生などの若者と関わっていると思いますが、最近の若者は、どのような特質、性格だと感じますか。

水谷 地域での暮らしやコミュニティに関心を寄せる若者は増加していると感じています。一方で、最近少し困っているのは、その地域のことを何も知らず、地域での暮らしや関わりの経験もない方が、自分がこれまで学んできたことや自分がやりたいことを、一方的にその地域に持ち込みたがることです。

目黒 更別村のコミナスは3人とも村外出身者ということですが、自分の知識等を地域に持ち込みたがるという水谷さんのご発言をどう感じますか。

今村 私たちコミナスは、地域の人に何かをしてあげるのではなく、地域の人からその地域のことを教えてもらおうと心がけています。ですので、水谷さんのお話を聞いていて、ezorockの地域との関わり方と似ているところがあると感じました。ただ、たしかにインターンで村に来た若者の中には、地域のためになることをしてあげたいという思いが強い人がいたことはあります。なので、そういう若者には、「まずは、地域の人から地域のことを教えてもらおう、学びは地域の中にある」

ということを伝えています。

小内 更別村のコミナスが関わっている地域の人はほとんどが高齢者でした。でも、地域には数は少ないかもしれないけれど、外とのつながりがないような孤立した若者がいるように思います。今後の対象を、そういう人たちにも広げていこうという考えはありますか。

今村 地域でコミナスの活動を持続させることを考えると、幅広い世代を対象にする必要があると思っています。そこで、さまざまな事情から仕事についていない人についてもお宅訪問をしていますが、居留守されたり、断られたりしています。今の時点では、とても難しい状況ですが、これからも丁寧な対応を続けていきたいと考えています。



片山 更別村は、国の交付金を活用した事業の一環としてコミナスを導入しているというお話ですが、当然、この事業におけるコミナスの評価が求められると思います。私は、市町村などからまちづくりの提案を頼まれるのですが、個別支援を含むまちづくりは、評価の仕方が難しいといつも感じています。例えば、〇〇のイベントに〇〇人参加しましたという定量的なことが評価になるのですが、コミナスのような個別支援は、ウェルビーイングの要素のほうが重要になってくるのではないでしょ

うか。行政でのコミナス活動の評価の仕方を教えてください。

八木 コミナスを導入した当初は、今村君はコミナスの本社である(株)CNCの所属でしたが、現在は、そこから独立して(株)まめーずを立ち上げ、(株)CNCの下請けという形で、更別村のコミナスの活動をしてもらっています。

コミナス活動の評価は、「村民コミナスを〇〇人増やしました」等と報告していますが、私はそうしたことだけがコミナスの評価だと捉えていません。数字で表せないこと、例えば、人と人とのつながり、自己実現、幸福感・満足感などを創出していることが、コミナス活動の真の評価だと考えています。ただ、医学分野の研究論文等によって、高齢者の外出機会が増えると健康寿命が〇〇歳延伸するといった根拠が示されているので、そうしたことは評価の参考にしています。

林 今村さんのご報告にあったように、オンラインのお花見ツアーが契機となって、参加者の運動意欲の向上につながり、結果として医療機関への受診が減ったといった個別の事例は、評価になりませんか。

八木 そうした個別の事例と、さきほどの医療分野の研究論文内容を組み合わせて、評価の仕方を考えています。ですので、コミナスには、個別事例をたくさんつくってくださいとお願いしていますが、例えば、イベントの場合、いつも同じ人が来るのだと、ただの仲間内の集まりになってしまうので、新規の人が何人参加したのかも、これからは把握していこうと考えています。

小内 今村さんは会社を立ち上げて、この活動をしているということで、今後は更別村だけではなく、他の地域にもコミナスの活動を広げていこうというお考えはありますか。

また、ezorockの活動費は、こういった配分になっているのか教えてください。

今村 ゆくゆくはこの活動を他の地域でも事業展開していきたいと考えていますが、まだ、独立したばかりなので、収入源についてはこれから模索していこうというところです。

水谷 ezorockの活動は、6割が受託事業で、残りの2～3割が補助金や助成金などの活用、残りは、活動で生産した薪の販売などの自主事業でまかなっています。

小内 ezorockは活動費のやりくりで大変なことはありますか。

水谷 私たちは収入格差が、体験格差に繋がることは避けたいという考えがあり、地域活動にあたる若者たちの交通費を全額支給しています。

小内 水谷さんのご報告にあった鷹栖町での活動は、町の事業費ですべてがまかなわれているのですか。

水谷 鷹栖町からさっぽろ圏の若者との関係づくり事業を委託いただいて実施しています。

武岡 コミナスの提案者である矢田明子さんのインタビュー記事を読むと、コミナスのキーワードは「おせっかい」で、その人に寄り添った良いおせっかい「GOODおせっかい」が大事だとしています。今村さんのご報告にも「おせっかい」という言葉がでてきていましたが、おせっかいは、良いおせっかいだと親切になるけれど、行き過ぎると余計なお世話になってしまうので、結構難しいのではないかと考えています。GOODおせっかいになるよう心がけていることはありますか。

今村 おせっかいという言葉は、うっとうしいなどあまり良い印象を持っていない人が多いと思いますが、個人的には、日常の中の小さな気づきが「GOODおせっかい」になると思っています。例えば、いつも会えば挨拶をしてくれる人が挨拶をしなかった時、今日は体調が悪いのかなと気に掛けるとか、そういう気づきが大事だと思っています。

ある時、地域の人が、朝起きて隣の家のカーテンが開いているかどうかで、隣人の安否を判断していると話していました。地域の人は日常の中で当たり前前にGOODおせっかいをしていて、そういう誰かのことを気遣うという思いやりの気持ちが、良いおせっかいになるのだと改めて気づかされることもあります。



林 お二人はこれまでの活動を通して、活動当初からずっと思い続けていることもあるでしょうし、活動を続けていく中で変わっていったこともあるかと思いますが、活動をはじめたばかりと今現在では、どのように意識が変化しましたか。

水谷 私は一つの地域というより、いろいろな地域に関わっているのですが、中でも石狩市浜益区は週3～4日のペースで通い、現地で活動しています。ですが、私はこの地域に住んでいる人ではないので、やはりどこかよそ者と

いう気持ちがある中で活動していました。でも、地域の人から「浜益はどんどん人口が減って、できないと諦めてきたことが沢山あるけれど、ezorockが関わってくれたおかげで、諦めずにいろいろなことに挑戦できた」といわれ、この活動を通して地域の一員だと思ってくれていたことに喜びを感じました。

今村 コミナス着任当初は、移住者という立場だったので、地域の人に対して「この地域のことを教えてください」という気持ちで関わっていました。それと私は大学を卒業してすぐにこの村に来たので、地域のお年寄りには孫のような存在として見られていたように思います。

そこから2024年に(株)まめ一ずを立ち上げ、代表取締役としてコミナスの活動をしていくようになってからは、この活動に興味を持ってインターンで来てくれる人や、短期間でも活動に関わってくれる人が増えていることもあって、今後はそうした人たちにこの活動をつないでいく役割もあるのではないかと考えています。

片山 石狩市浜益区では空き家が増加していることから、市の空き家対策特別措置法に基づいて、倒壊の恐れがある空き家の行政代執行による解体作業が開始されたと聞きました。そのような今後も人口が減っていくような地域を、今残っている人のためだけに維持していくことは不可能で、集落じまいを意識するような状況ではないかと思っています。もしかすると、その手伝いをezorockが担うことになるのかもしれませんが、現時点でそうしたことは感じていますか。

水谷 浜益区には13の集落があって、その半分以上が限界集落という状況なので、それぞれがどうやって集落をしまっていくのか、これまでの歴史をどうつないでいくかを意識しています。私たちが関わっている70~90代の方から、今、地域の歴史を聞いておかなければと思い、この集落で何があったのか、できるだけ地域の歴史を聞いて、記録に残すという作業をしています。

小内 道内各地で深刻な過疎化が進む中、お二人のような若者が地域で精力的に活動していることを、私はいつも希望の星だと感じています。そして、そうした若者を応援していきたいと思っていますが、お二人が活動を通して、「地域はこうしたら存続できるのではないか」「活性化まではいかなくとも維持していくために、もっとこういうことをしたらいいのではないか」と思うことがあれば、教えてください。



水谷 個人的には、都市部にいる人が、もう少し地域の方にあってくれればいいのではないかと考えています。具体的にいうと、大学などの教育機関が授業などを通じて、地域の課題解決や活性化のために地域住民と協力して実践的な活動を行うことです。そうした取り組みにより、若者に来てもらいたいと考えている地域は、年々増えているように思いますが、その際のミスマッチが大きいと感じています。例えば、大学の実習とって、一方的に地域に持ち込んで地域が疲弊するケースがありますし、逆のケースもあります。ですので、地域と大学の間で調整を図ってくれるような人材が必要で、そういう人材を増やしていくことが重要だと考えています。

今村 私は更別村が衰退していると思ったことはないですが、一つ課題をあげるとすれば、子ども

たちが進学する大学がないということです。村の子どもは、大学進学のため村を離れなければならないのですが、その子たちが大学を卒業した後、村に戻りたいと思ってもらえるように、私たちが感じた村の良さを伝えていくことが大事だと思っています。それは、自分の住んでいるところの良さは、案外気づかないと感じたからです。

私が更別村に来た時、地域の人に「更別村はあたり一面に広がる畑の風景が、最高に素晴らしいですね」というと、自分たちには見慣れた、いつもの景色だといわれました。でも、それがこの地域の魅力であり、誇りだと思うので、そうしたことを地域の方々に伝えていくことも私たちの役割だと思っています。

黒崎 浜益区は、2005年に石狩市と合併したことに伴って、地域自治区が設置されました。しかしながら、市は、この仕組みを2026年3月末に廃止する方針でおり、次年度は新しい住民組織をつくらなければならないことになりませんが、それについて、地域の人はどう感じていますか。



水谷 地域住民の危機意識から、昨年度から、地域住民主体の「いっぺかだれやの会」という会議が行われるようになり、私たちもこの会議に関わらせてもらっています。会議では、「温泉の存続について」「歴史の継承について」など、プロジェクトごとに分かれて、自分たちの地域のこれからのことを真剣に話し合っています。

黒崎 もう一点、浜益区に関する質問ですが、この地域では少子化により、小学校と中学校が統合してコミュニティスクールが設置されましたが、それについてezorockが関わっていることはありますか。

水谷 コミュニティスクールについて直接関わってはいませんが、子どもの数が少ないため浜益区の学校の部活動は集団スポーツができないので、個別競技が増えています。さらに指導できる先生が転勤してしまうと教える先生がいないという問題もあります。そこで北海学園大学の学生が部活のメンバーを連れて、浜益の子どもたちとスポーツをするという活動がはじめられていて、ezorockはそのサポートをしています。

目黒 月並みな言い方になりますが、今回ご報告いただいた水谷さん、今村さんのお二方は、地域活性化のためにいろいろと努力され、実績を上げられており、お話の中でも出てきた関係人口を増やし、都市と地域のつなぎ手となって活躍されているという印象を受けました。こうしたことを、



今後さらに進めていくことが重要となるでしょう。

北海道の人口減少という構造的な課題に対して、関係人口は単なる一時的な解決策ということではなく、地域の新たな担い手として大きな可能性を有しており、その取り組みは、持続可能な未来を築くための重要な戦略だと考えます。行政や地域住民、民間事業者が連携し、関係人口を増やすための多様な仕組みづくりと、その定着を支援していくことが、今後の北海道にとってますます重要になってくるのではないかと感じました。

関連資料



【地域コミュニティ研究会】趣旨・体制



(趣旨、目的)

北海道では、過疎化や高齢者世帯の増加などを背景に、地域コミュニティによる共助の取り組みやセーフティネットの役割が増してきている。

地域コミュニティの代表的組織に町内会があり、地域のまちづくり活動に取り組んでいるが、町内会数の減少や加入率の低下等が課題となっている。また、農山漁村では生業を背景とした地縁的結びつきが強いものの、過疎化の進展や小学校の統廃合などによりコミュニティの維持が困難となっている。

こうした問題意識を踏まえ、本研究会では地域コミュニティをめぐる新たなニーズや、担い手の確保などコミュニティ強化の取り組み、多様な団体の活動をつなげていくネットワーク形成など、地域社会を支えるコミュニティに係る課題と支援方策について調査を行い、これからの時代に求められる地域コミュニティのあり方についての提言を取りまとめる。

(研究会の体制)

委員	武岡 明子	札幌大学地域共創学群	教授
"	林 琢也	北海道大学大学院文学研究院	准教授
"	小内 純子	札幌学院大学	名誉教授
"	片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部	准教授
事務局	目黒 聖直	北海道開発協会開発調査総合研究所	所長
"	黒崎 宏	"	参与
"	中川 俊也	"	副参事
"	曾田 顕子	"	主査

令和5年度の調査研究



1. 令和5年度の調査概要

(1) 地域コミュニティの現状や課題等の把握

研究会委員からの報告により、地域コミュニティの現状や課題等を把握

- ①「町内会の課題と今後の方策」 武岡委員報告(8月22日第1回研究会)
- ②「地域サロンの心理的効果とは」 片山委員報告(10月17日第2回研究会)
- ③「社会福祉協議会による“老々予防”の取り組み
—十勝池田町を事例に—」 小内委員報告(令和6年2月7日第3回研究会)

(2) 行政、地域住民、関連団体へのヒアリングにより町内会が抱える課題解決に向けた支援方策について調査

- ①「町内会条例制定の背景、目的ならびに市民自治の推進に向けた取り組み」
札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課・市民活動促進担当課(9月29日)
- ②「まちセン自主運営化ならびに地域のまちづくり活動」
新川まちづくり協議会、新川まちづくりセンター(11月21日)
- ③「町内会の活性化に向けた取り組み、エリアマネジメント」
(株)KITABA/(株)GLOCAL DESIGN(12月18日)
- ④「道内の町内会・自治会の概況、現状と課題」
(一社)北海道町内会連合会(令和6年5月14日)

(3) 研究内容の発信等

武岡委員(2024年2月号)、片山委員(2024年4月号)、小内委員(2024年7月号)の報告概要を開発こうほうに掲載



1. 令和6年度の調査概要

- (1) 研究会委員等の報告により、地域コミュニティに期待される役割や機能を把握
- ①「移住者の“働きかけ”にみる暮らしの満足度の向上と地域コミュニティに果たす役割
—岐阜県郡上市和良町の事例—」 林委員報告(5月30日第1回研究会)
 - ②「地域コミュニティの維持・活性化の方策を考える」
旭川市立大学 大野教授報告(10月23日第2回研究会)
 - ③「地域福祉の活動(交流)拠点を目指して!芸術の森地区福祉のまち推進センター活動の紹介」
芸術の森地区福祉のまち推進センター 小林運営委員長報告
(令和7年1月24日第3回研究会)
- (2) 地域コミュニティに必要とされている仕組みや、コミュニティ活動を活性化させるための仕掛けづくりについて調査
- ①「町内会のデジタル化、高校生役員による取り組み」 苫小牧市拓勇東町内会(8月22日)
 - ②「町会活性化に向けた取り組み、大学生地域福祉コーディネーター」
函館市市民部町会等担当、(福)函館市社会福祉協議会(12月18日)
- ※(福)函館市社会福祉協議会の取組内容を開発こうほうに掲載(2025年12月号)
- (3) これまでの調査・分析の成果を踏まえ、地域コミュニティと町内会のあり方について議論
『持続可能な町内会に向けたシンポジウム「どうする?!町内会」』
主催:旭川市立大学地域連携研究センター、旭川市(令和7年2月14日)
- (4) 研究内容の発信等
林委員(2024年9月号,10月号)、大野教授(2025年1月号)、『持続可能な町内会に向けたシンポジウム「どうする?!町内会」』パネルディスカッション(2025年8月号,9月号)の概要を開発こうほうに掲載



1. 令和7年度の調査概要

- (1) 地域コミュニティの維持、発展に向けた取り組みとその効果について調査
- ①「これからの地域運営組織形成～2事例から探る地域づくりのポイント～」
旭川市立大学 出口教授報告(5月20日第1回研究会)
 - ②「地域運営組織構築の取り組み、まちLaboによる活動」
鷹栖町まちづくり推進課地域振興係(7月15日)
 - ③座談会(有識者ヒアリング)
「これからの地域コミュニティづくりー地域との新しいつながり方ー」(8月21日)
NPO法人ezorock 水谷氏、更別村コミュニティナース 今村氏
- (2) これまでの調査・分析等をもとに、これからの地域コミュニティのあり方について提言を取りまとめた上で、その結果を広く公開(シンポジウム 令和8年3月17日開催)
- (3) 研究内容の発信等
シンポジウムの内容を開発こうほうに掲載

北海道の人口と世帯数



人口世帯数について、令和6年9月1日現在の全道188市区町村の人口は5,046,163人、世帯数は2,736,271世帯となっています。(表1)

平成26年度、令和元年度と比較すると、全道の人口は、平成26年度から令和元年度の5年間で158,632人減少、令和元年度から令和6年度の5年間で258,250人減少しています。(表2)

全道の世帯数は、平成26年度から令和元年度の5年間で53,953世帯増加、令和元年度から令和6年度の5年間で45,065世帯減少しています。(表3)

表1) 全道の人口と世帯数 N=188市区町村

区分	人口(人)		世帯数(世帯)	
区 (10)	1,960,892	38.9%	1,046,604	38.2%
市 (34)	2,233,918	44.3%	1,239,471	45.3%
町村 (144)	851,353	16.9%	450,196	16.5%
全道計 (188)	5,046,163	100.0%	2,736,271	100.0%

表2) 全道の人口の推移 N=188市区町村
単位:人

区分	令和6年度	増減	令和元年度	増減	平成26年度
区 (10)	1,960,892	5,435	1,955,457	24,961	1,930,496
市 (34)	2,233,918	△ 155,503	2,389,421	△ 112,310	2,501,731
町村 (144)	851,353	△ 108,182	959,535	△ 71,283	1,030,818
全道計 (188)	5,046,163	△ 258,250	5,304,413	△ 158,632	5,463,045

表3) 全道の世帯数の推移 N=188市区町村
単位:世帯

区分	令和6年度	増減	令和元年度	増減	平成26年度
区 (10)	1,046,604	△ 11,827	1,058,431	52,750	1,005,681
市 (34)	1,239,471	△ 9,491	1,248,962	5,117	1,243,845
町村 (144)	450,196	△ 23,747	473,943	△ 3,914	477,857
全道計 (188)	2,736,271	△ 45,065	2,781,336	53,953	2,727,383

(資料) 北海道町内会連合会「令和6年度市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査報告書」

北海道の単位町内会



単位町内会数について、全道188市区町村の単位町内会は、14,859町内会となっています。内訳は、区が2,176町内会(14.6%)、市が6,761町内会(45.5%)、町村が5,922町内会(39.9%)となっています。1市区町村あたりの平均町内会数は、区で218町内会、市で199町内会、町村では42町内会となり、市区の平均町内会数は町村の約5倍にあたります。(表4)

平成26年度、令和元年度の調査結果と比較すると、全道の町内会数は、平成26年度から令和元年度の5年間で255町内会が減少、令和元年度から令和6年度の5年間で405町内会が減少しています。(表5)

1単位町内会あたりの世帯数と人口の平均は、区が平均481世帯・901人、市が平均183世帯・330人、町村が平均76世帯・144人となっています。(表6)

表4) 全道の単位町内会数と平均町内会数 N=188市区町村

区分	単位町内会数		1市区町村あたりの平均町内会数
区 (10)	2,176	14.6%	218
市 (34)	6,761	45.5%	199
町村 (144)	5,922	39.9%	42
全道計 (188)	14,859	100.0%	79

表5) 単位町内会数の推移 N=188市区町村

区分	令和6年度	増減	令和元年度	増減	平成26年度
区 (10)	2,176	△ 17	2,193	△ 16	2,209
市 (34)	6,761	△ 149	6,910	△ 125	7,035
町村 (144)	5,922	△ 239	6,161	△ 114	6,275
全道計 (188)	14,859	△ 405	15,264	△ 255	15,519

表6) 1単位町内会あたりの平均世帯数と人口 N=188市区町村

区分	人口	世帯数	1単位町内会あたりの世帯数	1単位町内会あたりの人口
区 (10)	1,960,892	1,046,604	481	901
市 (34)	2,233,918	1,239,471	183	330
町村 (144)	851,353	450,196	76	144
全道計 (188)	5,046,163	2,736,271	184	340

(資料) 北海道町内会連合会「令和6年度市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査報告書」

北海道の単位町内会



単位町内会に加入する世帯数の割合は、区が65.8%、市が56.7%、町村が73.6%の状況となり、町村が市区に比べて高くなっています。

前回の調査結果と比較すると、全道の世帯加入率は、令和元年度から令和6年度の5年間で2.8%減少しています。内訳をみると、区では2.5%増加し、市は3.7%、町村では4.1%低下しています。(表7)

さらに、管内別にみると、宗谷、檜山、日高、留萌管内の世帯加入率が高くなっています。(図1)

区分	世帯数	加入世帯数	世帯加入率
区 (10)	1,046,604	688,866	65.8%
市 (31)	1,209,630	685,539	56.7%
町村 (133)	419,610	308,803	73.6%
無回答 (14)	60,427		
全道計 (188)	2,736,271	1,683,208	61.5%
	令和元年度	平成26年度	
世帯加入率	63.3%	64.8%	
	60.4%	65.1%	
	77.7%	82.2%	
	—	—	
	64.3%	68.0%	

図1) 町内会への世帯加入率(管内別)



(資料) 北海道町内会連合会「令和6年度市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査報告書」

札幌市の町内会加入率の推移

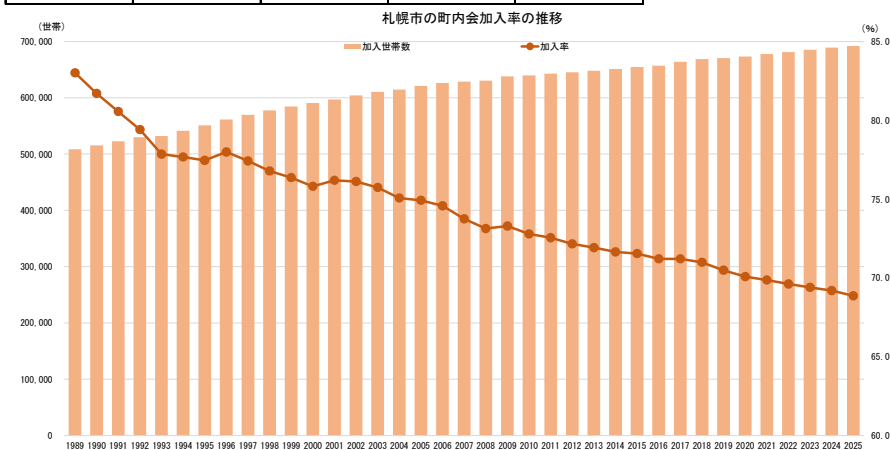


令和7年1月1日現在、札幌市内には、単位町内会2,174団体、それらが集まって形成される連合町内会が90団体ある。町内会・自治会の加入世帯は、一貫して増加傾向にあるものの、総世帯数の増加がそれを上回っているために、加入率は年々低下傾向にあり、68.86%となっている。

区別の状況を見ると、南区の加入率は比較的高く、中央区や白石区では比較的低い加入率となっている。

札幌市内町内会の加入状況(令和7年1月1日現在)

単位町内会	連合町内会	全市加入率	加入世帯数	総世帯数
2,174団体	90団体	68.86%	691,902世帯	1,004,838世帯



札幌市「令和7年1月1日現在町内会加入率」
区別の町内会加入率(令和7年1月1日現在)

区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
加入率(%)	62.25	71.41	68.09	61.49	73.86	66.19	75.97	79.21	70.26	76.33

「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」



札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

令和4年10月6日制定



前文

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、若い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日課の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持

のためには、町内会における継続や交流により形成される地域住民同士の親しい関係が、ますます重要となっています。こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らししやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということ町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらに基いて掲げられた理念を踏まえ、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

〔目的〕

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事

項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者(以下「地域住民」という。)の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。
- (2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

〔基本的な考え方〕

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

- (1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。
- (2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということ町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。
- (3) 町内会の活動は、地域住民の交流に

よって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。

(4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

〔町内会等の地域における役割〕

- 第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び発展に努めるものとする。
- 2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。
- 3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。
- 4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う関係団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。
- 5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要

(資料) 札幌市「札幌市未来へつなぐささえあい条例リーフレット」(施行日: 令和5年4月1日)

「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」



札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例



に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う関係団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

〔地域住民の役割〕

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

〔事業者の役割〕

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする。

〔住宅の建築等を行う事業者等の役割〕

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理(これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。)を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に

入居しようとする者に対して、地域の事情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の事情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。

3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

〔市の責務等〕

第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過剰なものとならないよう十分に配慮するものとする。

3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活

動の更なる活性化を推進する視点に立つて、職務を遂行するものとする。

5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

〔加入促進等〕

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

〔負担軽減〕

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のために必要な支援を行うものとする。

〔広報啓発〕

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

〔人材育成等〕

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を図る人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

〔意見交換会等〕

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を聴取することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

〔推進体制の整備〕

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

〔実施状況の公表〕

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

〔経路上の措置〕

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(資料) 札幌市「札幌市未来へつなぐささえあい条例リーフレット」(施行日: 令和5年4月1日)

町内会・自治会への活動活性化支援（札幌市）



○ 札幌市では、町内会などの地域活動の活性化に向けて、セミナーの開催やアドバイザー派遣、冊子制作など様々な支援を実施しています。

- ・町内会デジタル活用促進補助金
町内会活動の活性化や負担軽減、活性化に効果的であるデジタル活用の普及を図るため、町内会におけるデジタル活用にかかる環境整備に資する事業の実施に対して、補助を行います。
- ・町内会デジタル化出前講座
デジタル化を希望する町内会に対して、専門家を派遣し、町内会活動に役立つデジタル技術について講座を行います。
- ・町内会スマホ教室
スマートフォンを活用することで町内会内でより円滑に情報共有や交換に役立ててもらうことを目的としたスマートフォンの使い方やLINEの使い方といったスマートフォン初心者向けの講座を行います。
- ・札幌市地域活動保険（地域のボランティア活動保険）
町内会・自治会などで地域活動をされている方を対象に、地域活動中に他人の生命や財物等に損害を与えた場合の「賠償責任補償」と、事故等に対する「傷害補償」を行います。
- ・町内会活動のヒント等の冊子
町内会・自治会における課題の解決や活動及び運営の更なる取組に活用いただくため、地域で実際に取り組まれている事例やアイデアなどを掲載した様々な冊子を制作しています。
- ・住民組織助成金
町内会等、住民組織の活動の活性化を支援するため、組織の事業や運営等に対して助成金を交付しています。
- ・NPOから地域への提案メニュー（事業への参加は原則無料です）
まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデアを有するNPOを町内会などの地域へ派遣し、地域とNPOが一緒に活動することにより、連携協力関係を構築し、地域課題解決や地域の活性化を促進することを目的とした事業です。

（資料）札幌市ホームページより

町内会・自治会への活動活性化支援（札幌市）



- 町内会加入率の低下や担い手不足など町内会が抱えている課題や悩みを聞き取り、町内会の活性化に向けた支援内容に合わせてアドバイザーを派遣し、支援しています。支援の対象となるのは単位町内会または連合町内会で、1地域につき1つのテーマを2～5回の範囲で支援します（町内会アドバイザー派遣制度）。
- 町内会の課題解決を支援するため、専門的知識の習得や町内会活動の活性化に繋がる講座を行います（町内会未来塾）。

（資料）札幌市ホームページより

まちづくりセンター地域自主運営化（札幌市）



○ 札幌市では、地域の「まちづくり」をサポートするため、86か所のまちづくりセンター、通称「まちセン」を設置しています。

まちセンは、従来の「連絡所」の機能と名称を変更して、平成16年度に誕生しました。そして、平成20年10月からは、より地域主体のまちづくりを進めるため、「まちセン」の運営を地域の団体に委託する「まちづくりセンター地域自主運営」制度をスタートさせました。

札幌市と、希望する地域の団体（まちづくり協議会等）との間で業務委託契約を締結します。地域の団体は、市から受け取る委託料で職員を雇用し、まちセン運営業務にあたっています。地域と行政が連携しながら、地域のことを最もよく知る地域の方々に「まちセン」の運営を委託して、魅力あるまちづくりの推進を図ります。

【制度の目的】

1. 地域の創意工夫を生かしたまちづくりの推進
2. 地域の人材やまちセンの機能を生かしたまちづくりの推進
3. 新たな補助金（地域交付金）を活用し、地域が一丸となったまちづくりの推進



（資料）札幌市「まちづくりセンター地域自主運営化」

まちづくりセンター地域自主運営化（札幌市）



【制度の概要】

委託方法	札幌市（委託者）と地域の団体（受託者）の業務委託契約 ※契約期間は最長1年間で、毎年度締結します。
受託団体	まちづくり協議会、地区連合会、運営委員会 ※連合町内会を中心とし、まちセン区域内の各種まちづくり団体によって構成された連合組織です。
委託料	9,700千円（人件費相当額）＋事務費相当額 ※令和7年度の予定金額です。 ※事務費相当額は、地域によって異なります。 ※水道光熱費、施設維持管理費は市が負担します。
運営体制	受託団体が直接職員を雇用し、センターの運営を行います。 ※現場責任者1名を置く必要があるほか、雇用する人数は3名が下限となります。
開所時間	8時45分～17時15分 ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
業務内容	以下の業務を、区役所等と連携しながら進めます。 1. 地区内の住民組織等との連絡調整 2. 住民組織のネットワーク化の推進 3. 地域情報の交流促進 4. 戸籍や住民票などの諸証明の交付等
地域活動ビジョン 地域交付金	◎地域活動ビジョン 自主運営の受託団体は、地域の将来像を共有し一丸となってまちづくりを進めるために、まちづくりの方向性である「地域活動ビジョン」を定めます。 ◎地域交付金 「地域活動ビジョン」を定めた地域団体には、ビジョン実現のための活動財源として、毎年度「地域交付金」が交付されます。 ≪地域交付金算出方法≫ 基本額2,000千円＋加算額（※） ※加算額は、各年1月1日の世帯数×2.5円

（資料）札幌市「まちづくりセンター地域自主運営化」

まちづくりセンター地域自主運営化（札幌市）



【自主運営を行っているまちづくりセンター】

現在、市内86か所あるまちセンのうち、11か所で自主運営を行っています。（令和7年10月現在）

センター名称	運営団体	
麻布まちづくりセンター	麻布まちづくり協議会	
元町まちづくりセンター	元町まちづくり協議会	
真駒内まちづくりセンター	真駒内地区連合会	
石山まちづくりセンター	石山地区まちづくり協議会	
簾舞まちづくりセンター	簾舞地区まちづくり連合会	
藻岩下まちづくりセンター	藻岩下地区連合会	
澄川まちづくりセンター	澄川地区連合会	
芸術の森地区まちづくりセンター	芸術の森地区連合会	
栄東まちづくりセンター	栄東地区まちづくり未来会議	
新川まちづくりセンター	新川まちづくり協議会	
宮の森まちづくりセンター	宮の森大倉地区まちづくり協議会	

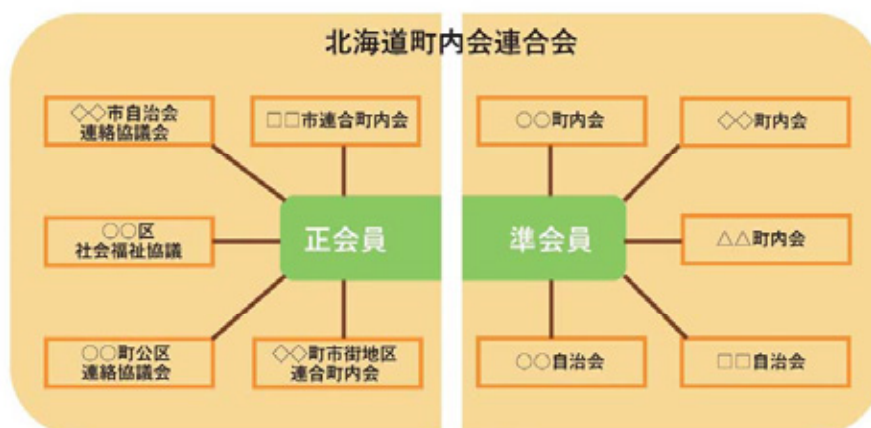
（資料）札幌市「まちづくりセンター地域自主運営化」

北海道町内会連合会（道町連）



道内の市区町村を単位とした連合町内会等による【正会員】、単位町内会・自治会による【準会員】で構成されています。

道内の町内会活動の活性化を図り、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して事業を行っています。



市区町村連合会とは、市区町村内にある単位町内会・自治会やブロック（地区）連合町内会が一つにまとまった組織です。
市区町村連合会組織は、全道の132市区町村において結成されており、主に「単位町内会間の連絡調整・連携」、「情報の収集・提供」の役割と機能を果たしています。

（資料）北海道町内会連合会ホームページより

市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査（道町連）



1. 調査の名称

市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査（令和6年）

2. 調査の目的

全道の市区町村における町内会・自治会連合会の組織概況、運営状況、事業概要とともに、福祉意識、抱える課題と対応、さらに、市町村合併後の連合会組織と事業のあり方等を把握し、連合会組織が単位町内会間の連絡調整機関であると同時に、行政、社会福祉協議会等との協働により住民福祉活動を推進する組織として、充実、強化を図ることを目的とした。

3. 調査の対象

- (1) 188市区町村行政（188市区町村行政の住民自治組織主管課長）
- (2) 市区町村町内会連合会（市区町村町内会連合会長）

4. 調査内容 調査票は2種類を作成

- (1) 調査票① 市区町村の概況～市区町村のすべてが回答
- (2) 調査票② 市区町村町内会連合会組織の概況
～連合会組織が結成されている市区町村が回答

5. 調査期間 令和6年9月～10月

6. 調査票の回収

- (1) 調査票① 188市区町村（回答率100%）
- (2) 調査票② 135市区町村（回答率100%）

※調査票①の結果から、連合会組織が結成されている136市区町村を調査票②の総数とした。



（資料）北海道町内会連合会「市区町村町内会・自治会連合会組織基本調査」

市区町村単位町内会・自治会組織基本調査（道町連）



1. 調査の名称

市区町村単位町内会・自治会組織基本調査（令和4年）

2. 調査の目的

北海道内の単位町内会・自治会組織の概況、運営状況、具体的な事業内容とともに、抱える課題等を把握し、これからの町内会活動の進展と近隣で支え合うまちづくりを推進するために実施した。

3. 調査の対象

34市区町村の単位町内会・自治会1,160組織
 ※34市区町村は、人口世帯規模、地域性を考慮して抽出
 ※道内の単位町内会数は、15,264組織（令和元年9月1日現在）

4. 調査期間 令和4年9月～10月（10月31日締切）

5. 回答結果
- | | |
|------|---------|
| 依頼件数 | 1,160組織 |
| 回答数 | 865組織 |
| 回答率 | 74.6% |



（資料）北海道町内会連合会「市区町村単位町内会・自治会組織基本調査」



地域コミュニティの現状と課題

○ 住みよい地域をつくるためには行政の活動だけではなく、地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠ですが、これまで地域コミュニティの中核として自治会・町内会は、様々な課題も抱えています。

1. 地域関係の希薄化

(1) 自治会・町内会加入率の低下

- ・「若い世代」「ひとり暮らしの世帯」「居住年数が浅い世帯」で加入率が低い傾向
- ・未加入世帯ほど「地域活動に関心がない」傾向

(2) 近所付き合いの希薄化

- ・同居人がいる世帯に比べて「ひとり暮らし」の世帯で近所付き合いが希薄な傾向
- ・持家（一戸建て）に比べて「民間の借家（集合住宅）」で近所付き合いが希薄な傾向
- ・近所付き合いの希薄化は都市部やマンションで特に顕著。地方圏では比較的近隣住民とのつながりを有している例あり

(3) 地域活動の担い手不足

- ・自治会・町内会では様々な活動を行っているが、活動内容や地域の抱える課題について住民間の情報共有が不十分な傾向
- ・自治会・町内会の役員の高齢化が進んでいる。役割が集中し、人も固定化する傾向
- ・自営業者等が減少し、代わりに入ってきた外部の企業等は地域活動への協力が得にくい傾向

2. 自治会・町内会の役割の多様化

(1) 支援が必要な住民への対応

- ・ひとり暮らしの世帯は、「頼る人がいない」ことが多く挙げられる傾向
- ・「孤独死」防止の観点等から、ひとり暮らしの高齢者や災害時の要援護者等、支援が必要な住民の情報の把握が必要
- ・自治会・町内会だけでは「名簿」の個人情報管理方法に課題

(2) 防災面の取組への期待

- ・住民の防災に対する意識は高い傾向。地域として「防災力を高める」ことについてニーズが高い。防災イベントへの関心も高い。
- ・マンションでは特有の課題があり、独自の取組の事例もある。

(出典) 総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」報告書(2014年3月)より作成

3. コミュニティを構成する多様な主体

(1) マンションと自治会・町内会の関係

- ・マンションには既存の自治会・町内会に加入せず、又は退会するところもあり、マンション住民と地域のつながりが構築しにくい
- ・地域における防災等の取組に、マンション等の住民が個別に参加できず、結果的に集合住宅が孤立する事例あり
- ・マンションの内部組織(管理組合等)が自治会・町内会の役割を担ったり、地域の既存の自治会とは別に独自で自治会を設立する場合も

(2) 企業等の勤務者や多様な住民と地域の関係

- ・都市部は、住民に多様な人材が含まれており、また住民以外の企業等の勤務者も日中活動を展開
- ・地域にいる企業やその社員が災害対策活動に参画するなど、様々な人材を活かすことで、様々な問題に対応する解決策につなげていくことが可能

(3) 新たな地域コミュニティ組織

- ・自治会・町内会のほか、地域の企業・地域で活動する各種団体・民生委員・地域包括支援センター等が地域課題を話し合い、自治会活動への関わり方や課題解決に向けて取り組む事例あり
- ・プラットフォーム形成により、行政が直接実施してきた事業を地域に委託する流れも増加

(4) 文化、趣味など新たなきっかけによる地域との関わり、つながりの発生

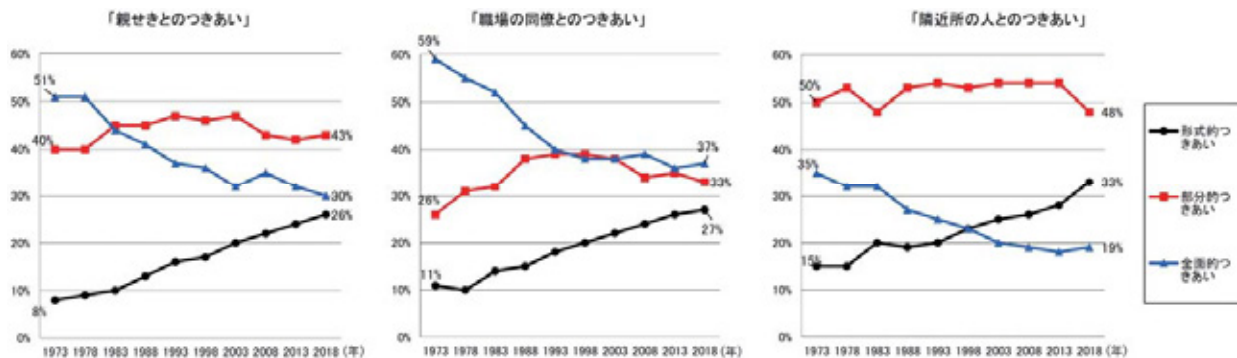
- ・近所付き合いはしなくても、人とのコミュニケーションを望んでいないわけではなく、カフェ等の集いを提供している事例あり
- ・祭りやイベント等は、地域に関心がなかった住民等が地域と関わりを持つきっかけにもなる

地域コミュニティの現状と課題～人々の交流に対する意識



○ NHK放送文化研究所による「日本人の意識」調査では、血縁・地縁・社縁といった3つの関係性について、「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」のいずれが望ましいと考えるかを1970年代から調査しています。

血縁・地縁・社縁のいずれにおいても、「なにかにつけて相談したり、たすけ合えるようなつきあい」(「全面的つきあい」)を望ましいとする者の割合は、大きく減少してきており、一方で、「形式的つきあい」を望ましいとする者の割合は増加してきています。



(資料) NHK放送文化研究所「日本人の意識」調査

この調査では、以下のとおり定義されている。

- ・形式的つきあい: 親せきでは「一応の礼儀をつくす程度のつきあい」、隣近所の人では「会ったときに、挨拶する程度のつきあい」、職場の同僚では「仕事に直接関係する範囲のつきあい」。
- ・部分的つきあい: 親せきでは「気軽に行き来できるようなつきあい」、隣近所の人では「あまり堅苦しくなく話し合えるようなつきあい」、職場の同僚では「仕事が終わってからも、話し合ったり遊んだりするつきあい」。
- ・全面的つきあい: なにかにつけて相談したり、たすけ合えるようなつきあい。

(出典) 厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」



自治会活動の持続可能性向上と地域コミュニティの新たな役割

- 地域コミュニティにおいては、自治会等は実態上中心的な存在となっており、行政がコミュニティ施策を展開する際にも、自治会等を通じて実施している場合が多くみられます。

近年、児童虐待や孤立死といった家庭単位での解決が困難な課題の増加や、短時間強雨等の災害リスクの高まりなどを背景に、行政は防災、地域福祉等の分野における地域コミュニティの更なる活動を期待しています。しかし、自治会等は防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、新たに生じている住民ニーズに対し、十分に答えられていない状況です。

これは、単身世帯、女性・高齢者雇用の増加等のライフスタイルの変化や、自治会等の活動や運営方法が現代に必ずしもマッチしていないこと等を背景に、加入率の低下、担い手不足が深刻化となっているためです。
- 「地域コミュニティに関する研究会」(令和4年4月報告)は、地域コミュニティが行う活動について、変化する住民ニーズに対応し、持続可能なものとするため、以下の3項目を提起しています。
 - (1) 地域活動のデジタル化

自治会内の住民間の情報共有や行政・住民間の情報共有等を効率化して、負担を軽減するとともに、住民ニーズに対応した新たなサービス提供を可能とするための地域活動のデジタル化の推進。
 - (2) 自治会等の活動の持続可能性の向上

担い手確保・加入率向上(現役世代等の参加促進)、役員等の負担軽減(行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し)、透明性の確保(活動内容・会計情報の周知)等を進め、持続可能性の向上を目指す取組の推進。
 - (3) 地域コミュニティの様々な主体間の連携

防災分野、地域福祉分野を中心に、自治会等とNPO、専門家等との関係を強化するための連携の強化の推進。

(出典) 総務省「地域コミュニティに関する研究会」報告書(2022年4月)より作成

地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4)の概要



地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

研究会報告書の「狙い」

下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
 ○この3つの視点については、**互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。
 (例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与)

研究会報告書における「3つの視点」

1 地域活動のデジタル化

【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害時における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

【地域活動のデジタル化を進める視点】

○行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようになるため、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**

- ✓ 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルのバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにするべき。
- ✓ ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるかを考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- ✓ 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。

2 自治会等の活動の持続可能性の向上

【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】

○自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に陥るリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため、自治会等の自己改革のみならず、市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務(※)の部局横断的な見直しが必要**。

- ✓ 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- ✓ 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な視察しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- ✓ 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共的サービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。

3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

【様々な主体間の連携を強化する際の視点】

○防災や地域福祉分野における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される**。

- ✓ 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成・活用。
- ✓ こども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- ✓ 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金的援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

(出典) 総務省「地域コミュニティに関する研究会」報告書(2022年4月)より作成

92

「町会活性化に向けた基本的な方向性」函館市（2021年3月）



「町会活性化に向けた基本的な方向性」概要

I 策定の趣旨

近年、居住形態やライフスタイルの変化などにより、町会活動に参加する住民が減少し、住民相互のつながりが希薄化するなど、町会の活力の低下が懸念されていることから、町会をはじめ、市と町会連合会がともに力を合わせ町会の活性化を図るため「町会活性化に向けた基本的な方向性」を策定する。

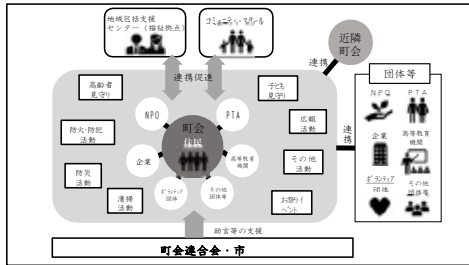
II 町会の現状と課題

市内には、178の町会があり、町会を構成員とした町会連合会が組織されている。町会加入率は、平成17年度（2005年度）に92,928世帯・68.8%であったが、令和2年度（2020年度）には72,993世帯・52.7%と減少している。町会は、情報の周知、住民福祉活動、街路灯の維持管理など様々な活動を行い、住民同士の顔の見える関係を築いているが、若い世代の多くが町会活動に関わることが少なく、地域課題が多様化・複雑化するなか、町会が単独で対応することが困難な場合も多くなっている。

地域課題への柔軟な対応や担い手不足を補うことにもつながることから、近隣町会や地域内外の様々な主体と連携を進めネットワークを広げ、人と人との絆を築いていくことが求められる。

町会の主な活動	町会が抱える主な課題
<ul style="list-style-type: none"> 〇加齢層などによる地域や市・関係機関からの情報の周知 〇子どもや高齢者の見守りなどの住民福祉活動 〇街路灯の維持管理 〇防犯・防犯パトロール 〇防災訓練・災害時の避難支援 〇鳥獣害対策・検禁活動などの環境美化 〇社会や運動会などによる住民同士の絆 	<ul style="list-style-type: none"> 〇会員数の減少 〇会員の高齢化 〇役員や部長のなり手不足 〇住民意識の希薄化 〇アパト入居者の未加入 〇若い世代の町会離れ など
<ul style="list-style-type: none"> 〇高齢者などによる地域や市・関係機関からの情報の周知 〇子どもや高齢者の見守りなどの住民福祉活動 〇街路灯の維持管理 〇防犯・防犯パトロール 〇防災訓練・災害時の避難支援 〇鳥獣害対策・検禁活動などの環境美化 〇社会や運動会などによる住民同士の絆 	<ul style="list-style-type: none"> 〇役員や部長のなり手不足 〇住民意識の希薄化 〇アパト入居者の未加入 〇若い世代の町会離れ など
<ul style="list-style-type: none"> 〇活動や運営に関する課題 	<ul style="list-style-type: none"> 〇役員や部長のなり手不足 〇住民意識の希薄化 〇アパト入居者の未加入 〇若い世代の町会離れ など

III 連携イメージ図



III 各主体の役割

住民、町会、町会連合会および市は、各々の役割のもと協働で町会の活性化に取り組む。

主体	役割
住民	地域の一員として、自らが住みよい地域づくりの主体であることを認識し、身近な地域課題は自命で解決するという自覚のもとに、地域コミュニティの中核を担う町会の活動や運営に参加する。
町会	住民と力を合わせ、近隣町会、企業、団体、地域包括支援センター（福祉拠点）やコミュニティ・スクールなどと連携しながらネットワークを拡大し、住みよい地域をつくるための活動を通じて人と人とのつながりを形成する。
町会連合会	各町会の指導、育成、連絡のほか、行政とのパートナーシップを構築し、各町会の共通課題への対応・解決や町会活動の活性化を図る。
市	全体的な公平・公正で平等な行政サービスに努める。また、市内の横断的な連携により、町会や町会連合会に対し必要な情報を提供するとともに様々な主体とのネットワークの形成を促し、地域の特色を生かした活動に対して支援する。さらに、町会の活性化に向け、市議員の啓蒙等の支援を図り、町会活動に対する意識を高める。

IV 町会活性化への方向性

1 町会のみぞすま 町会の現状等を踏まえ、住民、町会、町会連合会および市が、共通認識を持って町会の活性化を進めるために、「町会のみぞすま」を掲げる。

- ◆ **町会活動を通じて、地域内の絆が育まれている**
住民同士はもとより、地域の様々な主体と相互に顔が見え、助け合い、支え合う関係が築かれている。
- ◆ **魅力ある地域づくりが進められている**
地域の特性や資源、課題を地域全体で共有し、住民が愛着を持ち、住み続けたいと思える地域づくりに取り組んでいる。
- ◆ **運営基盤が確立されている**
組織運営や会計処理が適正に行われ、多くの住民の参加を得ながら、自律的かつ機動的な運営が行われている。

「町会活性化に向けた基本的な方向性」函館市（2021年3月）



2 町会活性化への方向性と取組事項

町会のみぞすまの実現に向け、4つの「町会活性化への方向性」とこれに基づく「取組事項」を掲げる。

（取組にあたって）

町会は、地域性や規模、活動状況などが異なるため、各町会の実情を踏まえ取り組むことが大切である。市と町会連合会は協働して、町会の活性化に向けて、各町会の活動や運営の課題について共に考え、情報やノウハウを提供し、助言を行うほか、必要に応じて町会と各主体をつなぎ、その結果、生まれた取組の好事例等の共有化を図るなど、今まで以上に支援を行う。

町会活性化への方向性	取組事項	取組例
自発的な参加の意識づくり 住民一人ひとりが、町会の必要性を認識し、自ら町会に関わる意識を醸成する。	① 町会への理解促進 町会の役割や重要性の理解を促し、加入・参加意欲が高まるよう、情報発信を充実させる。 ② 主体的な参加を促すきっかけづくり 住民一人ひとりが地域の主役であると認識し、主体的に町会に関わる機会を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会：ホームページやSNSを活用した地域活動情報の発信 ◆ 市と町会：全市民へ町会に対する理解促進のための情報発信の充実 ◆ 町会：学生や若者等を巻き込んだイベントの企画・実施 ◆ 市と町会：助言や好事例等の情報提供
町会活動への参加機会の拡充 住民が、町会への関心を高め、つながりを深めることができるよう、町会活動への参加機会を拡充する。	① 町会活動への参加のきっかけづくり 幅広い世代の住民が町会活動に参加するきっかけをつくる。 ② 地域包括支援センター（福祉拠点）との連携促進 地域包括支援センター（福祉拠点）の取組と連携し、関係機関・団体等と地域の強いつながりをつくる。 ③ コミュニティ・スクールとの連携促進 コミュニティ・スクールの取組との連携を深め、協働で活動することにより子どもやPTA等とのつながりを築く。 ④ 企業や団体等との連携 ノウハウなどを持った地域内外の企業やNPO法人などと連携し活動することで地域への関心づくりや団体・人との交流を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会：親子で参加できるイベントなどの開催や町会館を活用した居場所づくり ◆ 市と町会：助言や好事例等の情報提供 ◆ 町会：町会と地域包括支援センター（福祉拠点）の協働による健康づくり教室等の開催 ◆ 市と町会：橋渡しや助言 ◆ 町会：町会の清掃活動と学校（PTA）の親子レクリエーションの一体実施 ◆ 市と町会：橋渡しや助言、企業や団体等の情報および好事例等の提供
負担感の軽減 役員や部長などの負担を軽減するとともに、人材の発掘、企業やNPO法人などの参画を図ることで、担い手づくりを進める。	① 加入促進方法の工夫 転入・転居世帯や未加入世帯に対し、案内方法の工夫などにより町会への加入を促進する。 ② 町会運営に参加してもらうためのきっかけづくり 特定の役員等に業務が集中しないよう、多くの住民が参加しやすい町会運営を行う。 ③ 類似活動団体等との連携 類似の活動を行っている団体等や近隣町会と連携しながら、活動・運営に取り組む。 ④ 活動内容や運営方法の見直し 活動内容や運営方法の見直しに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会：町会活動が伝わりやすい加入案内チラシの作成 ◆ 市と町会：市役所本庁舎への説明窓の開設、町会加入取次の実施 ◆ 町会：町会運営業務の細分化・分業化 ◆ 町会：短時間、特定の活動でも受け入れる仕組みづくり ◆ 市と町会：助言や好事例等の情報提供 ◆ 町会：近隣町会や学校等との合同による子ども向け事業の開催 ◆ 町会：複数町会共同での会計や監査等の事務の外部委託等 ◆ 市と町会：助言や会計事務等の共同化のコーディネート ◆ 町会：住民ニーズや活動内容の検証と見直し ◆ 町会：専門知識を有する人材の活用、町会費の徴収方法の工夫等 ◆ 市と町会：助言やノウハウ等の情報提供
透明性・信頼性の確保 組織運営や会計処理の透明性を高め、信頼性を確保することで、安定した町会運営に取り組む。	① 町会運営の見える化 町会組織の意思決定のプロセスや会計処理を公開するなど、町会運営の見える化に取り組む。 ② ICT化の促進 若い世代や会員以外にも届くよう情報を発信するほか、感染防止対策と町会活動の両立が図られるよう、ICT化に取り組む。 ③ 運営事務の標準化 円滑な運営を促進するため、運営事務の標準化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会：総会資料等運営状況の公開 ◆ 市と町会：運営や会計に関する研修会の開催 ◆ 町会：ホームページでの運営・活動状況の公開やSNSによる地域情報の共有 ◆ 町会：感染防止対策として、リモート会議の導入 ◆ 市と町会：協議会の開催などICT化への支援 ◆ 町会：役員マニュアルや町会活動スケジュール等の作成 ◆ 市と町会：町会運営（会計）標準マニュアルの作成

「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針」帯広市(2025年3月)

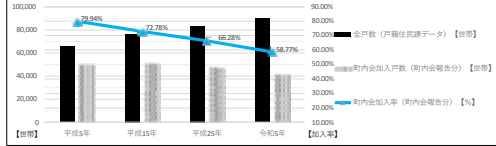


持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針【概要版】

1 目的

町内会は様々な活動を通じて、自らの地域の住みよい環境づくりや地域づくりに貢献しているところであるが、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、加入率の低下や役員の高齢化・高齢化、コロナ禍以降の活動の停滞など、様々な課題を抱えている。このため、町内会がよりよい地域づくりにつながる自らの活動を持続的に行えるよう、町内会連合会の「町内会のあり方検討報告書」等を踏まえ、取組方針を策定するもの。

▼町内会加入率の推移



2 町内会と市の関係

町内会の活動は多岐にわたり、防災、防犯、環境美化、親睦交流などのほか、行政と連携し、広報誌の配布や公園、こみステーションの管理なども行われているが、町内会加入率の低下に伴い、これまで町内会が担ってきた様々な活動の継続が困難となっており、多くの町内会において、市の補完的業務を担うことができない状況にはない。

このため、今後、町内会が持続的な活動を行うことができるよう、速やかに市の依頼業務の見直しを行い、町内会の負担軽減を図るとともに、町内会活動への支援を行う必要がある。

【町内会と市との関係性】

町内会の自主的な活動	市からの依頼に基づく活動
<ul style="list-style-type: none"> 互助・共助につながる地域づくりの役割 期合活動など 個人では解決困難な地域課題に取り組み役割 地域課題の解決など 地域と行政をつなぐ役割 地域の声を行政に伝える活動など 住みよい地域をつくるための役割 防災・防犯・見守り・環境美化活動、ゴミステーションの管理など 情報を地域に伝える役割 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の配布、市からのお知らせなどの役割など 広報誌としての役割 各種会議への出席、各種委員の推薦など

3 取組方針

(1) 負担軽減(市民活動課、関係課)

町内会の負担軽減を図るため、市から町内会に依頼している業務等について、他の手法に変更するなど、業務の見直しに向け関係課と連携して検討を行う。
なお、検討にあたっては、町内会母の状況が異なることから、様々な視点で検討を行う。

【見直しを要する業務】

優先度	業務内容	備考
優先度が高い	A 最優先で対応する業務【今年度中に着手】	市などが実施する会議等への出席 (市民活動課、関係課)
	B 優先して対応する業務【令和7年度から実施】	市からのお知らせ等の印刷 (市民活動課、関係課)
	C 計画的に対応する業務【令和8年度の実施】	広報誌等の維持管理 (みどりの課)
	D 今後検討を要する業務【今後対応を検討】	町内会や町内の各種活動 (市民活動課)
優先度が低い	広報誌等の刊行	市民活動課、関係課
	広報誌の配布 (広報に依頼)	市民活動課、関係課
	こみステーションの維持管理 (市民活動課)	市民活動課

(2) 活動支援(市民活動課)

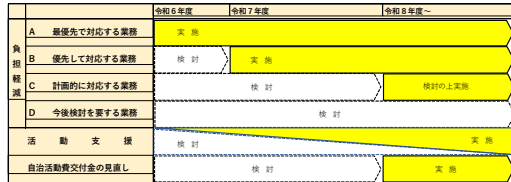
町内会が自主的に行う活動に対して、必要な支援を行う。

- ①町内会の種類対応の強化
- ②企業との連携
- ③ICTの活用促進
- ④市民に町内会の意義や重要性の理解促進

(3) 自治活動費交付金の見直し(市民活動課)

市の依頼業務の見直しや、町内会の現状を踏まえ、町内会の意見も聴きながら、令和7年度中を目途に自治活動費交付金のあり方について検討する。

4 今後のスケジュール



「室蘭市町内会・自治会活性化基本方針」室蘭市(2023年3月)



1 町内会の現状と課題

町内会・自治会は、住民相互の交流、ゴミステーションや街路灯の管理、環境美化、防犯・防災など多くの役割を担っており、その重要性は一層増している。一方、町内会・自治会では、地域住民同士の繋がりの希薄化や担い手不足などの課題を抱えており、加入率も年々減少している。

3 町内会・自治会のめざす姿

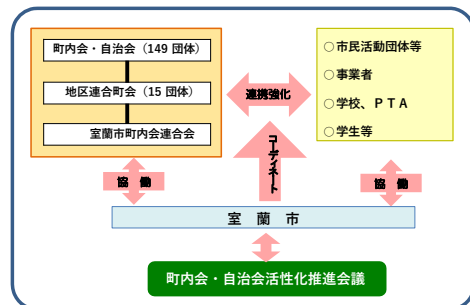
- ① 地域全体が活動に参加・協力している
多くの地域住民が町内会・自治会に加入し、地域の事業所や団体等と連携・協力しながら活動に取り組む。
- ② 安全・安心な住みよいまちづくりに取り組む
防災・防犯をはじめ、環境、福祉といった生活上の重要な分野において、地域全体で活発な活動を展開し、安心安全で住みよい地域をつくる。
- ③ 未来へ繋げる持続可能な組織づくり
多様な世代の地域住民の参加や他団体の連携・協力等により、将来的にも持続可能な運営体制を整える。

5 重点項目

- 1 地域における各種団体との連携・交流
- 2 防災・防犯活動における町内会・自治会の必要性の情報発信
- 3 若い世代を巻き込んだ取組みの充実と加入促進

6 取組みの推進

- 市、町内会、関係団体は各々の役割のもと、協働と連携強化により各種取組を推進する。
- 町内会・自治会活性化推進会議を今後も維持し、取組みの検証や新たな施策の検討等を行う。



「町内会活性化推進条例(仮称)」の制定に向けた取組

室蘭市では、町内会活動の活性化を支援するため、役員の高齢化や加入率の低下で人手不足に悩む会の活動を補助する「町内会サポーター」制度を実施しています。

この制度は、ボランティアや社会貢献に興味のある個人や企業と、お祭りやもちつきといったイベントを計画する町会を市がマッチングする取り組みです。市は町会の要請を受け、運営要員として登録済みのサポーターを派遣し、サポーターは1回最大3時間まで活動することができます。

また、無料通信アプリLINE(ライン)などを活用したデジタル回覧板を導入する町内会に3万~5万円を支援する費用として40万円を予算計上しています。2025年2月には、北海道福祉教育専門学校(母恋北町)でベトナムなどからの留学生34人を対象に、町内会活動を紹介する出前講座を初開催しました。



室蘭市の町内会加入率は、ピークの1988年には94.5%でしたが、2024年は57.2%まで落ち込んでいます。町内会はゴミステーション管理や、住民福祉、世代間交流など地域の暮らしを支える役割を担っているとともに、自主防災会を組織して避難訓練を実施したり、実際の災害時には避難所の運営を担うことも期待されています。

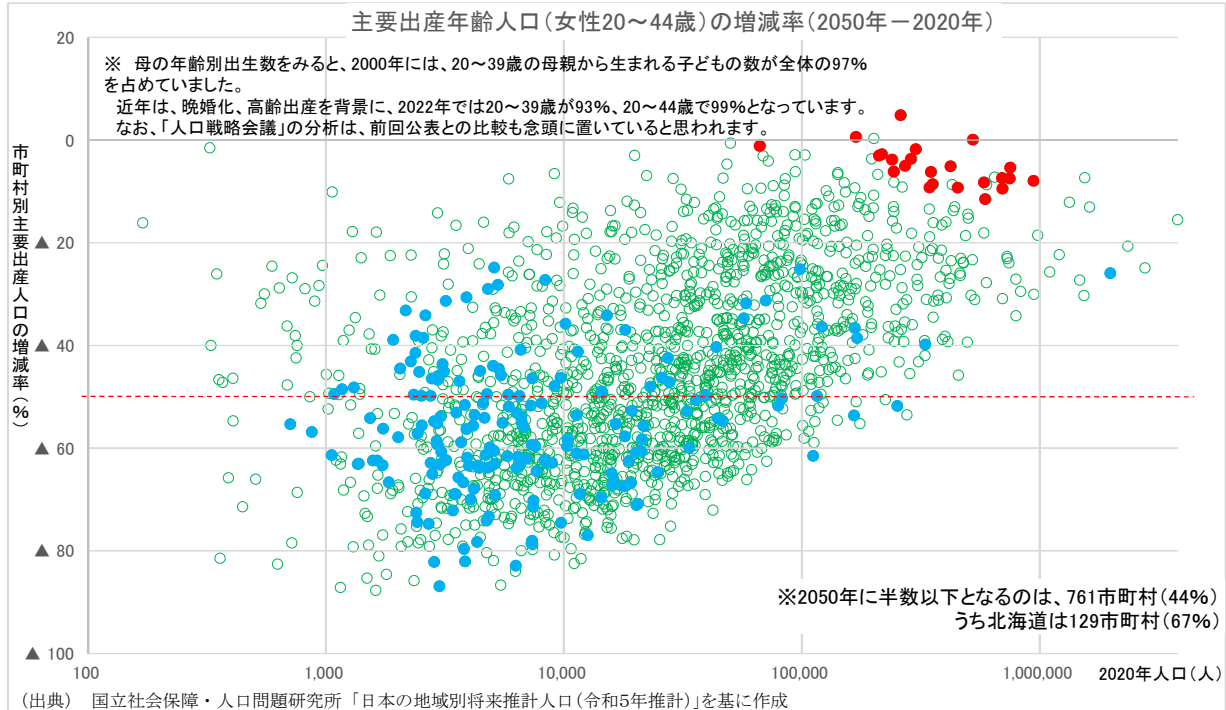
このため、室蘭は「町内会活性化推進条例(仮称)」の2025年度内制定を目指し、町内会による若者世代との座談会などを実施することを表明しています。

条例は、町内会の意義や重要性を明確化し、市の責務や住民、事業者の役割を定める「理念条例」とする方向です。2025年の7月ごろに骨子案を、9月ごろに素案を作成することとし、12月の市議会に条例案を提出するスケジュールとなっています。

農山漁村の地域コミュニティの課題～「消滅可能性」自治体



○ 民間組織「人口戦略会議」は、2020～50年の30年間で、子どもを産む中心の年代となる20～39歳の女性が半数以下となる自治体は「消滅可能性」があるとした上で、全体の40%超の744自治体が該当すると分析しています。



農山漁村の地域コミュニティの課題～過疎地域集落の現状



○ 過疎地域等における集落は、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに、農地や森林の保全・管理を通して自然環境の保全や伝統文化の維持に貢献しています。

調査の目的等

- 集落の最新の状況を把握する目的で総務省と国土交通省が合同で定期的（5年前後ごと）に実施（令和3年4月以降の次期過疎対策の参考とするため、令和元年度に総務省が実施）。
- 平成31年4月1日時点で過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された地域（814市町村※）の回答を集計。
※東日本大震災による原発事故被災地関係の3町村を除く。

ポイント

- 65歳以上の割合が50%以上の集落の割合 ⇒ 約10ポイント増加
- 「維持が困難」になっている集落の割合
- 「無人化の可能性のある」集落の割合 } ⇒ 大きな変化なし
- 集落支援員や地域おこし協力隊等が活動する集落の割合 ⇒ 約7ポイント増加

高齢者割合の高い集落が増加傾向にある中で、集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材の増加が集落機能の維持が困難な集落や無人化の可能性のある集落の増加を食い止めている。

調査結果の主な内容

	令和元年調査（最新）	平成27年調査
・集落数	63,237集落	65,440集落
・集落人口	1,035.8万人	1,147.8万人
・1集落当たりの平均人口	163.8人	177.3人
・住民の半数以上が65歳以上である集落の割合	32.2%	22.1%
・集落機能の「維持が困難」な集落の割合	4.1%	4.3%
・「無人化の可能性のある」集落の割合	5.0%	4.9%
・サポート人材が活動する集落の割合	34.8%	28.1%

(出典) 総務省「2019現状把握調査結果の概要」



農山漁村の地域コミュニティの方向～「小さな拠点」の形成

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けるためには、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要であると提言されています。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が重要であるとされています。
- 政府は、2027年度までに地域運営組織が運営する「小さな拠点」を全国で1,800箇所（2022年度時点では1,262箇所）形成することを目指しています。



中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

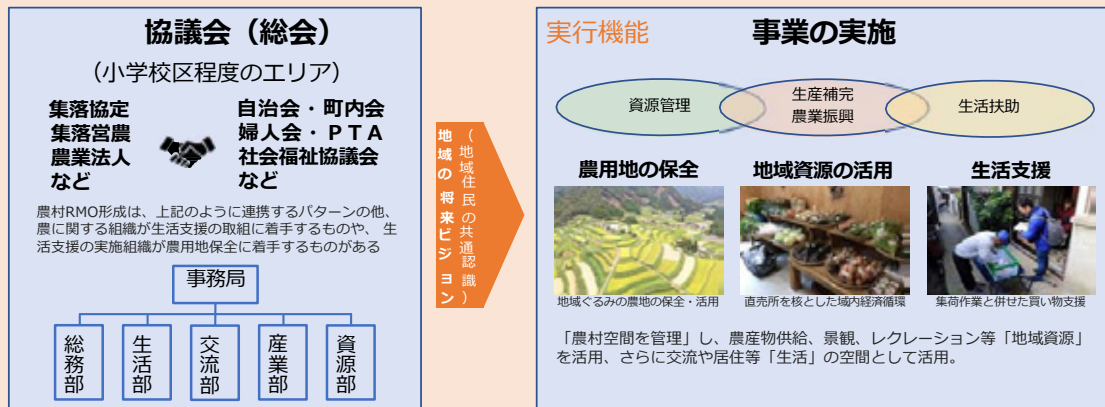
(出典) 内閣府地方創生推進事務局「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進について(令和5年5月31日)

農山漁村の地域コミュニティの方向～農村RMOのイメージ



- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しています。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を行っています。

農村型地域運営組織（農村RMO）※1



※1 農村型地域運営組織（農村RMO）：Region Management Organization

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。
農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

(出典) 農林水産省「小さな拠点・関係人口に関する農林水産省の取組について」(2025年5月21日)

※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

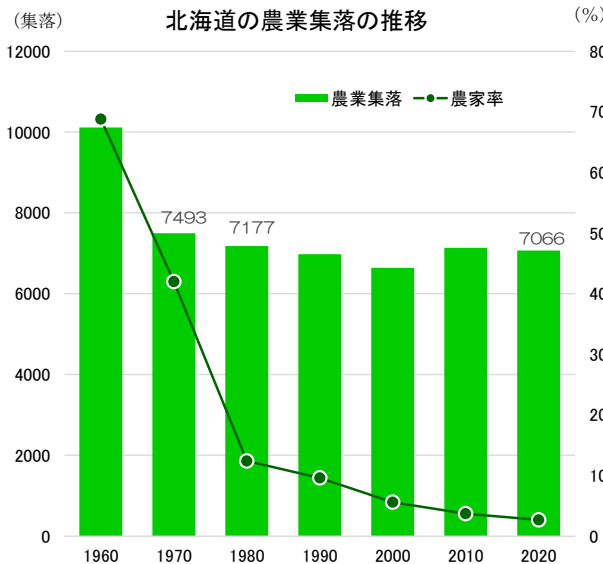
北海道の農村社会～農林業センサスによる「農業集落」



◇農林業センサスにおける「農業集落」

昭和30年臨時農業基本調査(臨農)は、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義しました。具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めました。

1970年世界農林業センサスにおいては、農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しましたが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定しました。



◇農業集落の概念

農業集落は、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会とされています。

農業集落は、もともと自然発生的(封建制など歴史的な生産関係を含む。)な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位となっています。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力(ゆい、手伝い)や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものです。

(参考)

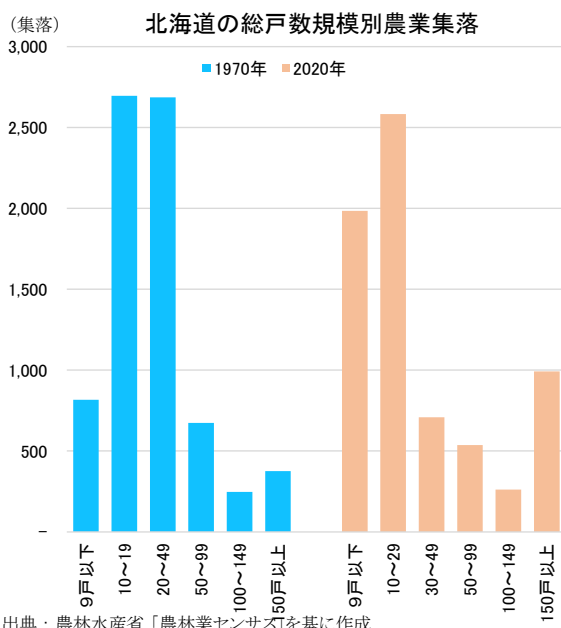
北海道の農業集落に含まれる世帯数は、一般世帯総数の55%となっています。

出典：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

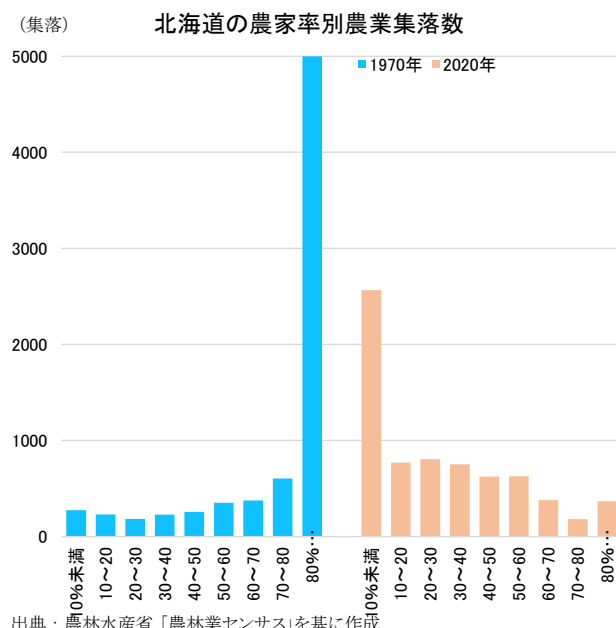
北海道の農村社会～農林業センサスによる「農業集落」



- 北海道の農業集落は、1960年の10,112集落から、1970年に7,493集落に減っています。これは、集落範囲を実行組合から主に領域(行政区)に力点を置いて整理されたことが背景にあります。その後も、過疎化と都市化(市街化区域への編入)により、減少傾向が続き、2020年には7,066集落となりました。
- 北海道では、農村部の過疎化により、集落総数の3割近くが10戸未満の小規模集落となっています。また、農家数の減少に伴い、かつては農家率80%以上の集落が3分の2を占めていたものが、現在では農家率10%未満の集落が4割近くにまで増えています。



出典：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

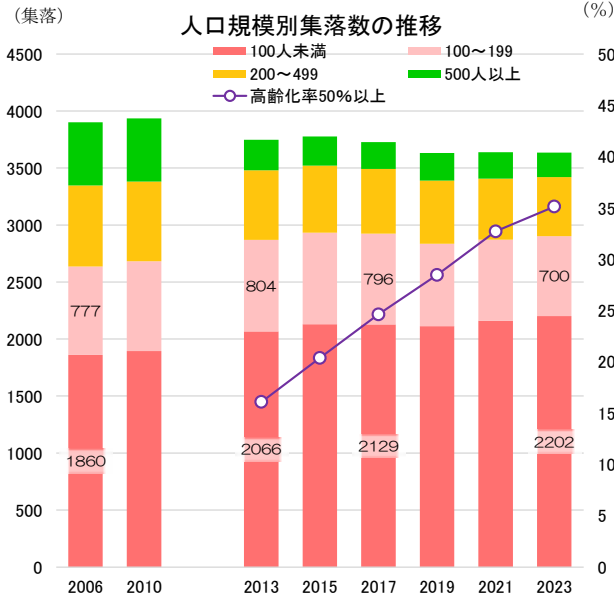


出典：農林水産省「農林業センサス」を基に作成



北海道の農村社会～北海道の「集落実態調査」より

- 北海道には、2023(令和5)年4月現在で3,635の集落がありますが、そのうち1,277の集落において構成員に占める65歳以上人口の割合が50%を超えています。
道内の集落は、北海道平均と比べて人口減少と高齢化が進んでおり、生活機能の低下や身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、買い物難民など様々な問題が顕在化しています。
- 地域の実情に即した集落対策を実施し、地域の様々な人々が支え合い、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現が求められています。



「北海道集落実態調査」

北海道では、集落の現状把握や課題解決の基礎資料とするため、平成23年度から「北海道集落実態調査」を実施しています。

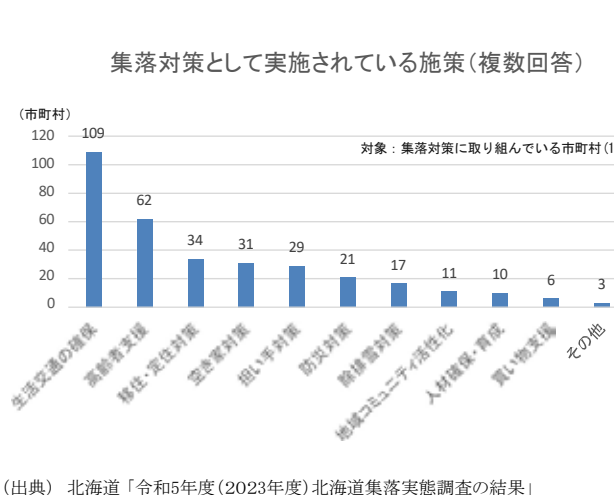
〔集落〕の定義

- 一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位(農業センサスにおける農業集落とは異なるもの)。
※「過疎地域等の条件不利地域における集落の状況に関するアンケート調査」(令和元年度総務省・国土交通省)における定義と同様。
- この調査においては、集落を次のとおり設定
 - ① 下限: 「町丁字界を細分しないこと」
 - ② 上限: 「小学校区(学区統廃合時は旧小学校校区とする)を超えないこと」
- ◆ 集落地域の人口は570,707人となっており、道内総人口の11%に相当します。

北海道の農村社会～道内市町村の「集落対策」の状況



- 集落対策が行われている市町村は158市町村となっています(2023年度調査)。
また、集落支援を行っていないと回答した市町村においても、民間団体等が、商店(食料品・日用品)が不在の地域に対して、宅配や移動販売車、乗り合いタクシーなどの取組を行うなど、地域として集落支援につながる取組を行っているケースもあります。
- 集落対策が行われている市町村で、最も多く取り組まれているのは、生活交通の確保(109市町村)で、次いで高齢者支援が多くなっています。
近年の特徴としては、移住・定住対策(第3位、34市町村)、空き家対策(第4位、31市町村)が挙げられ、空き家対策では、住宅への補助金助成など、移住者を対象とした施策が多くなっています、また、担い手対策(第5位、29市町村)においても、新規就農・漁業に対する支援が多くなっています。集落の担い手不足を背景に、移住・定住など外部からの人材の確保・定着に注力している傾向が伺えます。



順位	施策	主な内容
1	生活交通の確保	デマンドバス・公営バス・スクールバス・乗合タクシーの補助、運賃補助など
2	高齢者支援	配食、安否確認、バス・タクシー利用助成、医療機関への送迎など
3	移住・定住対策	住宅取得・リフォームへの助成、民間賃貸住宅への家賃助成、移住体験など
4	空き家対策	空き家取得・リフォームへの助成、空き家情報の発信(空き家バンク等)など
5	担い手対策	新規創業・就農漁業奨励金及び補助金、後継者育成支援(研修補助)、職業紹介など
6	防災対策	自主防災組織支援、防災資機材支援(レスキューセット、担架等)など
7	除排雪対策	障がい者・高齢者世帯への除雪補助、除雪経費助成など
8	地域コミュニティ活性化	市民活動団体・自治会・町内会活動への支援など
8	人材確保	地域おこし協力隊・集落支援員制度の活用
10	買い物支援	移動販売車運行経費助成、巡回販売の実施など
11	その他	住民活動への支援など

北海道の地域運営組織について～「地域運営組織」の概要

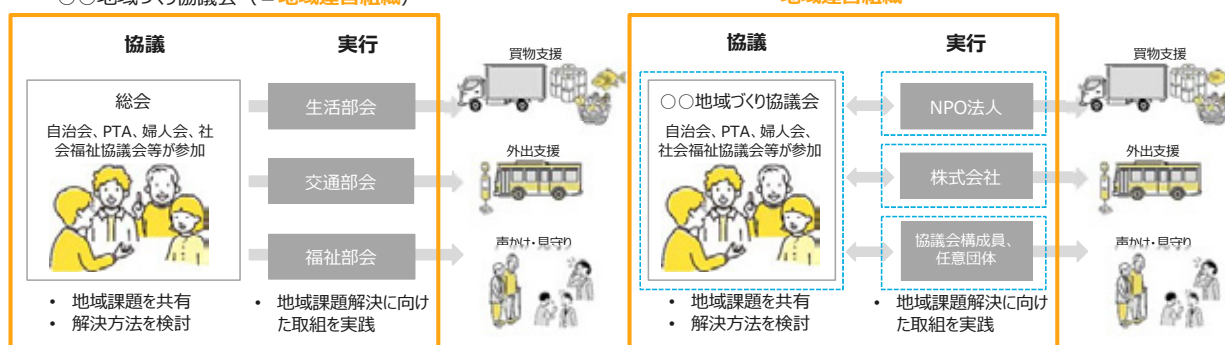


- 人口減少や高齢化、自治会加入率の低下、市町村合併の進展に伴う地域課題の多様化・広域化などによって地縁組織が役割を果たせなくなってきました。このため、地域における「自助」を支える新たな「共助」の担い手、そして協働による「公助」のパートナーとして、町内会等の機能を補完し、市場、集落、行政によるサービス提供機能の低下によって生じた隙間を埋めていく「地域運営組織」の取り組みが期待されています。
- 地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織とされています。
- その組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがあります。

（一体型のイメージ）

（分離型のイメージ）

○○地域づくり協議会（＝地域運営組織）

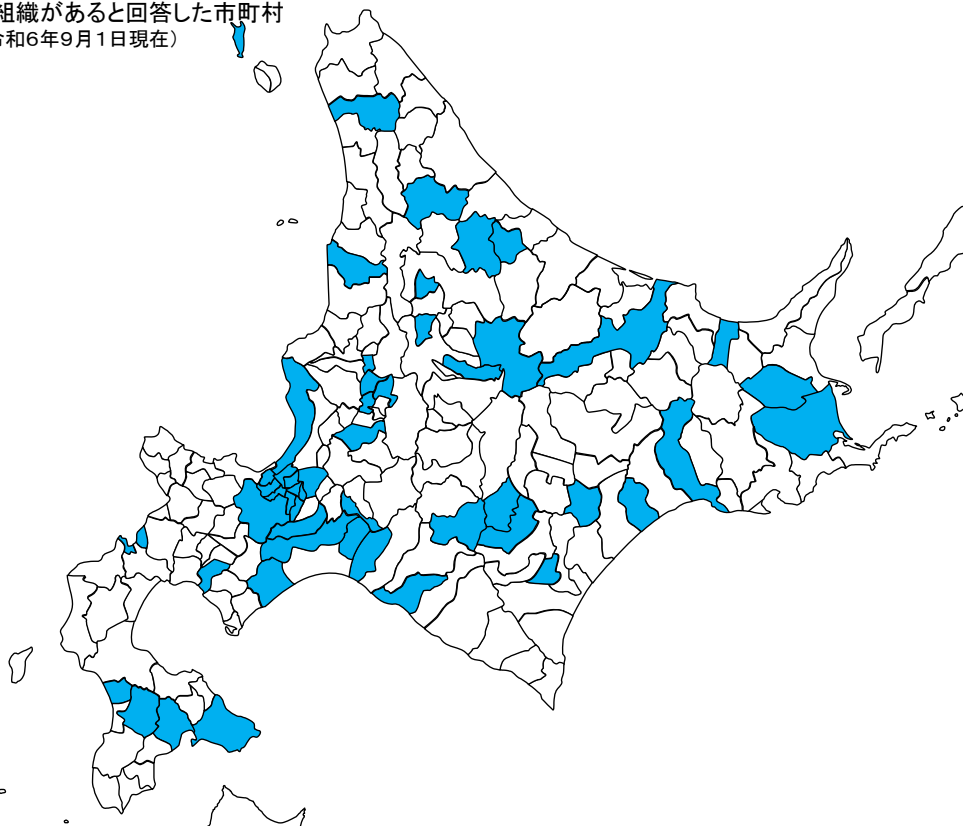


（出典）総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営について」（令和4年4月28日）

北海道の地域運営組織について～40市町村に設置



- 地域運営組織があると回答した市町村
(令和6年9月1日現在)



出典：総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」報告書を基に作成

北海道の地域運営組織について～北海道の特徴



- 北海道では、域内で地域運営組織が活動している市町村の割合が22.3%(40市町村)で、全国(51.3%)と比べて低くなっています(2024年調査)。
- 北海道開発局の調査(2022年度に総務省が全国自治体に対して実施したアンケートの分析)によりますと、北海道では、地域運営組織の設立運営に対する必要性の認識が低くなっており、また、設立された地域運営組織が取り組んでいる活動の実施率も低くなっています。
地域運営組織がない市町村においても、地域運営組織の形成・設立に向けた検討が行われておらず、市町村担当者も必要性が低いと考えています。
さらに、北海道では、市町村による地域運営組織の設立運営に対する関わりも低くなっています。
全国では、設立の契機について「行政の働きかけ」が多いのに比べ、北海道では「地域での共助のニーズの高まり」が多くなっています。これは、市町村合併を契機として、旧市町村の地域を対象に「地域自治組織(地域運営組織)」が設立された事例が多かったことが要因の一つと考えられます。
- 北海道における「地域自治組織」の必要性についての意識が低い背景として、北海道における農村社会の構造的特質も指摘されています。
これは、開発の歴史が浅い北海道では、農村集落が官主導で形成されてきたため、歴史的に「官依存」的性格が強く、自治的主体的性格に乏しい農村社会となっているという点です。また、殖民区画によって農地が配分されたことで、農家の住居が空間的に分散した散居制となっていることが、農家間の相互・共同関係を希薄化したと云われています。殖民区画内に入会地などの共有財産が含まれなかったことも、集落としての共同性・依存性が弱かった背景となっています。殖民区画には市街予定地も設定され、そこに官公庁、病院、商工業が立地したこともあり、農村集落には純農業生産者集団が形成され、都市的サービス従事者が混在しなかったことが集落内の相互依存関係を希薄なものとなりました。
さらに、開拓農民は、冷害や未熟な農業技術等の要因から、入植地から離脱する者が少なくなく、戦後においても、高度成長期に挙家離農により都市部に転居するなど、北海道における農村集落の構成員は流動性が高く、不安定だったことも特徴としてあげられます。

北海道の地域運営組織について～北海道の特徴



【北海道の特徴(全国との比較)】

団体数

- ・団体数が少なく、大きな増加も見られない
(地域運営組織がある市区町村の割合が地方ブロック別で北海道地方が最も小さい)

設立経緯

- ・全国と同様、「自治会、町内会」が母体となっている事例が多いが、「公民館活動」は少ない
- ・全国では「行政の働きかけ」が多いのに比べて、北海道は「地域での共助のニーズの高まり」が多い

活動実態

- ・全国と同様、「イベント」、「交流事業」及び「健康づくり」が上位であるが、北海道は活動実施率が低い

人材確保

- ・「リーダーの育成」や「ボランティアの募集」などの取組、人材確保としての「行政職員」が少ない

課題

- ・全国と同様、「担い手となる人材不足」、「次のリーダーとなる人材不足」及び「スタッフの高齢化」が課題

行政の支援

- ・「財政的支援」、「非財政的支援」及び「行政組織内部の体制整備」のいずれも行政の取組が少ない

形成・設立に向けた行政の検討状況

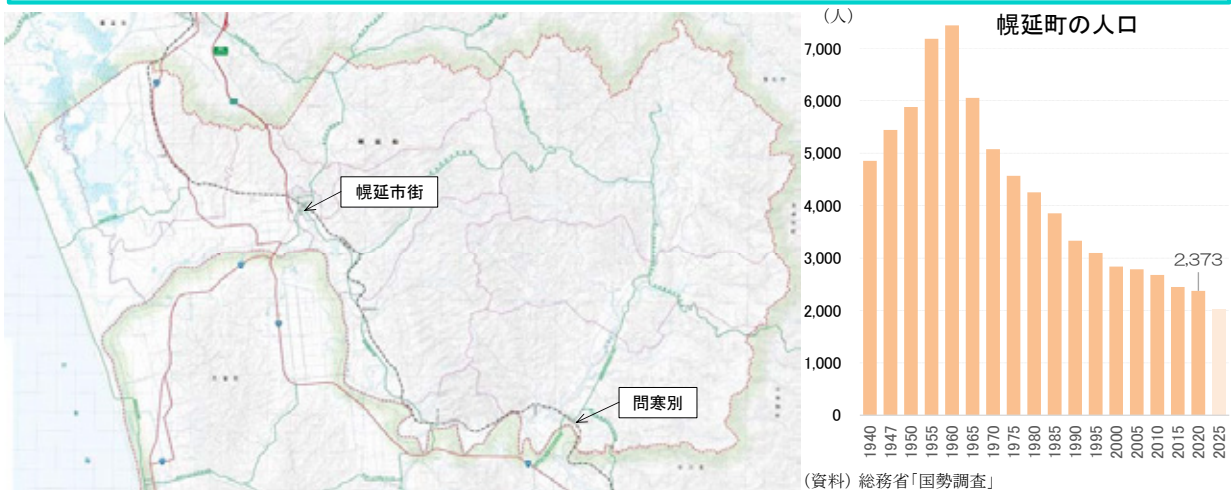
- ・(地域運営組織がない市区町村において)地域運営組織の形成・設立に向けた検討が行われておらず、また、必要性が低いと考えているなど、形成・設立に向けた動きが活発ではない

(資料) 北海道開発局「生産空間における地域運営組織(RMO)等実態調査」(令和6年1月)

幌延町の地域運営組織～幌延町の概要



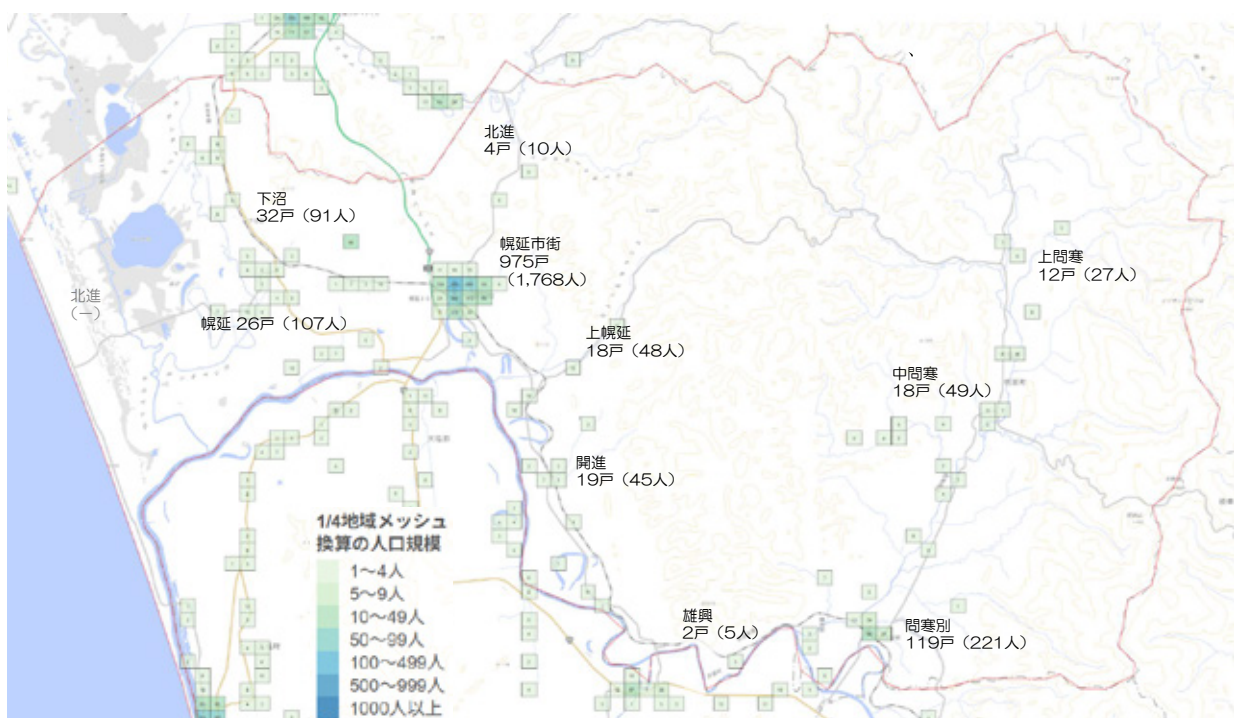
- 幌延町の開拓は、明治32年に福井団体15戸が下サロベツに入植したことに始まりました。大正8年に2級町村制を施行し、大正15年には国鉄宗谷線が全線開通します。昭和に入ると産業組合の設立により乳牛の導入が進み、昭和13年に酪連(印メグミルク)幌延工場が建設されます。昭和35年に、人口7,438人、戸数1,502戸で町制が施行されました。その後、羽幌炭鉱の閉山や国鉄合理化等を背景に、人口減少が続いています。
- 町の基幹産業は、酪農を主体とした農業となっています。日本海側には自然豊かなサロベツ原野(国立公園)があり、観光の中核施設としてトナカイ観光牧場があります。町内には日本原子力研究開発機構の幌延深地層研究センターが開設されており、深地層関連の研究が進められています。



幌延町の世帯(人口)分布



- 幌延町には、幌延市街地区のほか9集落がありますが、住民の8割が幌延市街に住んでいます。農村集落では、急速な人口減少によって、地域機能の低下や地域活動を担う人材不足が顕在化しており、地域コミュニティの維持が困難になっています。



「地域コミュニティ形成事業」と「地域運営組織に関する条例」



- 幌延町は、2019年度から5カ年計画で、将来にわたって過疎地域で住民が暮らし続けられる地域社会を目指し、集落機能を維持させるための「地域コミュニティ形成事業」を推進しています。
- 町では、集落が繁栄していた頃、日常的に地域・集落全体が支え合い、助け合う「向こう三軒両隣」ともいえる「地域・集落力」で地域の機能が暮らしが維持されていました。しかし、少子高齢化、人口減少、核家族化、就業形態変化など社会現象や構造変化によって、「地域・集落力」が低下し、地域や集落で暮らし続けることが困難となってきています。こうした背景から、地方から都市部への転出が進み、ますます地域・集落が衰退する悪循環に陥っています。
- 幌延町では、こうした地域力・集落力低下による危機に対処するため、地域住民などで組織する「地域運営組織等」が運営する「集落支援センター」の構築により、地域集落の支え合い助け合いの機能を提供する拠点づくりを目指しています。
 - ・ 地域機能提供拠点：集落支援センター
 - ・ 運営主体：NPO法人等組織形成
 - ・ 人材確保育成：特定地域づくり事業協同組合によるPR、人材獲得育成派遣
 - ・ 外部人材移住：空き家取得改修等居住空間形成
 を主なテーマとして、いつまでも暮らし続けられる地域集落づくりを目指します。
- 令和6年度に問寒別地区において、特定非営利活動法人(NPO法人)として地域運営組織が設立されるに至り、現在、地域に必要とされる機能を提供する拠点としての役割を果たすため、組織体制を徐々に整えつつ、取組可能な分野から暮らしに必要なサービス提供が始まっています。

町は、これまで組織の運営や活動状況に伴走しつつ、行政的支援の方策について検討を進めた結果、幌延町まちづくり基本条例第10条に基づく新条例として、地域運営組織の位置づけや役割、支援の仕組み等を定めた「幌延町地域運営組織に関する条例」を策定し、併せて、関連する規則等を制定しました。

これにより全町的に地域運営組織による地域づくりの基盤を整備し、地域、住民、行政の総動体制での持続可能な協働のまちづくりに向けた取組を前進させることとしています。

幌延町の地域運営組織の構築過程



- 幌延町問寒別地区は、町内会や各種サークルの活動が活発であったが、人口減少・高齢化により地域活動のリーダーなど担い手が弱体化し、コロナ禍により担い手不足が顕在化しました。

■ 地域運営組織の体制



■ 地域運営組織の事業内容

1. 住み続け支援	・ 住宅周辺の草刈り・除雪(他自) ・ 住宅一帯の草刈り(他自・町)
2. 公共施設の管理	・ 公共施設周辺草刈り・除雪(町) ・ 公園・パークゴルフ場草刈り(町) 【得意】施設受付・管理人配置、施設清掃(町) 【得意】水道等インフラ管理(町) 【得意】自治体等・中大型住宅管理(町)
3. 交流・教育	・ といかん市(他自) ・ 共同事業(他自) 【得意】総合資料作成・会議運営・会費収支支援(他自) 【得意】各種手続きの共同化(他自) 【得意】合計支援(他自) 【得意】行事等実施支援(他自) 【得意】行事等人員確保(他自)
4. 民間事業支援	【得意】資金支援(他自) 【得意】研修生受け入れ支援 (住宅、食事、初研修等) (他自) 【得意】大型バス等運搬支援(他自) 【得意】作業員確保(他自) 【得意】DX化支援(他自)

年度	地域	開設場	(コンサルタント)	研究機関
～2019	視察 (身室町、旭川市、下川町) ← 講演会・座談会①、② ←	集落支援員配置 行政との関係構築 視察企画運営 講演会・座談会企画運営 ← 地域おこし協力隊呼び込み 【行政との関係構築】		講演
2020	住民ヒアリング ←	地域おこし協力隊配置 住民ヒアリング実施 ← 小規模実証 (交通) 企画実施 小規模実証 (暮らし応援)		住民ヒアリング調査実施 地域の現状把握 行政との関係構築
2021	住民団体ヒアリング 住民懇談会 (本音トーク) 開始 ← ・ 講演会・ディスカッション ・ 調査結果報告・ディスカッション	調査運営業務委託 行政との関係構築 小規模実証 (暮らし応援) 住民懇談会の場の形成 【行政との関係構築】 職員研修実施 (議案会) ← 職員研修実施 (議案会) ←	業務受託 協議運営 協議運営・とりまとめ 協議	協議運営・とりまとめ 協議
2022	地域づくりビジョン審議会 (地域団体代表) ・ 課題把握 ・ 目標等の検討 行政との関係構築 ・ 目標P1検討 (といかん市、共同事業協議) ・ 視察 (身室町) ・ 視察 (身室町) ・ 地域づくりビジョン目標検討 ・ ビジョン内容審議	住民懇談会 (住民有志) ← 地域づくりビジョン審議会 ・ 地域の課題抽出 ・ 目標等の検討 行政との関係構築 ・ 小規模実証 行政との関係構築 行政内集落機能維持対策 P-T 設置 ・ 行政の仕事の視察・調査 行政との関係構築 P-T 報告	調査運営業務委託 行政との関係構築 研究協力契約 行政との関係構築 住民協議の場の形成 (懇談会) ← 合意形成の場の形成 (審議会) ← 地域を客観的に見た現状把握 協議運営・とりまとめ 行政との関係構築 行政との関係構築	研究協力契約 協議運営・とりまとめ 協議会運営支援 協議会運営支援 P-T 運営支援 行政の仕事の視察・調査 取組内容検討支援 P-T 結果とりまとめ支援
2023	地域づくりビジョン審議会 ・ 評価指標検討 ・ (アウカム評価) ・ 視察 (雲南市) ← ・ 視察 (雲南市)	住民懇談会 ← ・ プロジェクト運営 行政との関係構築 ・ 拠点整備検討 行政との関係構築 ・ 協議運営 ← 協議運営 協議運営・とりまとめ 協議の持続性確保	調査運営業務委託 行政との関係構築 住民協議の場の形成 (懇談会) ← ビジョン検討の場の形成 (審議会) ← 協議運営・とりまとめ 協議の持続性確保	住民懇談会運営支援 協議会運営支援 (アウカム評価調査)
2024	設立説明会 ← 組織設立準備会 ・ 定款、役員体制 ・ 事業計画等 協議の検討	地域運営組織設立総会 法人認可申請	行政の制度設計検討 行政との関係構築 行政の制度設計検討 行政との関係構築	地域運営組織事業計画 策定等提案

(資料) 北海道立総合研究機構「農村地域における住民と行政が連携した地域運営組織形成プロセスの特徴」(2024年)

1. 幌延町地域運営組織に関する条例

地域運営組織に必要となる費用や要素等について検討を重ね、令和7年第2回幌延町議会定例会において、「幌延町地域運営組織に関する条例」が制定され、全町で恒久的に適用できる地域運営組織による地域づくりの仕組みが整いました。条例は、地域運営組織と町の協働についての原則や役割を定め、地域運営組織の活動定着と活性化により、地域課題解決と安心して住み続けられる地域の実現を目指すことを目的としています。

主な内容	○要件と役割	・協働のまちづくりを推進するため自主・主体的に地域づくりに取り組む非営利団体 ・小学校区単位で、地区住民10人以上で構成する独立した民主的組織 ・地域づくりに積極的に取り組む地区全体を総合的に運営する組織
	○登録	・原則、1地区に1つの地域運営組織を登録
	○町の役割	・地域運営組織の地域づくり活動に必要な支援措置を講じる

2. 条例と一体的に運用する規則と要綱

条例制定に合わせて、地域運営組織の登録や支援措置を定めた規則と要綱を次のとおり制定しました。

(1) 幌延町地域運営組織に関する条例施行規則

地域運営組織の登録制度や登録手続き、情報公開、基本協定締結、町助成などを定めています。

(2) 幌延町地域運営組織との協定の締結に関する要綱

上記規則に基づき、登録された地域運営組織と町との協定として、地域運営組織で取り組む事業や町の一括交付金による財政支援などを定め、3年の基本協定書と1年の年度協定書を締結します。

(3) 幌延町地域づくり活動等一括交付金交付要綱

地域運営組織への支援の一環として、運営費等を対象経費とする自由度が高く柔軟性のある一括交付金の算定基準などを定めた要綱です。

(4) 幌延町地域づくり人材等支援事業補助金交付要綱

地域運営組織の地域づくり活動を支援するため、主に人材等に要する次の経費を支援します。

- ① スタッフ募集、確保、人材育成、雇用等経費
- ② 地域住民などが地域の担い手となるために必要な研修会開催、受講、視察、伴走支援等経費
- ③ 地域づくり活動に必要な刈払機、建設機械、有償運送運転者講習等資格取得経費

(5) 幌延町地域運営組織等事業推進補助金交付要綱

地域運営組織の事業を推進するため、主に人材等以外に要する次の経費を支援します。

- ① 国、道、民間団体からの補助金等を受けて実施する事業（町経由補助事業等）
- ② 施設及び設備整備経費
- ③ 機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品及びソフトウェア整備経費
- ④ 地域づくりビジョン等策定（改正）経費

(資料) 広報ほろのべ

「移動飲食店バス まちあかり号」～居酒屋バスで活性化



○ 幌延町問寒別の合同会社「メトック」が、バスを使った移動型の居酒屋営業を始めました。

この会社は2019年、当時福島大2年生だった坂本太一さん（東京都出身）が福島市で設立した団体が前身となっています。坂本さんは2020年に幌延町に移住し、21年に町内問寒別に、主に関東出身の若者7名で合同会社を設立し、グッズ販売などを手掛けてきました。問寒別の人口が300人ほどでしたから、「好きな場所だけど、何とかしなければ、いずれ人が住めない土地になるかもしれない」という危機感を感じていました。

飲食店が少なく、交通の便が良くない地域の人たちの交流の場をつくるため、バスを使った移動型の居酒屋営業を思い立ち、23年にクラウドファンディング（CF）で資金を募ると、約380万円が集まりました。中古のバスを購入、改修した上で保健所の許可を取り、2025年3月から「移動飲食店バス まちあかり号」として営業を開始しました。これまで町内、豊富温泉や音威子府村など計5カ所に出向いています。

車内は全面的に改装し、座席だったスペースにテーブルも設置し、席数は15席です。キッチンやパイオトイレも設けています。メニューには町産のミズナラ樽で熟成させたクラフトジンや、トナカイソーセージなど地元の特産品も加わっています。利用客は20～50代と幅広く、「家の近くで気軽に集まれるのいい」「イベントの時に来てほしい」など、好評のようです。



(資料) 北海道新聞(2025年7月3日)

多世代交流の取組～コミュニティカフェ「まちいちカフェ」



○ 調理や食事をともにする、小さな縁日を催す、遠足に出かける、ものづくりに親しむ、防災や認知症について学ぶ、おしゃべりを楽しむ――幌延町の生活支援コーディネーターが立ち上げた「まちいちカフェ」は、子どもから高齢者まで参加できる全世代型のつどいの場。町民が活躍する舞台であり、地域のつながりと支え合いを生み出す母体でもあります。



まちいちカフェの「まちいちカレー食堂」の様子。
小学生から90歳代まで70人ほどが食事やおしゃべり、ゲームを楽しみました。



子ども達は、くじ引きなどのゲームも楽しんでいます。
(左端は元露天商の熊澤幸吉さん、右後ろは野々村仁町長)



調理を担当したなかでは最年少の島田力輝さん(15)と最高齢の小林喜久美さん(96)



幌延町内には、60年以上前にでんぶん工場がありました。「まちいちカフェ」50回目の節目を迎え、30～90代の計33人が参加し、でんぶんだんご作りを楽しみました。

(資料) 全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)「北海道における地域コミュニティの持続可能性を高める取組に関する調査研究事業」報告書より

多世代交流の取組～コミュニティカフェ「まちいちカフェ」



○ 幌延町では、「地域支援事業」(介護保険制度)の一環として生活支援体制整備事業に取り組んでおり、その中核となるのが、2021年から実施されている「まちいちカフェ」(以下、まちいち)です。

まちいちは、当初は月1回程度でしたが、2024年度からは月2回程度と活動を増やしています。

会場は、町保健センターや町生涯学習センターなどを利用し、参加費は無料です。事前申し込み制ですが、飛び入り参加も受け入れています。

子どもから高齢者まで誰でも参加可能で、送迎サービスもあります。

内容は調理、遠足、革細工づくりやカレンダー制作などの体験型が多く、一定数の常連を除いて参加者の顔ぶれは毎回異なっているようです。一般的な高齢者サロンで採用されることの多い介護予防体操や脳トレなどは行っていません。

○ 生活支援コーディネーターは町保健福祉課包括支援係(町地域包括支援センター)に2人を配置しています。第2層圏域(概ね中学校区)の設定はなく、2人で町全体を担当しています。

協議体は定常・定例的な枠組みとはなっておらず、まちいちの企画運営に関する参加者や関係機関との話し合いなどが事実上、「誰もが暮らしやすい地域づくり」の協議体となっているようです。



(資料) 全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)「北海道における地域コミュニティの持続可能性を高める取組に関する調査研究事業」報告書より

押しポイント

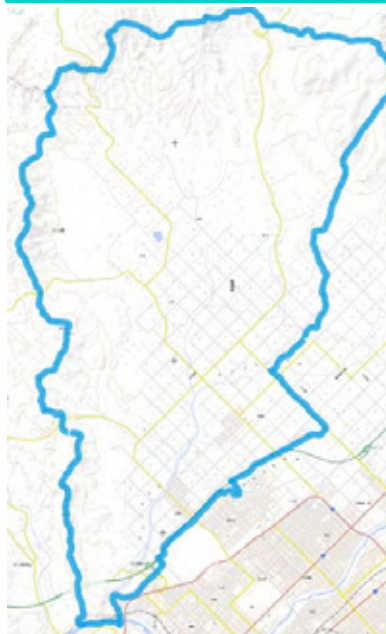
体操や脳トレではなく、交流と活躍で「介護予防」。世代を超えたつながりづくりで生活支援の基礎づくり。まず生活支援コーディネーターが「楽しく」活動!



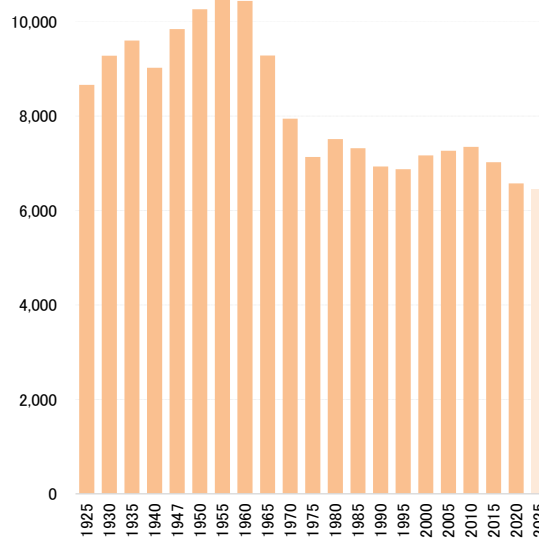
鷹栖町の地域運営組織～鷹栖町の概要



- 鷹栖町は、1892(明治25)年に鷹栖村として開かれたのが始まりです。大正時代以降、道内でも屈指の米作地帯として発展してきました。1969(昭和44)年に町制を施行し、1970年には市街地が、旭川圏都市計画の市街化区域に指定されています。
- 町の基幹産業は、農業で、水田は大区画ほ場整備が実施され、米と野菜の複合経営が営まれています。南部には北海道縦貫自動車道のICがあり、周辺には流通系工業団地が形成されています。

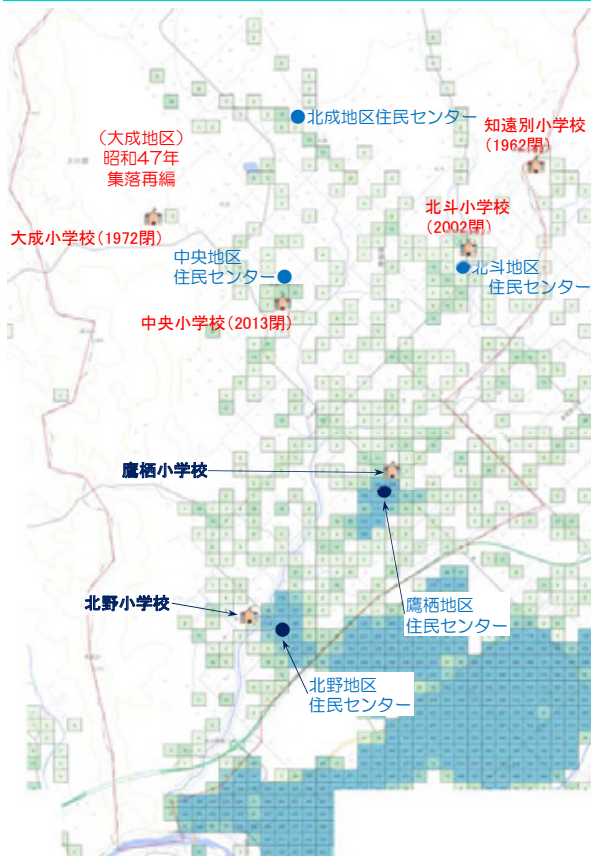


(人) 鷹栖町の人口



(資料) 総務省「国勢調査」

鷹栖町の集落構造



- 市街地2地区の人口動態は、最近5年間で▲1%～▲7%の減少となっています。
- 一方、農村部の北成、北斗、中央の3地区は▲10%～▲15%以上と大きく減少しています。

◆町内会の人口動態(令和3年/平成29年の増減率)

地区	増減率 5～ 0%	0～ ▲10%	▲10～ ▲20%	▲20～ ▲30%	地区別 増減率
北成			北門 成和 北維	北栄	% ▲ 16.0
北斗	37区	共和 34区	北斗 36区 真正 知遠別	吹上	% ▲ 11.3
中央		27区	向日葵 北央 豊央 30区		% ▲ 12.1
鷹栖		16区 17区 瑞穂 鷹栖北 鷹栖南 ハーモニー	13区 14区 15区 18区 23区 25区	有明	% ▲ 7.0
北野	2区 北野東 北野西 シンフォニー	1区 5区 9区 10区	天満 8区 11区	3区	% ▲ 0.9
計	5集落	16集落	20集落	4集落	45集落

鷹栖町の地域運営組織の経緯



- 鷹栖町では、市街地を有する2地区と農村部の3地区、計5地区の旧小学校区を単位として、昭和50年代から活発な公民館活動を中心に地域づくりが進められてきました。5地区ごとに配置した公民館主事を中心となって、様々な社会教育事業を展開することで、地区住民の学習や交流の機会を確保するとともに、住民同士が集いつながる場として、また、地域の課題について話し合う協議機能や、行政との連絡窓口としての機能も果たしてきました。
- 2つの市街地では、宅地造成を背景に子育て世代を中心とした転入がありました。農村部の3地区は一貫して人口減少と高齢化が進行しています。既に、農村部では2020年時点で高齢化率が45%～60%と顕著となっており、今後は町全体で人口構造の変化による影響が表面化してくると予想されます。町の行った各地区の代表者ヒアリングでは、「役員の固定化による負担増への懸念」や「地域活動に若い世代を巻き込みたいが機会がない」などの課題があげられました。また、地区ごとに公民館が担ってきた、地域の拠点機能、協議機能という役割が十分に果たせなくなる懸念が示されました。一方、住民アンケート(サンプル約450件)の回答者のうちおよそ4割が、地域づくり活動に「主体的に関わりたい」または「誰かがやるなら手伝ってみたい、参加してみたい」との回答がありました。
- こうした背景から町は、5つある旧小学校地区において小さな拠点を形成し、持続可能で自立した地域活動の運営体制を構築することを目指すこととしました。2020年度から2022年度までの3年間をかけて、小さな拠点形成の必要性に関する説明会や、地域の課題や将来について住民同士が協議するワークショップを繰り返し実施してきました。こうした取り組みの成果として、住民の当事者意識が醸成され、住民主体の活動を継続していくための基盤が構築されつつあるようです。
- 2023年度からは、地区住民センターの管理と各地区の地域づくり活動(旧地区公民館活動)を、地域運営組織が一体的に担う体制が展開されています。

(資料)「広報たかす」ほか

鷹栖町の地域運営組織の概要

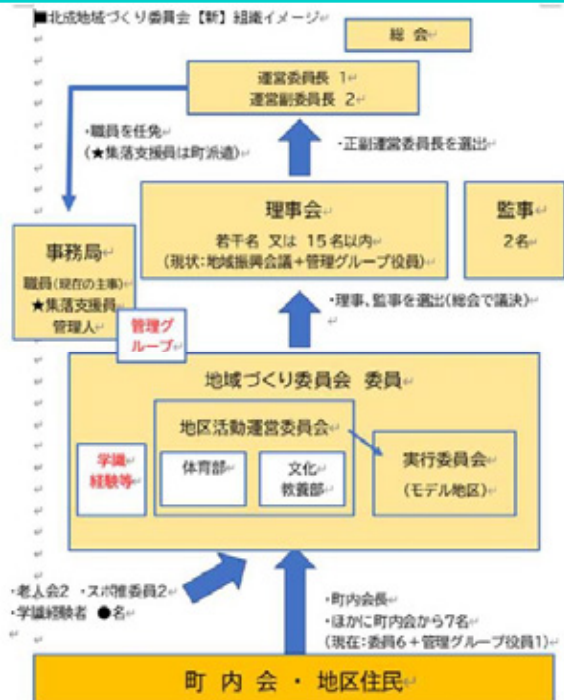
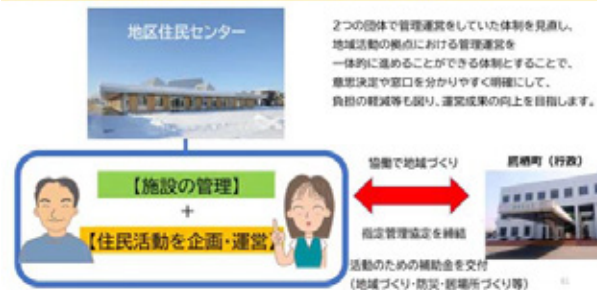


- 鷹栖町では、5地区に地区住民センターを設置しています。2023年度からは、施設の管理運営団体と地区公民館活動を一体的に行う組織としています。
- 併せて、組織の事務局体制を強化するため、各地区へ新たに「集落支援員」を配置しています。集落支援員は、住民による話し合いを支援し、課題の解決等に必要な取り組みを、支援します。

地域組織の見直し (【旧】地域活動の拠点、2つの団体が運営)



地域組織の見直し (令和5年度から一体型組織へ)



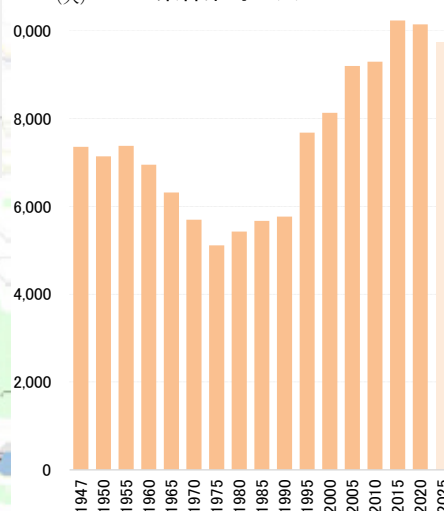
東神楽町の地域運営組織～東神楽町の概要



- 現在の東神楽町の地域は、開拓史の時代に御料地とされていました。その後、東御料地の貸し下げが行われ、四国や広島、富山などからの移住者によって開拓が進みました。1943(昭和18)年に、当時の神楽村から分村し、「東神楽村」が誕生しました。1966(昭和41)年には、町制を施行しています。
- 東神楽町は、上川盆地に位置し、道内でも有数の稲作主産地となっています。旭川市に隣接しており、平成元年から始められた大規模宅地開発により、人口が増加してきました。町内には道北の空の玄関である旭川空港があり、また、「花のまち」としても知られています。



東神楽町の人口

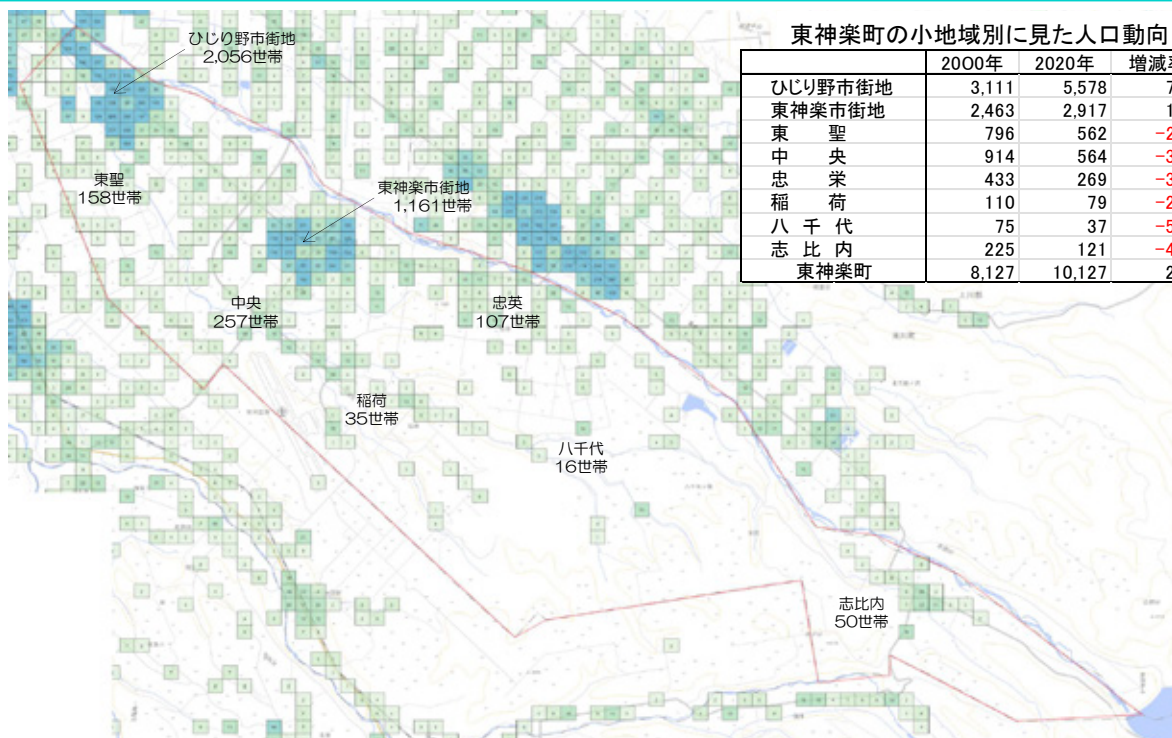


(資料) 総務省「国勢調査」

東神楽町の集落構造



- 東神楽町では、東神楽地区及びひじり野地区に市街化区域が設定されており、町の人口の8割以上が居住しています。
- 町内には61の行政区があります(令和6年4月1日現在)。



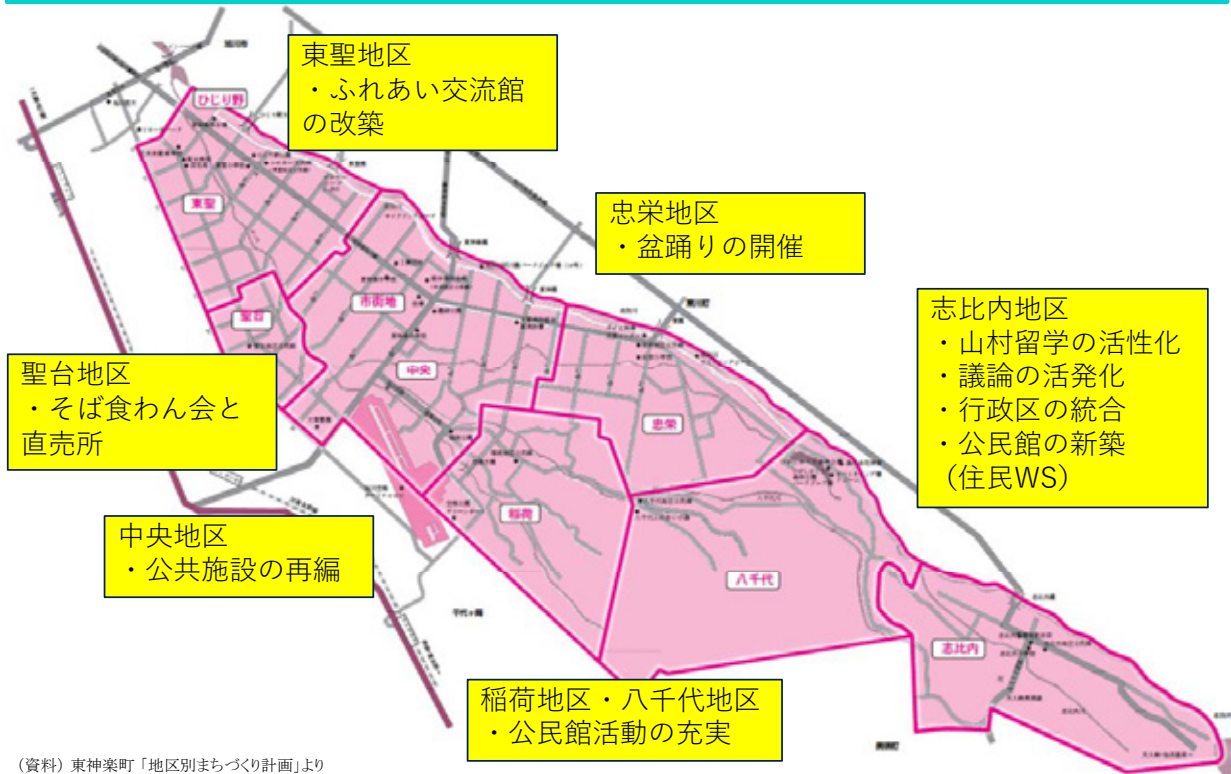
東神楽町の小地域別に見た人口動向

	2000年	2020年	増減率
ひじり野市街地	3,111	5,578	79.3
東神楽市街地	2,463	2,917	18.4
東 聖	796	562	-29.4
中 央	914	564	-38.3
忠 栄	433	269	-37.9
稲 荷	110	79	-28.2
八 千 代	75	37	-50.7
志 比 内	225	121	-46.2
東神楽町	8,127	10,127	24.6

東神楽町の公民館活動



○ 東神楽町では、「東神楽町地区別まちづくり計画」を策定し、町内を7つの公民館地区に分け、より身近な地域での課題解決に焦点を絞った取り組みを展開してきました。



(資料) 東神楽町「地区別まちづくり計画」より

東神楽町における地域自治組織の活動

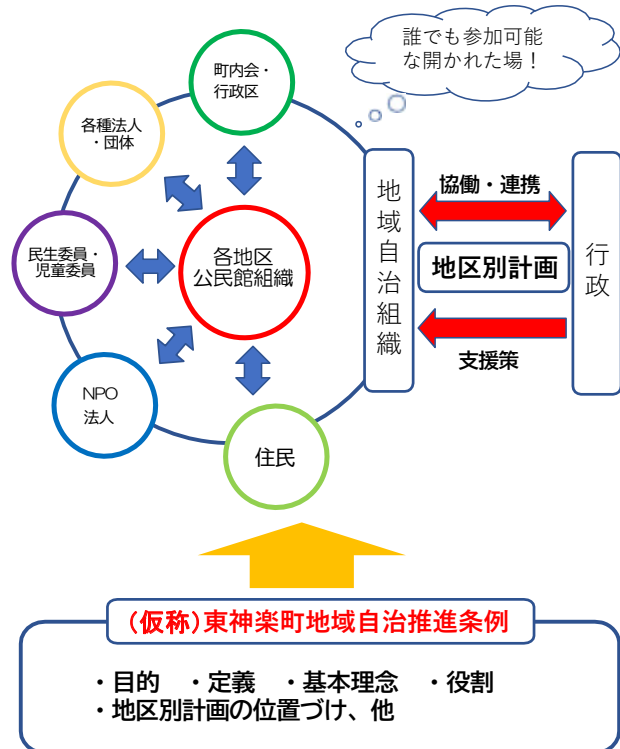


○ 東神楽町では、7地区の「地区公民館」組織が主体となって、地域の町内会・行政区、任意団体と協力関係を築きながら、様々な活動を展開しています。これは他自治体でもあまり例がないようです。

東神楽町では右図、下表のように、行政区、町内会、各種団体等が各地区公民館組織と連携、協力しながら様々な役割を担っています。

これらについて東神楽町地域自治推進条例を策定し各団体の活性化を目指します。

各地域自治組織の役割	公民館	町内会・行政区 (子供会含む)	各種法人・任意団体	民生委員・児童委員	老人クラブ	スポーツ協会・文化連盟	交通・防犯・消防団体	PTA・CS	社会福祉協議会
自治(地区別計画、自己実現、行政との協働)	●	○	△	○	○	○	○	○	○
地域環境 (花のまち、環境衛生)	●	○	△						
安全安心(防災、防犯、交通安全、消防他)	●	○	△				○		
福祉(見守り、支えあい他)	●	○	△	○	○				○
交流(交流会、サロン他)	●	○	△		○	○			○
教育 (社会教育、コミュニティスクール、文化交流等)	●	○	△	○		○		○	○
子育て (子供会他)	●	○	△	○		○		○	○



「東神楽町地域自治推進条例(仮称)」の策定について



(策定の背景)

近年の多様化、複雑化する地域の課題の解決については、地域のことをよく知る住民が、地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することにより、より良い解決を図ることができるというのが、地域自治における基本的な考え方です。

また、超高齢化社会の進展に伴う社会的弱者の増加や、大きな地震や水害など自然災害の増加に伴い、住民自身がお互いに助け合うことが必要な場面が増加していることから、地域の互助や振興を図る地域自治組織の重要性がより一層高まっています。

しかしながら近年では、どの自治体においても各地域自治組織において、担い手や協力者が不足するなど、地域自治組織の運営についてさまざまな課題が顕在化しています。

(東神楽町における地域自治組織の特徴)

現在東神楽町では、7地区の公民館組織が主導しさまざまな地域活動が展開されていますが、この「地区公民館組織」が主となって各町内会・行政区、任意団体と協力関係を築きながらさまざまな活動を展開しているのは、他自治体でもあまり例が無く、東神楽町独自の取り組みであるといえます。

とりわけ、社会教育法上に定義されている「公民館」の事業と比較し、東神楽町の「地区公民館組織」は各町内会・行政区、任意団体との連携事業など、社会教育法における規定よりも広義的かつ主体的な活動を展開しています。

(策定の目的)

東神楽町地域自治推進条例(仮称)を策定することで、東神楽町独自の枠組みを踏襲しつつ、地区公民館組織や町内会・行政区・各種団体が主体的かつ効率的に地域活動に取り組めるよう、条例の制定によって各地域自治組織の権能を明確化させ、地域住民が自発的にまちづくりに参画できる体制の構築を目的としています。

(策定スケジュール)

具体的な政策の立案・検討を経て、令和8年1月の条例施行を目的に協議を進めています。

(資料) 東神楽町ホームページ

「東神楽町地域自治推進条例(仮称)」の策定について



(条例全体の構造)

前文	第7条	各種団体等の役割
第1条 目的	第8条	地域自治組織の役割
第2条 定義	第9条	仲介業者等の役割
第3条 基本理念	第10条	町の役割
第4条 地域住民等の役割	第11条	地区別まちづくり計画
第5条 町内会等の役割	第12条	意見交換会等
第6条 地区公民館の地域における役割	第13条	委任

(条例の全文(抄))

東神楽町は、地域住民のコミュニティ活動が盛んな町であり、町内会・行政区を基礎的な地域自治組織として、交流、福祉、防災・防犯、環境美化活動等を通じて、地域住民の共助の関係を強め、地域コミュニティを形成する機能を担ってきました。

また、7つの地区公民館が社会教育の推進という枠組みを超え、各地域自治組織と協働し、「人と人とのつながり」や、「人と地域のつながり」を生み出し、地域コミュニティの発展に大きな役割を果たしてきました。

近年では、生活様式や個人の価値観の多様化などから地域との関わりを持たない人も増えてはいますが、東神楽町では、町内会・行政区や地区公民館をはじめとした様々な地域自治組織が協力し、自らの地域のことを協働で行う風土が根付いており、これからも先人が築いてきたこの独自の風土を東神楽町の財産として承継し、発展させることで、豊かな地域コミュニティを維持することが必要です。

そのためには、町民一人ひとりが地域の一員であるという認識を深め、自分たちの手によるまちづくりを進めていくこと、さらに、東神楽町の地域自治を担う町内会・行政区や地区公民館の活動が、より活発となり、各地域自治組織が住民や地域のために力を合わせていくことが何よりも重要であります。

ここに、私たちは、地域コミュニティ活性化に関する理念を明らかにし、町内会・行政区、地区公民館等をはじめとした地域自治組織における活動へ地域住民等の参画が進むことを目指すとともに、地域住民等、地域自治組織、町など関係する全ての主体が力を合わせ、地域コミュニティの活性化を推進し、誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(資料) 第6回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会資料 (令和7年3月26日)



「地域自治推進条例(仮称)」制定に伴う具体的な政策について

- 条例は、「地域自治組織」の権能を明確化するとともに、地域住民が自発的にまちづくりに参画できる体制の構築を目指していますが、いわゆる「理念条例」となっています。
- 町は、政策検討部会(関連各課の実務担当で構成。)を設置し関連政策の立案を進めています。重点的なテーマとして、加入率向上に向けた取り組み、事務負担の軽減、情報共有と事業への参加者増加があげられており、令和8年度の予算化に向けて検討されています。
行政による地域自治組織の事務サポートとして、令和7年度から集落支援員の制度を先行して運用しています。

【具体的な政策の方向性について】

重点項目	方向性	内容
① 地域自治組織における加入率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に努力義務を規定 ・ 活動の見える化を推進 ・ 参画によるメリットの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産業者への町内会・行政区加入勧誘の努力義務化 ・ 住民向け情報提供特化型の公式SNS運用
② 地域自治組織における事務負担軽減(デジタル化支援)並びに活動量の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務負担軽減に関する支援 ・ 運営に関する相談体制の整備 ・ その他デジタル実装支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館への集落支援員配置 ・ 町内会・行政区サポート窓口の設置 ・ 回覧文章のデジタル化(電子回覧等) ・ 各団体へのデジタル実装支援 ・ 町内会簡易運営モデルの検討
③ 情報共有、公開の徹底及び事業への参加者増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域自治組織の活動内容周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民向け情報特化型公式SNSの運用 ・ 広報誌、WEB等による活動紹介
④ 各地域自治組織の活動の幅を広げるその他支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の少年団と地域自治組織との連携 ・ 指定地域共同団体活動制度の活用 ・ 活動のしやすさを補助制度にて拡充 ・ 高齢者サポート、見守りサービスの強化 ・ 公共施設利用の利便性向上に向けた取り組み ・ 部活動の地域移行に関する情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・行政区の花壇整備等の少年団等連携事業 ・ 指定地域共同団体制度を活用した継続的な活動補助金による支援 ・ ボランティア保険支援制度の新設 ・ 公共施設における収益事業実施の条件緩和を含めた利便性向上

(資料) 第6回東神楽町地域自治推進条例策定検討委員会資料 (令和7年3月26日)

地域コミュニティと公民館、社会教育人材について



(地域コミュニティと「地域自治」)

「地域自治」とは地域が地域を担う仕組みです。過去より町内会・行政区などが総合的に地域を担ってきました。しかし、多様化、複雑化する社会では、さまざまな専門機関や地域団体などもそれぞれの役割において地域に関わっています。

「地域自治」の根幹にある考え方は、「自分たちが住む地域は、地域住民が自らより良い環境を目指し、自ら考え、行動することで町を創っていくこと」です。

「地域自治」とは、なにも政治的な議論をし、行動をとるなどという難しい考え方をすることではなく、地域住民が地に足をつけて自分の生活を他者との関わりの中でとらえ、お互いを助け合いながら、安心して過ごせる「居場所＝コミュニティ」を創ること。そしてそれを自らが住民として他者とともに実践することが基本になります。

東神楽町は住民運動が盛んな町であり、地域住民や町内会・行政区、地区公民館などの地域自治組織が、住民同士の交流機会の創出のみならず、花のまちづくりを通じた地球環境・景観の維持や、住民同士の見守り活動など福祉分野での貢献、地域で子供見守り育てる教育等、様々な役割を担っており、それらの取り組みが東神楽町の住みやすい町としての魅力を作り上げてきました。

地域住民が一人ではできないことでも、地域住民や地域自治組織が協力し知恵を出しながら助け合い活動をすることで、より多くの住民同士の交流を生み出し、住みやすいまちを実現することができます。

東神楽町地域自治推進条例逐条解説(令和6年12月)より

(社会教育の視点)

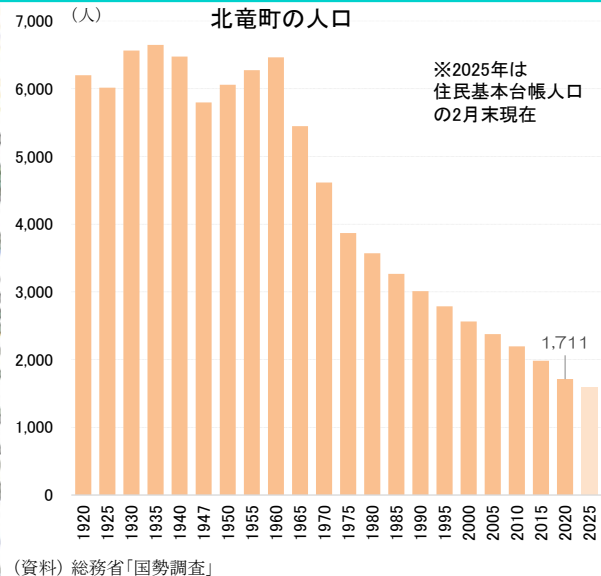
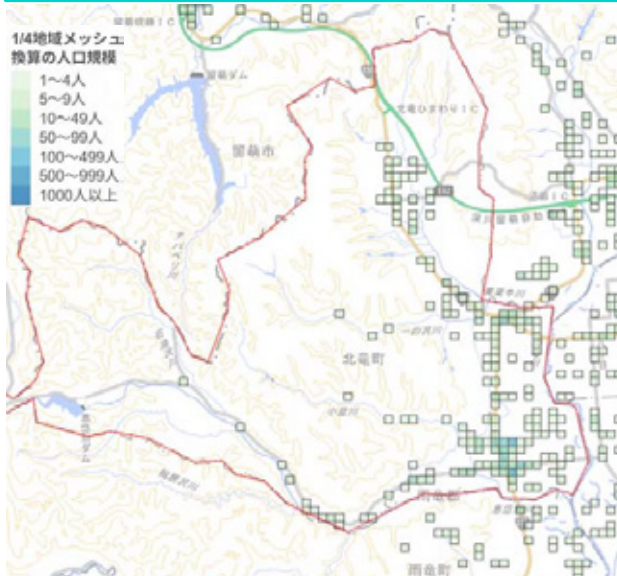
- ・ コミュニティにとって、社会教育的考えや運用は不可欠
- ・ 地域の人材は、コミュニティに参加し、活動することによって、満足度や幸福度は向上する
- ・ 公民館は、自ら決定し、実践する組織＝地域自治の実践の場
- ・ 社会教育を、コミュニティ政策の基礎として位置づける視点も必要ではないか
- ・ 社会教育人材は、さまざまな場面で有為な人材であり、もっと資格取得のアクセスを向上させる必要がある

山本進委員(東神楽町長)プレゼン 中央教育審議会 社会教育の在り方に関する特別部会(令和6年10月1日)

北竜町の集落再編～北竜町の概要



- 北竜町は、明治26年5月千葉県人の団体入植に源を發し、明治32年7月に北竜村戸長役場が設置されました。大正4年4月に2級町村制が、昭和36年に町制が施行されています。
町の西部には、暑寒別岳を主峰とする増毛山脈がそびえ、暑寒別天売焼尻国定公園を有する山岳地帯となっています。
- 町の基幹産業は農業で、雨竜川、恵岱別川、美葉牛川流域を中心に稲作地帯が発展してきました。近年は、生産調整によりメロン、小玉スイカなど園芸作物を取り入れた複合経営が営まれています。農業者の高齢化や後継者不足などにより、農家数、作付面積は減少傾向にあります。



北竜町の地域コミュニティへの支援



- 地域コミュニティは、地域住民の連帯意識を醸成し、相互扶助や生活環境整備等の機能を持続させていくためにも大切です。北竜町では、各地域に地区会館及びコミュニティセンター等の集会施設が整備されており、それらを拠点として地域活動、まちづくり活動が展開されています。
町では、こうした地域活動を支援することを通じて、効率的な行政運営を図るため、「北竜町内の地域自治制に関する条例(昭和52年12月26日、条例第25号)」を制定しています。

■ 北竜町内の地域自治制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、北竜町の民主的にして能率的な行政運営を図るため一定の区域を単位とした組織の設置及び運営について定める。

(町内会の組織及び名称)

第2条 前条の目的推進のため各区域に区域住民を構成員とした町内会を設けるものとし、その名称等は別表のとおりとする。

(町内会長)

第3条 各町内会に会長を置く。

2 会長は、町内会から推薦された者につき町長が委嘱する。

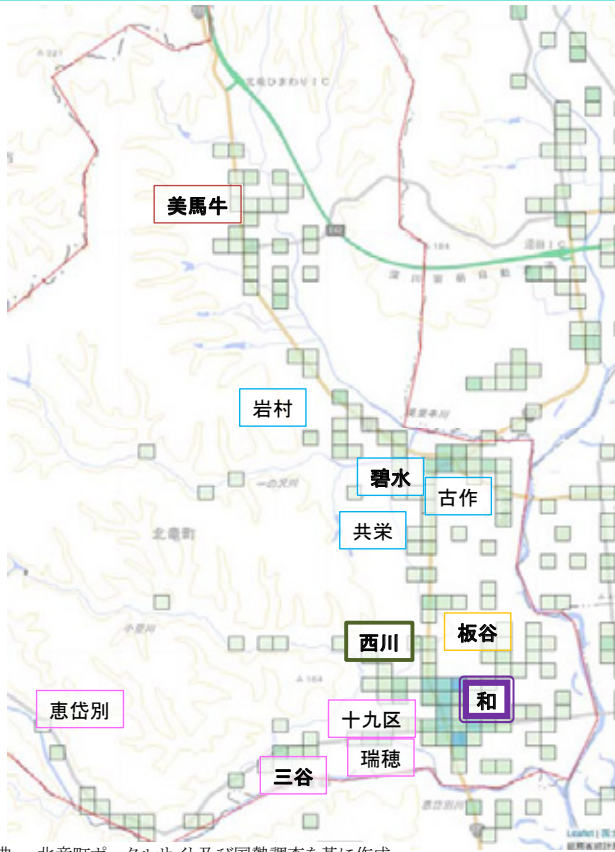
3 会長は、町内会を代表し、町の行政に協力するため町との連絡に当たるほか担当区域内の連絡指導その他必要な事項を行う。

(町内会に対する助成等)

第4条 町は、会の円滑な運営を図るため、会に対して毎年度予算の範囲内で補助及び助成金を交付する。

※ 北竜町では、農村地域の戸数の減少により、町内会運営がきわめて難しくなっているため、町内会運営の効率化を目指し、町内会の再編整備を進めています。これにより、2013年に16あった町内会は、2020年に10に再編統合されています。

北竜町の集落（町内会）の再編



出典：北竜町ポータルサイト及び国勢調査を基に作成

北竜町における町内会の再編・統合

	2013年 16町内会	2015年 13町内会	2020年 10町内会
美馬牛	60戸 (38%)		50戸 (43%)
岩村	36戸 (40%)	} 碧水	128戸 (52%)
碧水	71戸 (39%)		
古作	19戸 (35%)		
共栄	27戸 (54%)		
板谷	74戸 (27%)		68戸 (33%)
西川	40戸 (48%)		44戸 (48%)
和	<420戸>		397戸 (44%)
桜岡	60戸 (30%)	} 三谷	50戸 (46%)
和	67戸 (35%)		
和東町	80戸 (63%)		
和町	56戸 (34%)		
和本町	157戸 (32%)		
十九区	17戸 (51%)		} 三谷
瑞穂	13戸 (47%)		
三谷	23戸 (49%)		
恵岱別	16戸 (37%)		

(注) ()内は高齢者比率。2020年は国勢調査の数値

北竜町の地域活動 交付金を活用した地域コミュニティ活性化



農地・農業用施設、地域環境の保全、地域コミュニティの活性化

ほくりゆうちょう ほくりゆうちょう
北竜町活動組織（北海道北竜町）「農地・水保全管理支払交付金」

- 北竜町活動組織は、平成19年度から「北竜地区活動組織」及び「北竜恵岱別地区活動組織」の2組織で取組を開始し、平成21年度に「北竜共栄地区活動組織」が新たに取組を開始した。その後、平成24年度に現在の「北竜町活動組織」として3組織が合併し、全町区域を網羅した活動組織となった。
- 北竜町はひまわりの町として全国にPRを行っているため、当活動組織としても本交付金の景観形成活動の一環としてひまわりの植栽を実施している。本交付金で植栽するひまわりは油の搾取ができない品種であり、産業化にはなっていないが、広範囲に植栽することにより、観光客等にも「ひまわりの町」の認識を深化させ、付加価値農業やひまわり油の販売などの6次産業化にも寄与している。

【地区概要】

- ・取組面積2,786ha
(田 2,477ha、畑309ha)
- ・資源量 開水路 207km
農道 85km
- ・主な構成員 農業者、自治会、JA、
土地改良区 等
- ・交付金 約97百万円(42年)

農地維持支払

資源向上支払(共同)

活動開始前の状況や課題

- 各農家で施設管理活動を行っていたが、個人で行うには限界があり、軽微な補修等は対応しきれなかった。

- 農産物として植えたひまわりが景観作物として評価され、観光資源として脚光を浴び始めたため、農家個々で農地でのひまわりの植栽が開始された。

播種風景



ひまわり開花風景



- 植栽活動についても、農家個々で行っていたため、植栽範囲が点在化しており、まとまりがなかった。

取組内容

- 個人で行っていた施設管理活動を共同活動とすることにより、共同での施設維持管理体制が浸透した。

- 活動組織においても、ひまわりの植栽を組織の共同活動として位置づけられ、取組推進に寄与した。

- 広範囲の農地にひまわりを植栽することで、ひまわりは単なる観光資源にとどまらず、北竜町の町作りのシンボルとしてブランド化されている。

刈り取り風景



ひまわり油



取組の効果

- 地域共同活動を継続することで、維持管理労力の低減に繋がり、適切な効果が発揮され、営農活動においても利便性が向上した。

土砂上げ



農道の砂利補充



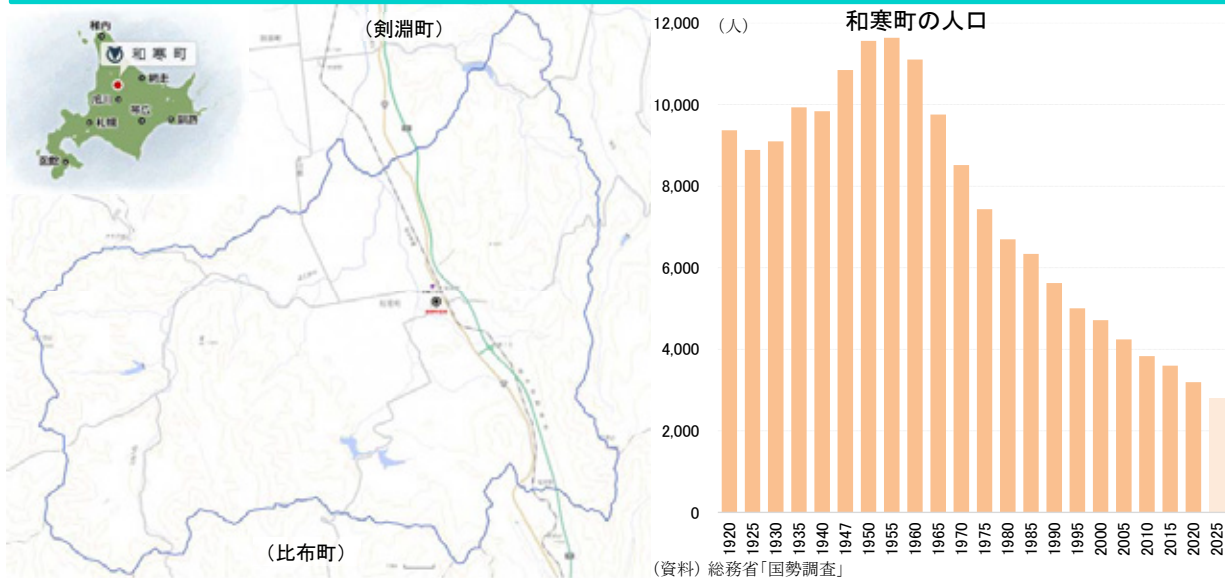
- 3活動組織を1つに合併したことで、認識共有が深化し、植栽活動も活発化した。また、「ひまわりの里」の定着に向けた植栽も町全域で推進し、作付時期等を工夫し、鑑賞期間の長期化を図っている。

- 観光客の増加や消費者に対するPRに寄与し、ひまわりライス等の付加価値農業やひまわり油の販売促進にも繋がっている。

和寒町の集落再編～和寒町の概要



- 和寒町は、明治32年11月鉄道の開通に伴い開拓が始まりました。ペオッペ原野の砂金発見や木材工業の盛況により人口が増え、大正4年4月1日に剣淵村から分村し和寒村が誕生しました。米、馬鈴薯等の農業生産が拡大し、昭和27年1月に町制を施行しました。昭和44年からの米の生産調整により、野菜、畑作中心の農業経営が営まれています。
- 和寒町は、道内屈指のカボチャ産地となっており、「和寒越冬キャベツ」もブランドとなっています。市街の南には、三浦綾子氏の代表作「塩狩峠」の舞台となった塩狩駅（JR宗谷線）があり、近くには「塩狩峠記念館」（三浦綾子旧宅を復元）もあります。



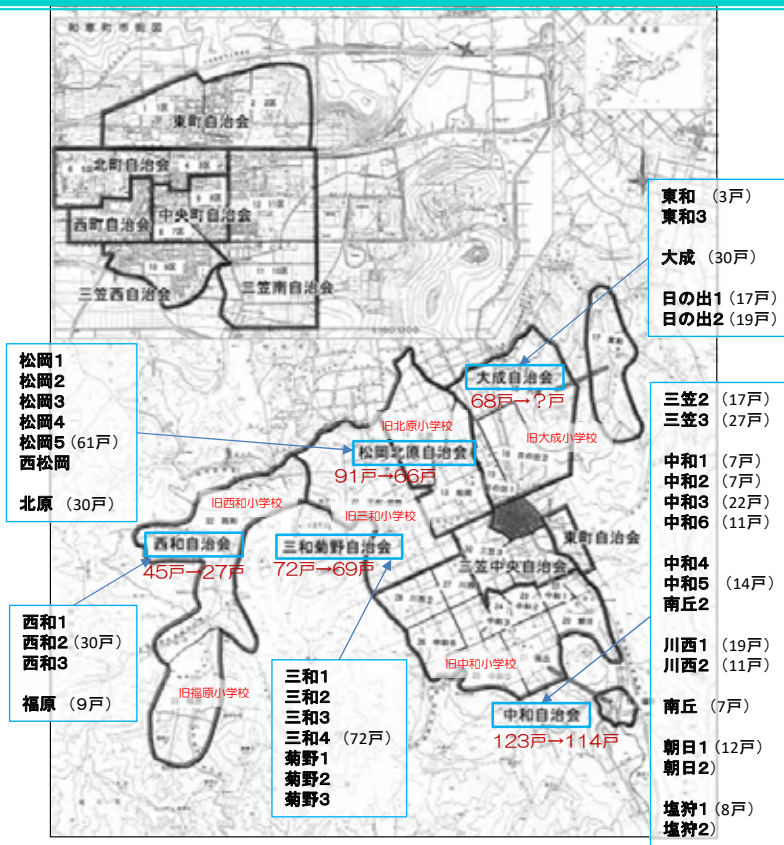
和寒町の集落再編～集落再編の背景と自治会移行



- 平成17年に和寒町と剣淵町の合併協議会（平成16年1月設置）が廃止されたことを受け、和寒町は、自立の道を歩み続けることができるよう、平成17年9月に「第3次和寒町行政改革大綱」を策定し、住民と行政との協働による住民自治の推進を基本方針として掲げました。
 厳しい財政事情に対応して、職員数や人件費の抑制、補助事業の廃止・縮小や公共施設の使用料の導入等に取り組みました。また、行政だけで、多様化する住民ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取り組みを行うことが困難となることから、町民と議会・行政とのパートナーシップの関係のもとで、目標を共有し、互いに力を合わせてまちづくりに取り組んでいくため、「自治基本条例」を制定することとしました。こうした方針の下、それまでの「行政区」を統合するとともに、平成20年4月より「自治会」に移行することとしました。
- 町は、昭和43年以来、行政運営を円滑に推進するために行政区を設置し、行政区の協力を得てまちづくりを推進していました。
 しかし、町の財政事情がますます厳しくなることから、行政だけで住民サービスを維持していくことが困難となってきました。
 このため、住民と行政が役割分担を明確化するとともに、住民と行政が対等の立場で協力し合う関係が必要となっているとの認識の下、それまで以上に住民の主体的な参画と協力による住民自治を実現するため、行政区を自治会組織に移行するものです。
- 自治会移行に当たって、町では職員による庁内プロジェクトチームや推進本部会議によって検討を重ねるとともに、議会議員による行政改革特別委員会でも協議を行い、方針を策定しました。
 平成19年8月に移行の枠組みが概ね合意され、広報誌等によって自治会移行(案)の周知を図りました。
 平成19年1月からは、「地域担当職員」を配置し、役場職員が地域での会合や行事などに出向いて、地域住民とのコミュニケーションを図っています。担当職員は、行政情報の周知や地域情報の把握に努めるとともに、住民に対して課題解決に向けた助言を行い、行政の窓口役や取次ぎ役を担っています。

(資料) 和寒町「広報わっさむ」(平成16年4月号～平成19年3月号)

和寒町における行政区再編の経緯



【和寒町の行政区等の経緯】

1940(昭和15)年 部落会設置規定
8町内会31部落

1968(昭和43)年
和寒町行政区設置条例

1992(平成4)年 51行政区
1994(平成6)年 48行政区
1999(平成11)年 41行政区
2000(平成12)年 36行政区
2005(平成17)年 35行政区
2006(平成18)年 33行政区

2008(平成20)年
和寒町自治会に関する条例
12自治会

2019(令和元年) 12自治会

(注)

□ は、1992年時点の農村部の行政区名

・自治会名の下の戸数は、2007年と2020年の世帯数

(出典) 国土交通省「維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域 運営と資源活用に関する方策検討調査」(2008年3月)

和寒町自治会に関する条例(平成20年3月24日条例第1号)



(目的)

第1条 この条例は、和寒町の住民が自主的に組織する自治会の活動を促進し、明るく豊かな活力とふれあいのある地域社会の発展を図り、あわせて町行政の円滑な推進に協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

(区域及び変更事項の通知)

第2条 自治会の区域は、地域住民活動の利便等を考慮して定めた区域とする。

2 自治会を組織し、又は区域を変更したとき、若しくは役員の変更、規約の変更をしたときは、自治会の代表者はその旨を町長に通知するものとする。

3 前2項のうち区域に関することについては、あらかじめ町長と協議するものとする。

(活動等の助言)

第3条 町長は、自治会の運営、活動等について必要な助言、支援をすることができる。

2 前項の助言、支援は、自治会の自主性を損うものであつてはならない。

(行政における自治会の位置づけ)

第4条 町長は、町行政の円滑な推進のため、自治会を住民自治の一翼を担う地域自治組織として位置け、各自治会に自治会行政委員(以下「自治委員」という。)を置く。

2 自治委員は、各自治会で選出された自治会の代表者を町長が委嘱する。

3 自治委員の任期は、各自治会の任期とする。

4 町長は、自治委員の協力のもとに地域住民に対して、町行政の推進のため住民に対する必要な諸事項の周知、配布、連絡、調査及び取りまとめ等を依頼することができるものとする。

5 町長は、自治会相互間の協議及び地域からの要望事項の聴取等、町行政の推進について必要に応じ自治委員による連絡会議を開催することができる。

(運営費等の交付)

第5条 自治会がその活動に要する経費及びその他運営に必要な経費の一部として、町は、毎年度予算の範囲内において運営費等を交付するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

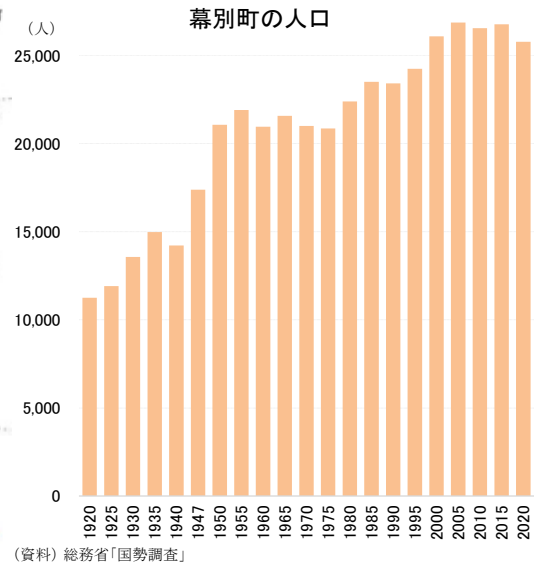
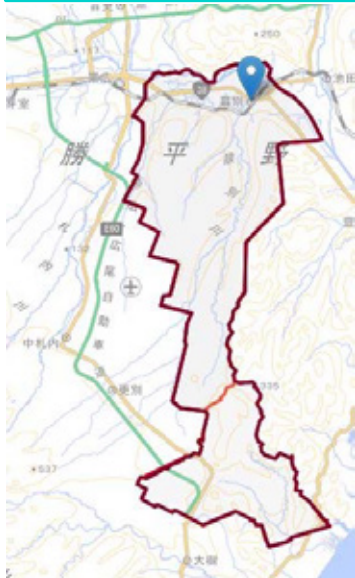
附 則 <略>

(資料) 和寒町「広報わっさむ」(平成16年4月号～平成19年3月号)

幕別町の「町内会」支援～幕別町の概要



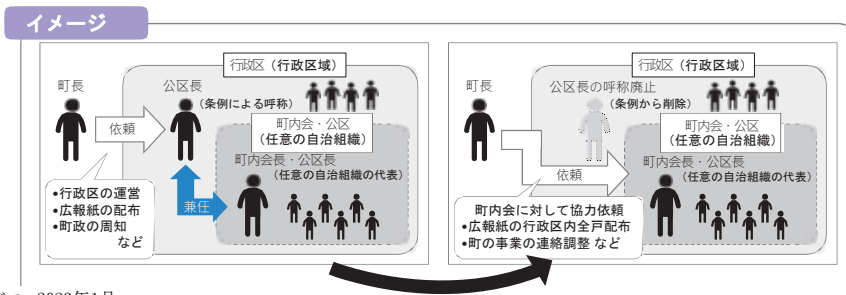
- 幕別町は、明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山(元忠類)南麓に単身入地(開拓)したのがはじまりといわれています。昭和3年に広尾村から分村して大樹村が誕生。昭和24年8月に大樹村から分村して忠類村となり、平成18年2月6日、廃置分合により幕別町に編入合併しました。
- 町の基幹産業は農業で、北部に位置する幕別地区では畑作物や野菜生産を主体とし、南部の忠類地区では酪農を主体としています。
昭和44年にナウマン象化石骨が発掘されたことを機に、開設されたナウマン象記念館(昭和63年)、道の駅・忠類(平成19年)などが観光の拠点となっています。



「公区長」から自治組織へ、町との協力体制の見直し

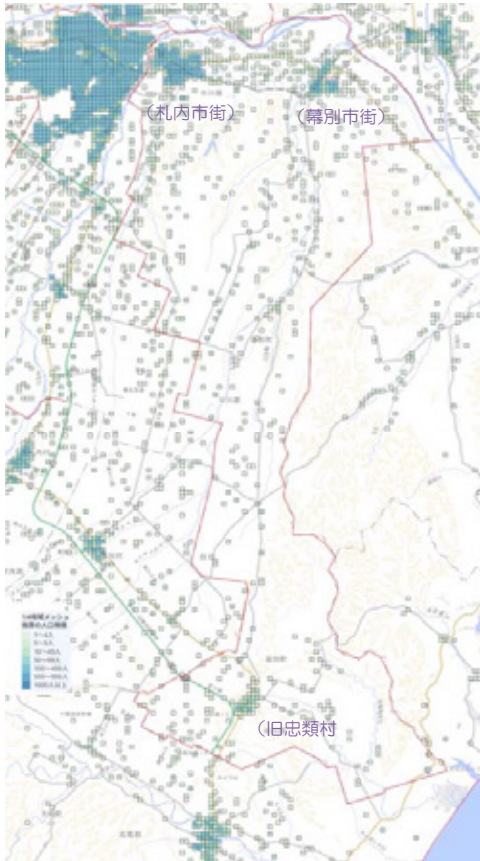


- 幕別町では、昭和32年に行政区設置条例を制定し、行政区の区域を定めるとともに、「公区長」を行政区の代表者として位置づけ、町の事務を依頼していました。公区長は、区域内住民の推薦により、町長が非常勤特別職として委嘱していました。なお、現在の幕別町は、平成18年に旧忠類村と合併していますが、村も同様の行政区制度を布いていましたので、行政区の名称を一部変更することはありましたが、体制は概ね新町に引き継がれました。
- 町では、**2020年の時点で113の行政区を設置**しており、それぞれの行政区域内で「町内会」や「公区」の名称を用いた任意組織による自治活動が行われていましたが、昨今の住民意識の変化を背景に地域コミュニティの衰退が懸念されていました。また、改正地方公務員法の施行に伴い、公区長を非常勤特別職の職員として委嘱することを取りやめました。
- こうした背景から、町では、**地域コミュニティの活性化に向けて**、地域の活動主体が町内会などの自治組織であることを明確にするため、**条例による「公区長」の呼称を廃止**し、行政文書での組織の名称を「町内会」に改めるなど、自治組織と町との協力体制を見直しました。
 - ▶行政文書や広報紙における**自治組織の呼称は「町内会」**を用いる。
 - ▶これまで**公区長に依頼していた事務は、「町内会」に協力依頼**する。
 - ▶町内会による全戸配布を基本とした広報紙の配布を通じて、隣近所での顔の見える関係を築き、支援が必要な住民への対応や防災面の取り組みなど、町内会による活動を促進する。



(出典) 広報まくべつ 2023年1月

幕別町には町内会がない？（公区長ヒアリング結果）



- 町内会があると答えた公区長は82地域(72.6%)で、いずれも町内会長が公区長として委嘱されている。
- 札幌市街の9割、幕別市街の全部で町内会ありと答えている。農村地域の4割、忠類地域の8割では、町内会としての認識がなかった。



全体集計

幕別町全域 (n=113)

行政区内に町内会があると答えた地域	82 地域 (72.6%)
行政区内に町内会がないと答えた地域	31 地域 (27.4%)
無回答	0 地域 (0%)

地域別集計

札幌市街 (n=41)

町内会：あり	39 地域 (95.1%)
町内会：なし	2 地域 (4.9%)
無回答	0 地域 (0%)

幕別市街 (n=20)

町内会：あり	20 地域 (100%)
町内会：なし	0 地域 (0%)
無回答	0 地域 (0%)

農村地域 (n=38)

町内会：あり	20 地域 (52.6%)
町内会：なし	18 地域 (47.4%)
無回答	0 地域 (0%)

忠類地域 (n=14)

町内会：あり	3 地域 (21.4%)
町内会：なし	11 地域 (78.6%)
無回答	0 地域 (0%)

幕別町には町内会がない？ 「行政区」と「町内会」のちがい



【行政区」と「町内会」のちがい(説明資料)】 ※この資料を用いて、公区長に「行政区」と「町内会」について説明を行なった上で、「町内会の有無」「行政区制度の見直しの方針」等を聞き取りました。

「行政区」と「町内会(任意組織)」のちがい

行政区
町の行政事務(小中学校の学区や選挙の投票所など)を円滑に行うために、町が設置している区域のことになります。
(町内全域を113の行政区に分けており、町民はそれぞれの行政区に属しています。)

→ **公区長** 行政区内の住民から当該行政区の代表として推せんの方。
(町長は公区長に以下の事務を依頼することができます)
公区長に依頼している事務
行政区の運営に関すること 町の事務の運営調整に関すること
行政区に属する議事(町議会)の出席(町議会)の出席
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補

町内会(任意組織)
地域コミュニティを形成・維持するための組織で、活動に賛同する地域内住民で構成されているものをいいます。
それぞれの地域ごとに規約を定め、自主主体となつて活動を行っています。

→ **町内会長(任意組織の代表)** 町内会(任意組織)を代表する方。
(地域内住民の方で選ばれます)

町内会の主な活動例(任意組織)
地域内交流活動 町内会への参加 町内会報等の発行
地域内の清掃活動 地域内の草刈り 地域内の巡回活動
地域内の名産発信 地域内の観光活動 敬老行事 イベント
高齢者学習会などのウェルビーイング サークル活動 など

「公区」とは？

町の基本的な考え
「公区」と「行政区」は同じものです。
行政区 = 公区

現状においては
町内会(任意組織)が「公区」と呼ばれている地域もあります。
公区 = 町内会

行政区

町民はそれぞれの行政区に属しています。

町長は町民生活課長(執行機関)です。

町長は公区長に依頼していること
行政区の運営に関すること 町の事務の運営調整に関すること
行政区に属する議事(町議会)の出席(町議会)の出席
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補
町議会議員選挙の立候補(町議会)の立候補

町内会(任意組織)

地域内住民が自主的に活動する町内会組織です。

町内会(任意組織)の主な活動
地域内交流活動 町内会への参加 町内会報等の発行
地域内の清掃活動 地域内の草刈り 地域内の巡回活動
地域内の名産発信 地域内の観光活動 敬老行事 イベント
高齢者学習会などのウェルビーイング サークル活動 など

パターン① 行政区と町内会(任意組織)が存在し、公区長と町内会長が同職人。
○×行政区 ××町内会(任意組織) 公区長 町内会長

パターン② 行政区だけがある。(町内会はない)
○×行政区 町内会なし

パターン③ 行政区の中に活動する町内会(任意組織)があります。
○×行政区 △町内会(任意組織) ××町内会(任意組織)

パターン④ 町内会(任意組織)が複数の行政区にまたがって組織されています。
××町内会(任意組織) ○○行政区 ○○○行政区

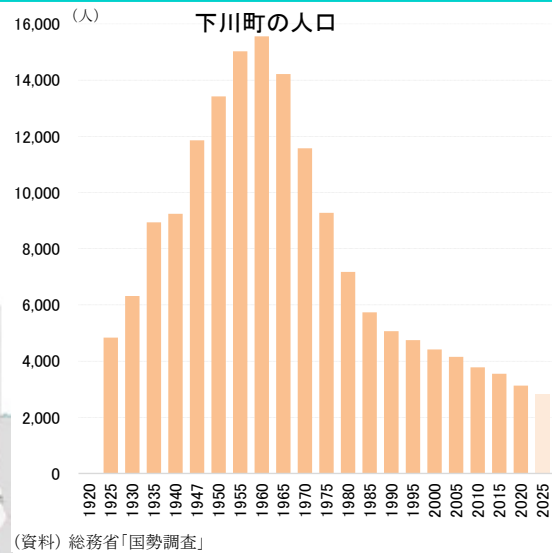
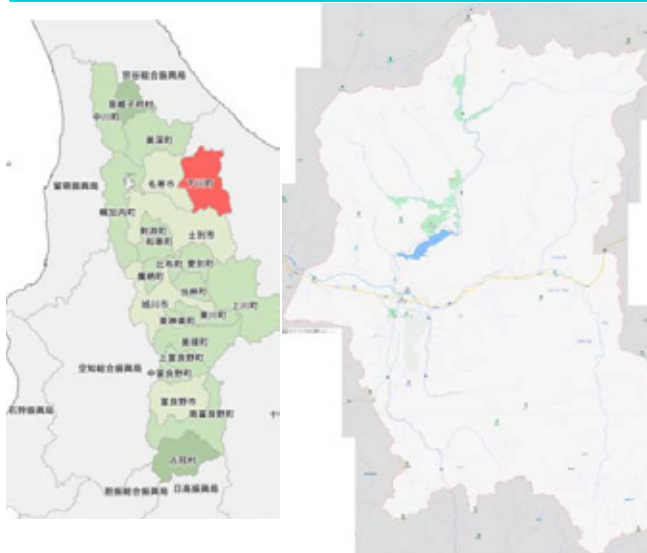
パターン⑤ その他

幕別町住民生活課住民活動支援係 <令和2年12月作成>

下川町の「公区」～下川町の概要



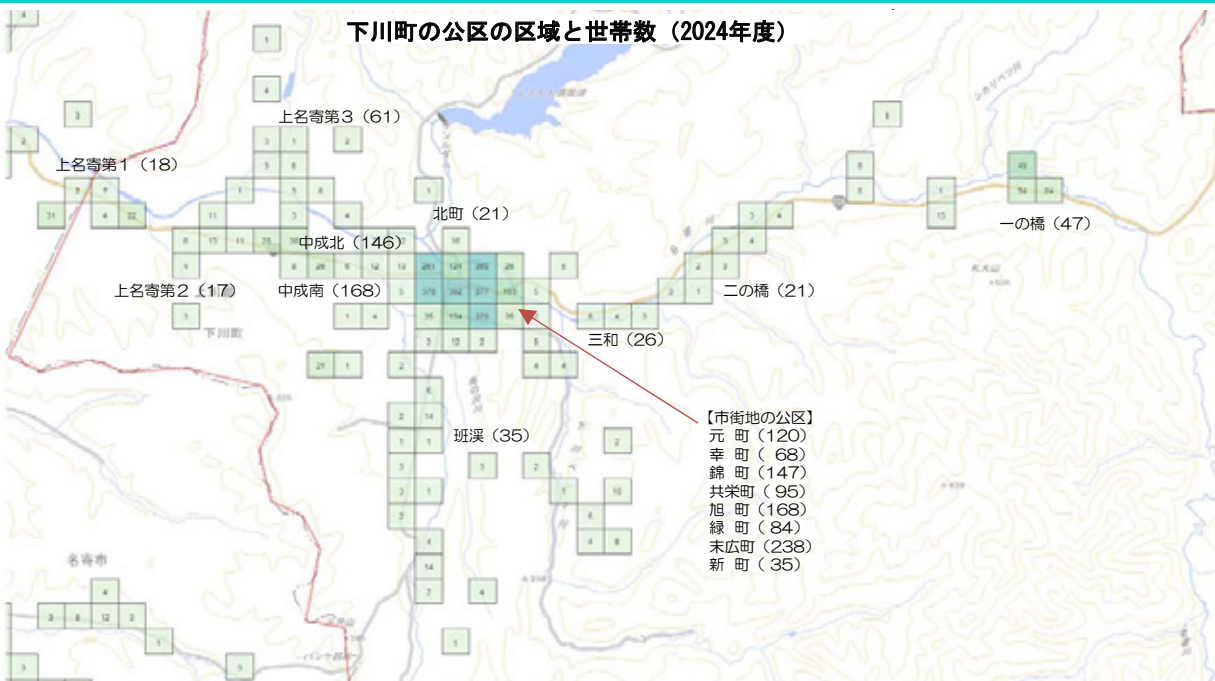
- 下川町の歴史は、明治34年に岐阜県から25戸が開拓団として入植したのがはじまりです。大正13年に名寄町(現名寄市)から分村し、昭和24年に町制を施行しました。
- 町の総面積644.2km²の約90%が森林であり、林業と銅等の採掘、農業が盛んとなって人口が増えました。オイルショック以降は、鉱山の休山、営林署の廃止、JR名寄本線の廃止等を背景に過疎化が進みました。現在は循環型森林経営を基軸に、持続的なまちづくりに取り組んでいます。
- 町では、過疎化による様々な地域課題の解決を目的に、2024年3月、一般財団法人しもかわ地域振興機構(通称・しもかわ財団)を設立しています。この財団は、「移住促進」と「定住支援」を担うもので、行政と地域との間で、中間的な組織として活動を行っています。



下川町の「公区」～「町内会」ではありません



- 下川町は、1959(昭和34)年に「下川町公区設置条例」を制定して、「公区」を設置しています。1966(昭和41)年には、各公区の連携調整・協力などを図ることを目的に、公区長による「下川町公区長連絡協議会」が設けられています。当初は29公区でしたが、過疎化等によって2003年に18公区に再編されました。



出典: 「下川町の公区」(道北ネット、2025年4月2日)を基に作成



下川町の「公区」～「公区」の概要

(公区の仕組みについて)

- 公区は、町の行政事務運営の円滑化を目的に設置されたもので、広報配布、防犯街路灯の維持管理、環境美化や防犯活動、行政への要請や連絡調整などを担っています。
各公区には、区域内の代表者として「区長」が置かれており、区域住民が選出した者を、町長が委嘱しています(公区設置条例)。
- 町は、1976(昭和51)年に「下川町公区交付金交付規則」を制定し、公区の円滑な運営に必要な交付金を交付しています。
交付金は、均等割と世帯割の基準によって交付されています。
なお、公区運営の効率化のために公区の統合が行われた場合、交付金の減額の影響が一部緩和されるよう、特別交付金が交付されることとなっています。

公区等に対する下川町の助成措置 (2023年度決算)

交付金等の名称	金額 (千円)	主な内容
公区交付金	1,805	公区活動に対する支援で、均等割 (40,000円) と世帯割 (1世帯700円) で積算。18公区に交付。24年度は金額増。
公区長連絡協議会交付金	0	*繰越金増のため見合わせ。22年度まで75,000円交付。
公区長委託料	4,885	各公区長への委託料。定額264,000円と、101世帯以上の公区は1世帯当たり660円を加算
公区電気料	2,191	公区の防犯街路灯の電気料の3/4を負担
計	8,881	

(出典)「下川町の公区」(道北ネット、2025年4月2日)

今後の人口減少の下で「公区」の見直しも検討か…



はじめに「公区」と「町内会」とは何なのかとのご質問は、「公区」とは、町が行政運営を円滑に推進していくために「公区設置条例」を制定して各公区を設置しております。公区長は区域内から選出された住民を町長が委嘱し、広報誌や文書の配布、防犯灯の維持管理、環境美化や防犯活動、行政への要請などの行政事務を行っていただいております。

また、「町内会」とは、地域に住む住民で構成される自治組織で、相互の交流を図りながら様々な活動を通して住みよい地域にしていくことを目的としており、地域住民の会費によって自主的に運営されるものとなります。これらのことから行政が主体的に関与をしているものとはなっておりませんので、ここが公区と町内会の大きな違いになります。

公区設置に関しての歴史的経過は、当時の部落制度の改善を図る目的で議論・検討を進め、昭和34年12月に「公区設置条例」が制定され、昭和35年1月から適用されています。公区の設置前は、「行政委員」が各地域に設置されておりました。

公区の発足当時は、当時の地縁を基礎として設置され、29公区がありました。これまでも公区の再編に関しては幾度かありましたが、地縁を基礎として現在まで公区制度を継続してきておりますので、規模の違いが生じてきております。

公区の編成につきましては、令和4年8月号のしもかわ議会だより第197号にも掲載されておりますが、人口減少や少子高齢化、公区役員の担い手不足などの課題があったことから、令和3年度に「公区制度検討委員会」を組織し、平成16年4月実施の公区編成のような行政主導ではなく、公区の自主性による再編や運営を行うことが望ましいと考え、協議・検討を進めてきました。

令和4年度からは、公区制度検討委員会の報告を踏まえて公区長委託料の見直しを行いました。また、令和6年度からは、公区の支出に占める固定費(外灯費、各種負担金など)が多く厳しい財政状況になっていることから公区交付金の見直しを行ったところです。

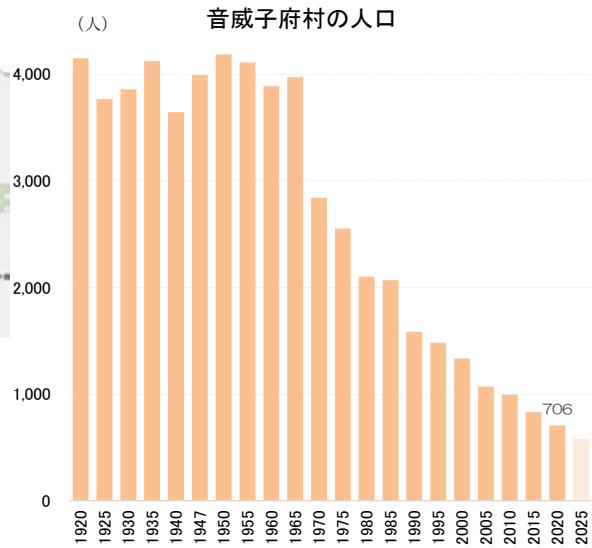
今後につきましては、各公区が公区活動の経緯・経過と今後の人口減少や高齢化等の判断に基づいて、各公区の役員会等で2年から5年先などを見据えた議論を行っていただくことが望ましいと考えており、町としても公区からの要請により相談を受けながら、公区長や役員との協議を行っていきたくと考えております。(町民生活課)

(出典)「広報しもかわ」2024年7月

音威子府村の集落再編～音威子府村の概要



- 音威子府村は、開拓が始まった明治37年には当時の士別村戸長役場に属していました。その後、大正5年4月1日に、当時の中川村より分村し、咲来市街に「常盤村」戸長役場を設置しました。大正14年11月に役場を現在の音威子府市街に移転し、昭和38年4月1日村名を「音威子府村」と改称しました。
- 国鉄宗谷線が、大正元年に音威子府まで開通し、以来、旧天北線との分岐、国道40号・275号の分岐点となり、交通の要衝として栄えました。しかし、昭和62年の国鉄分割民営化等により人口が急速に減少しています。現在は、ばれいしょ等の畑作農業が基幹産業となっています。
道内唯一の美術工芸を専門とする北海道おといねっぴ美術工芸高等学校は、1984年に村立高校として設置されました。現在では生徒の殆どが村外出身者となっています。



(資料) 総務省「国勢調査」

音威子府村の行政区、集落の動向



- 音威子府村は、条例で「区制」を施行し、村内の地域に行政区を設置しています。各行政区には、行政と区内住民との連絡を担う区長を置き、村長が委嘱しています。
行政区の事務に必要な経費については、村は、世帯数と人員を基礎として算定される運営交付金を交付しています。また、区長には謝礼が支給されます。
- 各集落の人口減少、高齢化に伴い、昭和53年に18行政区を11に再編しました。さらに、平成20年度からは、音威子府地区と咲来地区の2行政区に集約しています。
音威子府地区の範囲には2町内会と5集落があり、咲来地区には、1町内会と9集落がありますが、既に居住者のいなくなった集落もあります。
- 平成21年より、行政区と行政が情報を共有し、住民からの意見・要望等を把握するため行政区連絡員制度を実施しています。村では、行政区の総会や老人クラブ等の会合にも、要望に応じて役場職員を出席させることとしていますが、近年は、毎年の住民懇談会に出席する程度で、日常的に住民との結びつきを深めるものとはなっていないようです。

音威子府村の各集落の状況



- 音威子府村にはJR宗谷本線の駅が4つあり、特急が停車する音威子府駅以外の3駅は無人駅(管理は村が負担)となっています。なお、無人の3駅は「極端に利用の少ない駅」となっており、「JR単独では維持困難な駅」として「廃止」が決定されています。
- 音威子府市街には、行政・教育・医療・福祉・商店など暮らしの機能が全て集中しており、村の人口の8割が居住しています。JR駅となっている音威子府交通ターミナル(村営施設)には宗谷バスの営業所があります。
- 咲来市街地には、村公民館咲来分館、穀類乾燥調製施設、国道沿いに食堂1店舗、咲来駅前にライダーハウス等があり、約30人が暮らしています。市街地と音威子府村市街地は、地域バスで結ばれています。市街地から南に約km離れた山間部には住民保養センター天塩川温泉があります。
令和2年度より集落支援員1名を配置し、地域活動等の支援を行っています。
- 箴島地区の住民は4戸10名で、うち、畑作農家2戸では、アスパラガス、フルーツトマト、きぬさや等の野菜類を出荷しています。交通手段は、自家用車かJR利用でしたが、令和3年度から夏季間(5月～10月)に限り、地域バスが運行されています。
旧箴島小学校の校舎を活用したエコミュージアム「おさしまセンター」(現代彫刻家・砂澤ビッキの作品を展示。)があり、村直轄により管理・運営しています。開館期間中には約3,000名の来館者が訪れ、土日にはおといねっぴ美術工芸高等学校の生徒による運営ボランティア活動が実施されるなど、芸術・文化に直接触れることができる施設として好評です。
- 音威子府、咲来の市街地以外は、1戸から9戸の農家で構成される集落が散在しています。
咲来地区は、村の農業の中心となっていますが、高齢化による離農が相次いでおり、農家戸数も減少が続いています。残っている農家は、1戸当たりの経営面積が増大しており、省力的なソバの作付面積が増えています。

(資料) 音威子府村「音威子府村過疎地域持続的発展市町村計画」

音威子府村の行政効率化の取り組み



- ◆音威子府村・NTTドコモ DXの活用へ連携 手続き効率化 スマホ普及率向上
2024年12月17日 21:05(12月18日 12:53更新)
- 道内一人口が少ない自治体の上川管内音威子府村とNTTドコモは17日、デジタル技術を活用して地域社会の活性化や村民サービスの向上などに取り組む連携協定を結んだ。村は役場に行かずに行政手続きができる「行かない窓口プロジェクト」実現のため、18歳以上のスマートフォン普及率100%を目指す。ドコモは村内に臨時のスマホ販売店や使い方教室を開いて支援する。ドコモと自治体間の同様の協定は初めて。
- 同プロジェクトは2025年度に本格始動。村民は自宅からスマホで証明書類などを申請し、窓口で受け取れるようになる。いずれは郵送で書類を入手できるようにする考えだ。防災情報の提供や高齢者の見守りにもスマホを活用する。村の人口は11月末現在603人でスマホ普及率は7割台。契約しない人には村が貸与する予定。
- ◆村長「私と面接しませんか？」音威子府村、採用難で職員募集パンフ刷新
2024年8月6日 22:17(8月6日 23:14更新)
- 採用難に悩む村は、職員募集パンフレットを刷新した。若手職員が製作。表紙で遠藤貴幸村長が「私と面接しませんか？」と見つめ、随所に笑いの要素をちりばめたユニークな構成。
- 19～30歳の職員7人が雑誌をイメージし、自分たちの村での過ごし方や環境を飾らず伝える内容に改めた。「袋とじ企画」では、村キャラクター「おとつきー」の着ぐるみに入った人へのインタビューも載せた。全10ページ。経済課の江幡祥樹さん(28)は「村の魅力が分かる」と自負。

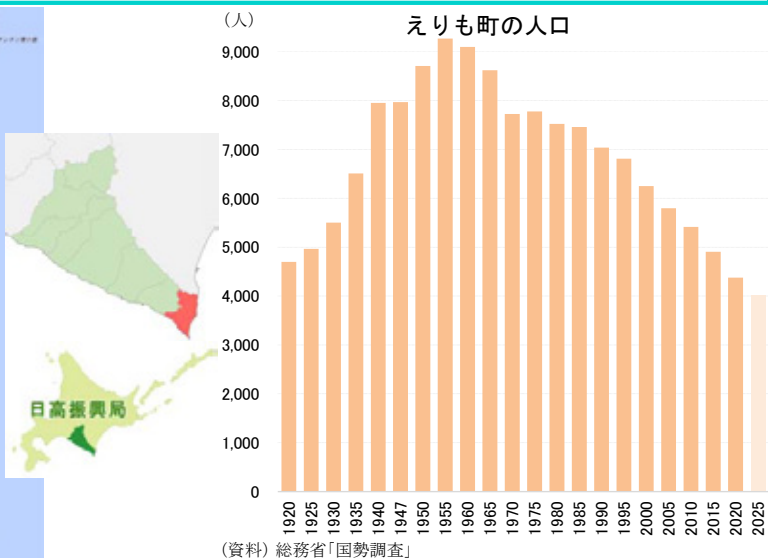
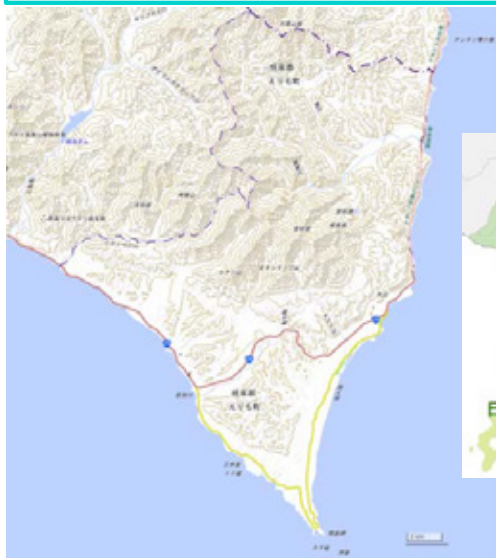


(資料) 北海道新聞

えりも町の「自治会応援条例」～えりも町の概要



- えりも町の地域は、寛文年間(1661～1673年)に松前藩のコンブ場所「幌泉場所」として開かれしました。明治39年に幌泉村が誕生し、昭和34年に町制を施行し幌泉町となりました。昭和45年に「えりも町」に改称しています。
- 町の基幹産業は漁業ですが、近年は海水温の上昇やゼニガタアザラシの食害により、主力産業のサケ定置網漁業が減産傾向にあります。
- 町の南端には日本有数の景勝地「襟裳岬」を有し、年間約15万人の観光客が訪れます。近年は、ハート型の湖「豊似湖」や、江戸時代の古道「猿留山道」など新たな観光資源の活用に取り組んでいます。令和6年6月25日には「日高山脈襟裳十勝国立公園」が誕生しました。



えりも町の水産業の概要



- えりも漁協では、こんぶ漁業、海藻漁業、うに漁業、はたはた刺し網漁業等の浅海漁業と、さけ定置網漁業、つぶかご漁業、かにかご漁業、たこ漁業、かれい固定式刺し網漁業等の漁船漁業が主体となっています。
- 特に、こんぶは「日高昆布」として全国的に有名で、昆布干しをする姿は地域の夏から秋にかけての風物詩となっています。また、えりも岬周辺海域は、世界屈指の漁場となっていることから、多種多様な魚種が漁獲されています。
- えりも町の漁獲高は48億円(2022年)で、うち、こんぶが26億円と過半を占めています。



拠点漁港



生きて化石ナニワサギ



粟野漁港(4種)



緑化の成果「百人浜(渚百選)」



豊似湖(ハートレイク)



ゼニガタアザラシ

(資料) えりも漁協地区地域水産業再生委員会

えりも町の自治会の配置と世帯数



出典：えりも町ホームページを基に作成

えりも町の自治会と「えりも町自治会を応援する条例」



- えりも町では、町制を施行した1959(昭和34)年の翌年から、各地域に自治会の設立を働きかけました。これにより、1963(昭和38)年に旧町内会・旧部落会を母体として、全地区で「自治会」が設立されました。
- 現在の自治会は39(2023年10月時点)で、1,664世帯が加入しており、加入率は82%となっています。町の集落構造は、漁港を核として形成されていることから、役場のある市街地に総世帯数の半分が住んでおり、残りは、海岸沿いに点在して居住しています。人口減少、高齢化が進んでいるものの、町民は現在の居住地に定着しており、集団移転や集落の再編は難しいものとみられています。また、町の歴史が古く、江戸時代の史跡など有形文化財とともに、町指定の無形文化財として「えりも駒踊り」、「襟裳神楽」があり、保存会が後継者育成に取り組んでいますが、高齢化・指導者不足が課題となっています。
- 自治会は、防災活動など共助の取組が重要となっていますが、町政懇談会などの場では、「自治会に入るメリットが分からない」と言って自治会に加入してくれない、「役員の負担が大きく役員のなり手が不足している」等の声が聞かれていました。自治会の地域社会における役割の重要性について理解を広め、地域住民の加入を促進していくためには、自治会だけの取組では難しいという意見でした。
- 町は、自治会が、まちづくり等町行政の推進に際しての大切なパートナーであることから、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するため、令和6年6月に「えりも町自治会を応援する条例」を制定しました。この条例では、行政(町)や地域住民、自治会の役割を再確認するとともに、町内の企業や商店等の事業者、特に、「大家さん」なども含む住宅関連事業者における、自治会加入や活動参加に関する理解と協力の役割を掲げています。

(資料)「えりも町自治会等を応援する条例逐条解説」ほか

「自治基本条例」による地域コミュニティの活性化



- 1995年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地域住民のつながりや助け合いの精神を含めた地域コミュニティの機能や役割の重要性が再認識されることとなりました。とりわけ、ボランティアやNPOなど、特定の目的やテーマに賛同して個々人が集まり、活動する組織が、新たな地域づくりの担い手として急速に展開しました。2000年12月には、市民によるボランティア活動などの社会貢献活動を行う団体に法人格を与えるNPO法(特定非営利活動促進法)が施行されました。
- NPOやボランティア活動が盛んになり、地域への関心が高まっていくことによって、従来は市町村が専担していたリサイクルや環境保護などのまちづくりにおいても、協働参画を求める気運が高まりました。そこで、住民、事業者、市町村の各々の役割と責務を明らかにするとともに、パートナーとしての連携のあり方を定めるなど、協働参画のルールを明確にする必要性から、市町村において自治基本条例の制定が進んだ側面があります。
 実際、多くの条例では地域コミュニティの活性化についての規定が盛り込まれており、こうした背景が色濃い町村では、条例の名称も「まちづくり基本条例」となっているようです。

＜参考＞ニセコ町まちづくり基本条例(抄) (コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

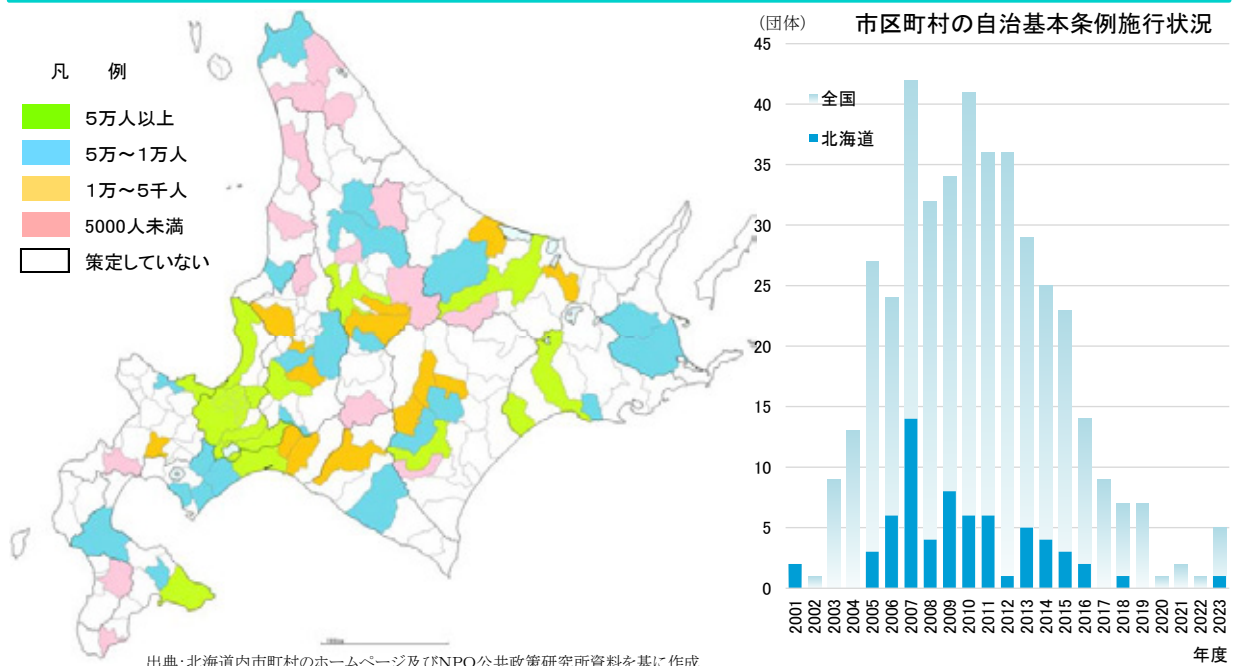
第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

道内の多くの自治体の条例でも、ニセコ町の条例の規定振りを参考に構成されているようです。

北海道における自治基本条例施行状況



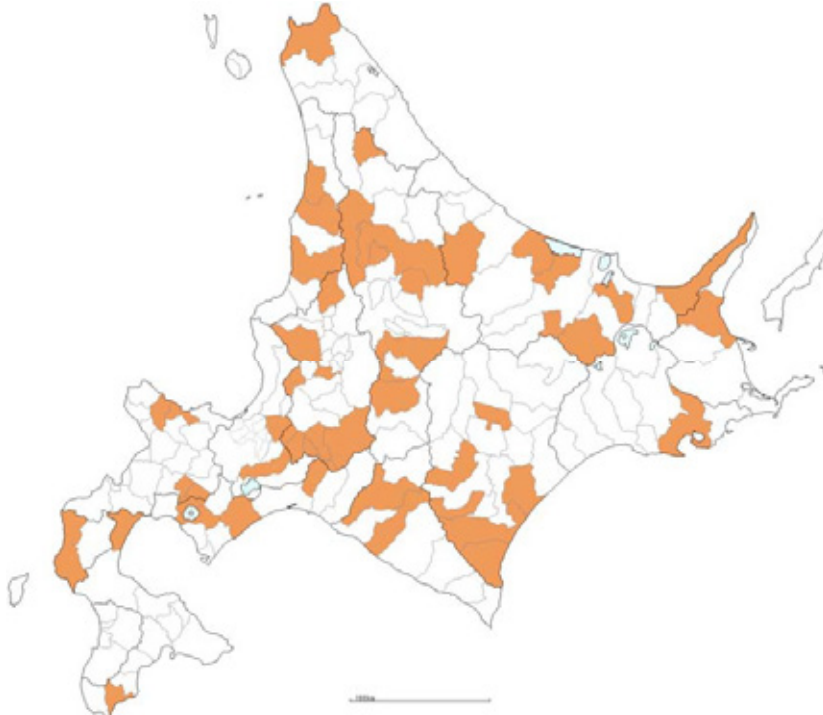
- 市町村の自治基本条例制定の嚆矢は、2001年の「ニセコ町まちづくり基本条例」と云われています。地方分権一括法による機関委任事務の廃止(2000年4月)など地方自治体における自主性の高まりを背景に、2010年前後にかけ全国の市町村で条例制定の取り組みが広がりました。
- 北海道では、66の市町村で自治基本条例が施行されており、道内自治体の4割近くに及びます(全国は420市区町村で全体の約24%、2023年度末時点)。



「地域担当職員」を設置している市町村

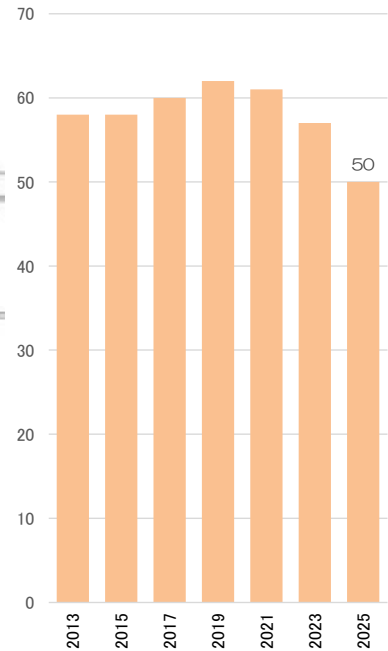


○ 北海道内の50市町村において、市町村職員が、町内会や各種団体など地域コミュニティの地域毎の担当となり、まちづくりや地域の課題解決に向けて地域住民とともに考え、活動する制度が導入されています。



出典：市町村の歴史等を基に作成

地域担当職員設置市町村



豊頃町で「地域担当職員制度」がスタート



○ 令和7年4月30日、豊頃町「える夢館」において、行政区長会議および委嘱状交付が行われました。会議では令和7年度豊頃町の主な事業や地域担当職員制度、役場各課からの情報提供について説明がありました。

町内には34の行政区がありますが、人口減少や高齢化に伴い、町内会の維持や地域課題の解決が難しくなることが懸念されています。

このため地域と行政をつなぐ職員を配置し協力する仕組みを導入しました。



(広報とよころ 2025年4月号)

■ 地域担当職員制度って？
町内会等の維持や活動を支援するために、地域を担当する職員を配置し、地域への情報提供や地域が抱える問題を把握・解決するという、地域と行政が協力し合う仕組みのことです。

■ 担当職員の構成は？
担当職員は、班長（課長補佐、主幹、係長職）1名、班員（その他一般職員）2名～4名程度をもって組織され、各地域に配置しています。

■ 実際にどんなことをするのか？
担当職員は、各行政区の総会や役員会など、地域で行われる活動に参加し、地域住民と密接な関係を築きながら、次の支援などを行います。

- ・日常生活を送る上での諸問題や、地域課題の解決に向けた協議・検討
- ・町政に関する地域への情報提供や地域と行政の情報交換・情報共有
- ・自治活動が進むようにサポート・コーディネート
- ・自主組織の設立・運営支援（自主防災組織・ボランティア会など）
- ・その他必要な業務

■ 担当地区割

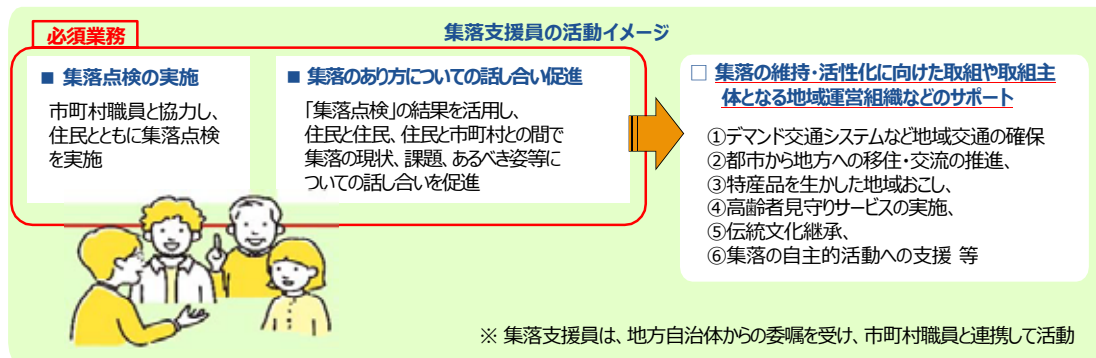
構成行政区	
1 茂岩一区、茂岩二区、茂岩三区、茂岩四区	9 農野牛区、下農野牛区
2 茂岩五区	10 礼作別区、統内区、二里塚区、平和区
3 茂岩六区	11 上横岡区、下横岡区
4 中央一区、中央二区、中央三区	12 豊頃区
5 豊頃一区、豊頃二区、豊頃三区	13 礼文内区
6 大津一区、大津二区	14 十弗西区、十弗町内区
7 牛首別区、茂岩南区	15 湧洞区、長鈴区、旅来区
8 二宮東区、二宮中央区、二宮西区	



集落支援員制度の概要



- 「集落支援員」は、過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行います。
- 専任の集落支援員は、2,645人で、409市町村と6県に設置されています。
兼任の集落支援員は、3,022人で128団体に設置されています。（いずれも令和6年度）



特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費 集落支援員

措置額 集落支援員 1人あたりの上限
専任 500万円
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

(資料) 総務省「集落支援員」 https://www.soumu.go.jp/main_content/001004620.pdf

集落支援員制度の概要



- 専任の集落支援員に委嘱される前の職業は、会社員、嘱託・臨時的任用職員、公務員が上位を占めています。
委嘱前の職業が地域おこし協力隊であるケースもあります(122人、4.6%)。
- 兼任の集落支援員は、兼務職種は地縁団体の長及び地域役員が約6割を占めています。

■ 専任集落支援員の移植前の職業

委嘱前の職業	男	女	計
会社員	377	352	27.5%
嘱託・臨時的任用職員	146	242	14.6%
公務員(教員を除く)	244	49	11.0%
その他・無回答	120	170	10.9%
パート・アルバイト	43	143	7.0%
農協等団体職員	98	70	6.3%
自営業	97	55	5.7%
無職	97	50	5.5%
地域おこし協力隊	69	53	4.6%
専業主婦(夫)	4	72	2.9%
教員	47	14	2.3%
自治会長等(地縁団体役員)	13	9	0.8%
学生	3	8	0.4%
郵便局員	9	0	0.3%
合計	1,367	1,287	100.0%

■ 兼任集落支援員の兼務職種

兼務職種	男	女	性別無回答	割合
地縁団体の長(町内会役員など)	927	41	0	31.2%
地域役員	608	55	244	29.3%
その他	420	177	0	19.3%
自営業	161	29	0	6.1%
会社員・従業員(パートタイム)	56	95	0	4.9%
地域づくり団体	37	63	0	3.2%
会社員・従業員(フルタイム)	75	14	0	2.9%
無回答	14	37	2	1.7%
公的委員(民生委員・児童委員など)	16	20	0	1.2%
郵便局員	5	1	0	0.2%
その他団体の長	1	0	0	0.0%
合計	2,320	532	246	100.0%

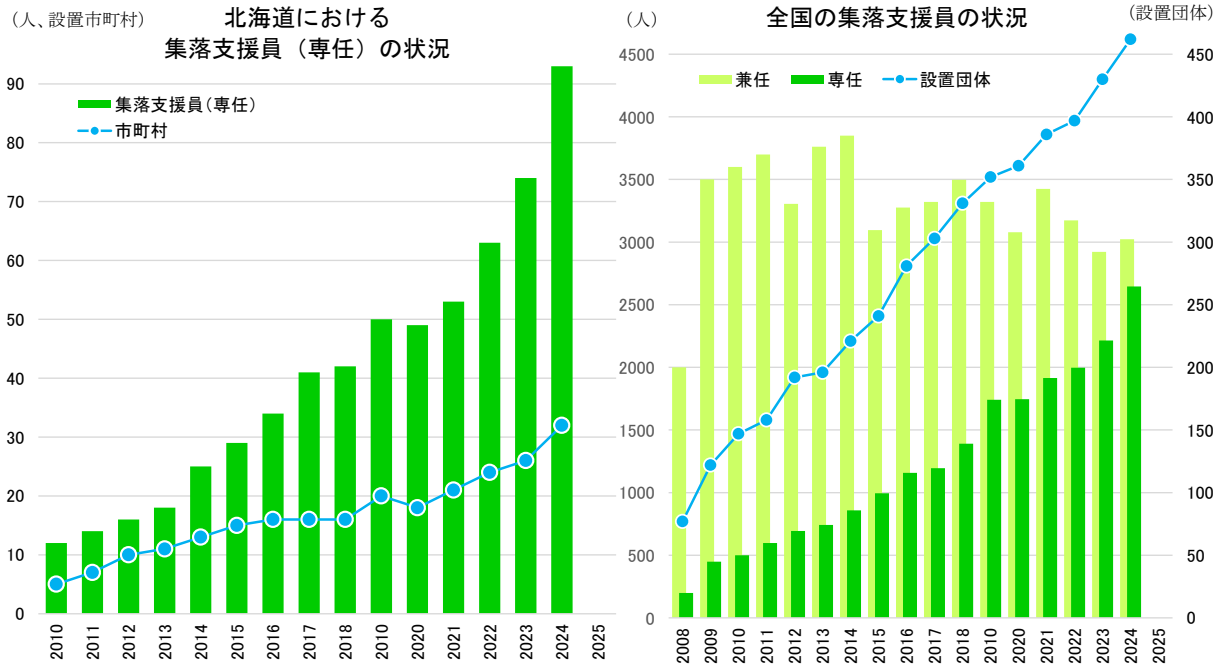
＜兼務職種＞
 地縁団体の長…町内会長、自治会長など 地域役員…町内会役員など 公的委員…民生委員・児童委員など その他団体の長…公民館長など
 正社員・従業員…民間企業の社員など 自営業…農業など 地域づくり団体…NPO法人職員など

(資料) 総務省「令和6年度 集落支援員の活動状況について」(令和7年4月9日)

北海道における集落支援員の状況



- 全国の集落支援員(専任)は、毎年増加しており、2024年度は2,645名となりました。また、集落支援員を設置している団体数も462となり、10年間で2倍に増えています。
- 北海道においても集落支援員は、近年、増加傾向にあり、専任の集落支援員は、32市町村で93人(2024年度)が活動しています。兼任の集落支援員は62人で11市町村に設置されています。

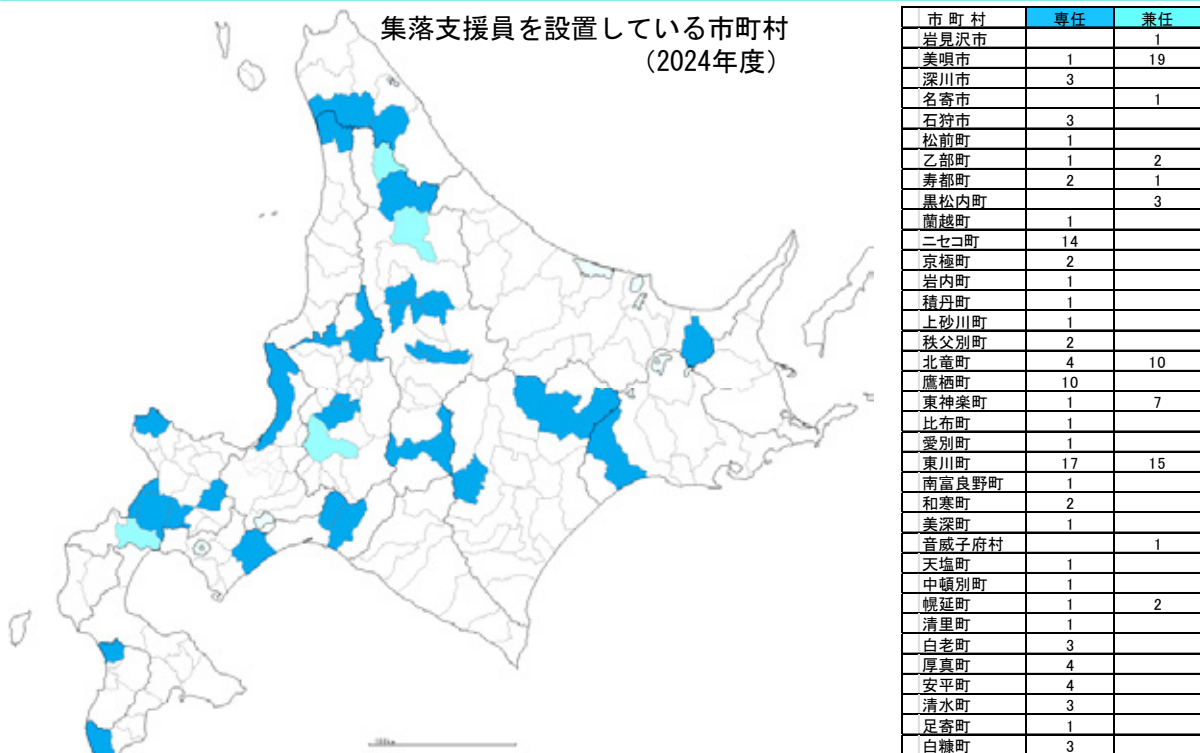


出典：総務省「集落支援員の活動状況について」を基に作成

北海道における集落支援員の状況



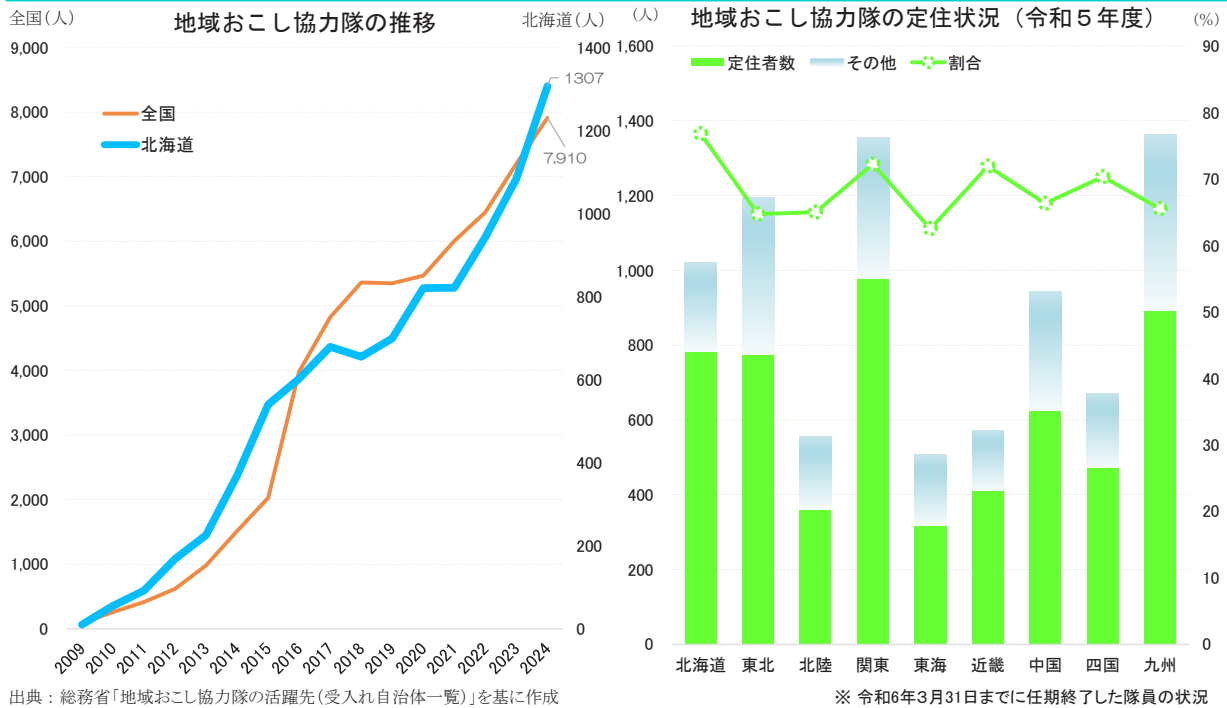
- 専任の集落支援員は、ほとんどの市町村で1~3名程度が委嘱されています。集落支援員(専任)の多い町村は、東川町17人、ニセコ町14人、鷹栖町10人となっています。



地域おこし協力隊の受け入れと定住状況



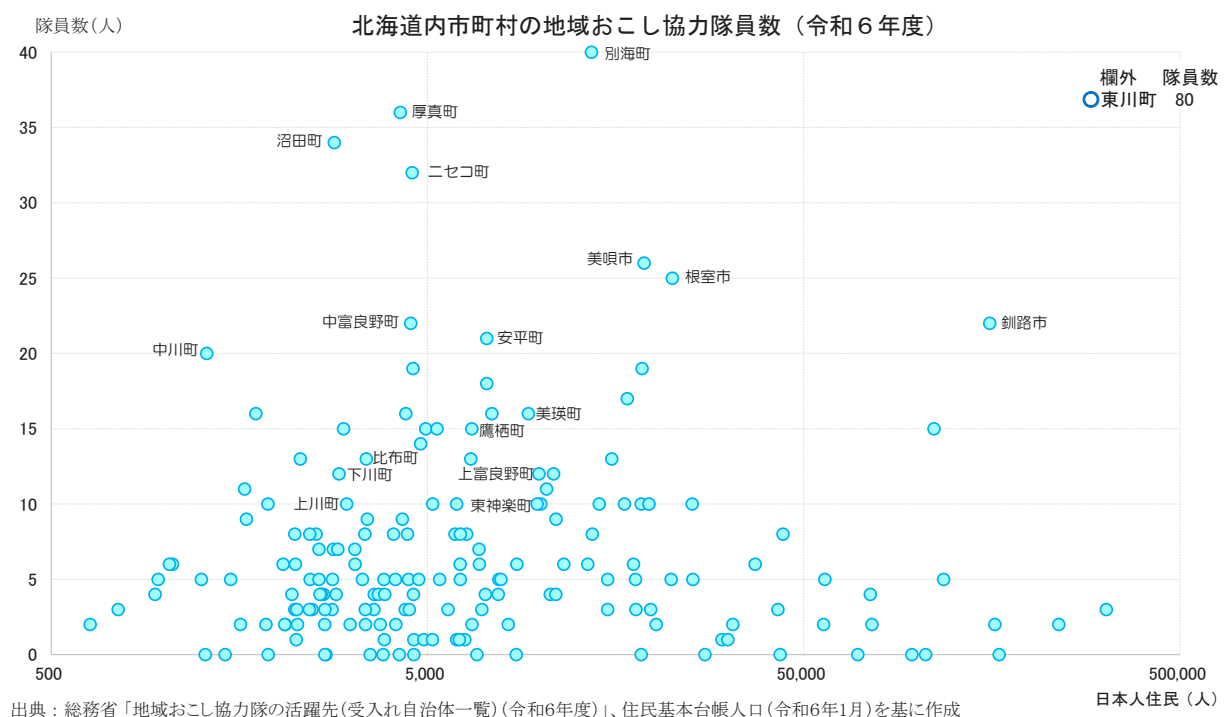
- 2024年度に北海道内で「地域おこし協力隊」として活動した隊員は、前年度より223人増えて1,307人となりました。受け入れ自治体の数は161で、道内市町村の9割でこの制度が活用されています。
- 活動(約3年間)終了後に、定住する隊員も多く、2024年3月末までに任期を終えた1,020人のうち、7割を超える784人が同じ市町村に定住しています。



道内市町村における協力隊の受入状況



- 北海道内の多くの市町村では、人口減少が進み地域社会や経済の縮小が懸念されています。協力隊員は、地域課題の解決や地域の活性化などの貴重な担い手となることが期待されています。近年は、数十人を超える隊員が活躍する町村もみられています。

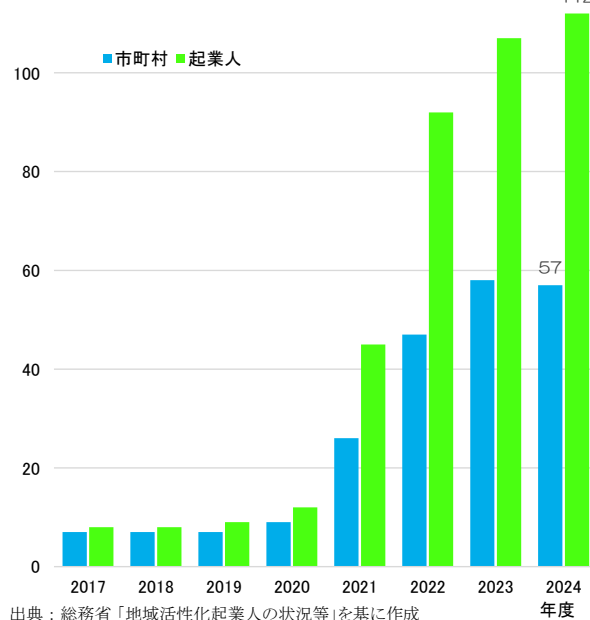


地域活性化起業人 ～北海道の活躍状況

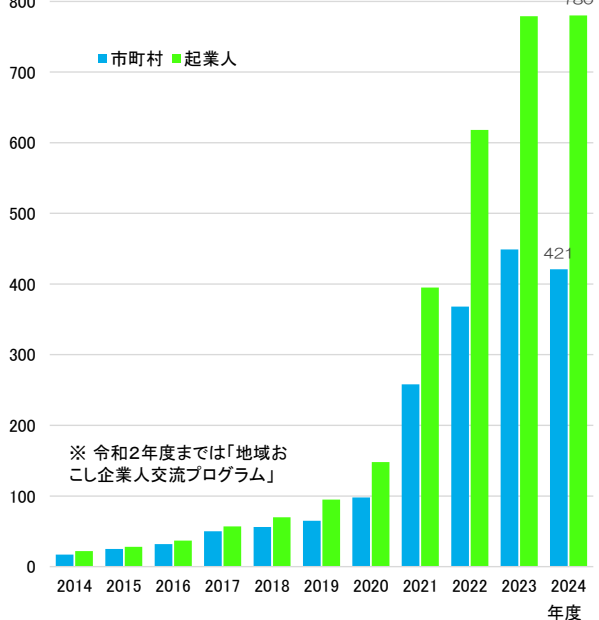


○ 地域活性化起業人(企業派遣型)は、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間(6か月から3年)派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組です。北海道内では、57市町村で112人が活躍しています。

北海道の地域活性化起業人の活用状況
(企業派遣型)



地域活性化起業人の活用状況
(企業派遣型、全国)

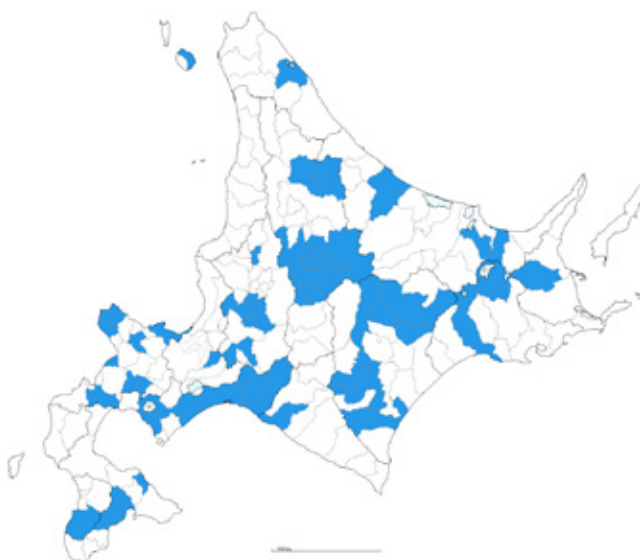


地域活性化起業人 ～北海道の活躍先

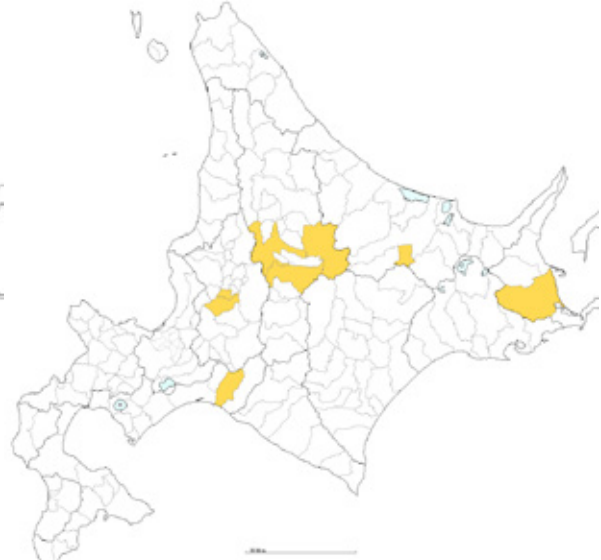


○ 地域活性化起業人は、令和6年度より、地方公共団体と企業の社員個人との契約に基づく副業型の活用がはじまっています。
北海道では、10市町村で20人が活躍しています。

地域活性化起業人を活用している市町村
(企業派遣型、令和6年度)



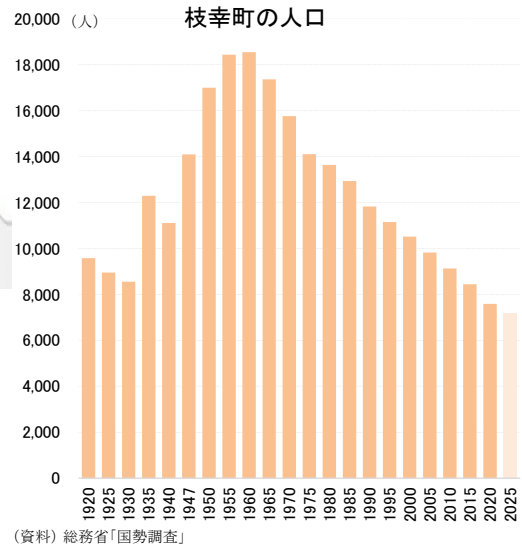
地域活性化起業人を活用している市町村
(副業型、令和6年度)



枝幸町の小中学校再編～枝幸町の概要



- 地域の歴史は、貞享年間(1680年代)に松前藩が直領漁場を開設したのが始まりと云われています。1878(明治11)年には、開拓使布達により「枝幸村」「歌登村」「頓別村」「礼文村」の4村が設置され、海岸地域を中心に集落の形成が進みました。2006年3月に「枝幸町」と「歌登町」が合併し、現在の「枝幸町」となりました。
- 海岸地域は、ホタテ、サケ、毛ガニなどの沿岸漁業と、水産加工業及び運送業が基幹産業となっています。「枝幸ほたて」は、地域団体商標に登録されています。内陸部では酪農を中心とした農業が営まれ、約1万頭の乳用牛が飼養されています。町内には、5～9世紀頃のおホーツク文化に由来する遺跡が出土し、「オホーツクミュージアムえさし」で地域の歴史文化を学ぶことができます。



枝幸町の水産業の概要



- 枝幸漁業協同組合の主な漁業種類は、さけ(193名)・ます(109名)定置網漁業、ホタテガイ(233名)・なまこ(19名)けた網漁業、毛がにかご漁業、たこ漁業、採介藻漁業(うに108名・こんぶ85名)等となっており、2024年の取扱高は145億円でした。町内には水産加工工場が立地しており、2021年の出荷額は162億円でした。

■ブランド化の推進



地域団体商標を取得した「枝幸ほたて」

出典：枝幸漁業協同組合HP



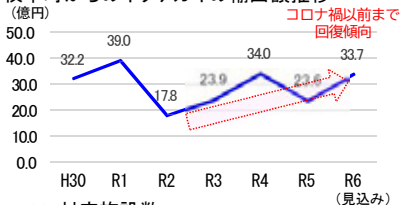
めじか鮭 船上活け「隆神」



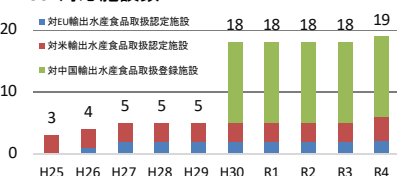
流水明け 「枝幸毛蟹」

出典：枝幸漁業協同組合HP

■ 枝幸町からのホタテガイの輸出額推移



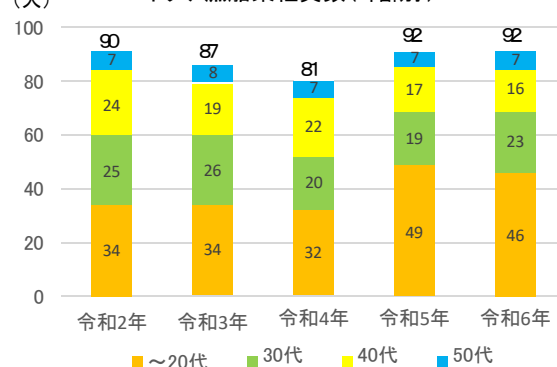
■ HACCP対応施設数



■ 漁業就業者の確保

漁業就業支援フェアへの参加、ホタテガイ乗組員の作業等をYouTubeに掲載など

ホタテ漁船乗組員数(年齢別)



枝幸町の集落



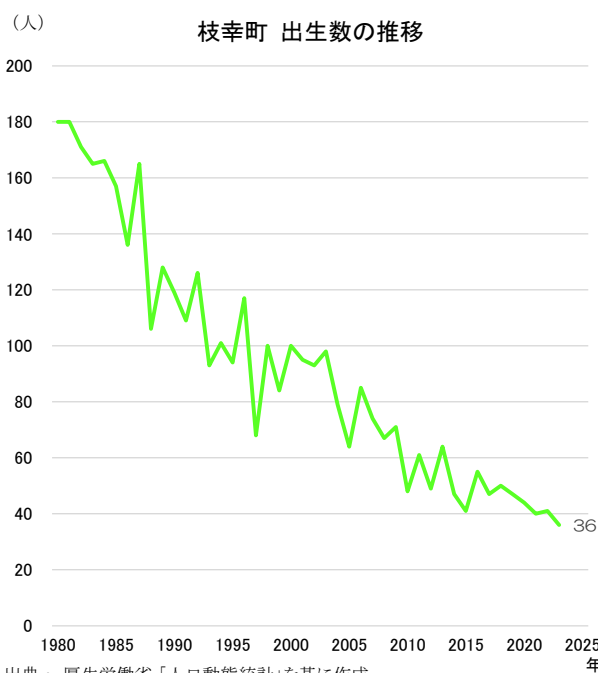
○ 枝幸町には、市街地のほか、枝幸地区に10、歌登地区に11の集落があり、それぞれ自治会が運営されています。



枝幸町の小中学校の統廃合計画について



○ 枝幸町では、児童生徒数の減少によって、小さな学校では教職員の配置や教育活動、学校運営などに支障が出ています。
このため、2027年度から小学校を7校から3校に、中学校は30年度から3校を1校に集約する計画を公表しました。



小学校の年度別入学者数の見通し

	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'27	'28	'29	'30
枝幸	36	19	29	24	21	42	22	25	20	25	18
目梨泊	0	2	2	1	0	0	1	0	0	2	0
岡島	0	1	3	2	4	0	3	1	2	1	2
山臼	3	0	0	3	1	3	0	1	2	1	1
風烈布	2	1	3	0	4	0	0	4	3	1	2
音標	4	5	4	8	4	4	6	4	5	1	5
歌登	8	5	4	5	3	4	3	1	4	5	2

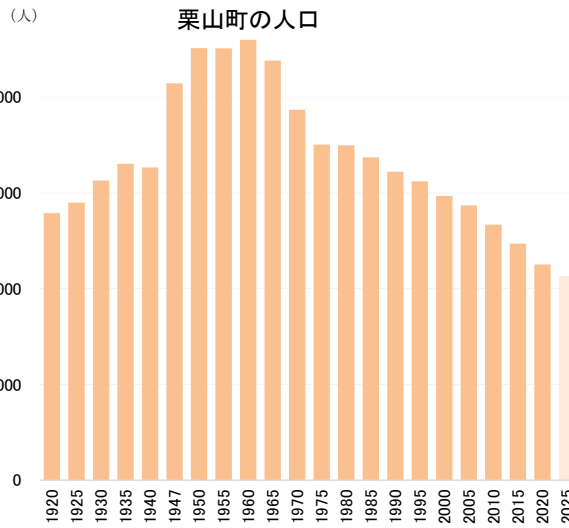
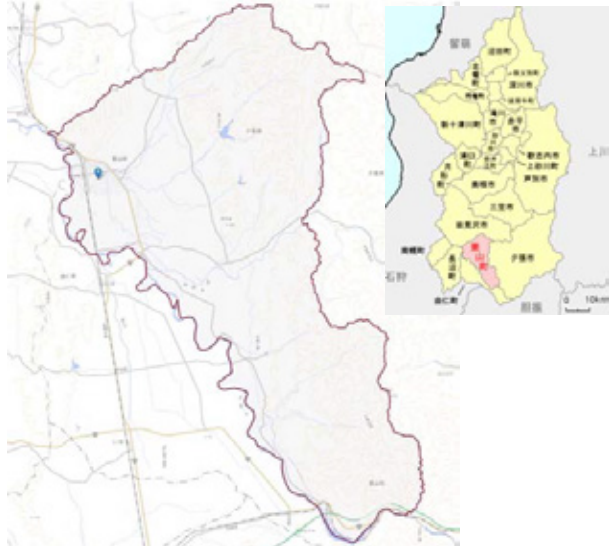
小学校の統廃合



栗山町の小中学校再編～栗山町の概要



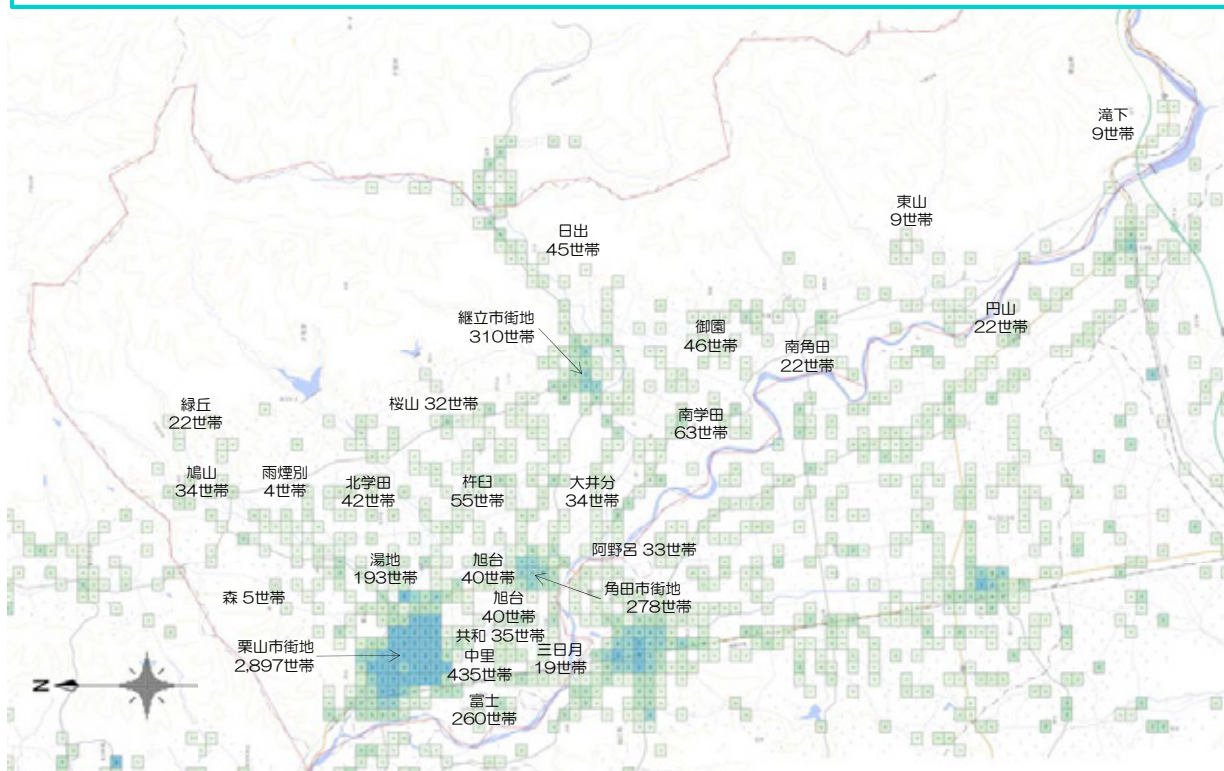
- 栗山町は、明治21年、宮城県角田藩士、泉麟太郎の率いる夕張開墾起業組合員により開拓が始まり、明治23年、「角田村」と公称されました。その後、札幌農学校夕張学田地の設定や、華族などが相次いで農場を創設し、農業開発が進められました。昭和に入り、角田炭鉱の発展とともに、人口は2万人を超え、昭和24年に町制を施行し「栗山町」となりました。昭和40年代以降は、炭鉱の閉山や大手企業の移転など産業構造の変化に見舞われ、また、農業人口も流出が続いています。
- 基幹産業は稲作を核とした水田農業となっており、また、鉄道、国道など交通の利便性も良く、栗山工業団地を中心に工場が立地しています。
町には、介護福祉士養成施設としては全国唯一の公立校である町立北海道介護福祉学校があります。近年は入学者数が減少しており、1学年の定員を80名から40名に縮小しています。



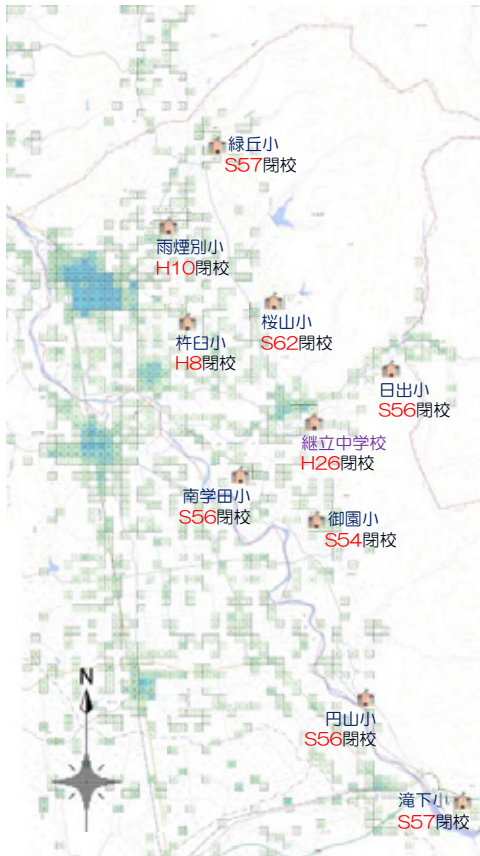
栗山町の集落



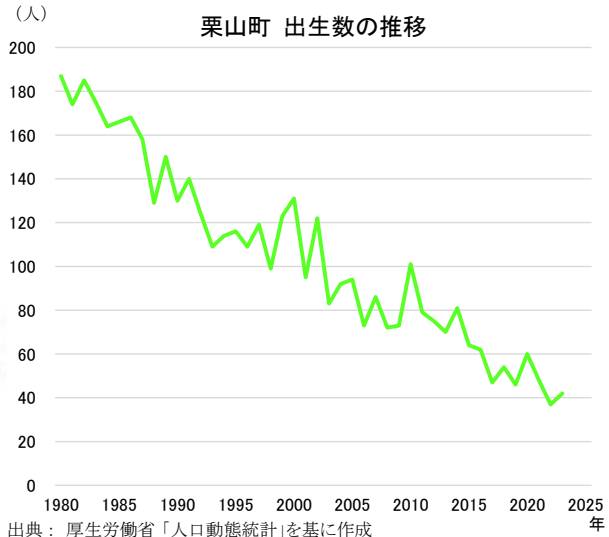
- 栗山町は、まちの中核機能を集積する栗山市街地と、栗山町発祥地である角田市街地、夕張市と隣接する継立式街地の3つの市街地が形成され、周辺に農村集落が散在しています。



栗山町の小中学校の状況



- 栗山町の小中学校における児童生徒数は、1959年度の5,483人をピークに減少が続いています。これに伴い、小中学校の統廃合も進んでおり、中学校は1967年度まで5校でしたが、現在は栗山中だけとなっています。小学校は1978年度に11校でしたが、現在は3校となっています。
- 児童数の減少により、角田小、継立小では、複式学級の編制を余儀なくされており、継立小の2027年度の新入生は1名となる見込みです。栗山小も、現在は各学年2学級ですが、2028年度の1年生からは1学級となる見込みです。



「第1回栗山町立小中学校適正配置計画検討委員会」



令和6年5月9日開催

栗山町立小中学校適正配置計画検討委員会 委員

所属	氏名	要職上の位置づけ
教育長職務代理者	井上 博幸	学識経験者（教育に識見を有する者）
教育委員	岡本 玉季	学識経験者（教育に識見を有する者）
教育委員	上原 永子	学識経験者（教育に識見を有する者）
教育委員	橘 高博	学識経験者（教育に識見を有する者）
北海道文教大学 教授	相馬 哲也	学識経験者（教育に識見を有する者）
社会教育委員長	木藤 浩二	教育関係者（校長会役員等）
栗山町校長会 会長	土谷 清樹	教育関係者（校長会役員等）
栗山小学校PTA代表 （令和6年度PTA連合会会長）	藤本 江里沙	保護者代表者（PTA役員等）
角田小学校PTA代表	山田 晃博	保護者代表者（PTA役員等）
継立小学校PTA代表	岸田 泰志	保護者代表者（PTA役員等）
栗山中学校PTA代表	谷内 篤史	保護者代表者（PTA役員等）
子育て支援センター利用者 代表	土谷 沙織	保護者代表者（PTA役員等）
栗山町内連合会 会長	八木 義嗣	地域の関係団体代表者（町内会等）
角田町内連合会 会長	永田 英隆	地域の関係団体代表者（町内会等）
継立町内連合会 会長	藤多村 茂廣	地域の関係団体代表者（町内会等）
日出連合町内会 会長	早岡 真性	地域の関係団体代表者（町内会等）
そらも農産協同組合 筆頭理事	井山 肇	地域の関係団体代表者（町内会等）
一般社団法人栗山町青年会議所 理事長	天野 剛生	地域の関係団体代表者（町内会等）

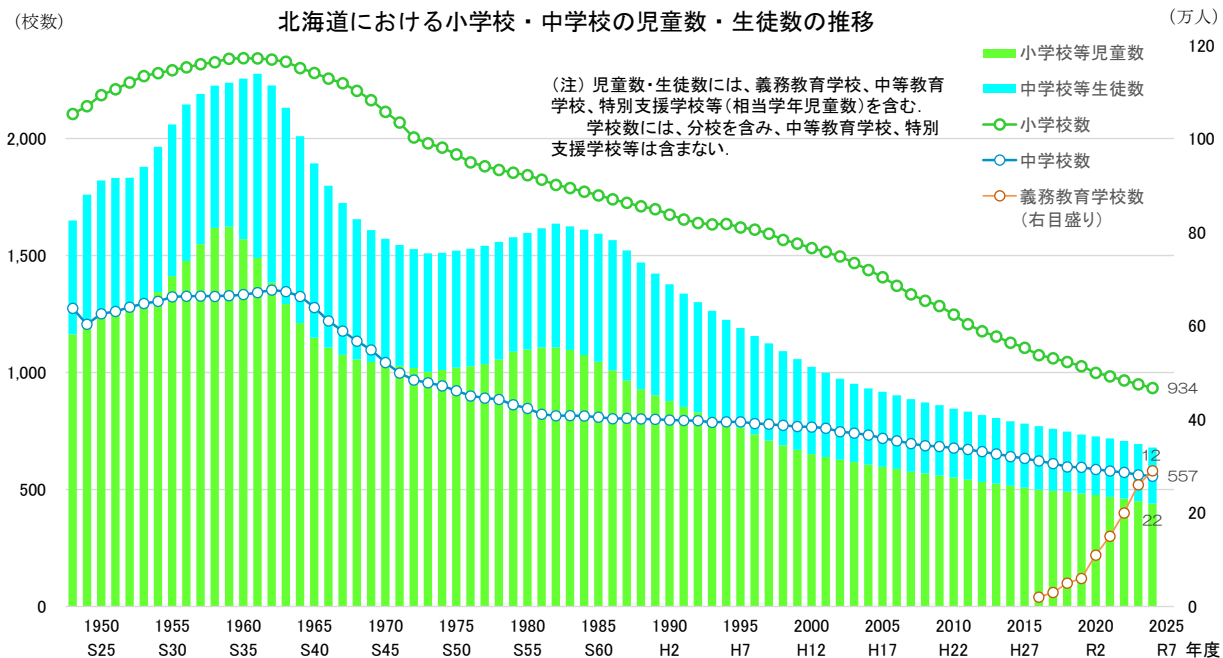
（委員による発言）

- 私は町外の小規模学校で過ごしてきました。大規模化するメリットのイメージが湧かないというのが率直な意見。
- 学校の数が変わるのであれば、小学校、中学校だけではなく、図書館や地域の公共施設が一体となった空間で、子どもも大人も、高齢者も交流できるような場所であればいいと思います。
- 現在の町広報の出生欄を見ても、1人や2人、0人の時もある。子どもたちにとって、入学式が1人、2人は可哀想だと思うので学校数を見直しの方が良い。
- 継立中学校が栗山中学校と統合したときの当事者であります。当時は、地域が疲弊するといった意見と、選択肢として与えてあげるものが少なすぎるという意見がぶつかり、言い合いもありました。
- 自分の地域の中に児童生徒が少ないため無関心でありました。その中でも新規就農者が地域に入っており、その方が小さいお子さんがいるので、ようやく子どもたちの声が聴けるようになりました。
- 私の地域は40世帯程で、いわゆる限界集落です。今後、子どもが増える予定もありません。新規就農者が唯一の希望です。新規就農者がどう考えているのか、どのような希望を持っているのか聞き取りをして回答したい。
- この会議にしてもだが、継立小学校の今年の新入生が2名と分かっているのに、役場の対応が遅すぎるのではないかと？

北海道の小中学校数、児童生徒数の推移

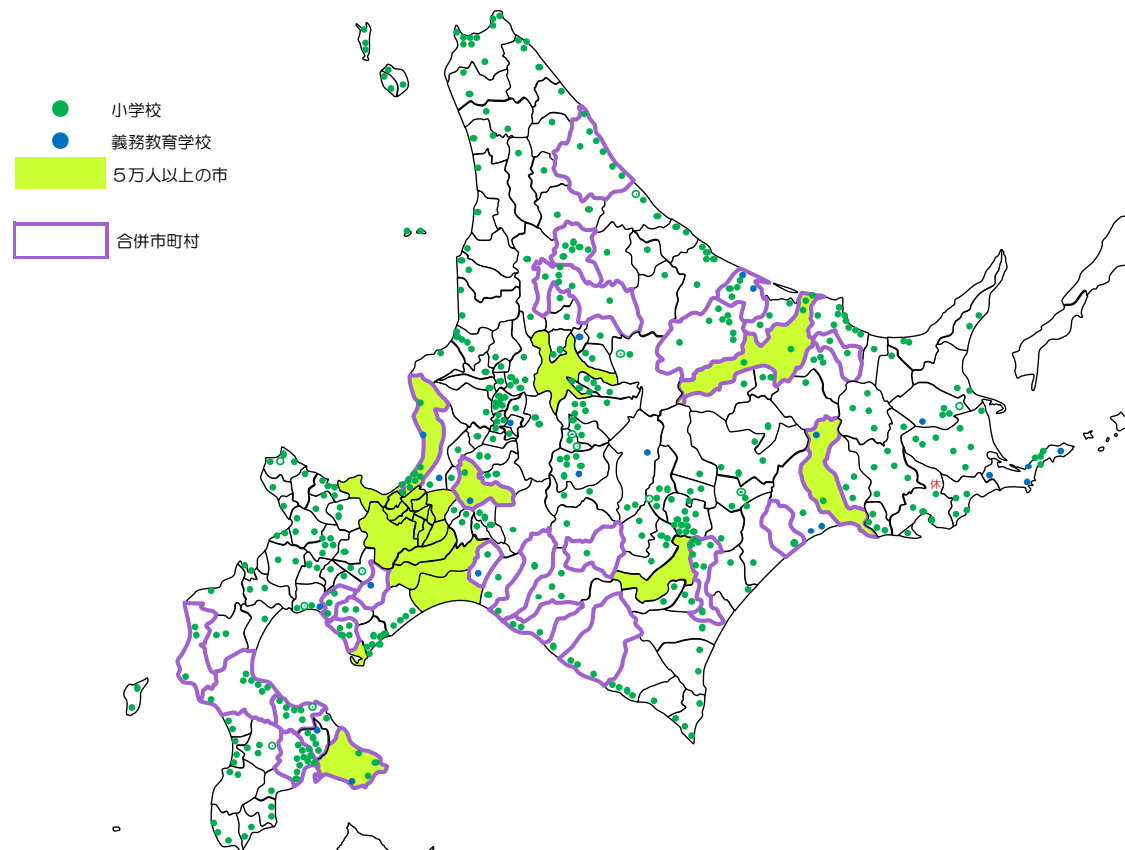


- 北海道の小学校児童数は、1959年に81万人のピークを迎え、1970年代後半に増加傾向に転じたものの、その後は減少傾向が続いています。中学校生徒数のピークは、1963年の42万人でした。
- 学校数は、1962(昭和37)年の3,689校がピークで、その後は少子化が進むのに伴って減少が続いています。2024年度は、小・中学校併せて1,491校でした。近年は義務教育学校が増加しています。



出典：文部科学省「学校基本調査」を基に作成

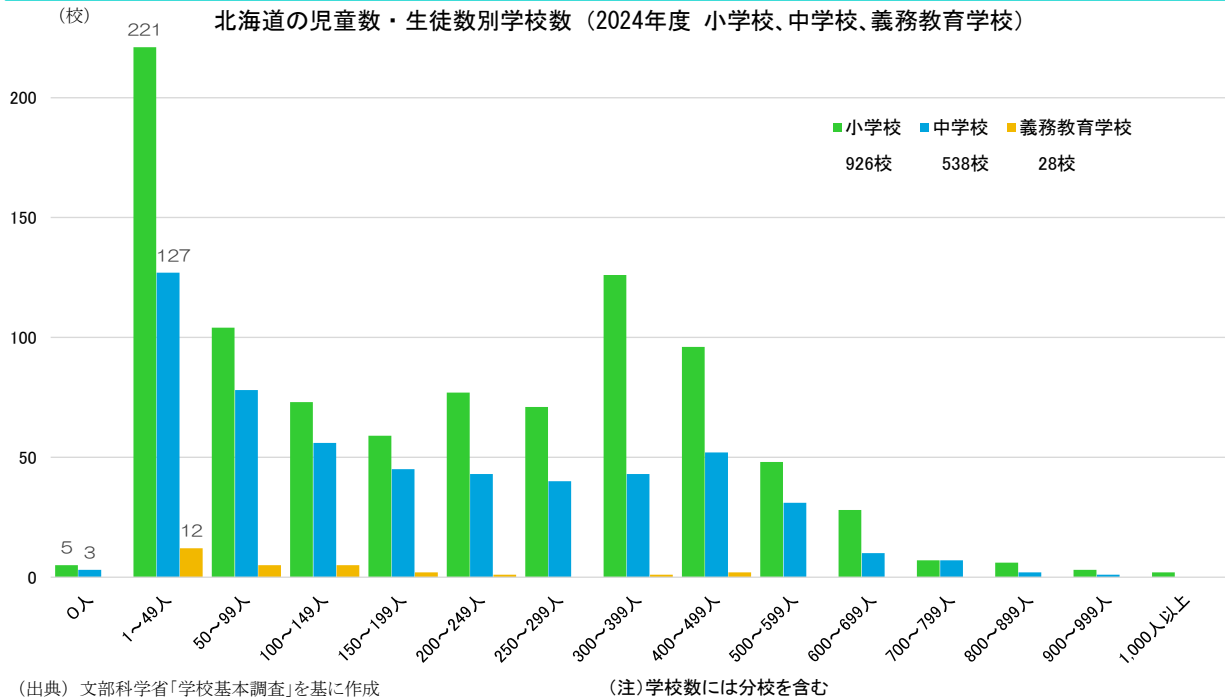
人口が5万人未満の市町村における小学校の配置



北海道の小中学校は、小規模な学校が多い



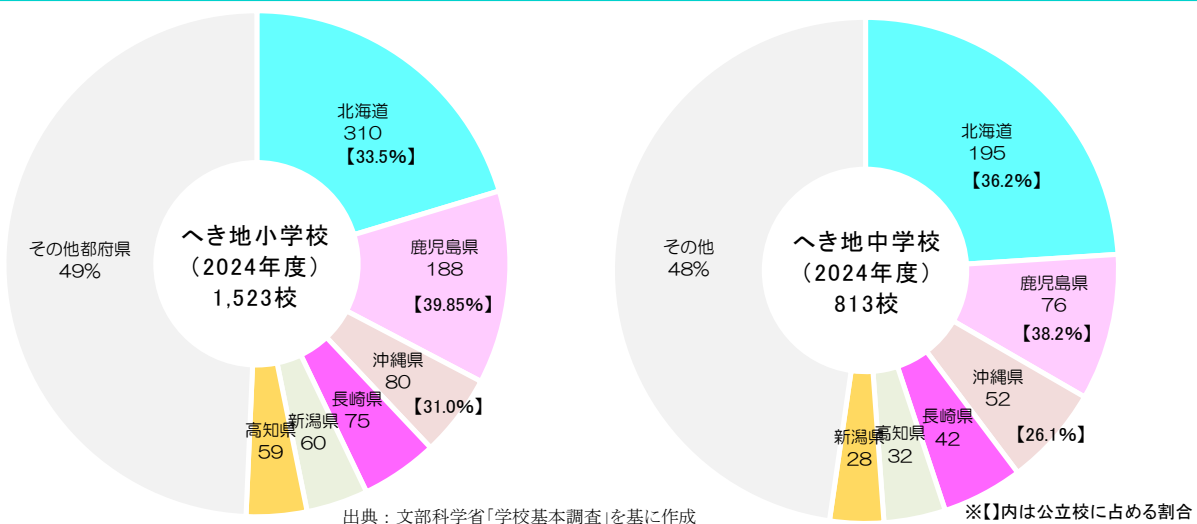
- 2024(令和6)年度の小学校は926校、中学校は538校、義務教育学校は28校となりました。10年前に比べ、小学校は▲201校、中学校が▲103校も減少しています。
- 児童・生徒が300人未満の学校は、小学校が66%(全国は53%)、中学校が73%(同51%)となっています。このうち、50人未満の学校は小中学校数約の約4分の1となっています。



へき地校（公立）の状況～北海道は全国の1/4



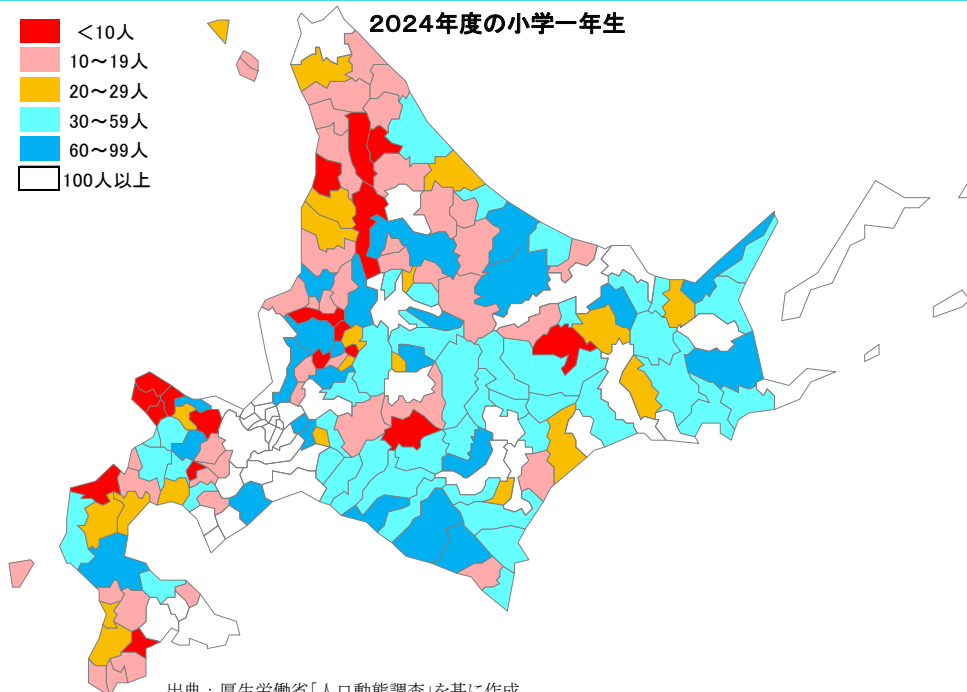
- 日本の義務教育が明治期に確立され、1902(明治35)年には、小学校の数が27,154校に達しました。山間へき地や離島を含め、全国津々浦々に学校が設置されました。過疎化が進む今日では、北海道をはじめ全国に小規模校が存在します。こうした地域での教育が「深刻な問題」としてあまり認識されていないのは、「へき地教育振興法」(昭和29年、法律第143号)の制定をはじめ、関係者の努力の賜でもあります。
- 「へき地校」とは、交通困難で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島などに所在する公立の小中学校で、「指定」された学校では、教員の勤務条件等に特別な配慮が講じられています。学校から駅又は停留所、医療機関、高等学校、郵便局、役場までの距離などの条件によって「勤務の困難度」が指定され、「へき地手当」等が支給されています。



小学一年生の状況



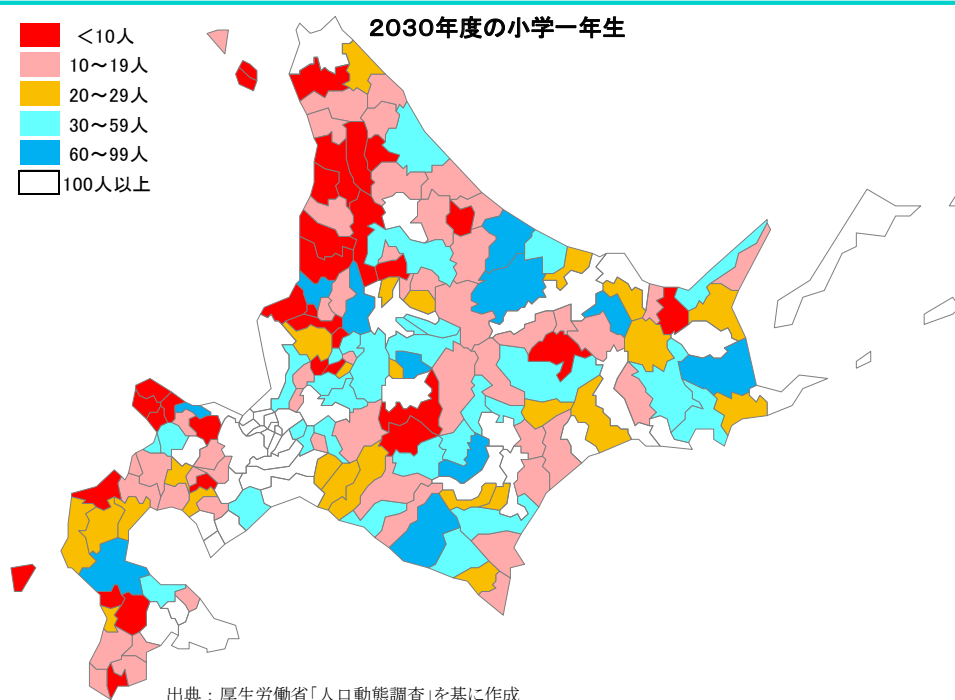
- 北海道の2024年度の小学一年生は、33,972人でした(特別支援学校を除く)。
- 小学一年生が10人未満の市町村は16、10～19人が45、20～29人が21でした。
- 小学一年生が30人未満の市町村には、134の小学校(義務教育学校を含む)があります。単純平均すると、1学校当たりの小学一年生は9.3人でした。



2030年には33市町村で小学一年生が一桁に



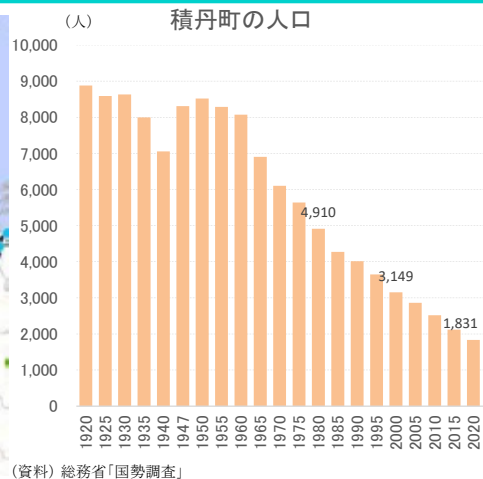
- 出生数の減少に伴い、小規模な市町村では小学校の入学者が急速に減少していきます。
- 2030年に小学一年生となる児童が30人未満となる市町村は、約100市町村となると見込まれます。このうち、10人未満となる市町村は、33市町村となる見通しです。



小規模校の現状～積丹町のへき地小学校における遠隔授業



- 積丹町は後志管内、積丹半島の先端にあり、町の面積は238.1km²で、林野面積が8割を占めています。42kmの海岸線に7漁港があり、その後背地に10集落が点在し、漁業や農業が営まれています。この地域は、明治時代以前からニシン漁など沿岸漁業が盛んで、大正4年には人口が1万1千人台でした。ニシン漁の衰退とともに人口が流出し、高度成長を背景に過疎化が進行しました。
- 町の小学生は56人(2024年度)ですが、4つの小学校が配置されており、いずれもへき地指定校となっています。このうち、野塚、日司の2校は児童数が一桁の状況が続いています。
- 3つの小学校では複式学級が編成されており、2018年からiPadを導入し、2019年度からは遠隔授業に取り組んでいます。
複式学級の児童は、大勢の前で話す機会が乏しくなりがちだと云われます。考えを相手に伝える力を養うために、他者を意識した話し方をする経験が必要です。体験した児童は、「いつも同じ二人で、同じ話になるので、違う人と意見が出せていい。(画面越しでも)お友だちになれる」と話していました。



北海道における過疎化の進行と「小規模校」



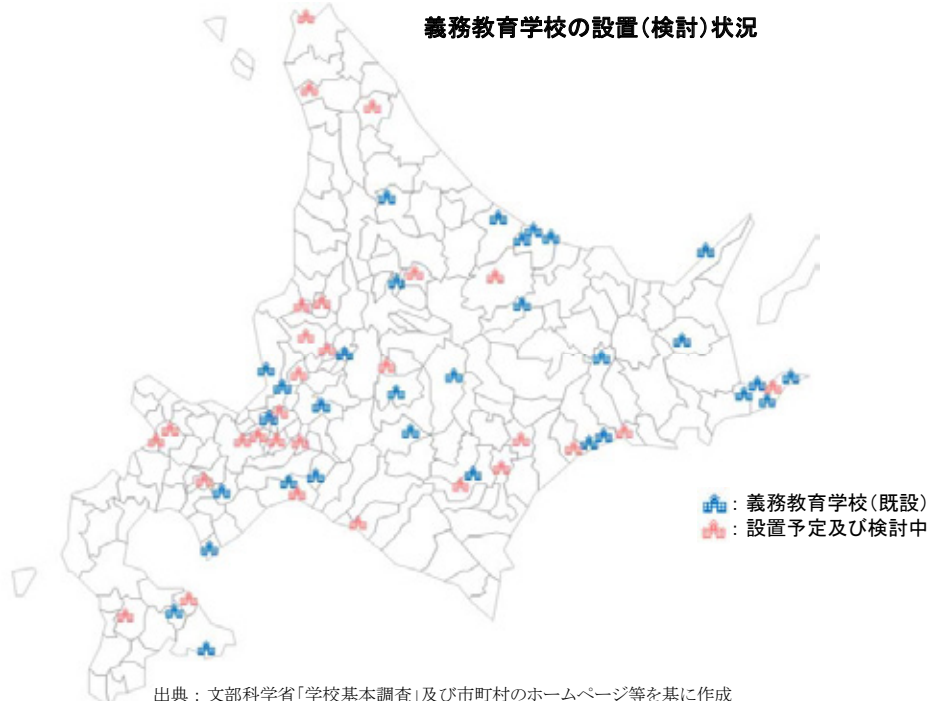
- これまで日本の学校教育では、学級集団や学習集団において、子ども同士や子どもと教師、子どもと地域の方々など、多様な他者との関わりを通して、よりよい学びを創り出すために、学び合い、高め合う関係性を大切にしてきました。
学校における学びの協働的な関係性は、社会に出てからも様々な課題解決に対して求められる重要なものです。「日本型学校教育」は、こうした「協働的な学び」を大切にするものです。
一方で、児童生徒一人一人の興味関心や発達の状況等を踏まえて、それぞれの個性を伸ばし、資質・能力を高めていく「個別最適な学び」も重要であることから、その手段の一つとして、ICTを活用したGIGAスクール構想が推進されています。
- 小学校は12学級未満、中学校は6学級未満の学校が「小規模校」とされており、北海道では、小学校が457校(総数の49%)、中学校が178校(総数の31.1%)が小規模校に該当します。
小規模校は、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を把握しやすい、意見や感想を発表できる機会が多くなる、校外学習などを機動的に行いやすくなるといったメリットがあります。一方、クラス替えが困難となり、人間関係が固定化し、集団活動の機会が限定される、様々な価値観への出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる、運動会や学習発表会などの学校行事において、種目や演目が限られる等の課題が指摘されています。
また、北海道では、へき地指定校も500校を超えており、こうした僻地では教員の確保にも困難をかかえています。
- 北海道では、急速に進む少子化に対応して、多くの市町村で、小学校の統合や小中一貫の義務教育学校への再編などが検討されています。ただ、小中学校は、「徒歩通学」が基本とされているものの、過疎地では、統合により徒歩通学(小学校で2km程度)が困難となり、スクールバス等の手配が必須となっています。
学校がなくなると、地域が衰退し、さらには町がなくなるという深刻な事態にもつながることから、市町村は難しい対応を迫られています。

北海道の義務教育学校の状況



- 「義務教育学校」は、小中学校の9年間で一貫したカリキュラム編成などの教育活動を行う学校です。小学校から中学校に上がる際の環境変化で学習につまずく「中1ギャップ」の解消につながります。北海道内でも学校数が増加しており、少子化の進行によって、集団活動に必要な児童生徒数の確保が求められるといった要因もあります。

義務教育学校の設置(検討)状況

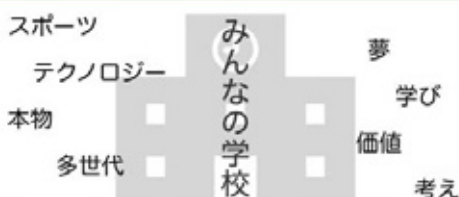


安平町立早来学園（義務教育学校）の取り組み



- 安平町では、「遊育」「あびらぼ」「ワクワク研究所」「ABIRA Talks」という4つの事業を通じて、様々な「学び」から「挑戦」に繋げる独自の教育手法「あびら教育プラン」に取り組んでいます。
- その拠点となる施設が、2023年4月1日に開校した「安平町立早来学園」です。早来学園は、胆振東部地震で被災した早来中学校の再建に合わせて、老朽化の進む近隣の3小学校を統合した義務教育学校です。
- ICTを活用した空間設計により、学校とまちのコミュニティセンター機能を両立させています。地域住民側の入口すぐには「まちのリビング」と呼ばれる多目的スペースがあり、イベント開催やオフィスワーク、保護者の待合スペースなど世代を超えて子どもたちと地域住民が自由に交流できる場所となっています。
- 隣接する「はやきた子ども園」(園児185人)を含め、町が幼児期から中学まで一貫した教育が受けられる体制を整えたことが、子育て世帯を呼び込む契機となり、子育て世代の移住が増えています。

自分が“世界”と出会う場所



出典：早来町のホームページ等を基に作成

「育園留学®」＝厚沢部町×キッチンハイク（東京台東区）



いちばん小さな留学生の、いちばん大きな可能性。

保育園留学®

「保育園留学®」とは

地域と子育て家族をつなぎ、未来をつくる留学プログラム。

1週間から3週間、こどもが保育園に通いながら家族で地域に滞在できる暮らし体験です。こどもには、大自然に触れ心身ともに健やかに育つ環境を。ご両親には、仕事も子育てもできる多様な選択肢を。過疎地域へは、子育て家族を招き、地域経済に貢献します。



(出典) <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000157.000006899.html>

「育園留学®」＝厚沢部町×キッチンハイク（東京台東区）

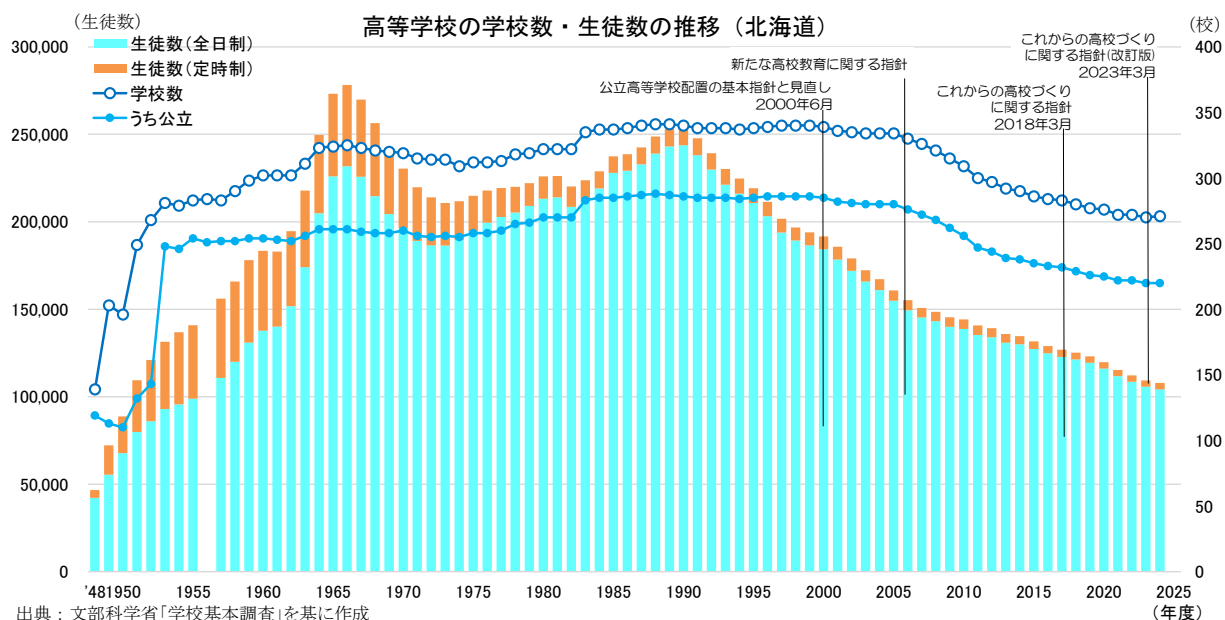


- 厚沢部町では、町が100%出資する「素敵な過疎づくり株式会社」を設立し、移住体験住宅を活用した移住施策などを行い、人口増に向けて外部からの人を受け入れる取組を進めてきました。
- 「保育園留学」は、東京のスタートアップ企業・キッチンハイクの山本雅也氏が、2021年の夏に妻子を伴い、ワーケーションとして3週間、厚沢部町に滞在したことがきっかけでした。山本氏は、滞在中に子どもを認定保育園「はぜる」に預けた経験から、「自然にあふれた保育環境は、教育意識の高い都会の親に確実に求められる」と考え、事業化プランをまとめ、町役場に提案しました。
- 「はぜる」は、老朽化していた3つの保育園を統合し、2019年に設置されました。移住者や地域住民が集い多世代交流できる子育て支援拠点施設として位置づけられており、町外の人でも短期間子どもを預けることが可能な「一時預かり」制度を設けていました。
役場は、既に、移住者を呼び込むきっかけにと、「ちょっと暮らし住宅」や「食育体験プログラム」を実施していたこともあり、これに「はぜる」を組み合わせれば、新たに建物や制度をつくることなく、山本氏の企画案を実現できると考えました。
- 保育園留学を事業化に当たっては、町外の子供を次々受け入れることになる「はぜる」の保育士たちも前向きでした。厚沢部町では近年子供が激減していたからです。「(人口減少の中で生まれた)新しい園だけに、はぜるの保育士は前例にとらわれず変化にも強い。町民の入れ替わりが極端に少なく、入園から卒園までほぼ同じ顔触れで過ごす子供たちにとっても、新しい友達と過ごせる保育園留学はいい刺激になると考えました」と、はぜるの主任保育教諭・橋端純恵氏は話してくれました。
- 2021年10月にはクラウドファンディングを実施しています。「保育園留学という全く新しい概念」を全国にPRするとともに、地元の理解・賛同を高めることも狙いがありました。「保育園留学事業には、役場や保育園だけでなく、ちょっと暮らし住宅の管理会社、食育体験の受け入れ先の農家も関わります。クラウドファンで目標金額の500%に相当する150万円以上が集まったことで、『保育園留学は、よそ者の単なる思い付きではなく、多くの親が応援したくなる公益性のある事業だ』と理解され、関係者が一枚岩になった」ということです。

北海道の高等学校～生徒数、学校数の動向



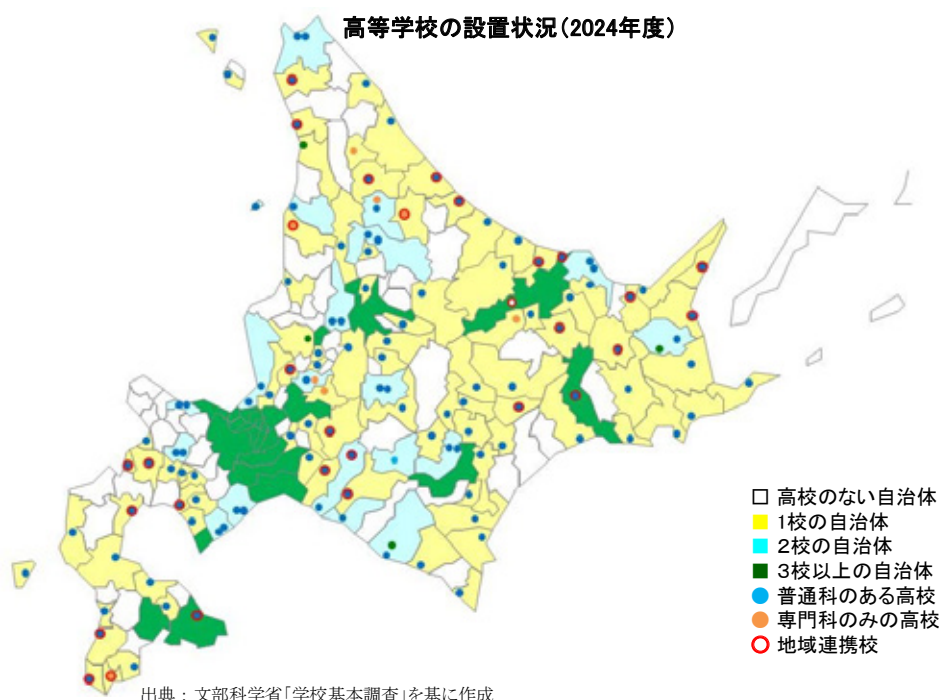
- 高等学校の生徒数は、1966(昭和41)年度の278,192人が最多で、2001(平成13)年度から減少が続いています。2023年度は109,290人(男子 55,753人、女子 53,537人)で、前年度より2,856人減少しました。なお、高等学校の教員数(本務者)は、9,704人で、前年度より149人減少しています。
- 高等学校の学校数は、1988(昭和63)年度の341校が最多で、2006(平成18)年度以降は減少が続いています。2023(令和5)年度は、270校(公立 220校、私立 50校)で、前年度より2校減少しました。
- 中学校から高校等への進学率は98.5%となっていますが、進学者数は減少傾向にあります。



北海道の高等学校～小規模高校の状況



- 道内91市町村で高校が1校のみの設置となっており、このうち、57校は第1学年1学級規模となっています。
- 道教委は、1学年の生徒が20人未満でも、所在市町村をはじめとした地域における、高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した上で、再編整備を留保するとしています。



北海道の高等学校～「これからの高校づくりに関する指針」改定版



○ 北海道教育委員会では、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示しています。この指針は、令和8年度以降の配置計画から適用されますが、実施可能な施策については令和5年度から実施することとされています。

IV 公立高等学校配置計画

【配置計画に係る基本的な考え方】

1 配置の基本的な考え方

< 地域の実情に応じた配置 >

- 複数所在市町・圏域
関係市町村の参画を得ながら配置の在り方等協議
- 所在校以外への通学が困難な市町村
 - ・ 進学希望者に見合った定員確保
 - ・ 地域とつながる活力と魅力のある高校づくりを推進
 - ・ 第1学年40人以上欠員の場合、学科を再編整備

< 1 学年 1 学級の取扱い >

第1学年在籍者2年連続20人未満で再編整備

- 離島 2年連続10人未満で再編整備
- 地域連携校及び農業、水産、看護又は福祉
 - ・ 入学者確保に向けた集中取組期間の設定
 - ・ 期間中2年連続10人未満で再編整備
- 定時制 3年連続10人未満で再編整備

< 公私間調整 >

私立高校の配置状況に考慮した定員調整

2 学級定員

高校標準法に基づき40人

3 配置計画の策定

- ・ 3年間の配置計画とその後4年間の見通しを示した配置計画を毎年度策定
- ・ 策定に当たり、通学区域ごとに地域別検討協議会を開催

(出典) 北海道教育委員会 令和5年(2023年3月)

北海道の高等学校～「これからの高校づくりに関する指針」改定版



II 地域とつながる高校づくり

【地域における教育機能の維持向上を図るための方策】

- 1 地域と密接に結び付いた取組の推進（地学協働の推進）
コミュニティ・スクールの導入、コンソーシアムの整備
- 2 将来を見据えた高校づくりを地域とともに考える仕組みの構築
一定の圏域において、将来的に圏域内の高校が担うべき役割や高校の魅力化、多様な学習ニーズに応える高校配置の在り方について協議
- 3 地域連携校の充実
 - ・ 他校との連携による教育活動の充実
 - ・ ICTを活用した遠隔教育の普及に向けた検討

III 活力と魅力のある高校づくり

【普通科改革、多様なタイプの高校づくりなど、活力と魅力のある高校づくりに向けた学科の在り方等】

- 1 全日制課程
 - ・ 普通科新学科の設置
 - ・ 各専門学科の在り方検討、総合学科、中高一貫校や単位制などの多様なタイプの高校の教育活動の充実
- 2 定時制課程・通信制課程
 - ・ 生徒の生活スタイル等に応じた学習機会の確保
 - ・ ICTを効果的に活用した教育活動の充実

V 教育諸条件等の整備

【教育諸条件等の整備に係る基本的な考え方】

- 1 道外からの入学者の受入れ：地域特性や地域要望等を踏まえ、道外推薦による入学者受入れの拡大検討
- 2 通学区域：普通科新学科の通学区域の取扱いの検討
- 3 修学に対する支援：高等学校生徒遠距離通学費等補助制度について、必要に応じて見直しを検討

(出典) 北海道教育委員会 令和5年(2023年3月)

高校魅力化プロジェクト～福島商業高等学校



- 福島商高の2023年度入学者9人と道立高校の再編整備基準を回避することが難しい状況でした。「みなみ北海道ふくしま留学」ホームページの充実、インターネット上での学校説明会、東京都での学校説明会など、高校の魅力化と情報発信に全力で努めています。
- 教育課程の魅力化としては、町内外の専門家を招くなどして地域課題探究学習をより深め、多様な考えを学ぶ機会を創出しています。大手IT企業と連携し、より高度なプログラミング学習や、ドローン操縦の国家資格取得など、IT人材の育成に努めています。
町外からの生徒も、快適な生活ができるよう、青少年交流センターに「新潮学舎（にいじおがくしゃ）」を建設しました。
- こうした取組みもあり、2024年度は、神奈川県など道外出身者11人を含む、29人の生徒が新生活をスタートさせています。



出典：福島町のホームページ等を基に作成

高校魅力化プロジェクト～日本最小規模の天売高校一島留学



- 天売島（北海道苫前郡羽幌町）は、絶滅危惧1A類の海鳥・ウミガラス（オロロン鳥）やウトウなど100万羽の海鳥と人間が共生する、世界的にも貴重な自然豊かな島です。島にある天売高校は町立の夜間定時制高校です。
島では、高校を「地域のコミュニティ」「観光資源」の一つとして位置づけ、2016年からは島の魅力を生かして全国から生徒を募集しています。募集活動は、教育委員会、同校の同窓生、PTA、教育振興会、一般社団法人 天売島おらが島活性化会議など関係機関が一体となって推進しています。2023年は、町外から5名の新生が入学しました。
- 天売島という特色を生かし、普通科ながら水産の科目を実施しています。カレイ燻製、タコ燻製、ウニ缶製造、スモークサーモンの実習を行っています。また、地域の自然や水産業をテーマにした課題研究を行っており、その研究成果を毎年全道で行われる、水産クラブ研究発表大会で発表しています。
- 天売島の人口は約270人ですので、生徒たちは、地域イベントの運営・補助として活躍しているほか、人手の足りない島内の貴重な存在となっています。
天売高校の生徒たちが、島の人々と交流を深めていくすがたは、NHKでドラマ化され、2022年に『春の翼』が放映されました。島の人々の温かさや生徒たちの成長が描かれています。



(資料) <https://www.furusato-tax.jp/gcf/2812>

高校魅力化プロジェクト～羅臼高校で知床ダイビング



- 羅臼高校は、町内唯一の中学校の知床未来中から面接と作文で進学できる入試制度を採用しています。例年は卒業生の多くが入学しますが、2021年は35人の卒業生のうち、28人が町外の高校に進学し、羅臼高校への入学出願者は7人でした。
- 羅臼高校の入学者は、2022年度21人、23年度18人と低迷を続けているため、入学者の全国公募を行うとともに、「羅臼高校魅力化コーディネーター」を起用し、知床の海の潜水など個性的な学びを発信していくこととしています。

羅臼高の募集人員と出願者数の推移

	2012年	13	14	15	16	17	18	19	20	21
募集人員	80	80	80	80	80	80	40	80	40	40
出願者数	38	51	21	41	34	31	33	32	40	7



【羅臼校 オンリーワンの授業】

- 羅臼の海は、地元のダイバーから“季節の海”と呼ばれています。夏と冬の水温差が20度にもなるため、生き物や海の中の景色が季節によって様変わりします。
- 羅臼高校では、世界自然遺産「知床」の海を体感する選択授業として「ダイビング」があります。座学とともに、夏にはレギュレーター等の装備を身につけ、海に入って潜水技術を学びます。2023度は3年生の4人が受講し、潜水士の国家資格を取得したということです。

高校魅力化プロジェクト～遠別農業高校



- 遠別農業高等学校(遠農・えんのう)は、『日本最北の農業高校』ですが、少子化によって入学者が減少し、学校存続が危ぶまれるに至りました。このため、地域の期待に応えられる、学校づくりを目指して「遠農高活性化プロジェクト」を立ち上げました。

生徒たちが遠農で学びたいような独自の実習プログラムや、多くの人に遠農の魅力を伝えるための商品開発、ブランド化などを計画し、さらには、ふるさと納税のお礼品を通じた全国への取組み、PRなどを積極的に展開しました。

このプロジェクトでは、NPO法人えんべつ地域おこし協力隊が、WEBサイト「遠農物語」の開設やパンフレットの作成、札幌市でのアンテナショップの開設などを支援しました。

これにより、2015年に14名だった入学人数が徐々に増加し、北海道以外からも入学者があり、2022年度は25名の入学者となっています。

- 2015年から、遠農の加工品をふるさと納税の返礼品として提供を始めました。農業高校での取り組みは全国的にも珍しく、テレビ等でも報道されました。遠農のお礼品を受け取ったのがきっかけで、東京からの入学者もうまれました。遠農への応援の反響は、遠別町にとっても刺激となっています。町外からの入学者の増加に伴って、男子生徒の受入が困難となったことから、寄付金を活用して2020年に男子寮を増築しました。
- 入学人数の増加に伴い、遠農独自の取り組みも活発化し、各方面からも注目されてきました。2018年から「デジタル人材育成プログラム」(ヤフー株式会社との連携)に取り組んでいます。生徒が自ら町の特産品の販売ページを作り、ヤフーショッピングで販売(期間限定)しました。2019年は農業管理の認証制度「アジアGAP」の資格を取得しました。また、小中学生等と共に田植えや収穫など行う「遠別農業高校アグリスクール」などを展開しています。「ディスカバー農山漁村(むら)の宝 2019」において、コミュニティ部門の準グランプリを受賞しました。また、ふるさとチョイスアワード2019でも、「部門大賞(未来を支える部門)」を受賞しました。

(資料) <https://www.furusato-tax.jp/feature/detail/01486/12307>

高等教育へのアクセス～学力向上について（足寄町学習塾）

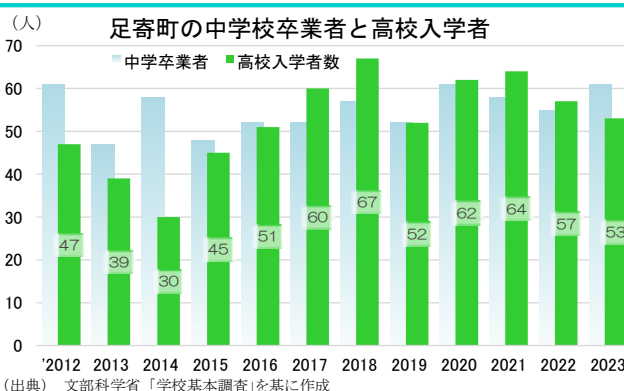


- 「足寄町学習塾」は、「足寄町学習塾設置及び管理に関する条例」に基づき設置されている。その設置目的(条例第2条)として、「足寄高等学校生徒の学習意欲の高揚、学習習慣と基礎学力の定着と向上、更に生涯にわたる学習基盤を身につけ、ふるさとに対する「誇り」の醸成を図り、将来の地域を担う人材育成」と掲げられている。
- 塾の管理・運営は、(株) Birth47 に委託されている(条例第12条で指定管理者を規定)。委託に係る予算は、2015(平成27)年度約3,500万円、2016(平成28)年度・2017年度約3,000万円、2018～2020年度は約3,250万円で、町の独自財源から支出されている。
- 塾は、(株) Birth47 の講師3名、事務職員1名で運営されており、月曜日から金曜日までの放課後と土曜日に開校している。
教育活動としては、教科学習が中心で、生徒のカウンセリングに基づき、一人ひとりの理解度に合わせたカリキュラムと講師が作成した教材を用いる「個別指導」が行われている。また、民間教育関連企業(ベリタス・アカデミー)が配信する映像授業も活用されている。

「足寄町学習塾」



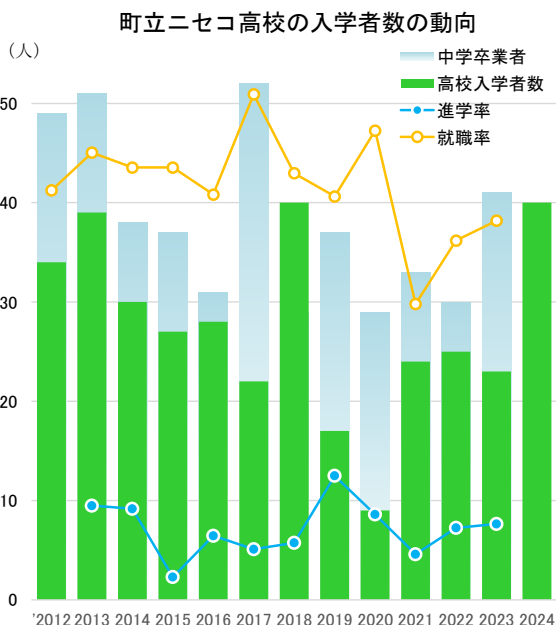
(資料) 高嶋真之「過疎地域における公設型学習塾の設置と教育機会の保障」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/tpe/16/0/16_25/_pdf/-char/ja



高等教育へのアクセス～シン・ニセコ高校（ニセコ国際高校）



- ニセコ高校は昼間定時制の農業高校(1学年40名)で、全国唯一の「緑地観光科」を有し、町の「基幹産業である農業と観光の担い手育成」に注力してきました。
- 近年は、生徒の学びのニーズに応えられず、入学者が低迷していたことから、難関大学への進学など多様な進路希望に合わせて普通科科目と専門科目とを組み合わせることができる総合学科とすると共に、定時制から全日制に転換を図ることとしています。



(%) 「進学型単位制総合学科」へ転換(35名×2クラス)

- ① 教育課程の見直し
普通教科の充実と、地域課題を解決する探究活動に取り組む。
- ② 校内留学施設「NISEKO World Village」(仮称)
国内にいながら外国とほぼ同様な環境で英語学習ができる施設。
- ③ 学習支援アプリ
オンライン学習教材「スタディサプリ」と「ロイロノート」を導入。一人ひとりが自律的に学習。
- ④ 高大連携・高校間連携の充実
連携によって、国際教育やアントレプレナーシップ教育を充実。
- ⑤ 小樽商科大学サテライト
アントレプレナーシップ教育など魅力ある教育プログラムを実施。
- ⑥ 新寮の建設
全国からの入学希望者数の増加(見込み)に対応し、新寮建設を検討。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」を基に作成

浦幌町の「ふるさと教育」の取組～「うらほろスタイル」



○ 「うらほろスタイル」は、持続可能な地域の実現に向け、将来の担い手となる人材育成と、子どもが夢と希望を抱ける地域づくりを、学校と地域、官と民が一体となって進めている取組みです。
事業の全体管理を行うNPO「うらほろスタイルサポート」を設立し、町役場、町教育委員会、企業・団体、町民が協働して推進しています。

【うらほろスタイル事業】

1. **地域への愛着を育む事業**～町内の小・中学校の教育現場で「ふるさと学習」「キャリア教育」を軸に、浦幌に今あるものの価値を見つめ直します。
2. **農村つながり体験事業**～町内の農林漁家での民泊体験学習を通じて「人・命・心・食」のつながりを実感し、思いやりの気持ちを育てます。
3. **子どもの思い実現事業**～子どもたちの「こんな町になったらいいな」という夢が詰まった町への提案や企画を大人たちの手で実現します。
4. **高校生つながり発展事業**～高校がない浦幌町でうらほろスタイル教育を受けて町外の高校へ進学した高校生たちが、自分と地域の将来を考え主体的に活動するサポートをします。
5. **若者のしごと創造事業**～浦幌の子どもたちや若者が、将来も浦幌に住み続けるために新規事業を生み出し、魅力ある雇用機会を創出します。

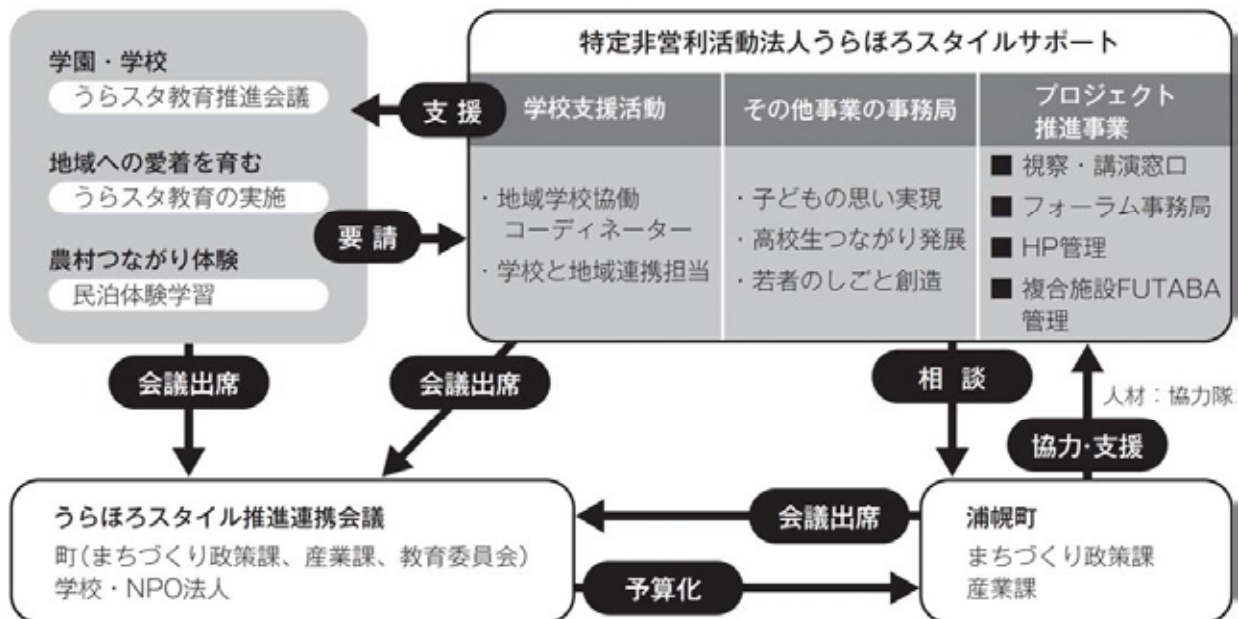


(資料) 浦幌町

浦幌町の「ふるさと教育」の取組～「うらほろスタイル」



○ 「うらほろスタイル」は、持続可能な地域の実現に向け、将来の担い手となる人材育成と、子どもが夢と希望を抱ける地域づくりを、学校と地域、官と民が一体となって進めている取組みです。
事業の全体管理を行うNPO「うらほろスタイルサポート」を設立し、町役場、町教育委員会、企業・団体、町民が協働して推進しています。



(資料) 浦幌町

栗山町の「ふるさと教育」の取組



- 栗山町の住民自治は、町内会、自治会、さらに市街地の町内会を統率する連合会を基本に、地域特性に応じた様々な活動を通じて地域生活基盤を支えています。
しかし、都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化、世代ごとの生活価値観の多様化などにより、身近な地域単位での問題解決や支え合いによる地域コミュニティの維持が困難になっています。
このような中、栗山町では隣接する町内会同士の広域組織により、新しいコミュニティを構築し、防災対策や地域の見守り活動など、それぞれが抱える諸課題に対応する活動を展開しています。今後も、町民主体によるまちづくりを推進していくとともに、多様化する住民ニーズを的確に捉え、行政と地域による協働の住民自治を構築していくことが大切です。
コミュニティ活動への支援としては、地域組織が主体となるまちづくりの推進、地域活動拠点の整備支援、複数町内会による地域自治活性化のための再編支援、特定非営利活動法人の設立及び活動支援、協定大学が持つ専門的情報の活用及び学生交流の推進、地域活性化となる公益活動に対する支援などを図ることとしています。
- 栗山町には、栗山小(児童数313人)、角田小(同54人)、継立小(同41人)の3つの小学校と、栗山中学校(生徒数257人)とがあります。町では、子どもの人数が今後も減少する見込みであることや、施設面の整備など物理的な要件、地域性、教員の配置などを考慮し、基本的に「義務教育学校」の形態を目指すこととしています。小中学校の統廃合は、継立小の新入生が令和9年に1名となる見込みのため、令和8年度までの完了を目指しています。
- 栗山町では、ハサンベツでの自然環境教育、ふるさと給食、町内企業での職場体験学習など「ふるさとキャリアプログラム」に取り組んでいます。これらの取り組み実績や町民の意見(学校教育の在り方を語り合う会)を踏まえ、地域資源を活かした「地域と歩む 持続可能な教育」を推進し、子ども達のふるさと観やキャリア観を育成することとしています。

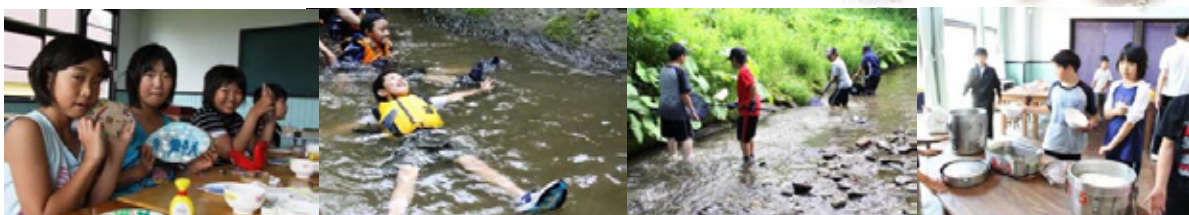
栗山町の「ふるさと教育」の取組～ふるさと自然体験教育



- 栗山町では、1985年に国蝶オオムラサキの生息が確認(国内北東限)されたことを契機に、「人と自然が共生するまちづくり」が進められ、子どもたちへの自然体験や環境教育活動も積極的に展開して来ました。2010年には、廃校となっていた旧雨煙別小学校(昭和11年建設)が「雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス」として再生され、宿泊滞在型で質の高い自然体験プログラムを実施しています。全国の青少年や幼児から大人まで、栗山の身近な自然と直接触れあいながら、環境に対する理解を深め、人間的に成長していくことへの貢献を目指しています。

<角田小学校宿泊学習～総合的な学習の時間>

- **学習のねらい**
 - ・集団行動を身につける、・地域の自然環境に興味・関心を持つ
 - ・身近な材料などから自由に考え、ものをつくる など
- **活動プログラム**
 - ・水生生物調査、ニジマス釣り&食体験
 - ・間伐材を使ったクラフト体験、・児童運営活動(レクリエーション)
- **その他のポイント**
 - ・環境ハウスへの宿泊を伴う初めての学校教育事業
 - ・学校、指導者(NPO)、教委が一体となった取り組み



栗山町の「ふるさと教育」の取組～食育の推進



○ 栗山町では、恵まれた環境や風土によって授かっている「食」について、栗山町に暮らす人と地域が共に健康的に育んでいくことを目指し、家庭、生産者、事業者、地域団体が連携し、食育の推進に努めています。

栗山町は豊かな自然環境の中で、新鮮な農産物が多数生産されている食材の宝庫であり、消費者と生産者とが顔の見えるつきあいができる特徴をもった地域です。町の基幹産業として発展する農業など食に関する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、本町で生産された豊富な食材を生かした栗山らしい食生活を実現を目指しています。

● 地場産品使用率の向上

学校給食への地場産品使用率を高める取り組みを進めています。米、小麦(ラーメン用)、かぼちゃ、グリーンアスパラ、小松菜、ズッキーニ、なす、トマト、メロン、生椎茸、鶏卵、牛肉については100%使用となっています。栗山町4Hクラブと教育委員会の共催により町内の小学生を対象とした手打ちうどん教室を開催し、麦の栽培、生産者の声、調理体験などを通じて食育教室を行っています。



● ハサンベツ里山

体験田んぼを造成しNPO法人雨煙別学校や社会教育団体と連携して、田植え、草取り、収穫、食べるまでの一連の流れを体験しています。



● 栗産栗消レシピの普及

美味しく栄養バランスの取れた、地場産食材を使ったレシピを町の管理栄養士が考案し、町広報へ連載しています。



栗山町の「ふるさと教育」の取組～「くりっ子福祉教室」



○ 栗山小学校の土曜授業では、講師の方から車いすでの生活や介助犬について、「携帯を忘れたときや、お風呂で溺れたときも助けてくれました。とても力になってくれます」といったお話を聞きました。また、北海道介護福祉学校の学生が指導し、ポッチャの体験も行われました。ポッチャは車いすに乗って赤と青のボールを転がし合い、基準となる白いボールに近い色のチームほど多くの得点が入るスポーツで、障がいの有無に関わらず楽しむことができます。

○ 継立小学校では、北海道介護福祉学校の学生の指導のもと、児童が3班に分かれて認知症に関する絵本の読み聞かせと講話を聞きました。また、車いすの操作を順番に体験し、初めて動かすことに緊張しながら、前進、方向転換、ブレーキのかけ方などを学んでいました。



◇ 北海道介護福祉士学校



(資料) 栗山町ホームページ

○ 栗山町が運営する介護福祉学校は、昭和63年に開校された全国で唯一の公立の介護福祉士養成校です。

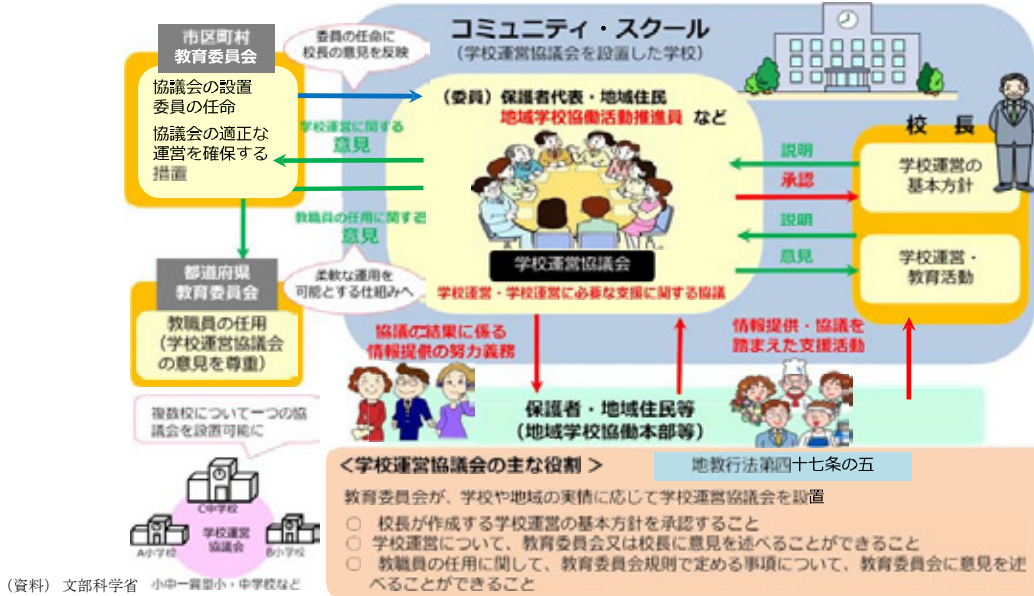
栗山町内を学びの場として、実践的な介護技術や知識を身に付け、これまで2,200名を超える卒業生が全道・全国へと羽ばたいています。

コミュニティ・スクールの仕組み（制度概要）

○ コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を置く学校のことで、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化されたものです。

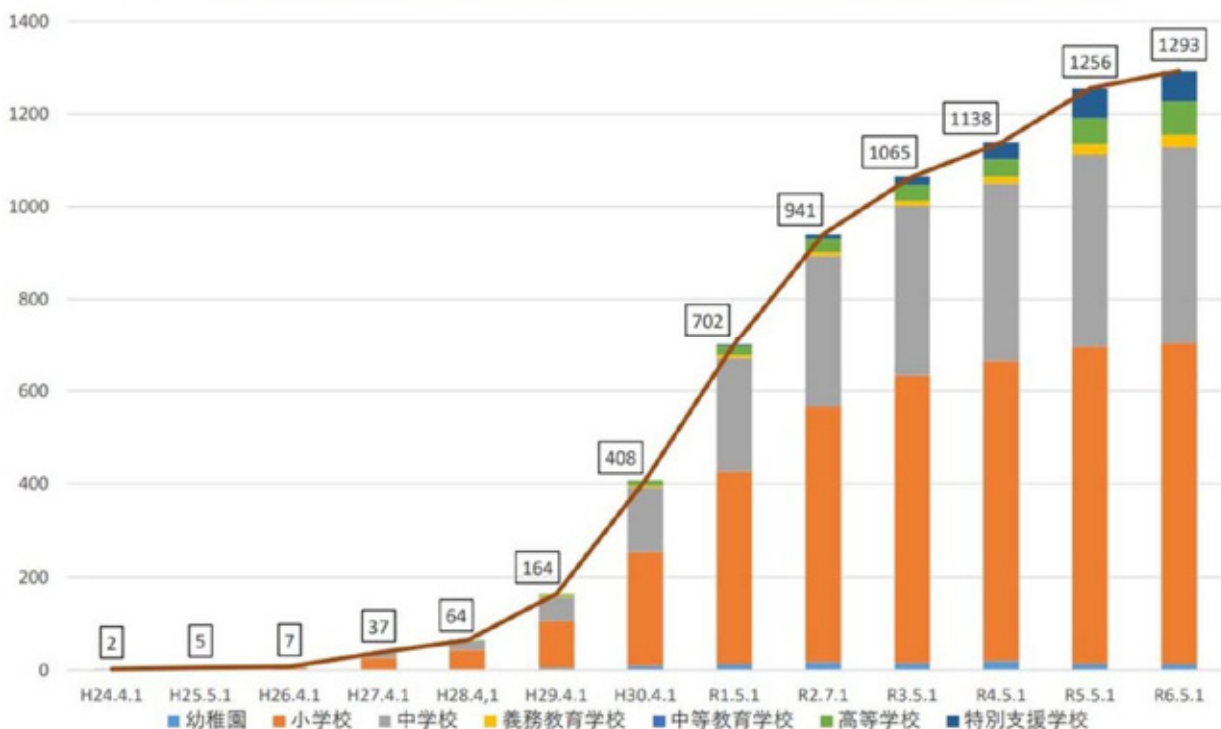
「学校運営協議会」は、児童生徒の保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みで、具体的には、「学校運営の基本方針の承認」を行うと伴に、「学校運営に関する意見」、「教職員の任用に関する意見」を述べるすることができます。現在、協議会の設置については、教育委員会の努力義務となっています。

なお、教育活動等を実施する権限と責任は、あくまで学校運営の責任者としての校長が有します。



北海道のコミュニティ・スクール

【校】 全道の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数の推移※札幌市を除く



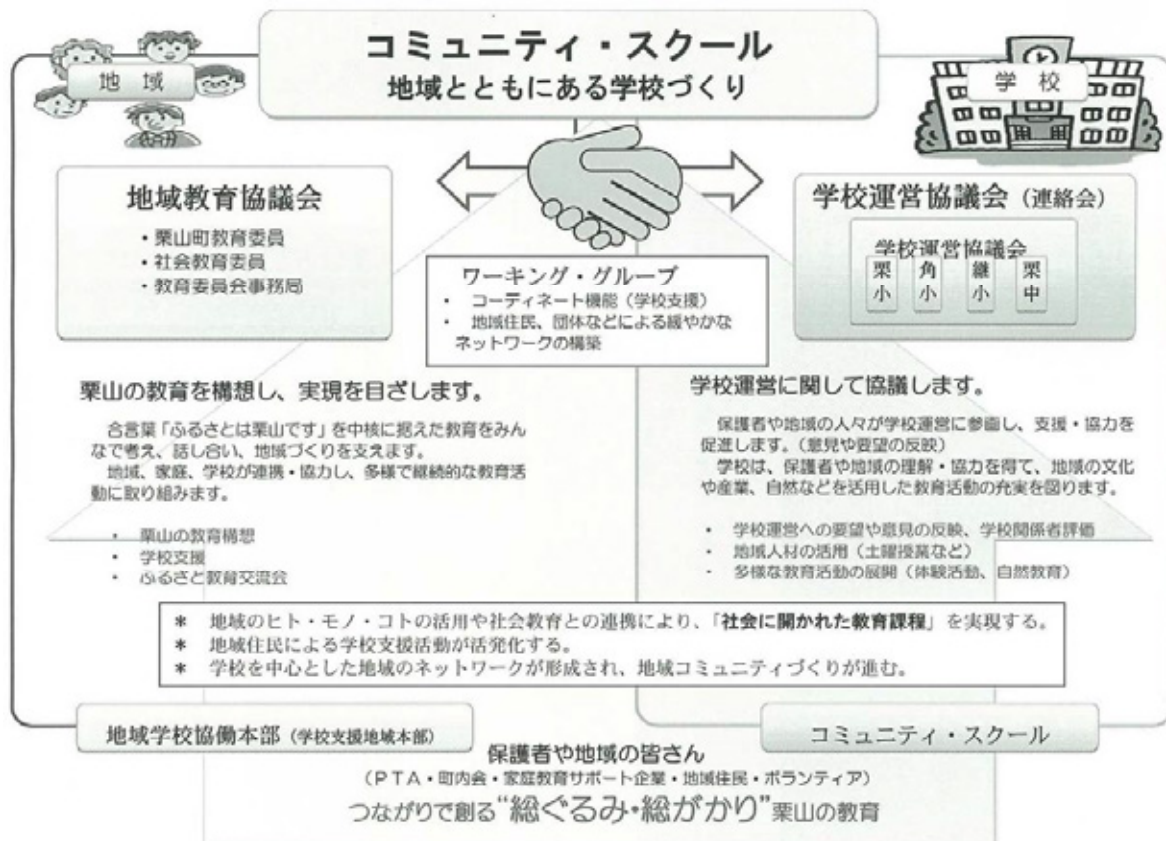
（資料）北海道

栗山町におけるコミュニティ・スクールの導入



栗山町教育委員会	
平成25年	<p>コミュニティ・スクール（CS）制度の検討と導入決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な社会変化の中において、本町の次代の教育を展望し、一層の充実を図るツールとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度：「地教法」47条の5）の導入を検討し、地域総ぐるみ、地域総がかりの教育の実現を旨とすることとした。 ○ 栗山町教育委員会は、町内の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、保護者及び地域住民と連携協力して、各学校それぞれの教育活動や学校運営の工夫改善を旨とすることとした。
平成26年	<p>制度導入へ向けて、取組の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会内に社会教育G及び学校教育Gからなるコミュニティ・スクール推進チームを設置し、本町のコミュニティ・スクール制度の基本的な考え方をまとめた。栗山中学校にコミュニティ・スクール担当教員が配置された。 ・ 校長会・教頭会を通して学校へ通知するとともに、学校教職員への理解を図るために、文科省マイスターを活用して、第1回コミュニティ・スクール研修会を開催した。
平成27年	<p>運営協議会準備会（各学校）、連絡会準備会（教育委員会）の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会は、学校運営協議会規則（※別紙）を制定し、規則に基づき各学校から委員の推薦を得て、各学校運営協議会準備会の委員を委嘱した。その後、各学校の評議員会は順次廃止することとした。 ・ 各学校は学校運営協議会準備会を開催し、教育委員会は学校運営協議会連絡会準備会を定期的に開催した。
平成28年	<p>制度導入（コミュニティ・スクール制度導入促進事業1年目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会は、全小学校（3校）、中学校（1校）をコミュニティ・スクールに指定し、校長から推薦のあった委員を学校運営協議会委員として委嘱した。 ・ コミュニティ・スクールの実践を整理し、具体化するため、登別市のコミュニティスクールに学ぶ第2回コミュニティ・スクール研修会を開催した。 ・ 町広報（マナビィ）にコミュニティ・スクール制度について掲載し、町民への広報、啓発を行った。

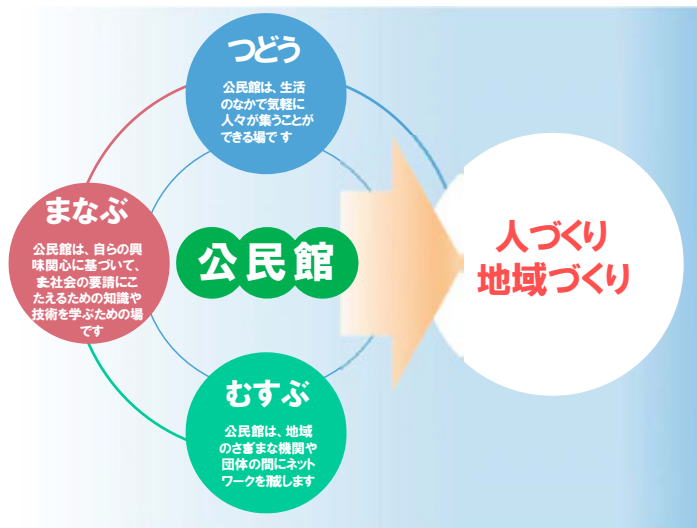
栗山町におけるコミュニティ・スクールの導入



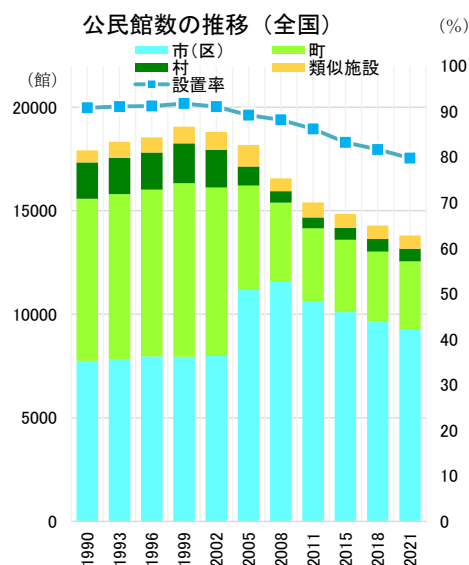
地域コミュニティと人材育成～公民館の概要



- 社会教育施設は、主として青少年及び成人に対して行われる教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む。)を推進するための機関で、公民館を始め、図書館、博物館、青年の家などがあります。
- 公民館は、社会教育の推進の中核となっており、これまで、青少年教育、成人教育、女性教育などの地域の教育の中心としての役割を担うとともに、社会教育関係団体の活動の場や地域コミュニティの中心となってきました。
- これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれています。



(資料) 文部科学省 パンフレット(2009年作成より)



出典：文部科学省「社会教育調査」を基に作成

地域コミュニティと人材育成～公民館の役割



○ 社会教育法における公民館に関する主な規定

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

地域コミュニティと人材育成～第二次世界大戦後の公民館の歴史



- 昭和21年 寺中作雄氏(当時:文部省社会教育課長)
『公民館の建設—新しい町村の文化施設』発刊(寺中構想)
「公民館の設置」に関する文部次官通牒発出
- 昭和22年 「教育基本法」公布・施行
第1回優良公民館表彰実施
- 昭和24年 「社会教育法」公布・施行
公民館の法的根拠が示される。
- 昭和26年 国による公民館施設補助金の交付開始
- 昭和34年 「公民館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)
公民館の施設規模,対象区域,設備などの基準が示される。(※平成15年改正)

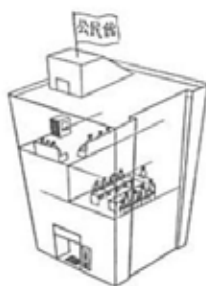
■ 寺中構想(公民館の機能)

- 1 公民館は 社会教育機関 である。
- 2 公民館は 社交娯楽機関 である。
- 3 公民館は 町村自治振興の機関 である。
- 4 公民館は 産業振興の機関 である。
- 5 公民館は 新しい時代に処すべき青年の養成 に最も関心を持つ機関 である。
寺中作雄著「公民館の建設—新しい町村の文化施設」より

地域コミュニティと人材育成～第二次世界大戦後の公民館の歴史



民主的社會教育機関です

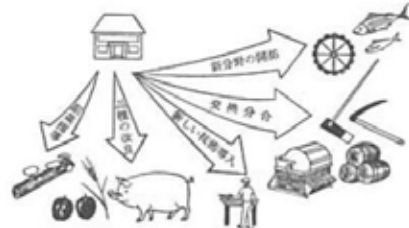


村の茶の間です

親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



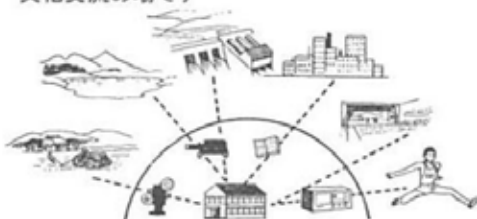
民主主義の訓練場です



郷土振興の機関です



文化交流の場です

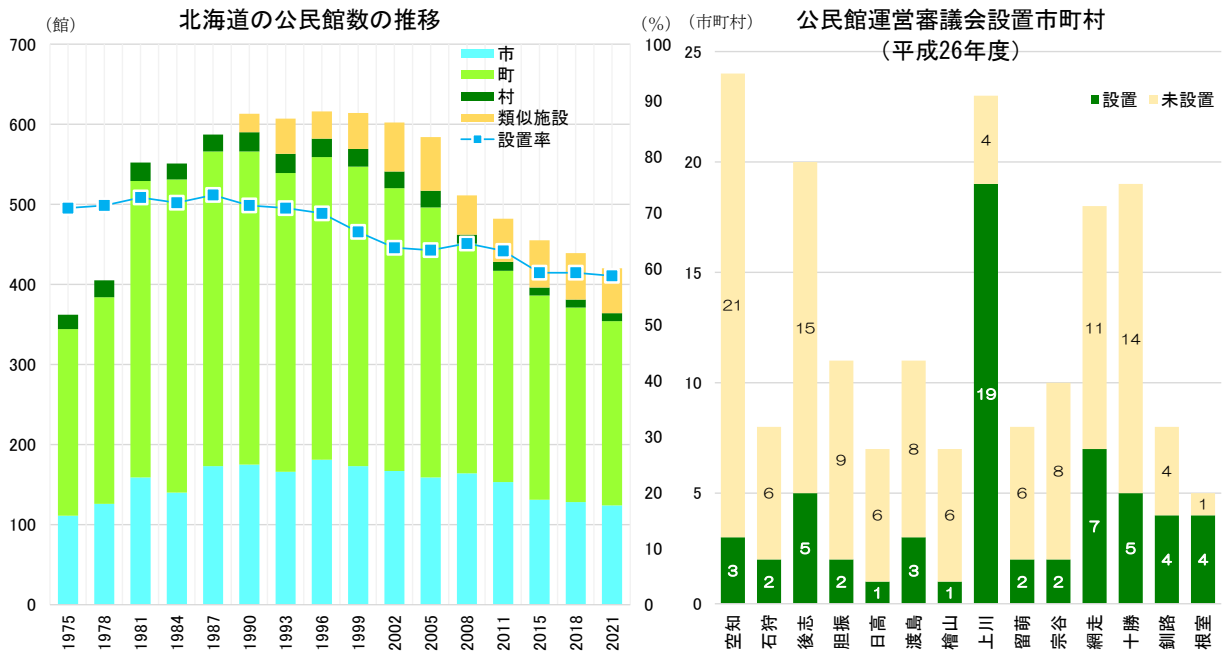


(資料) 「公民館図説」岩崎書店 1954年

北海道の公民館

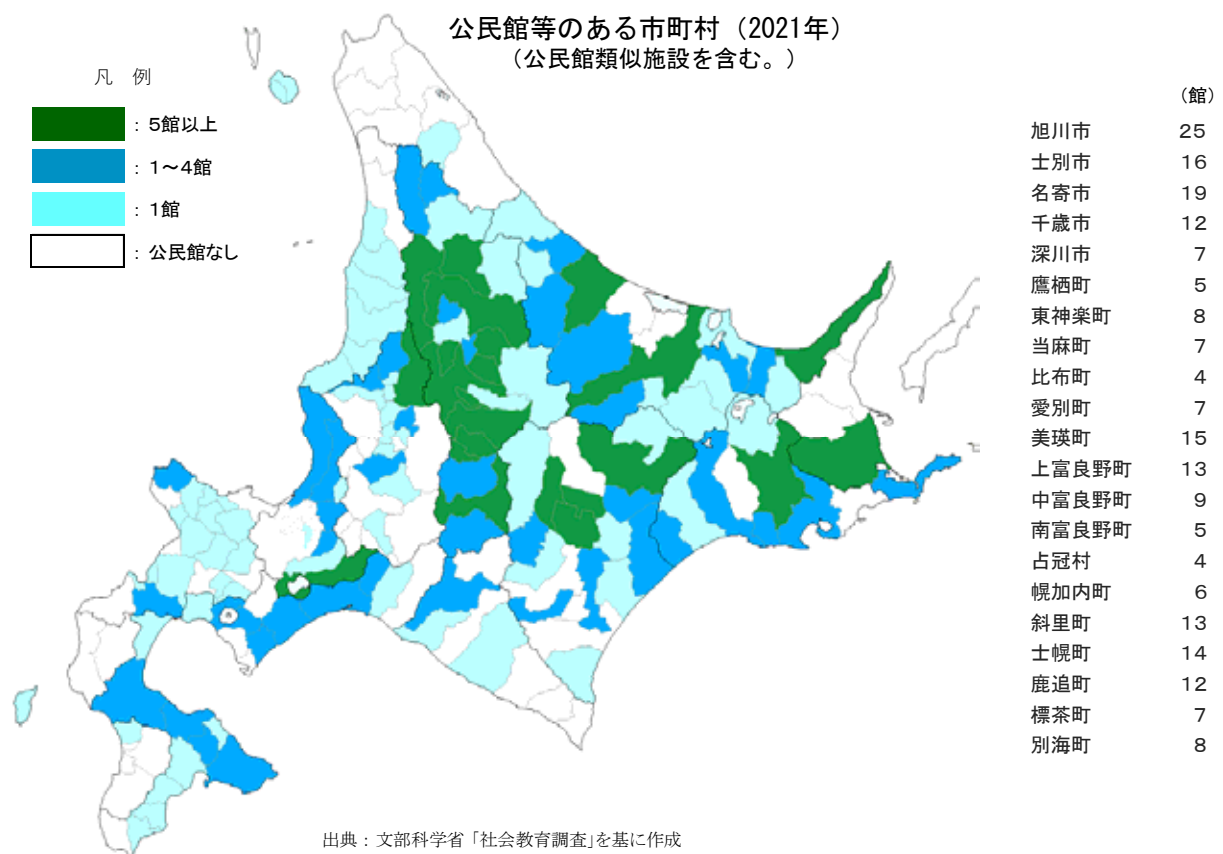


- 北海道の公民館等は、2021年度で132市町村に設置されており、420館（公民館類似施設を含む。）となっています。「コミュニティセンター」の整備等を背景に、公民館設置市町村も減少しています。
- 公民館が行う社会教育などの地域活動について、有識者・地域住民で構成する審議会で調査・審議することができます。道内の3分の1の市町村で公民館運営審議会が設置されています。



出典：文部科学省「社会教育調査」を基に作成

北海道の公民館～公民館のない市町村も…



北海道の公民館に求められる新たな役割について



- 公民館は、社会教育法第20条において、地域住民の学習活動等を支援する社会教育施設として規定されていますが、「寺中構想」に掲げられたように、自治振興や産業振興、人材育成など地域づくりにおいて欠かせない役割が含まれています。
こうした地域に固有の諸課題などを解決するための学習機会や関係団体との連携による地域づくりを効果的に推進していくため、地域住民等で構成される公民館運営審議会を設けることが出来る(地方分権改革以前は必置規定。)ようになっています。
- 北海道内の市町村は、様々な地域づくり事業に取り組んできましたが、炭鉱の閉山や農林水産業の衰退などを背景に、多くの市町村が過疎化の進行という大きな課題に直面しています。とりわけ、農山漁村では民間事業所や公的機関等の撤退、小中学校の統廃合によって、今まで行われてきたさまざまな地域行事や地域活動そのものが成り立たなくなるという事態が顕在化しています。
さらに、デジタル技術の飛躍的発展、地方における外国人材の急増、パンデミックの発生など、地域社会における生活様式の変化や価値観の転換が迫られているなかで、従来型のコミュニティ機能の衰退などもあり、直面する地域課題に対して、地域住民にも受け身の姿勢が見られがちです。
- 人口減少が進む地方の市町村では、役場職員の採用もままならない状況ですから、多様化、複雑化する住民ニーズに、行政だけで対応するのが困難となっているのが現実です。地方の人的・財政的リソースの制約も踏まえ、行政と住民が力を合わせて、主体的に考える姿勢が重要となっています。地域を支える多様なステークホルダーが、地域の課題を自分ごととして捉え、相互に連携しながら一緒に議論し行動する取組が求められています。
- 複雑化する地域課題の解決に向けては、AIやロボットなど革新的技術の活用と伴に、若者や高齢者、外国人や都市住民など多様な人材、団体とのコミュニケーションの構築が求められていると云われています。地方の公民館においても、従前の社会教育プログラムに加え、デジタルデバイドの解消を図るなどのリカレント教育プログラムの導入に乗り出している館もあります。さらに、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流、公共団体だけでなく民間企業との連携促進などを通じ、公民館の「本来の社会教育施設」機能を強化していくことが求められています。地域の多様な人々が学び合う「掛付け」づくりを工夫していくことにより、地域コミュニティにおける人材育成に結びつける必要があります。

(参考) 公民館における新しい技術を活用した「つながり」の拡大



- 公民館等において、新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げることが期待されます。

寿都町デジタル寺子屋「公民館ICT活用」(北海道寿都町総合文化センター)

～ 公民館のICT (Wi-Fi) を活用した子どもの放課後等学習支援 ～



背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。
様々な場面でICT機器の活用は、これからの子どもたちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのWi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。
Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。

学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。
児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



Wi-Fi環境整備の効果

社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てることができた。児童が一人1台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う。

放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつないだ講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫しお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があったら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。

(資料) 文部科学省



学童保育でのAIドリルの活用

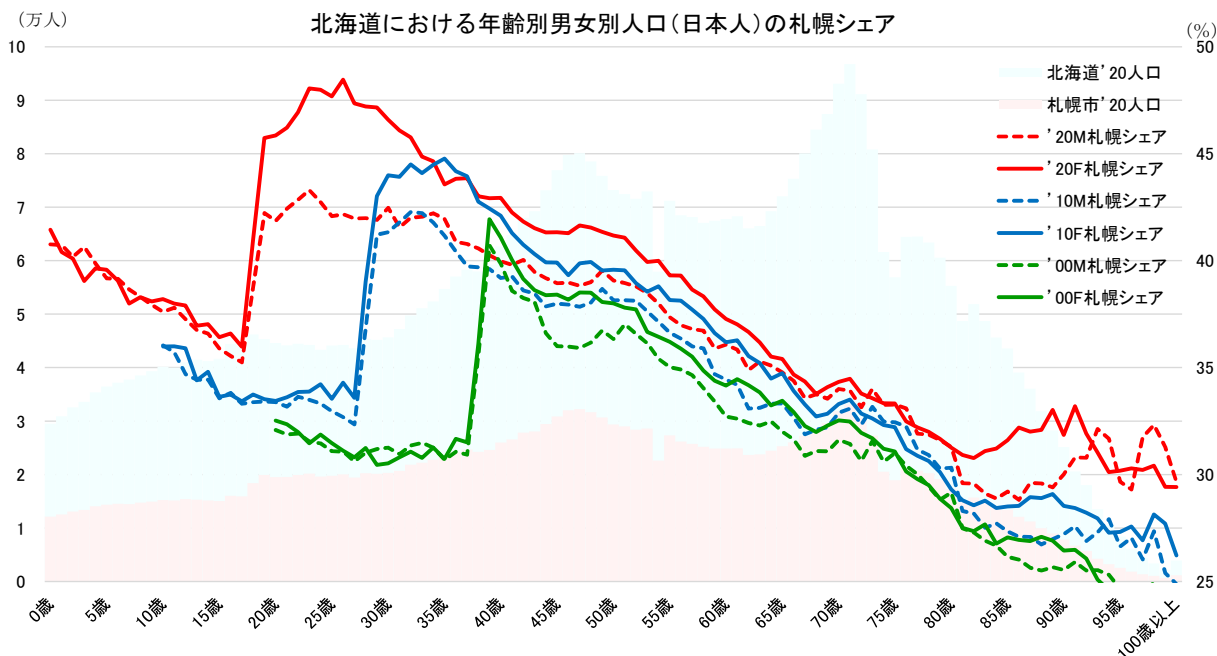


放課後子供教室での講師の説明

地域コミュニティと人材育成～若者、女性の札幌集中傾向



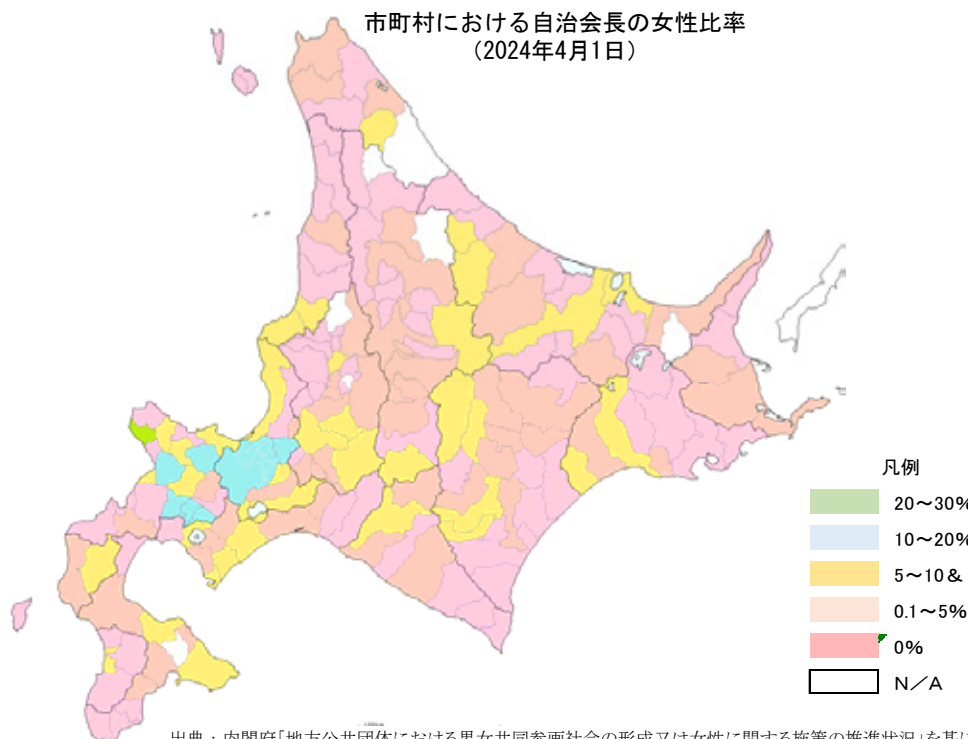
- 北海道では、高校卒業と同時に地方から札幌市に転入する若者が多くなっています。少子化に伴い若年層人口の減少が続いているなかで、20歳前後の年齢層の札幌シェアが年々高まっています。
- 2000年の札幌シェアのピークは、男女とも19歳の41%でしたが、2020年では、ピークが23歳に移動しています。男性のシェアは43%とほぼ変わりませんが、女性では48%と顕著にシェアが高まりました。



地域コミュニティと人材育成～自治会等における女性役員



- 全国の自治会長に占める女性の割合は、2024年現在で7.3%と10年前と比べて2.6ポイント増加しています。北海道は全国より低い5.4%ですが、10年前との比較では3.3ポイントの増となっています。



研究会委員プロフィール

(執筆順)

武岡 明子氏

札幌大学地域共創学群教授

東京都生まれ。早稲田大学大学院政治学研究科修士課程修了。財団法人日本都市センター研究員を経て、2006年に札幌大学に着任し、2018年から現職。専門は行政学、地方自治論。著書『地方自治論入門』（共著、ミネルヴァ書房、2012年）など著作多数。

小内 純子氏

札幌学院大学名誉教授

長野県生まれ。北海道大学教育学部大学院教育学研究科博士後期課程単位修得満期退学。1992年に札幌学院大学社会情報学部専任講師に着任し、1995年助教授、2003年教授となり、2025年3月同大学退職（名誉教授）。専門は地域社会学、地域メディア論。著書に『協働型集落活動の現状と展望』（共編著、農山漁村文化協会、2017年）、『北海道農村社会のゆくえ』（共編著、農林統計出版、2019年）など著作多数。

林 琢也氏

北海道大学大学院文学研究院准教授

青森県生まれ。筑波大学大学院博士課程生命環境科学研究科修了、博士（理学）。首都大学東京（特任助教）、岐阜大学（助教・准教授）を経て、2019年4月から現職。専門は農村地理学、観光学、地域づくり論。著書に『役に立つ地理学』（共編、2012年、古今書院）、『長良ぶどう発達史』（編著、2013年、長良ぶどう部会・記念誌出版実行委員会）など著作多数。

片山 めぐみ氏

札幌市立大学デザイン学部准教授、NPO法人地域ケアコミュニティ研究所代表理事

札幌市生まれ。東京工業大学大学院総合理工学研究科博士後期課程修了、博士（工学）。2006年に札幌市立大学に着任し、2022年から現職。今年、NPO法人地域ケアコミュニティ研究所を立ち上げ、代表理事に就任。専門は建築計画学、社会福祉学、コミュニティデザイン。社会福祉士。著書に『地域創生デザイン論：“まち育て”に大学力をどう活かすか』（共著、文真堂、2020年）など著作多数。

持続可能な地域コミュニティづくりに向けた取り組み
～ 町内会に関する考察を中心に ～

北海道における地域コミュニティに関する研究会報告書

発行 令和8年2月
編集発行 一般財団法人 北海道開発協会
〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目
セントラル札幌北ビル
TEL (011) 709-5213
FAX (011) 709-5225
URL <https://www.hkk.or.jp>
E-mail kenkyujo@hkk.or.jp

* 本事業は、ライラック基金を活用しています。



一般財団法人 **北海道開発協会**

Hokkaido Development Association



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています

FSC® C183589